

# 東京国際大学論叢

## 人文・社会学研究

### 第8号

---

#### 論 文

- ユダヤ人ブンドにおける新たなユダヤ民族  
アイデンティティの創出 …………… 川名 隆史…… 1
- 複雑性 PTSD の心理療法における身体  
——イメージおよび言語を媒介にした心理療法と  
身体的アプローチ—— …………… 田中 信市…… 19
- 幽閉者たちの町—交易都市アルトナの成立と発展 …………… 吉田 量彦…… 35
- 「莊子祠堂記」からみた『莊子』の孔子説話と戯曲性 …………… 水野 厚志…… 53
- 中国語の語彙について  
——北京語との比較を中心に—— …………… 瀬戸口 勲…… 73
- カール・カウツキーと「歴史なき民」の問題  
——チェコ問題を中心に—— …………… 勝又 章夫…… 91

---

#### 研究ノート

- ヘンリー・フィールディングの演劇作品 1728-1731 …………… 澤田 孝史…… 107
- 地域史誌を読む  
——地域で普通の人たちが書いてきた郷土誌の具体像—— …… 高田 知和…… 131
-



# 東京国際大学論叢

人文・社会学研究

第8号





# ユダヤ人ブンドにおける新たなユダヤ民族 アイデンティティの創出

川 名 隆 史

## The Creation of a New Jewish Identity in the Jewish Bund

KAWANA, Takashi

### Abstract

In the autumn of 1897 the General Jewish Labour Bund in Lithuania, Poland and Russia (shortly the Jewish Bund) was founded as the first party of Jewish socialist workers in Lithuania. The Jewish Bund aimed at the revolution in the Russian Empire from the standpoint of internationalism. After that, due to various factors, it changed to a Jewish labour party, which raised the national demands of the Jewish workers, and created a new Jewish identity corresponding to the modern class society.

This paper clarifies this process by examining the following three elements into details.

- (1) The process of transition of Polish Jewish Identity since the eighteenth century
- (2) The history of revolutionary movements in the Russian Empire and Russian Poland
- (3) The polemic over the national question in the Marxist world of the time

The Jewish Bund survived the First World War and played an important role in restored Poland, but virtually ceased to exist after the Holocaust.

*Keywords:* the Jewish Bund, Polish Jews, Jewish identity

### 目 次

はじめに

- 1章 ポーランド分割後のポーランド・ユダヤ人の世界
  - 2章 革命運動の進展とユダヤ人ブンドの成立
  - 3章 ユダヤ人ブンドの民族理論の形成
  - 4章 ユダヤ人労働者の新たな民族アイデンティティ
- 結び

## はじめに

1897年の秋、リトアニアのヴィルノで「ユダヤ人ブンド」(リトアニア・ポーランド・ロシアのユダヤ人労働者総同盟 *Algemejner Jidiszer Arbeter Bund in Lite, Pojln un Rusland*)<sup>1)</sup>が結成された。初のユダヤ人独自の社会主義的革命政党ユダヤ人ブンドの創立は、近世以降のユダヤ人アイデンティティの変遷の歴史に、また新たな転換をしるすことになる。

本稿は、18世紀中葉から進展した、旧ポーランド・リトアニア連合国家(ジェチポスポリタ *Rzeczpospolita*)のユダヤ人のアイデンティティの変遷に関する一連の研究の一部を成す。<sup>2)</sup>ジェチポスポリタは当時、世界最大のユダヤ人人口を抱えた広大な国家であった。そのジェチポスポリタのユダヤ人社会の中で、18世紀中葉にハシディズムが発生した。神秘主義的な新たな信仰形式に基づくハシディズムは、ジェチポスポリタ南東部から急速に勢力を伸ばし、やがてジェチポスポリタのポーランド側の地域(ポーランド王国 *Korona*)に広がり、旧来の支配的な通称「ラビ派ユダイズム *judaizm rabiniczny*」すなわち「正統派ユダイズム *judaizm ortodoksyjny*」の支配構造を切り崩し始めた。新たなユダヤ人アイデンティティの出現である。他方同時期にドイツ地域で、キリスト教社会への同化を進めるユダヤ啓蒙ハスカーラーの思想が生まれ、徐々にジェチポスポリタにもその影響が及び始めていた。ジェチポスポリタのユダヤ人(ひとまず簡潔にポーランド・ユダヤ人と表現する)は、大別すると数的な偏差はあるものの、正統派・ハシディズム・ハスカーラーの三方向に分化し、それぞれが宗教的、社会的な基盤に基づいて独自のアイデンティティの構築を進めていった。

ポーランド・ユダヤ人の社会は他方、「ポーランド分割」によって大きく変動した。分割によって、ポーランド・ユダヤ人の世界の地域的カテゴリーに変化が生じ、かれらは分割国ロシア、プロイセン、オーストリアのそれぞれの政治的・社会的条件の中で生きていくこととなった。各分割国の政治制度や対ユダヤ人政策の違い、経済発展の度合いに応じて、ユダヤ人社会内部の上述の分けも国ごとの偏差を伴いながら進行した。

19世紀の末期に近づくくと、ヨーロッパ各地で顕在化した反ユダヤ主義の風潮、特に1881-1882年のウクライナで発生した大規模なポグロムが、シオニズムの思想の意義を高め、それが新たなユダヤ理念、新たなユダヤ人アイデンティティとして影響力を強めて行った。また19世紀には資本主義発展に伴って労働運動が進展するとともに、マルクス主義を始めとする社会主義思想、革命思想が広まった。特に社会主義思想の解放理論が、ユダヤ人社会においても革命派のインテリゲンツィアや労働者の間に広まり、それがやがてユダヤ人解放の理論と関連付けられていった。同一の歴史的基盤に立ちながら、シオニズムとは別個のユダヤ人の解放のスタイル、更なる別個のユダヤ人アイデンティティが模索されることになる。

本稿の目的は、ユダヤ人の労働運動、社会主義的革命運動の中から生じた新たなユダヤ人アイデンティティ形成の動きを追うことにある。対象とするのは、19世紀末にロシア帝国とりわけポーランド分割によってロシア領となったジェチポスポリタのリトアニア側(リトアニア大公国)の地域でユダヤ人独自の革命党として生まれたユダヤ人ブンドである。ユダヤ人の労働運動・革命運動は他の分割領でも進展したが、ポーランド王国<sup>3)</sup>も含めたロシア領のユダヤ人ブンドは、ユダヤ人自身の独立した党組織であったこと、またその影響力の強さ、歴史的な重要性の面で他の分割領の運動を遥かに凌駕した。第1次世界大戦後に復活したポーランド国家においても、ユダヤ人ブンドはユダヤ人の社会的・文化の発展を牽引した。

ユダヤ人ブンドは、また近代東欧の重要な課題である民族問題の歴史において、「民族的文化的自治」を綱領化したことでも異彩を放つ。「ユダヤ人は民族なのか？」という微妙な問題から、東欧の民族問題そのものの本質に関わるようなところにも、このユダヤ人ブンドの思想・行動の営為は関わっていた。本稿は、これまでのユダヤ人ブンドの研究史を踏まえ、<sup>4)</sup> ユダヤ人ブンドが独自のユダヤ人アイデンティティを構築した経過を辿ることを目的とする。そこではユダヤ人ブンドそのものの思想展開を追うと同時に、ユダヤ人ブンドひいてはユダヤ人社会全般を取り巻く非ユダヤ人社会との関係、特に競合する他の民族の社会主義政党との関係を探りながらその経過を追うことにする。また同時にユダヤ人宗教共同体の中での葛藤・対立も、考察のもうひとつの素材として可能な限りで取り上げる。

## 1章 ポーランド分割後のポーランド・ユダヤ人の世界

ナロードニキの運動からロシア革命に到るロシア帝国の革命運動史には、多くのユダヤ人が登場する。だが彼らの多くは、ポーランド分割でロシア領となった地域でロシア化したインテリゲンツィアないしは実業家階層の出身者からなる。ロシア語を母語とし、ロシア語で高等教育を受けた彼らは、ユダヤ人としてではなくロシア帝国国民としてのアイデンティティを強く感じていた。従って、彼らの革命の目標はあくまでもロシア帝国の革命であり、ユダヤ人への特別の配慮があったとしても、それがユダヤ人独自の革命理念として顕在化することはなかった。1897年にユダヤ人ブンドを創立したユダヤ人革命家たちも、もとは概ねそのような風潮の中で活動していた。

ポーランド分割で旧ジェチポスポリタの最大領域を領土としたロシア帝国は、同時にそこに居住していた、ロシアにとっては未曾有のユダヤ人人口を抱え込んだ。対応に苦慮しながらユダヤ人政策を進めたロシア政府は、新たに領土となった地域を中心にユダヤ人の強制居住区域<sup>5)</sup>を定めた。ユダヤ人強制居住区域は時代とともに拡張、縮小を繰り返すが、帝政末期にはおおそ旧リトアニア大公国領域をなす北西諸県、現在のウクライナの北部の南西諸県、南部の新ロシア Новороссия地域、それにウィーン会議によって成立したポーランド王国の領域から成る。旧ジェチポスポリタの領域に加え新ロシア地域が強制居住区域になったため、ユダヤ人にとっては居住域が広がったことになり、実際この地域でのユダヤ人人口は急増した。強制居住区域の一部でユダヤ人の農村居住が禁じられたこともあるが、歴史的な傾向としてユダヤ人は都市に集中する度合いが高い。近代化が進み、経済発展の過程で富裕化するユダヤ人も現れる。ロシア政府は彼らを優遇し、例外的に強制居住区域外での居住、経済活動を容認するようになる。強制居住区域内のユダヤ人の人口は、19世紀末には500万を超え、強制居住区域の人口の11%を超えた。<sup>6)</sup>

本稿が対象とするユダヤ人ブンドの主な活動領域は、ロシア帝国の北西諸県（以下、リトアニアとする）とポーランド王国である。リトアニア人、ベラルーシ人、ポーランド人、ユダヤ人が混住するリトアニアでは、ユダヤ人の都市人口に占める割合は6割に達し、中小の都市では更に多い。圧倒的にポーランド人が優勢なポーランド王国では、ワルシャワ、ウッチといった大都市での居住が多いが、その人口の割合はせいぜい3割程度であり、リトアニアとは対照的である。

前述のようにハスカーラーの影響のもと、富裕ユダヤ人の同化、リトアニアではロシア化、ポーランド王国ではポーランド化、プロイセン領やオーストリア領ガリツィアではドイツ化が進行していた。だがこの同化の動きは、ほぼ大都市の富裕階層に限られ、大多数を占める中下層のユダヤ人は、概ね正統派とハシディズムの支配するユダヤ教世界の中にいた。そこにもやはり地

域的な差異があり、プロイセン領（後のドイツ帝国領）では、政府が推進した同化政策もあって明確にハスカーラーが優位であった。ガリツィアではハスカーラーの影響は大都市に限られ、中小都市や農村地域は正統派とハシディズムの影響下にあり、特にハシディズムが急速に勢いを増していた。ロシア領のポーランド王国も宗教関係ではガリツィアとはほぼ同様といえるが、ガリツィアに比べてポーランド王国ではユダヤ人の人口規模が大きく、また工業発展が進んだことで経済的背景においてガリツィアとは大きな違いがあった。リトアニアはポーランド王国と並ぶ、ユダヤ人の集積地であった。リトアニアでは伝統的に正統派が強力で、ジェチポスポリタ南東部からのハシディズムの影響を最小限に抑えたため、それが宗教的環境におけるガリツィアやポーランド王国との違いを生んだ。ハスカーラーの影響は他の地域と同様、ヴィルノ、ミンスクなどの大都市に限られていた。<sup>7)</sup>

1850年代からロシア帝国でも工業発展が進み、ユダヤ人強制居住区域ではポーランド王国と南部の新ロシア地域で目覚ましい発展が見られた。リトアニアはそのような大工業化の流れからは立ち後れており、それがリトアニアのユダヤ人社会の経済的条件に影響した。旧ジェチポスポリタ時代から、ユダヤ人の職業は請負酒場経営や行商を含む小規模商業、手工業が優勢であり、ロシア領においてもその傾向は維持された。<sup>8)</sup> 工業労働についても大工場工業への進出は進まず、大半のユダヤ人労働者は中小の手工業に従事していた。<sup>9)</sup> この資本主義発展からユダヤ人労働者が取り残されたような状況は、ユダヤ人問題の現れとして政治的な主題に転化することにもなった。

## 2章 革命運動の進展とユダヤ人ブンドの成立

ロシア帝国の革命運動は、1890年頃を境にナロードニキの革命主義からマルクス主義的な労働運動を基礎とする運動への転換が見られ、この運動に多くのユダヤ人が関わるようになる。活動の中心はリトアニアで、特にヴィルノが拠点であった。彼らは本来的に民族の違いを重視しない理論的立場で活動した。具体的には、もっぱらロシア語でロシア人（ロシア語を解する他の民族の労働者も含む）労働者を対象に活動した。このため、イディッシュしか解さないユダヤ人労働者の間での活動は困難であった。しかしリトアニアの労働者階級に占めるユダヤ人労働者の比重は高く、このユダヤ人労働者への働きかけが重要なことは認識されていた。こうしてユダヤ人労働者を対象にロシア語教育および様々な教化活動を内容とする活動が始まり、やがてイディッシュが教化活動に併用されるようになり、活動は小規模な革命家サークル形成から、1890年代初頭を境により広い層を対象とする革命的な労働運動へのアジテーションへと展開する。

この時期にヴィルノのグループはポーランド王国、特に首都ワルシャワへ活動家を送り込み、活動領域の拡大を目指した。1890年代に入り、パリで亡命ポーランド人革命家組織「ポーランド人社会主義者在外同盟」Związek Zagraniczny Socjalistów Polskich (ZZSP) が結成され、その影響下にポーランド王国およびリトアニアのポーランド人の革命組織として「ポーランド社会党」Polska Partia Socjalistyczna (PPS) が結成された。<sup>10)</sup> ポーランド独立と社会主義的労働運動を綱領としたPPSは、当初よりユダヤ人労働者を獲得することを重視していた。ポーランド独立がユダヤ人労働者にとって解放への意義ある道筋と認識した者が多くPPSに合流し、党内にユダヤ人部門が起き上がる。PPSのポーランド人指導者のみならずユダヤ系インテリゲンツィアの指導者でさえ、そのほとんどがイディッシュを解さなかった。<sup>11)</sup> ユダヤ人部門は必然的に自律的に行動する。党指導部にはユダヤ人を独立した民族とする視点はなく、<sup>12)</sup> イディッシュの意義も認めない。<sup>13)</sup> 党内部に独自の方針を掲げる民族的な独自組織が存在することは想定していなかつ

た。ユダヤ人党員の側にもそのような意識はなかったし、まだその時期でもなかった。しかしユダヤ人労働者間でのアジェーションの戦術面で、徐々に党指導部との認識の違いが現れ、それが党指導部とユダヤ人部門の間に軋轢を生むことになり、<sup>14)</sup> 1897年に組織的に分離する。<sup>15)</sup> この時点では、ユダヤ人部門はユダヤ人独自の民族的要求を掲げてはいないが、ユダヤ人ブンドが生まれる世紀転換期に向かって様々な形でそれが運動の重要なテーマとなって行く。ユダヤ人の社会主義運動に民族問題が持ち込まれるのである。ヴィルノのユダヤ人グループにとっては、ポーランド人の民族としての目標であるポーランド独立の綱領にはあまり関心はなく、ワルシャワのユダヤ人組織もポーランド独立の綱領よりはむしろポーランド人労働者との合体による運動の強化に関心が強く、「ヴィルノの使者」の活動が広まるにつれ、多くのユダヤ人労働者がその影響下に入った。PPSとヴィルノ・グループの間でユダヤ人労働者の争奪戦となり、両者間で運動の戦術面のみならず、PPSのポーランド独立の綱領をめぐる民族問題に関する議論が激化した。ポーランド王国にはポーランド独立の綱領を否定してPPSに対抗する「ポーランド王国社会民主党」*Socjaldemokracja Królestwa Polskiego (SDKP)* が、1893年に結成されていた。ポーランド王国とリトアニアの労働運動は、戦術的、民族的に、加えて激しい弾圧のためにそれぞれの党組織が浮沈を繰り返したため組織的にも錯綜した状況の中で展開されていた。

やがてロシア帝国の労働運動において、ユダヤ人労働者を束ねる統一組織の必要性が認識されていった。1895年以降、弾圧によってPPSの活動力が低下したことなどにより、ワルシャワではポーランド問題に関する見解の相違を争点とすることなく、ヴィルノ・グループとPPSから分離したユダヤ人部門が合体していた。そのことが重要な誘因のひとつであったと思われるが、1897年10月、ヴィルノにヴィルノ、ワルシャワなどの組織の代表が集まり、ロシア帝国のユダヤ人労働者の統一組織としてユダヤ人ブンドが結成された。ユダヤ人ブンドは、ロシア帝国全体の社会主義に基づく労働運動の中でユダヤ人の運動を束ねる組織であり、ロシア帝国全域のすべての民族の労働者の組織として生まれるはずの社会民主主義党の一部であるとあらかじめ自己規定していた。そしてそれが翌年の「ロシア社会民主労働党」（以下、ロシア社会民主党）の創立により現実化する。ミンスクで開催された創立党大会の参加者7名のうち2名がブンドの代表で、そこで選出された3名の中央委員のうち1名がブンドの代表であった。創立されはしたもののその直後から弾圧が強まり、もとより弱体であったロシア人の運動は細り、特にリトアニアおよびその周辺では、ロシア社会民主党の運動は専らユダヤ人ブンドによって担われていた。その実績に基づく高い自意識が、やがてロシア社会民主党内部の組織問題を混乱させる要因のひとつとなった。

1897年の結党以降、ユダヤ人ブンドはほぼ毎年党大会や党会議を開き、綱領方針を具体化、精密化して行った。社会民主主義の政治的アジェーションとともに、労働運動において特に重視されたのは、労働者の権利獲得、待遇改善などのいわゆる経済闘争であり、この側面においてユダヤ人ブンドは競合する他党を凌駕していた。ユダヤ人ブンドは自らをロシア帝国全体のロシア社会民主党の一部と位置づけていたため、全体党内での自党の位置、他の民族の党員との関係を規定することを迫られた。帝国内の運動をユダヤ人ブンドが専ら担っていた時期には問題にはならなかったが、レーニン等「イスクラ」派を中心にロシア帝国内および亡命地での党活動が活発化し、ロシア社会民主党の再編成を目指して第2回党大会が準備された時に、問題が顕在化した。ユダヤ人ブンドが、自身をユダヤ人労働者の唯一の代表で、ロシア社会民主党の「連盟的 *federalny*」な構成部分だとした<sup>16)</sup> のに対して、レーニン等はそれを「民族主義的偏向」「分離主義」として攻撃した。<sup>17)</sup> 党大会準備段階で活発な議論がなされたが、最終的に両者は決裂し、ユダヤ人ブンドはロシア社会民主党から脱退した。この問題は、ユダヤ人ブンド vs. 「イスクラ」派という対立図式

で、すなわちユダヤ人という特殊な存在のために発生した問題として論じられることが多い。だが、ユダヤ人ブンドと同様に当初よりロシア社会民主党の一部と自らを位置づける「ポーランド王国・リトアニア社会民主党」*Socjaldemokracja Królestwa Polskiego i Litwy* (SDKPiL)<sup>18)</sup>も、組織問題に関してユダヤ人ブンドと同様の要求を掲げて「イスクラ」派と対立した。問題はロシア帝国やオーストリア・ハンガリー国家のような多民族国家で、社会民主主義の運動がいかなる形式のもとに展開されるべきかという、原理的な問題であった。SDKPiLはユダヤ人ブンドに同調していたわけではないが、結果的にユダヤ人ブンドと同じ方向に進み、ロシア社会民主党と合体はしなかった。<sup>19)</sup> この対立の背後にはまた、ユダヤ人問題一般に関わるある偏見が横たわっていた。「イスクラ」派に限らず、当時の社会主義者世界において、一般にユダヤ人が民族と見做されていないという事実である。詳しくは次章以後で扱うが、ユダヤ人はやがては周囲の社会に同化してゆくものという、進化論的な響きのハスカーラーの世界観が社会主義者世界にも根強く染み込んでおり、それがレーニン等「イスクラ」派の主張の底流を成していた。思想・原理の面ではユダヤ人の存在は認められないが、現実の運動においてはユダヤ人が重大な推進力を有している。レーニン等「イスクラ」派の頑なな拒否的な態度は、この矛盾した状況にも起因するだろう。

ロシア全体党との関係のみならず、特に民族問題をめぐるPPSとの議論など、多様な要因、状況から、ユダヤ人ブンドは結党以降、徐々にユダヤ人を独自の民族と規定し、それに基づく独自の民族的要求を具体化していった。ユダヤ人ブンドは本来、革命運動における民族の違いを度外視する国際主義の立場に立つ。従ってこのような民族的要素を強調する方向への転換には、当然、党内からの反発があり、激しい論争もあった。しかし結果的に、ユダヤ人を「民族」と確定し「ユダヤ人の民族的文化的自治」をユダヤ人労働者の要求として綱領化するに到ったことで、ユダヤ人ブンドは社会民主主義の革命運動史において歴史的な個性として自立した。この転換の要因、具体的なプロセスについても、次章以降で詳述する。

20世紀に入るとロシア帝国全体で、社会主義運動に限らず様々なアジテーションが活発化し、政治的に活性化する。ポーランド人の間ではSDKPiLの組織が再建され、PPSと競合した。ユダヤ人ブンドはポーランド独立を綱領とするPPSには敵対し、理論的に親和的なSDKPiLと協調する傾向があった。しかしそれらは機関誌などでの論争に限られ、日々の労働運動の現場では、民族問題よりも経済闘争が重視された。独自のユダヤ人組織を有するPPSとは競合するものの、SDKPiLとは、ユダヤ人ブンドがユダヤ人、SDKPiLがポーランド人を活動の対象とすることで事実上の分業が行われていた。同時にPPS内部では、ポーランド独立の綱領方針の解釈をめぐり、また労働運動の活動方針をめぐって理論対立が生じていた。1900年にPPSから分かれたPPS-Proletariat<sup>20)</sup>は、ポーランド独立を目標としつつも、ロシア帝国の革命と諸民族の自治・連邦の要求を掲げ、またユダヤ人独自の革命党の意義も認めていた。ユダヤ人の民族的文化的自治を綱領化しつつあったユダヤ人ブンドとPPS-Proletariatの親和性は強く、両党は協力関係にあった。<sup>21)</sup>

他方ユダヤ人自体の運動面でも状況に変化があった。ユダヤ人ブンドはPPSのユダヤ人組織と競合関係にあったが、1900年頃からロシア当局による官製労働運動（ズバトフシチナ *зубатовщина*）<sup>22)</sup>が現れ、やがてそれがユダヤ人労働者を対象とし始めた。ユダヤ人自身の中でも、革命的組織による激しい政治的アジテーションに懐疑的なグループもあったようで、温和な合法的活動への志向も一定の成果を生んだ。1905年革命でロシア帝国の労働運動は一つの頂点に達するが、ユダヤ人ブンドにかかわるところでは、二つの大きな変化があった。一つはユダヤ人の労働運動にシオニズムが浸透し、いわゆる労働者シオニズムないし社会主義シオニズムと呼ばれる運動が生まれたことである。<sup>23)</sup> 社会主義実現のための前提としてのユダヤ人国家を目指すこのシオニズムは、そ

の実現のあり方をめぐって見解の相違があつて、決して一枚岩ではなかつた。しかしユダヤ人労働者の間にはかなりの影響力を持つに到り、シオニズムを否定するユダヤ人ブンドの新たな敵対勢力となつていた。もう一つはユダヤ人ブンドがSDKPiLとともにロシア社会民主党と合体したことである。ロシア社会民主党第2回大会での決別の原因であつたロシア全体党の組織論の問題は解決されないまま、1905年革命の熱狂の中で、社会主義の革命運動の統一の要請からなし崩し的に合体が実現した。<sup>24)</sup> これ以後、ポーランド王国やリトアニアでは、ポーランド語やイディッシュのパンフレットやピラには三党の名称が併記された。この全体党においては、SDKPiLはポリシェヴィキに、ユダヤ人ブンドはメンシェヴィキに近寄る傾向が強まり、1912年のウィーンの反ポリシェヴィキ派の会議以降、ユダヤ人ブンドは事実上メンシェヴィキ内の自治部門となつた。<sup>25)</sup> また1905年革命によってPPS内部でも、ポーランド独立に戦いを一元化させるグループと、社会主義運動を重視するグループの対立が深まり、最終的に前者が「ポーランド社会党革命派 (PPS-Frakcja Rewolucyjna)」, 後者が「ポーランド社会党左派 (PPS-Lewica)」となつてPPSは最終的に分裂した。後者のPPS-Lewicaと、ユダヤ人ブンド、SDKPiLとの距離が縮まり、一部で協力関係に入った。おおよそこのような経過を辿つて、第一次世界大戦そしてロシア革命、ポーランドの独立を迎えることになる。第一次世界大戦でポーランド王国が同盟国軍に占領されたため、ユダヤ人ブンドの組織はポーランド王国とリトアニアの間で遮断された。その後更にロシア革命でロシアに社会主義政権が生まれ、またポーランド国家が再建されてポーランドとロシアが国家的に分離したことにより、ユダヤ人ブンドの存在条件そのものが大きく変化して、組織的にも理論的にも新たな時代に入る。ロシア革命の中でロシアとリトアニアの組織の大部分はロシア共産党に吸収されて解消され、ポーランドの組織からロシアに移った者もいた。党内対立を経て、<sup>26)</sup> ロシア共産党・コミンテルンと距離を保ったポーランドの組織は「ポーランドのユダヤ人ブンド」の名称の下、ポーランドの党として再出発した。

### 3章 ユダヤ人ブンドの民族理論の形成

ユダヤ人ブンドは1899年12月の第3回党大会で、初めて民族問題すなわち社会主義運動におけるユダヤ人の問題を取り上げた。前述のように、ユダヤ人ブンドはユダヤ人独自の民族的要求は掲げず、他の諸民族と共同でロシア帝国の革命を目指すいわゆる国際主義に依拠していた。ユダヤ人ブンドという党も、本来はユダヤ人を民族として代表する組織ではなく、帝国全体の運動の中でユダヤ人の運動を推進するための組織として構想されたものだった。従つて1899年の時点で民族としてのユダヤ人独自の政策を志向するに到つたことは、ユダヤ人ブンドの歴史における大きなイデオロギーの転換といえる。この転換には、ユダヤ人組織の拡大によるメンタリティの変化、他の社会主義党、特にポーランドにおけるPPSとの対抗、あるいは第二インターやオーストリア社会民主党における民族問題をめぐる様々な議論など、多くの要因が関わっていた。

ユダヤ人ブンドが第3回大会で、民族としてのユダヤ人の問題を議事日程に取り上げた理由については、研究史上、様々な見解が取りざたされるが、ここではまずPPSのポーランド独立の綱領への対抗という要素を重要なものと指摘しておく。ユダヤ人ブンドは経済闘争において実績を重ね、多くのユダヤ人労働者を獲得してきた。だがポーランド民族がロシア帝国の支配から脱してポーランド国家を樹立して自由を実現するという図式は、同じ土地に住み歴史を共有してきたユダヤ人にとつても、普遍的な意義を持つ解放の理論として認識されていた。PPSユダヤ人部門（後のユダヤ人組織Organizacja Żydowska）としてPPSに属するユダヤ人のメンタリティはそこにある。

だがPPSはリトアニアを含むポーランドの独立を一元的にポーランド人によるものとし、その領域内のユダヤ人（リトアニア人も同様）はポーランド人として一元化され、独自の民族としては認められていない。ユダヤ人はユダヤ人としてではなく、ポーランド人として（あるいはポーランド人になるものとして）扱われ、従ってアジテーションも専らポーランド語で行われた。

ポーランド独立の問題は、PPSとの関係に留まらない。ポーランド独立の要求を否定するSDKPが創設され、ポーランドの労働運動の世界が二分されたこと、更には1896年の第二インター・ロンドン大会でPPSおよびその在外機関ZZSPと、SDKPの双方が自身の立場に国際的な承認を得ようと、ポーランド独立をめぐる相反する決議案を提出したことで、すでにそれは国際問題化していた。ロンドン大会では、民族自決権 Selbstbestimmungsrecht der Nationen（言語によっては自治 autonomy）を認めるという決議をもって曖昧な形で決着がついた。しかしその過程で、ドイツ社会民主党の理論誌といえる“Die Neue Zeit”で、いわゆる「ポーランド論争」が展開され、<sup>27)</sup> ポーランド独立要求の是非という議論を越えて、「民族」の定義も含め民族問題全般に関する議論が沸騰していた。加えて、第3回大会に先立つ1899年9月に、多民族国家オーストリアの社会民主党ブリュン党大会が開催され、オーストリアを民族自治を基盤とする諸民族連合国家へ改変するという、いわゆるブリュン綱領が採択され、当時ブルジョワ的と称されていたナショナリズムとは異なる形式で、民族が政治的主体と捉えられるようになっていた。<sup>28)</sup> 更にこの頃、南ロシア方面に社会主義シオニズムのポアレイ・シオン Poalej-Syjon が生まれ、その勢いがポーランドに及び始めたため、それに対抗して民族としてのユダヤ人の要求を定式化する必要があった。

第3回大会では、様々なモノグラフの記述によると、民族問題に関してはかなり激しい議論となったようである。ユダヤ人の民族としての意義を強調したのは、数年前にワルシャワに潜入してユダヤ人労働者の組織活動の中心にいたミル J. Mill であった。ワルシャワで日常的に PPS と対峙した後、スイスに逃亡してブンドの在外委員会を率い、機関誌“Der jidiszer arbeter”（『ユダヤ人労働者』）の主筆であったミルは、オーストリア社会民主党のブリュン綱領の図式に則ってロシア帝国改編の方針の意義を説いた。しかしこのような民族的要素を強調することは、ユダヤ人労働者の階級意識を希薄にし、更にナショナリズムへの偏向を生み、国際主義に依拠するユダヤ人ブンドの本来の立場を損なうことになるという批判を受けた。<sup>29)</sup> ユダヤ人の民族としての権利ではなく、普遍的な市民的権利の獲得こそが目指すべきものという立場である。PPS と直接対峙するポーランド王国のブンドにとって、ポーランド独立綱領に対抗して、民族問題において明確な立場を表明することは不可欠と捉えられた一方で、PPS の勢力が強くはなくロシア的性格の濃いリトアニアではポーランド独立の問題への関心は相対的に薄い。その温度差が党内の議論に影響を与えたことは考えられる。第3回大会では、この問題に関して決議はなされず、機関誌“Der jidiszer arbeter” に特別な欄を設けて自由な議論を進めることを決め、結論は次回以降の大会に持ち越された。<sup>30)</sup>

1901年4月ピアウイストクでの第4回大会が、ユダヤ人ブンドにとって大きな転換点となった。大会は、SDKPiL と同調して PPS と全力で戦うことを再確認し、民族問題に関しては次のような決議を採択した。「様々な民族 Nationalität から成るロシア国家は、将来、居住する地域とは関わりなくそれぞれの民族の完全な自治 volle Autonomie に基づく諸民族から成る Föderation に転換されねばならない。……この民族 Nationalität の概念は、ユダヤ人にも適用される。しかし現下の状況下においては、ユダヤ人の民族自治の要求を提起することは時期尚早であると考えられるため、今のところはユダヤ人に対する例外法の廃止を求めて闘うことで十分とする」。<sup>31)</sup> 大筋において前回大会でのミルの主張が受容されたことになるが、ユダヤ人の民族自治を時期尚早としたのは、従



来の国際主義的な観点への妥協であろう。この決議の歴史的意義は、言うまでもなくユダヤ人を明確に「民族」と規定し、民族自治の主体と捉えたこと、そして民族自治の構想を、基本的に地域を基盤とするブリュン綱領の構想を越えて、地域を度外視する枠組みで提起したことである。<sup>32)</sup>

ユダヤ人は「民族」なのかという議論は、マルクス主義者の間で当初は曖昧な形で、やがては過剰に厳密な理論の形で進展したが、ユダヤ人ブンドのこの決議がある刺激を与えたことは間違いない。東欧、西欧の区別なく、社会主義者の世界においてはハスカーラーの世界観すなわち同化論が暗黙のうちに認められていた。ポーランドにPPSが生まれて社会主義運動と民族的要求との関係が問題となり、オーストリア・ハンガリーでは多民族国家における社会主義運動のあり方が議論されるようになるが、ユダヤ人に関しては一貫して同化論が支配的であった。この問題に関する研究史では、ドイツ社会民主党のカウツキー K. Kautsky やオーストリア社会民主党のレンナー K. Renner、バウアー O. Bauer などの名が引き合いに出され、様々な民族規定を含めてその内容は大概知られている。<sup>33)</sup> たとえばバウアーによれば、民族を運命共同体・性格共同体とする自身の民族規定に従うとユダヤ人も民族であるが、それは古い中世のことで、近代の資本主義時代にあってはユダヤ人は周囲の諸民族に同化・吸収され、ユダヤ人の文化共同体は消滅するとされた。<sup>34)</sup> 地域と言語の共通性を民族の指標とするカウツキーにとって、ユダヤ人は独自の地域を欠き、イディッシュは民族言語たりえず、従ってユダヤ人は民族ではない。<sup>35)</sup> 極端に単純化したのが、おおよそそのような議論が行われた。これはハスカーラーの歴史観への盲目的信頼と、西欧とは桁違いのユダヤ人が存在する旧ジェチポスポリタの状況への無知に起因する。だがこれは西欧のみならず、ロシアの社会主義者についても同様であった。ロシア帝国の革命運動には、多くのユダヤ人革命家が関わっているが、その大半はロシア化したユダヤ人で、彼らにとって他のユダヤ人はやがて自らと同じ道を歩むべき存在であった。ましてやレーニンを始め、ロシア人の革命家の大半はユダヤ人など眼中になかった。それどころかユダヤ人ブンド内部でも、やがてはユダヤ人は最終的に同化の道に進むだろうと考える者も少なくはなかった。このような風潮の中で、ユダヤ人ブンドが「ユダヤ人は民族である」と高らかに宣言したわけである。同化論が主流の社会民主主義の世界では当然のことながら強い反発は生じたが、ユダヤ人ブンドでは以後、既定路線となっていく。<sup>36)</sup>

この決議はまた、ロシア社会民主党の組織原理に関わる問題も引き起こした。ロシア帝国を諸民族の自治に基づく連邦国家に改変するという目標は、そのままロシア社会民主党の組織原理に投影され、ユダヤ人ブンドの社会民主党からの脱退を引き起こした。おおまかな経過は第2章で示した通りであるが、要はユダヤ人ブンドがユダヤ民族の唯一の代表で、ロシア社会民主党の「連盟的」な構成部分であるという原則のもとに中央委員会に代表を送ることを要求したことで、イスクラ派のみならず後のメンシェヴィキの人脈からも、民族主義的偏向、分離主義だとして激しい批判を受けたのである。後にレーニンが明示したように、ロシア社会民主党はロシアの地域政党であり、民族原理に基づいてはいなかった。<sup>37)</sup> ロシア全体党の「自治的部分」であったユダヤ人ブンドは、徐々に「ユダヤ人」の組織、すなわちロシア帝国全体のユダヤ人労働者の唯一の代表であるとの性格を強め、ロシア社会民主党内での他の民族の代表と同等の地位を求めたのである。党を民族ごとに区分けし、それぞれの代表が「連盟的」な関係のもとに指導部を形成するという、民族原理に基づく新たな党組織原理がユダヤ人ブンドからもたらされたのであるから、レーニン等からの反発はむしろ必然とも言えよう。

第4回大会で「時期尚早」のため綱領化されなかったユダヤ人の民族自治の要求は、1905年革命勃発後の、1905年10月の第6回大会で正式に「民族的文化的自治」の要求として承認された。そ

して裁判および公的機関における母語すなわちイディッシュ使用が法的に保障され、公的教育などの文化的事柄については、その権限が国家や地域行政機関から当該の民族へ、すなわち民族の成員によって選ばれた特別の機関に移行されるという要求細目が付けられた。<sup>38)</sup> ユダヤ人は民族として民族的文化的自治の主体であり、イディッシュが事実上ユダヤ人の民族言語であることが、正式にユダヤ人ブンドの綱領となった。現地社会への言語的同化を唱えるハスカーラーや、ヘブライ語使用を志向するシオニズムに対抗して、イディッシュをユダヤ人の言語とするイディッシュ運動（イディシズム Yiddishism）が19世紀から進展して、19世紀末頃には「イディッシュ・ルネサンス」と称されるようなイディッシュ文芸の発展が見られた。<sup>39)</sup> イディッシュはユダヤ人労働者の大半が属していたであろう正統派ユダヤ教やハシディズムの世界の言語であり、そこに民族という近代的な意味合いが加わったことで、イディッシュはあらためて文化的な創造性を持つ、ユダヤ人の民族言語としての地位を確立したと言える。<sup>40)</sup> ユダヤ人労働者の生活と文化の基盤を成す要素として、イディシュカイト jidiszkejt の成立である。とはいえユダヤ人ブンド全体がイディッシュ化したわけではない。指導者層の多くは未だロシア化（一部はポーランド化）したインテリゲンツィアから成り、党大会などではロシア語が支配的であった。イディッシュで育ち、ユダヤの伝統的な宗教教育機関イエシバjesziwaでタルムード教育を受けた後、独学でロシア文化に接近したいいわゆる polu-intelligentsiia<sup>41)</sup> と呼ばれる層が増えて、徐々にユダヤ人ブンド内部の知的構造に変化が生じ、全体として党のイディッシュ化が進められたと考えられる。党大会が初めてイディッシュだけで開催されたのは、1910年の第8回大会であった。<sup>42)</sup>

イディッシュを基礎とするユダヤ人の民族的文化的自治が、ユダヤ人ブンドの政治綱領として確定したのは、1905年革命の渦中でユダヤ人の革命政党としてスローガンを明確化する必要があったことと並んで、いわゆる労働者シオニズムを掲げるユダヤ人諸政党が革命勃発後に続々と名乗りをあげており、これらに対抗する必要に迫られたこともあった。ユダヤ人ブンドは、ブルジョワジーの政治運動だとしてシオニズムを否定するが、それを労働者に植え付けようとする運動が生まれて一部で組織化が進んでいることを認め、危機感を抱いていた。1903年の第5回党大会でユダヤ人ブンドは、労働者シオニズムは階級対立を民族的利害で隠蔽し、その政治的無関心が革命運動を阻害しているため断固これと戦うべしと決議した。<sup>43)</sup> 労働者シオニストにとっては、真の階級闘争は未来のユダヤ国家において初めて展開するものであり、ディアスポラの地での運動はある意味で仮のものであり、その方針は労働者の状況改善などの経済闘争に限定されがちであった。ユダヤ人ブンドにとって、ロシア帝国こそが階級闘争の場であり、戦いを通じて労働者そして民族として解放されるのは「イスラエルの地 Eretz Israel」ではなく、この地すなわちロシア帝国そのものにおいてである。ここにユダヤ人ブンドの歴史が生んだ新たなユダヤ・アイデンティティを構成するもう一つの要素、ドイカイト dojkejt<sup>44)</sup> の概念が定着する。「この地」で、現地社会に文化的に同化することなく、イディッシュに基づくユダヤ人の民族的文化的自治を展開すること、これがユダヤ人ブンドの綱領であり、新たなユダヤ人労働者のアイデンティティを示すものとなった。

#### 4章 ユダヤ人労働者の新たな民族アイデンティティ

ユダヤ人ブンドがユダヤ「民族」の党であると宣言し、独自の民族的要求を掲げて、新たなユダヤ人のあり方、新たなユダヤ人アイデンティティを提示したことは、ユダヤ人ブンド史研究、特に初期のその一つのハイライトである。当初より国際主義の立場を歩んで来たユダヤ人ブ

ンドが、党結成後3年目頃から、ユダヤ人の民族としての要求、民族綱領を掲げる方向に転換したことについて、ユダヤ人ブンドの研究史において、様々な見解が提示されてきた。本稿でもすでに幾つかの見解を援用しながら論を進めてきたが、ここでこの問題での研究史を一瞥する。各モノグラフには各著者なりの観点からの研究史の紹介が成されているが、ここでは比較的明解なカッソフS. Kassowの概説に依拠する。<sup>45)</sup>

ユダヤ人ブンドのこの方向転換について、Kassowはおおまかに四つの方向で整理している。一つ目はイディッシュ話者のユダヤ人労働者およびsemi intellectual<sup>46)</sup>の流入が転換を促したとするもので、古典的な説明である。<sup>47)</sup>二つ目は党の少数のエリート指導者が、シオニズムの影響や他の諸党への対抗、ロシア社会民主党内での自党の位置づけなど、様々な要請に対応した結果であるとする説で、これはFrankelが当初の一つ目の立場から修正したものとされる。三つ目は、社会学の内部植民地主義model of internal colonialismおよび分断的労働市場split labour marketの理論を用いてユダヤ人労働者の状況を分析するPeledの立場である。当時のロシア帝国の労働市場において、ユダヤ人労働者は雇用者および非ユダヤ人労働者から文化的に差別されて孤立化し、またその結果労働市場における低賃金のセグメントに追込まれていた。彼らはそこで徐々に民族のかつ階級的アイデンティティを自覚して『民族的・階級的』意識“ethno-class” consciousnessを発展させた。その政治的表現がユダヤ人ブンドの民族的イデオロギーとなったと説いている。<sup>48)</sup>最後の四つ目の観点は、すでにこの問題でのひとつの要因として例示したように、PPSとの対立、抗争の帰結としてユダヤ人ブンドが民族的な側面を強化したというものである。ポーランド独立を綱領とするPPSが、ユダヤ人をもポーランド「国民」として組織化を進めるのに対して、ユダヤ人を自立した存在として他の諸民族と同等の関係の中に位置づけるために、理論的に民族的性格を強める方向に進んだというもので、専らポーランド人と共生するポーランド王国やリトアニアの都市部における展開の説明としては有効であろう。<sup>49)</sup>これらのどれが決定的だったかはここでは断言しないが、いずれにせよユダヤ人の民族性を強調する流れが生まれ、そこに第二インターやオーストリア社会民主党での民族問題に関する議論が理論的な枠組みを提供したという流れは確認できよう。

このようにしてユダヤ人ブンドの民族理論が形作られていったのだが、研究史上、特にその過程が目目されるのは、そこにロシア帝国のユダヤ人労働者の未来への展望という問題、ユダヤ人としての存在そのものに関わる原理的な問題が映し出されているからである。

素朴な国際主義理論に基づけば、労働者階級は資本主義体制の中で民族的な区別なく一律に搾取されている。従って階級闘争において個別の民族が独自の民族的要求を提出することは、階級闘争の目標を曖昧にするものであり、またナショナリズムが本質的にブルジョワジーの要求と捉えられたために想定されていなかった。1896年の第二インター・ロンドン大会でPPSおよびZZSPがポーランド国家再興を国際社会主義運動の綱領にするよう求めたことで、この問題が改めて議論されることになった。18世紀末のポーランド国家消滅以後、国家再建を目指すポーランド人の戦いは、19世紀の革命運動史においては一貫して自由のための戦いと称賛され、また部分的に社会主義思想とも結びついた。だが民族の自由を求める戦いの正当性が、ユダヤ人にも適用されるかという点で、問題が発生する。既述のように社会主義者世界では、一般にユダヤ人は民族だと考えられておらず、同化が進行すれば消え行く存在と見做されていた。しかしロシア帝国では、ユダヤ人は居住区域の強制を受けるなど現実に法的に差別されており、そこからユダヤ人労働者は階級的にそして民族的に二重に抑圧された存在であるという認識が生じる。ユダヤ人ブンドはこの二重の抑圧を、両方とも資本主義体制に根ざすものとして一元化していた。階級的抑圧から

解放されれば、自動的に民族的抑圧からも解放されるという論法となる。だがユダヤ人ブンドと活動領域が重なるPPSが、ポーランド独立による民族抑圧からの解放（ユダヤ人はポーランド人としてそこに包含される）の図式を提示したことで、ポーランド人には包含されないユダヤ人としての独自の立場を説明する必要に迫られた。また先のPeledの分析に従うと、ロシア帝国の資本主義発展の中で、ユダヤ人労働者は労働市場において疎外された地位に追い込まれ、そこから独特の民族的階級的意識が醸成されていた。更に後に労働者シオニズムと呼ばれる潮流が現れたことが、シオニズムは中小ブルジョワジーの運動だとして切り捨ててきたユダヤ人ブンドに、新たな理論的対応を迫っていた。このようにロシア帝国のユダヤ人は、他の民族とは様々な局面において区別される独自の民族として存在しているという認識が固定し、それに基づき民族としてのユダヤ人の解放を理論化する必要に迫られたのだと結論づけられよう。

もう一つ確認すべき点はユダヤ人は民族であり続けるのかという問題に、一定の方向づけが成されたことである。初期の段階ではユダヤ人を民族として認め、イディッシュを民族言語と認めた。だがユダヤ人は民族として永続的に存在し続けるのかという問題については、明確な意思表示はなされていない。指導層を形成するロシア化したインテリゲンツィアの多くは、暗黙に究極的には同化は不可避と考えていた。このためユダヤ民族の永続性に関して、曖昧な立場（neutrality）を取っていた。民族的要求が具体化していくうちに、ユダヤ民族は永続的に同化しないという観点が徐々に優勢になっていった。イディッシュは永続するユダヤ民族の言語として、ユダヤ人ブンド内部でのイディッシュの地位が高まり、党大会での言語もイディッシュに一元化されるようになる。イディッシュを独自の言語とし、シオニズムによる脱出Exodusを拒絶して「今いる土地」に留まるという方針が、ユダヤ人ブンドの構想するユダイズムの永続性の確信、新たなアイデンティティの形成を導いた。民族的文化的自治は、このアイデンティティを政治的に保障する制度であった。

ユダヤ人ブンドの提示する独自のユダヤ人アイデンティティは、宗教社会としてのユダヤ人共同体の中でどのように位置づけられようか。ドイツの基督教社会主義運動のような自発的なものとは異なり、ロシア帝国のユダヤ人の社会主義的労働運動は、宗教的に差別され、民族的に管理・抑圧されている状況の中で発生した。一般に労働者の世界にあっても、正統派の共同体、それを支配するラビンや長老会<sup>50)</sup>の影響力は強かった。<sup>51)</sup>ユダヤ人ブンドのメンバーが、それらと具体的にどのような関係を維持していたか、具体的な例を挙げて言及するのは難しい。ユダヤ人ブンドの運動に宗教的要素が絡むことはあり得ないが、ブンドのメンバーは制度的にはユダヤ人共同体に属しており、結婚や葬儀などに関わる生活上、宗教上の事柄では共同体との関係は、度合いは様々なれど維持されていた。ロシア化ないしはポーランド化したインテリゲンツィアの革命家については、その多くはユダヤ教自体から離脱しているか、あるいはハスカーラー・改革派のシナゴグに属していると考えられる。一方労働者の大半は正統派、およびハシディズムに属している。正統派とハシディズムは、共通して同化を否定し、ハスカーラーに敵対した。シオニズムについても同様に、その世俗性、メシア信仰からの逸脱として否定する。また正統派もハシディズムも日常言語はイディッシュである。民族と名付けることはないが、イディッシュを独自の言語として持ち、今いるところで救済を待つという内容は、ユダヤ人ブンドのそれとの親近性は認められる。社会主義の要素を正統派やハシディズムが認めることはあり得ないが、イディッシュを軸に民族的文化的自治のもとでユダヤ文化を維持、発展させるユダヤ人ブンドの方針は、ユダヤ人社会の伝統的な部分から完全には排除されてはいなかったと思われる。独立後のポーランド国家において、ハシディズムの若い世代にもユダヤ人ブンドの影響が及んでいたとの記述は

示唆的である。<sup>52)</sup>

## 結 び

新天地を目指してロシア帝国から移民するユダヤ人の中に、多くのユダヤ人ブンドの活動家がいた。イスラエルの地 (Eretz Israel) ではなく、西ヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国、南米の国々に渡った彼らは、ユダヤ人ブンドが築き上げた社会主義的労働者のユダヤ理念、アイデンティティを、移民した先の土地に根づかせた。イディッシュを軸にした文化活動 *jidiszkeyt* と労働運動の推進は言うまでもなく、同化と *Exodus* を拒絶して「今、ここで」生き活動する *dojkeyt* という原則が新たな土地へも適用されたことになる。世界化するユダヤ人ブンドの歴史を追ったヴォルフ F. Wolff によると、ユダヤ人ブンドのアイデンティティを形作る要素としてイディシュカイト *yidishkayt*、ドイカイト *doikayt*、ハヴェルシャフト *khavershaft*、ミシュボヘディカイト *mishpokhedikayt* の四つの要素を挙げられるという。<sup>53)</sup> 対象とする時代と地域が本稿の意図を越える部分もあるが、この四つの要素はユダヤ人ブンドの特質を的確に説明しているとも言える。イディシュカイトは言うまでもなく、すべての原点であり、ドイカイトがその場を提供する。残りの二つ、ハヴェルシャフトとミシュボヘディカイトは、それぞれ仲間意識、共通の家族的帰属意識といったところか。<sup>54)</sup> 後半の二つは多少情緒的な印象を与えるが、これを敷衍させるとユダヤ人ブンドの結束力と動員力、団結と互助の意識につながるものとも言えよう。加えて党内で、指導者層の多くを形成するインテリゲンツィアの権威は高く維持され、労働者の尊敬の意識は強い。この階層序列は非民主的な印象を与えかねないが、党内での自由な議論を阻むものではなく、全般に党内の秩序は維持されていた。ラビン・長老会を頂点として営まれるユダヤ人共同体の秩序意識が、多少なりとも影響していると考えられなくもない。<sup>55)</sup>

ロシア革命後、ロシアとリトアニアのユダヤ人ブンドの大半はロシア共産党の中に吸収され、残りは弾圧によって消滅した。「ポーランドのユダヤ人ブンド」だけが兩大戦間期を生き抜いたが、それも第二次世界大戦とホロコーストによって息の根を断たれてしまった。東欧ユダヤ人社会が消失し、正統派もハシディズムも消え去った。*jidiszkeyt* と *dojkeyt* に依拠するユダヤ人ブンドの存在条件は失われ、民族的文化的自治の基盤も消滅した。更にイスラエルの建国が、ユダヤ人ブンドの反シオニズム政策の敗北を決定づけた。ホロコーストを生き延びた少数の党員が戦後、活動の再開を目指す、まもなくポーランドを覆ったスターリン体制の中で1949年に正式に解党した。

19世紀のポーランド・リトアニアのユダヤ人世界では、西からはハスカーラー、南からはハシディズムという新たなユダイズムが押し寄せてアイデンティティの分化が起こり、ポーランド分割でロシア帝国領となった地域では他の分割領と比べてより強いユダヤ人差別の下にあった。1880年代の大規模なポグロムはユダヤ人社会に恐怖感を醸成した。差別と恐怖から逃れる道としてシオニズムが政治運動として活性化し、他方恐怖と差別の源泉を資本主義制度の矛盾に見出し、社会主義による解放を目指す革命的労働運動が生まれる。本稿は後者の運動形態の中で、ユダヤ人革命家・労働者がロシア帝国の革命を志向しながら、ユダヤ人は民族であると自覚し、相応の民族綱領を持つようになった過程を跡付けてきた。ロシア帝国の民主的改編を視野におさめ、その中でユダヤ人が民族として自立し、他の諸民族と共存する道筋を民族的文化的自治というスローガンに集約させたユダヤ人ブンドは、*jidiszkeyt* と *dojkeyt* を軸に近代資本主義社会に照応する新たなユダヤ人アイデンティティを構築し、後の時代、兩大戦間期のポーランドに伝えたが、実を結ぶことなく消えてしまった。

※本稿は、以下の研究資金による研究成果の一部である。

・ 科研費：基盤研究(C)「『共生空間』生成を巡る比較研究：ユダヤ教徒の複合アイデンティティを軸として」(課題番号：21K12435：2021-2023年度)

・ 東京国際大学・特別研究助成「コムニタスの空間の生成／崩壊の比較研究：ユダヤ教徒を巡る共生と排除のメカニズム」(2020年度)

## 注

- 1) 本稿が扱うのはユダヤ人を中心にした多言語世界であるため、様々な組織名、事項などの原語(どれを原語とすべきか不明な場合もある)併記は最小限に留め、必要に応じ誤解の生じない範囲で、適当な言語で付記する。またイディッシュの転写は、ポーランドで一般的な仕方を踏襲する。
- 2) 拙稿「18-19世紀のポーランド・ユダヤ人におけるアイデンティティの分裂(1)」『東京国際大学論叢人文・社会学研究』第5号、2020、p. 59-70：「改革派ユダイズムの生成と興隆—18-19世紀のポーランド・ユダヤ人におけるアイデンティティの分裂(2)」同誌、第6号、2021、p. 35-47。
- 3) ウィーン会議で成立した国家で、旧ジェチポスポリタのポーランド王国Koronaとは異なる。会議ポーランドKrólestwo Kongresoweとも呼ばれ、領域はナポレオンが創出したワルシャワ公国Księstwo Warszawskieから西部のポズナニ地方を切り取って残った部分に相当する。ロシア帝国との同君連合国家であったが、1830-31年の11月蜂起後、自治の権限は縮小されほぼ完全にロシア領となる。
- 4) ユダヤ人ブンドは様々な革命史研究で言及されるが、ユダヤ人ブントそのものを対象とした研究は多くはない。対象とする時代やテーマは様々だが、本稿で多く参照したものを幾つか参考文献として挙げる。Johnpoll Bernard K., *The Politics of Futility. The General Jewish Workers Bund of Poland, 1917-1943*, Ithaca 1967; Hausteil Ulrich, *Sozialismus und nationale Frage in Polen. Die Entwicklung der sozialistischen Bewegung in Kongreßpolen von 1875 bis 1900 unter besonderer Berücksichtigung der Polnischen Sozialistischen Partei (PPS)*, Köln-Wien 1969; Mendelsohn Ezra, *Class Struggle in the Pale. The Formative Years of the Jewish Workers' Movement in Tsarist Russia*, Cambridge 1970; Tobias Henry J., *The Jewish Bund in Russia. From Its Origin to 1905*, Stanford 1972; Bunzl John, *Klassenkampf in der Diaspora. Zur Geschichte der jüdischen Arbeiterbewegung*, Wien 1975; Brym Robert J., *The Jewish Intelligentsia and Russian Marxism. A Sociological Study of Intellectual Radicalism and Ideological Divergence*, London-Basingstoke 1978; Frankel Jonathan, *Prophecy and Politics. Socialism, Nationalism, and the Russian Jews, 1862-1917*, Cambridge etc. 1981; Peled Yoav, *Class and Ethnicity in the Pale. The Political Economy of Jewish Workers' Nationalism in late Imperial Russia*, Basingstoke-London 1989; *Bund. 100 lat historii 1897-1997*, Warszawa 2000; Pickhan Gertrud, »Gegen den Strom«. *Der Allgemeine Jüdische Arbeiterbund »Bund« in Polen 1918-1939*, Stuttgart-München 2001; Zimmerman Joshua D., *Poles, Jews, and the Politics of Nationality. The Bund and the Polish Socialist Party in Late Tsarist Russia, 1892-1914*, Madison (Wisconsin) 2004. 1960年から1981年にかけて *Di geszichte fun bund. 1-5 band* (Yidd., Amherst-Massachusetts) が出版されているが、本稿では参照していない。邦語での研究史においては、ユダヤ人ブンドは専ら革命運動史や思想史の研究で副次的に扱われてきた。西村木綿氏の学位論文『ユダヤ人ブンドの文化的民族自治論とイディッシュ世俗学校運動(1897～1939年)』(2016年、京都大学；要旨のみ披見)は、この点で重要な研究であり、一部は公表されている(注36および39を参照)。特にイディッシュ普及に関する後半は、本稿との関わりは薄いが、画期的なものとして評価できる。
- 5) Черта оседлости。他の言語では *strefa osiedlenia*, *Ansiedlungsrayon* などと表記され、英語文献では *Pale* が一般的である。
- 6) ユダヤ人人口については、通常1897年のロシア帝国のセンサスに基づくが、その統計処理については文献ごとにまちまちなどもある。本稿で参考にしたのは、Polonsky Antony, *The Jews in Poland and Russia. Vol. II*, Oxford-Portland 2010, p. 198-211 (Statistical appendix); *Historia Polski w liczbach. Tom I*, Warszawa 2003; *Atlas historii Żydów polskich*, Warszawa 2010, s.190-192, およびその他のモノグ

- ラフである。
- 7) 各地域のハスカーラーの進展については、前掲拙稿「改革派ユダイズムの生成と興隆・・・」を参照。
  - 8) ポーランド分割を挟む数十年間のユダヤ人人口動態、おおまかな職業分布については、zob. *Żydzi w Polsce odrodzonej. Tom 1. Warszawa 1932*のCzęść I-4およびCzęść 3-19.
  - 9) ロシア領のユダヤ人工業労働者の被雇用形態については、ref. Brym R., *Yakov Leshchinsky and The Jewish Worker in Russia*, in: Leshchinsky Yakov, *The Jewish Worker in Russia*, Bloomington 2018, p. ix ff.
  - 10) PPSおよび後述のSDKPの成立の過程は、時間的、人脈的にかなり入り組んでいるが、煩雑になるので省略する。詳しくは、拙稿「ポーランド王国の労働運動における二つの潮流の形成について (1878-1893)」『一橋研究』8巻1号、1983、p. 44-59を参照。
  - 11) Piasecki Henryk, *Żydowska Organizacja PPS*, Wrocław itd. 1978, s. 34.
  - 12) Bergman Stefan, *Przyczynki do historii Bundu*, “Biuletyn Żydowskiego Instytutu Historycznego”, 1992, nr 162, s.116.
  - 13) *tamże*, s. 235.
  - 14) 1895年頃から、ユダヤ人党員からイディッシュ文書を要求する書簡が繰り返し党指導部に出されるが、指導部は理解を示さない。zob. *Materiały do historii P. P. S. i ruchu rewolucyjnego w zaborze rosyjskim od r. 1893-1904. Tom I. Rok 1893-1897*, Warszawa 1907, s.161-162; *tenże. Tom 2*, Warszawa 1911, s. 218 ff.
  - 15) *Materiały do historii P. P. S. ... Tom I.*, s. 288-289 ; Piasecki H., *op. cit.*, s. 30. 1902年の第6回党大会で、PPSはユダヤ人ブンドへの対抗のため、再度ユダヤ人党員の組織化を決定した。ユダヤ人組織 Organizacja Żydowskaとして党内の自立組織として再出発した。先のユダヤ人部門も含めて、名称は規約に基づくものではなく、通称である。
  - 16) 1903年6月（あるいは7月）の第5回大会（Zürich）で決議された、ロシア社会民主党内のユダヤ人ブンドの地位に関する規約草案。Ref. Tobias H., *op. cit.*, p.201 ff. 決議草案に対するレーニンの反応は、レーニン「ブンド民族主義の最新の言葉ユダヤ人労働者に訴える」『レーニン全集』第6巻、p. 533 ff.
  - 17) この論争については、レーニン「ブンドの声明にかんして」『レーニン全集』第6巻、p. 327 ff.; 「党内におけるブンドの地位」同第7巻、p. 82 ff. 等を参照。
  - 18) 1895年頃に壊滅状態に陥ったSDKPは、1899年から1900年にかけてリトアニアの組織を加えたSDKPiLとして再建された。
  - 19) SDKPiLは本来、民族原理に基づく党組織原理は認めておらず、その点ではロシア社会民主党の立場に与し、ユダヤ人ブントとは対立する。しかし論争の過程でSDKPiLをポーランド人の党、ロシア社会民主党をロシア人の党と表現するような議論が現れたりもして、議論は錯綜していたことも事実である。この間の問題は、拙稿「ポーランド王国リトアニア社会民主党の民族理論形成史上の一局面 (1899-1901) — 民族のエトスと国際主義のイデアー」『東欧史研究』第7号、1984、p. 1-31を参照。
  - 20) ポーランド社会党プロレタリアート。第3次プロレタリアート党（プロレタリアート党は1880年代のポーランド人の革命組織）とも呼ばれる。指導者はクルチツキLudwik Kulczyckiで、社会民主主義に近いが、反面テロ戦術を重視した。クルチツキについては、拙稿「L.クルチツキの思想と行動」『一橋論叢』96巻1号、1986、p. 31-48を参照。
  - 21) PPS-Proletariatは組織的には弱小であり、労働運動での勢力関係に影響を与えるほどではなかったが、ユダヤ人ブントとの関係はPPS-Proletariatが消滅した1908年まで続いた。Vgl. Pickhan G., *op. cit.*, S. 68.
  - 22) Mendelsohn E., *op. cit.*, p. 139 ff.
  - 23) 1890年代から活動していた「ポアレイ・シオンPoalej Syjon」（シオンの労働者）に続いて、1905年革命期には、未来のユダヤ国家の場所として「イスラエルの地Eretz-Israel」にはこだわらない、地域主義者territorialistsと称された「シオニスト社会主義労働者党」や、社会革命党（エスエル）に近い「社会主義者ユダヤ人労働者党」などが生まれた。Ref. Mishkinsky Moshe, *The Jewish Labor Movement and European Socialism*, “Journal of World History”, II (1968), (<https://www.marxists.org/subject/jewish/jewish-labor-socialism.pdf>).
  - 24) 以前の対立点が解消されないままに合同がなされたことに、ユダヤ人ブンドの党内からの反発もあったことが、合同が決議された1906年4月のロシア社会民主党第4回大会の後に開催されたユダヤ人ブ

- ド第7回大会の議事録からも明らかである。党大会は、合同規約にユダヤ人ブンドの本来の要求に反するような様々な問題があると認めつつも、これを合同の移行時の一時的形態 (eine Übergangsform der Vereinigung) として、様々な留保付きで合同を承認した。Vgl. *Der siebente Parteitag des Jüdischen Arbeiterbundes*, “Die Neue Zeit”, Jg. 25 (1906/07), Heft 3, S. 100-101.
- 25) Pickhan G., *op. cit.*, S. 61.
  - 26) コミンテルン加入をめぐって党内対立が激化し、1921年に加入支持派が脱退し、翌年「ユダヤ共産主義労働者同盟 (通称コムブンド)」を結成し、コミンテルンに加入した。しかし民族別の党組織を認めないポーランド共産党 (KPRP; SDKPiLとPPS-Lewicaが合体して1919年に末に結成された) やコミンテルンに翻弄されて最終的にKPRPに吸収され、一部は元のユダヤ人ブンドに戻った。Vgl. Bunzl J., *op. cit.*, S.151-152,
  - 27) これについては、R. ルクセンブルクの学位論文の翻訳に付された訳者の「解説」を参照。ローザ・ルクセンブルク『ポーランドの産業的發展』(肥前栄一訳)、未来社、1970。
  - 28) ブリュン党大会で否決はされたが、南スラヴ人代議員による「民族的マイノリティの民族的文化的自治」の提案がユダヤ人ブンドの民族理論形成に影響したとする見方は一般的である。Vgl. Pickhan G., *op. cit.*, S. 47.
  - 29) Vgl. Pickhan G., *op. cit.*, S. 46 ff.; Brym R., *op. cit.*, p. 82.
  - 30) Haustein U., *op. cit.*, S. 244.
  - 31) Haustein U., *op. cit.*, S. 245から引用したため各用語にドイツ語を付加したが、ここでの「民族」のロシア語の原語は“национальность”である。Siehe Pickhan G., *op. cit.*, S.46.
  - 32) 再建直後のSDKPiLは、ユダヤ人ブンドに先立って1900年8月の第2回大会で、民族自治・連邦制に基づく将来のロシアの立憲国家構想を採択している。前掲拙稿「ポーランド王国リトアニア社会民主党の民族理論形成史上の一局面・・・」を参照。ブリュン綱領以降、専制国家の民主化の枠組みとして、社会民主主義の革命政党のみならず、広汎な政治勢力に「自治・連邦」構想が流行していたことが窺われる。
  - 33) カウツキー (および一部バウアー) の理論については、相田慎一『言語としての民族・カウツキーと民族問題』2002が詳しい。
  - 34) Bauer Otto, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, Wien 1907, S. 320-328; 邦訳『民族問題と社会民主主義』2001年, p. 308-319.
  - 35) Vgl. Kautsky Karl, *Die moderne Nationalität*, “Die Neue Zeit”, Jg. 5, 1887; ders., *Nationalität und Internationalität*, “Ergänzungshefte zur Neuen Zeit”, #1, 1908; 相田慎一『言語としての民族・・・』p. 243 ff.
  - 36) ユダヤ人ブンドの民族理論形成過程は、大筋、当時のマルクス主義者の間での議論と関連付けて考察されてきた。議論は主にドイツ語圏で展開されたため、資料的にもドイツ語が主流であった。前掲の相田慎一『言語としての民族・・・』は専らドイツ語文献に依拠した研究である。これに対し西村木綿「民族の[自決]とは何か【ユダヤ人[ブンド]の問いをめぐって】」『社会思想史研究』No.39 (2015), p. 131-149は、イディッシュ文献に依拠してこの議論に新たな考察の軸を与えた。
  - 37) レーニン「ユダヤ人労働者に訴える」『レーニン全集』第8巻, p. 501。
  - 38) Vgl. Pickhan G., *op. cit.*, S. 47; Frankel J., *op. cit.*, p. 246 f.; Heller Klaus, *Revolutionärer Sozialismus und nationale Frage. Das Problem des Nationalismus bei russischen und jüdischen Sozialdemokraten und Sozialrevolutionären im Russischen Reich bis zur Revolution 1905-1907*, Frankfurt a. M. 1977, S. 162 f.
  - 39) Mendelsohn E., *op. cit.*, p. 118; イディシズムについては、西村木綿「两大戦間期ポーランドにおけるイディッシュ世俗学校運動の生成と展開—文化的民族自治, イディシズム, 学校共同体」『東欧史研究』第37号 (2015), p. 4-5を参照。
  - 40) 1908年8-9月にウクライナのチェルニョフツェ Czerniowce (現 Чернівці) で、イディッシュをめぐる様々な分野の代表による会議が開かれた。ヘブライ語派とイディッシュ派の間の論争の末、イディッシュをユダヤ人の民族言語とする決議がなされた。強制力はないが、以後のイディッシュの発展に大きく寄与したとされる。zob. *Polski słownik judaistyczny. Tom 1*. Warszawa 2003, s. 815 f. 一般にシオニ



- ストはヘブライ語との結びつきが強いとされるが、労働者シオニズムの Poalej-Syjon の指導者ボロホフ Dow Ber Borochow はイディッシュ主義者として知られ、ヘブライ語派に対抗していた。イディッシュはユダヤ人の生活言語として他の言語を圧倒しており、党派関係を絡めると問題は複雑である。
- 41) Frankel が自著 (*op. cit.*) において多用し、意味は本文の通りであるが、語源は未だ不明。後の研究での使用例はある。例えば、Zimmerman J., *op. cit.*, p. 82.
  - 42) Pickhan G., *op. cit.*, S. 48.
  - 43) *Die Tätigkeit des Allgem. Jüdischen Arbeiterbundes in Litauen, Polen u. Russland ("Bund") nach seinem V. Parteitag. Bericht für den Internationalen Sozialistischen Kongress in Amsterdam*, Genf 1904, S. 26.
  - 44) イディッシュの do 「ここ」に基づく語で、hereness, Hiesigkeit などの訳語が与えられている。
  - 45) Kassow Samuel, *The Historiography of the Bund*, "Polin. Studies in Polish Jewry", Vol. 29, Oxford-Portland 2017, p. 131 ff.
  - 46) Frankel が用いた "polu-inteligitisiia" の言い換えであろう。注(41)を参照。
  - 47) Kassow は、この方向の例としてユダヤ人ブンドの党員の回想や研究, Ezra Mendelsohn, Henry Tobias, それに初期の Frankel を挙げる。
  - 48) Peled J., *op. cit.*, p. 111 ff.
  - 49) この説は上述の M. Mishkinsky が提起し、J. Zimmerman が前掲書において、それを継承している。しかし Zimmerman は「PPS との論争の影響」という前提を越えて、「PPS そのもの」がユダヤ人ブンドという党に影響を与えたかのように拡大解釈をしている。
  - 50) ユダヤ人共同体における有給有期の指導者。尊称としてのラビと区別するため、ポーランド語では常用されるラビン rabin と表記する。長老会 seniorat はラビンを筆頭に常設される、共同体の執行機関。
  - 51) ハシディズムの場合には、それぞれの派の宗家 dynastia を代表するツァディク cadyk が絶対的な権限、支配権を持っている。
  - 52) Nowogródzki Emanuel, *Żydowska Partia Robotnicza Bund w Polsce 1915-1939*, Warszawa 2005, s. 347.
  - 53) Wolff Frank, *Neue Welten in der Neuen Welt. Die Transnationale Geschichte des Allgemeinen Jüdischen Arbeiterbundes 1897-1947*, Köln usw. 2014, S. 30-38, 300 ff. ここでは引用のため、綴りは原文のままとした。
  - 54) Kassow はそれぞれに "comradeship", "belonging to a common family" という語句を与えている。Kassow S., *op. cit.*, p. 136.
  - 55) この問題はまた研究テーマとしては成立していないが、伝統的な宗教共同体から自立、離脱するという近代化論的テーマは存在する。zob. Guesnet François, *Chevrot i achdes. Zmiana w żydowskiej organizacji wewnętrznej w Królestwie Polskim przed 1900 r. oraz powatania Bundu*, w: Bund. 100 lat historii 1897-1997, s. 71-79.



複雑性 PTSD の心理療法における身体  
——イメージおよび言語を媒介にした心理療法と  
身体的アプローチ——

田 中 信 市

**The Body in Psychotherapy of Complex PTSD**  
**— Use of Images and Words with Somatic Techniques —**

TANAKA, Shinichi

Abstract

Complex PTSD clients who have been exposed to prolonged and repeated trauma often dissociate from their own bodies as physical sensations reach the hidden trauma and provoke traumatic reactions. Reclaiming “lived in” experience of their own body can open up possibilities for living in the present moment, free from the grip of past trauma, and can restore a long-lost sense of security.

Somatic approaches have been widely adopted in treating trauma. Use of physical movements, in particular, can stimulate and deepen clients’ awareness of interoception in the here and now. Following physical movements, clients are asked to pay attention to their interoception and are invited to verbalize their physical experience. Stimulating foot acupuncture points by use of “Aodake-Fumi,” among other similar methods, can often facilitate a “lived in” experience of their body, which in turn allows clients to experience their body as a whole, instead of fragments.

Facilitating “lived in” experience of clients’ bodies can provide a therapeutic foundation to work through and move beyond the “traumatized body” and “trauma-based body image.”

*Keywords:* body sensation, “live in” experience of the body, security feeling elicited by body sensation, awareness of interoception in here and now

## 目 次

1. はじめに 虐待と身体的解離
2. なぜ身体的アプローチをイメージあるいは言語を介した心理療法で取り上げるのか
3. 複雑性PTSDの心理療法で現れる「身体の3つの層」
4. 身体を感じるということ
5. 呼吸法
6. 足裏感覚から青竹踏みへ
7. 肩甲骨を寄せる
8. 「体感に基礎づけられた生きる身体」の位置づけ

### 1. はじめに 虐待と身体的解離

虐待体験をもつクライアントとの心理療法を行っているとき、解離はほとんどの事例で程度の差はあれ、出会う現象である。通常のPTSDと異なり、幼いころから継続的に、しかも家庭の中で行われるので、パーソナリティにまでその悪影響が浸透してしまい、心理療法的かかわりに様々な困難が生じ、長期間にわたるかかわりが必要となる。とりわけ、解離という心の動きがクライアントの生活の質を大いにそこなっている。現実感の乏しさや主体性の揺らぎということを考えてだけでも、それはわかることである。したがって、生きていることの根底に、自動化し根付いてしまっているシステムとしての解離を解消していくことが、長期的にはクライアントの生活の質を上げるために、重要なテーマとなる。

一方、虐待を背景とした解離は、クライアントと詳しくやり取りをしているとき、これも多くの場合、身体との解離を併発していることが認められる。このことは、丁寧な見立てをしないと見落とされることがあるのではないと思われる。

たとえば、手を握って開くというような簡単な動作をしてもらおうと、自分の手の実感がない、確かに手は開いたり閉じたりしているが、自分の手という感じがしないなどという感想にしばしば出会う。さらに、丁寧に身体感覚を尋ねていくと、離人感としてまとめられるような、歩いている時に自分が歩いている感じがしないというような話が出て来る時もある。しかし、重要なのは、「離人感」というような症状としてまとめられるだけでなく、転びやすいとか、ものを落としやすいとか、足にあざがあるのだけれど、小さい頃から気づかないことが多いとか、また、暑い寒いかわからないというような、日常的な身体感覚に問題があることがわかって来るものが少なくないのである。

いわゆる「地に足がついていない」人も多くみられる。心理療法が進むと、「身体が重くなった」というクライアントもいるが、つまり、重力を感じるということであり、身体に重さがあるという気づきとともに、現実世界に生きることに、より実感的になっていくのである。そしてかつては筆舌に尽くしがたいような体験をした「現実世界」であったが、身体を介して「今の現実」に開かれていくことの方が「安全」であることに、紆余曲折を経てであるが、気づいていくのである。

暑い寒いがわかるようになってくる、身体に痛みがあることがわかるようになってくるということを「不便」というクライアントもいるが、「身体を生きる」こと、「生きる身体」をもつこと、より正確に言えば、「自律的に生命を支える身体を生かされる」ようになることが、トラウマからの回復や安全感の回復に、重要な意味をもつのである。「身体存在としての私」として生活を送る

ことが、このようなクライアントの心理療法の長期的な目標となるのである。

なお、表題として「複雑性 PTSD」としたのは、こうした身体状況、身体感覚の問題は、虐待だけにとどまらず、たとえば継続された「いじめ」によっても同様な問題が生ずるし、親、とくに母親の精神疾患、あるいは親に解離が背景にあることが気づかれないうま育てられた場合も同様の問題が生じることに、臨床現場で出会うからである。さらに、虐待的環境を生きながら、能力が極めて高いために見過ごされてきた自閉スペクトラム（適応がよいので自閉スペクトラム症とはしない）の傾向をもったクライアントも、同様の身体問題を抱えやすいようである。どちらかの親が、自閉スペクトラムであっても、世代的に気づかれずに、その子どもであるクライアントとの話し合いで、おそらく父親あるいは母親が自閉スペクトラムであり、情緒的な交流が難しく、解離を介した様々な成育歴上の困難さを引き起こしていたことに気づく場合もある。

なお、この論文は、30年以上にわたる虐待を背景にした心理療法の経験が背景にあるが、論文読者が専門家に限定されないので、今回は、事例そのものは取り上げない。一般化できる共通する事柄を取り上げることとしたい。

## 2. なぜ身体をイメージあるいは言語を介した心理療法で取り上げるのか

まず、解離についてだが、症状を分類する時には、自己の非現実感、自分の精神・身体からの離脱体験などからなる離人感と、それと裏表のような関係にある現実感喪失、すなわち周囲の非現実感がある（American Psychiatric Association, 2013）。自分自身が非現実的、つまり自分を自分として漠然としてしか感じられず、一方、周囲の人も世界や物も、しばしば「膜がかかったように」と表現されるように、こちらも漠然としているのである。解離の本来の役割が、トラウマ的な出来事から「身を引き離す」ことにあるのだから、この漠然感そのものが役立っていて、虐待のような耐え難い現実をやり過ごすためのツールとしての意味をもっていたはずである。

しかし、このことが常態化され、些細な刺激に対しても、現実感が自他（自分と世界）ともに薄らぐとなると、生きている質が著しく低下させられることはいうまでもないことである。些細な刺激と書いたが、フラッシュバックやそれほどはっきりしたものでもなく、傷つきを負ったクライアントの「部分」<sup>1)</sup>が無意識のうちに活性化したり、あるいはクライアントを守ってきた、かなり厳しい命令的・支配的な「部分」が簡単に活性化し、「空襲警報」としばしばクライアントとは話すのだが、過度な警戒状態になり、過度な反応が内的に惹起され、「かつてあの時」と同様な反応や体験が内的に再現されているのである。もちろん、クライアントの傷つきの深さによって、頻度や程度は様々であるが、それは文字通り程度の差であり、基本的には自動システム化されたこの動きは、クライアントを自己と世界から疎外していくのである。本来、クライアント自身を守るために出来上がった、このシステムによって、主体性が脅かされ、意識の継続性が低下し、自己の統一感や継続感さえも低下する。

解離は、記憶の継続性がいったん断ち切られる形でも作用するので、その意味でも自己の統合感は低くなる。ふっと気づくと違う場所にいる自分に気づくというような体験は、重篤な解離性同一性症でなくても、語られることがある。ふっと気づくことが「普通」のことなので、語るほどのことでないと思っているクライアントに多く出会うが、子ども時代からこの体験があると、自我親和的でなく、恐怖体験になる場合もある。しかし概して、解離全体を「普通」のこととして、よく尋ねないと語らない人の方が多い。

現在は、ネット社会なので、注文しない品物が届いたり、送信した記憶がないメールが送信

フォルダに入っていたりということ、記憶の非連続性に気づくことがある。

この記憶の非連続性も程度はさまざまであるが、「部分」として分かれている程度も、記憶としては残っているが、現実感が遠いという程度から、「部分」同士の壁がかなり厚く、心理療法が終わって扉を出ると、話し合ったことが思い出せないことも起こりえる。とりわけ、トラウマに近づくような話題がきれいに忘れられる（正確には、覚えている「部分」がクライアントの中に存在するのであるが）ことが多い。

現実生活は、リセットの繰り返しであり（心理的な意味ではあるが）、現実そのものが多層的に感じられている場合もある。

いずれにしても、こうした解離という「生きのびる」ためのシステムが、「かつてあの時」の危機を、クライアントが生きている「現在」の世界に読み取り続けるので、結果的に「生きる」ことを阻害・疎外することになるのである。ヴァン・デア・コーク（Van der Kolk, B.A., 2014）は、解離はトラウマの核心であるとして、脳画像を示しながら、脳科学研究に裏付けられる形で論じている。脳のスキャン画像を取り上げ、トラウマによるフラッシュバック時に、時間感覚をつかさどる部分が機能なくなると指摘している。過去に縛られ、現在に生きられないということも脳機能の面から、明らかにしている。<sup>2)</sup>

さて、クライアントが現実の中で、一定の統合度のある自分として生きていくことを阻害する、このシステムを変更するには、まず気づきが必要であるが、トラウマ体験を含め、その当時は心に収まり切れない体験が背景にあるので、器づくりが重要となる。当然、セラピスト・クライアント関係の安定が重要であるのは、言うまでもないことであるが、今まで論じてきたように、トラウマ体験から「身を引き離す」ことには、心的作用としてだけでなく、身体感覚を含め、生きる身体から「解離」することが、多くの場合含まれている。身体存在としての自己が希薄であることが、虐待などの圧倒的体験下では安全感につながるが、繰り返されることでシステム化されると、逆説的にその後の人生において、「かつてあの時」に縛られたままで、常に過去の体験に脅かされ続けるということが生じる。言語やイメージを媒介とした心理療法においては、心のありようが多く語られ、イメージ化されるのであるが、身体基盤が希薄であると、虐待などの複雑性PTSDの心理療法にとって極めて重要な要素である安全感がなかなか回復せずに、解離というシステムを温存させる要因となってしまう。

ヴァン・デア・コークは前掲書で、うつろな視線になったり、放心状態になったりする麻痺状態において、脳の全領域で活動が大幅に低下していることを脳スキャン画像により、示している。こうした研究から、彼は精神科医として出会っているトラウマの患者が陥っている状況に対して、言葉による心理療法の限界を理解し、身体感覚にかかわる心理療法の重要性を認識していったという。

語りやイメージを媒介として心理療法を行っている場合に、基盤づくりとしての身体へのアプローチを含めることは、慣れないと難しい面があると思われるが、大切である。これもクライアントの状態と解離の深さや傷つきの深さなど、総合的に判断しつつ用いていくのであるが、間をあけて何度か導入を試みるのは、得るものが大きいと思われる。

日本の心理療法の実態を調査したわけではないので、確定的なことは言えないが、事例研究などを見る限り、身体へのアプローチと語りやイメージによる心理療法を併用しているものは多くないように感じる。その一方で、杉山登志郎（2021）は、虐待などが背景にある慢性のトラウマに対して、積極的に身体へのアプローチを使用している。多くの患者に対応するために、効率化が求められる現場で、杉山は極めて少量の向精神薬と漢方薬を併用しながら、バルサーを使用し

た身体刺激および本人によるタッチング、解離性同一性症の場合には、自我状態療法<sup>3)</sup>を併用するという形で行っている。トラウマの蓋を不必要に開けないように、試行錯誤を通じて改良した技法であるとしている。杉山の技法は、どちらかというと身体アプローチが主になっていて、解離性同一性症において、自我状態療法というイメージ技法と微量の投薬も含めた身体アプローチの併用となっている。

杉山が開設した、あいち小児保健医療総合センターの心療科（児童精神科）で、虐待児と親の治療に携わった海野（2015）は、性的虐待児に対するボディーワークとして5つのワークがあるとし、対人距離のワークと性的興奮を鎮めるワークを記述している。森川（2017）は、ツボを刺激する思考場療法のやり方を広めるための書籍を出版している。<sup>4)</sup>

この論文では、主にイメージや言語を媒介にした心理療法に補助的な形で、本格的な訓練のいる身体技法ではなく、簡便でありながら、見立てを十分に行い、クライアントの状態に合わせて用いれば、安全性が高い、身体的なアプローチを併用していく試みを論じていく。

### 3. 複雑性 PTSD の心理療法で現れる身体の3つの層

複雑性 PTSD の心理療法を行っていると、身体に関して3つの層が現れてくる。ひとつは、「トラウマ体験に直結した身体」である。もう一つは「イメージとしての身体」で、3つ目が、この論文で主に論じることになる「体感に基礎づけられた身体」である。

「トラウマ体験に直結した身体」とは、「かつてあの時」の体験が解凍されたかのように、「今ここで」再体験されるときに、出現するものである。基本的には、心理療法の初期に出現しない方が望ましい。初期の頃は、その時の体感、感情、情動などは解離により、壁の向こうである可能性が高く、事柄として記憶していることの方が多い。その時のクライアントにとって、完全に記憶の外である場合も少なくない。

心理療法が進展し、セラピスト・クライアント関係が安定し、またクライアント自身の体験を抱える能力が上がってきた段階で、さらに、こちら（今、現在の生きる時間と場）に戻って来る練習を十分に積んでいる時に、「トラウマ体験に直結した身体」を取り上げ、身体感覚も含めて、解離の壁の向こう側に置き去りにされたクライアントの「部分」を、時間が流れるこちら側の世界に位置付けることもある。しかし、技法論となるが、心理療法的には、トラウマ体験そのものではなく、解離の壁の向こう側に置き去りにされているクライアントの「部分」を「救助」することが重要であり、助け出せば、それでかなり大きな心理的な変化が期待できる。このあたりは、別の論文で「イメージを媒介とした複雑性 PTSD の心理療法」として論じる予定である。

「イメージとしての身体」は、複雑性 PTSD の心理療法、特にイメージを媒介とした心理療法にとっては、かなりの頻度で扱うことになるが、筆者自身の体験から言えば、できれば3つ目の「体感に基礎づけられた身体」を少しずつ体得していった後か、並行していった方が、クライアントの変化がスムーズのように思われる。しかし、どうしても、この3つ目の「体感に基礎づけられた身体」に拒絶感が強いクライアントがいるので、その場合は、ある程度「イメージとしての身体」を通じた心理療法によって、内的世界の整理が進んでからでもよいように思われる。

「イメージとしての身体」とは、解離を伴うクライアントの場合、日常的に体験している出来事であり、それを言語化してセラピストと共有体験できる場に表すことが大切である。たとえば、身体の一部が闇に閉ざされていたり、空虚な感じになっていたり、しばしば足がないという体験として語られる。離人感として扱われるロボットのような身体もイメージとしての身体である。



「自分の手が自分の手とは感じられない」という訴えも、一見、クライアントの体感のように思われるだろうが、この体験も「イメージとしての身体」として扱う方がよい。傷だらけの身体であったり、焼けただれた身体であったり、イメージ化される身体は、トラウマの傷の深さに沿うように、なかなか厳しい形で現れる。また、死体としての身体に出会うことも少なくない。トラウマやその後の過剰な危機意識の中で生活をするために、「生きのびるために」、時間の流れを時々止めながら、リセットし続けていると、死体の数は増えていく。このあたりのことも、「複雑性PTSDのイメージを媒介とした心理療法」として論じていくつもりである。

また、解離している「部分」を視覚化する形で心理療法をしていると、その「部分たち」が、「生きる身体」を感じる練習をしている時に、現れてくることがある。これも基本的に「イメージとしての身体」のヴァリエーションとして扱う。

「イメージとしての身体」と「体感に基礎づけられた身体」は、分けて考えられることが少ないように思われる。たとえば、マインドフルネスの呼吸法について、André, C. (2011) は、「息の出入り」をさらに、吸気が身体全体に行きわたるイメージを行うようにアドバイスしているが、これは「イメージとしての身体」であり、「体感に基礎づけられた身体」から離れてしまう。解離を伴う虐待などの背景をもつクライアントは、「イメージとしての身体」が活性化しやすく、むしろ「体感に基礎づけられた身体」に留まることが重要なのである。

さて、そしてこの論文で取り扱うのは、「生きる身体」「体感に基礎づけられた身体」である。身体を感じることは、「現在」に開かれた体験を可能にする。呼吸は常にその瞬間、その瞬間であり、また、特にこの論文で重視するのは後述するように、体内感覚なのであるが、身体をサーチする力が増してきた段階での体感も、文字通り、「その時」に感じたことである。このように、解離によって「過去」に縛られた生活をせざるを得ないクライアントたちに、異なった生の様式を体験することを可能にするという意味でも、「体感に基礎づけられた身体」を体験することは極めて重要である。解離によって、分断された時を生き、トラウマを再体験したり、過剰に外界の刺激や内界の刺激に反応して、トラウマ体験時と同様のシステムにからめとられる生き方を続けているクライアントたちが、「今」の体験に開かれていくことが、逆説的になるが、「時が流れ始める」起点となりえるのである。

筆者は、「生きる身体を取り戻す」と、クライアントに伝えることが多い。複雑性PTSDのクライアントたちは、半分死んだ身体、半透明の身体、入れ物としての身体などを体験していることが多い。なぜなら、上述してきたように、この世界に生きないようにして「生きのびる」ことは、必然的に身体的にも生きないような生き方を身につけることになるからである。

実際に、呼吸法でも、その他の身体的なエクササイズでも、体感を受け取れるようになってくると、急に視界が明るくなったりする体験につながることもあり、「現実感」が増加し、本当の安全感が増加する。そこに至るまでの工夫が必要となる。

#### 4. 身体を感じるということ

私たちは日常生活において、身体を意識して感じることはそれほど多くないだろう。肩が凝ったとか、首が痛いとか、目を使い過ぎてジンジンするとか、お腹が心許ないとか、身体に問題がある時のサインとして、痛みや違和感として身体がクローズアップされる。しかし、日常的には筋肉の動きにしても、内臓の様子にしても、皮膚感覚さえもそれほど意識に上ることはない。それゆえに、身体の声に耳を澄ますという試みは、新鮮であり、時に心理療法的に使える。



トラウマとの関連ではなく、かなり以前から身体を使った心理的变化を促すアプローチはあった。アレキサンダーテクニクを始めとした、様々な身体を取り入れた心理療法的試みがあるし、日本では、伊藤博（1983）がニュー・カウンセリングという名で、身体の動きを通じて、心に働きかけるアプローチを様々に行ってきた。成瀬悟策（2000）が始めた動作法（動作療法）は発展していき、東日本大震災の後にも、被災者のケアということで使われた。近年、マインドフルネスという名前で、身体の気づきが大きくクローズアップされているのは、それだけ身体的存在としての人間のあり方が疎外されてきているのかもしれない。近年、ヨガをトラウマの治療法として、応用する動きもある（Emerso, D. & Hopper, E., 2011）。

複雑性PTSDの身体療法としては、オグデン（Ogden, P. *et al.*, 2006）が、センサリーモーター・サイコセラピー（Sensorimotor Psychotherapy）を提唱している。この技法は、取り上げている事例を見ると、虐待などの複雑性PTSDに特化されているわけではないが、慢性化したトラウマのクライアントに対する丁寧なアプローチを提唱している。しかし、かなり本格的な研修を一定期間受けないと、危険な状況を引き起こす可能性がある方法である。たとえば、クライアントに、語りの際の今ここの身体のあり方（姿勢や無意識的な体の動き）を探索させることは、トラウマによる傷つきの核心的な部分を活性化してしまう可能性があり、その状況に対する十分な訓練を受けている必要がある。

ラヴィーン（Levine, P. A., 1997. 2010. 2015）は、ソマティック・エクスペリエンシング（Somatic Experiencing）という独自の身体アプローチを提唱している。彼は独特のトラウマ理論を展開していて、トラウマ体験時のフリーズにより未完成の身体状況をやり遂げる身体の動きがあるとし、身体を重視した治療法を確立している。長い臨床経験に裏付けられながら、トラウマの本質を、動物の実験的な研究、神経学的な研究、脳と身体をつなぐの研究など広範囲の研究を援用しながら、具体的な身体的アプローチを作り上げている。彼の著作は、複雑性PTSDに対する深い洞察と経験に裏付けられているので、意味深い指摘に出会うことが少なくない。ソマティック・エクスペリエンシングの研修制度は、整備されている。センサリーモーター・サイコセラピーと同様、少しずつ研修を受けて技法を身につけていかないと、模倣できるような技法ではない。

一方、筆者自身の身体観に大きな影響を与えたのは、20歳代に出会った経絡体操とその考え方である。出会いは、藤岡喜愛（1983）の著作の巻末に写真入りで紹介されていたもので、20年間ほど続けてみて、意味を感じていたことが、トラウマの心理療法に身体技法を取り入れようと考えた背景にある。友人が経絡指圧の専門家であったこともいづらか関係しているかもしれないが、経絡体操との出会いの方が先である。ごく大雑把に言えば、生きるためのエネルギー（気血）の流れの通り道を経絡と呼び、身体を曲げ伸ばしする6つのポーズによって、この流れをよくしようという発想である。

複雑性PTSDの心理療法に取り入れる身体技法への影響という意味では、経絡の東洋医学的概念よりも、むしろ、6つのポーズをするときに、たとえば前屈でも、曲げようとせずに、身体の重さで身体が前に少しずつ沈んでいくのを感じるという、藤岡の解説による身体とのかかわり方が重要である。特に、ポーズの後に、横たわり、身体の内側がチリチリする感じなどを「味わう」という姿勢が、筆者が心理療法に身体を取り入れる時に、とても大切な視点となっている。

その後、ヨガも長年行ってきたが、やはり、身体を感じる、味わう姿勢、身体を身体に任せて、森田療法的に言えば、「はからいをしない」という身体に向かう態度が、複雑性PTSDの心理療法に身体技法を取り入れるひとつの核となっている。

そして、体内感覚を味わうことの延長線上に出現する、身体を通して「生かされている」とい

う感覚が、筆者が複雑性PTSDの心理療法に身体的アプローチを補助的に使用する背景となっている。経絡体操をしている間でも、身体内にチリチリ感や伸びた感じが軽い痛みと心地よさとしてあるが、藤岡が重視した、安静の姿勢の時に身体の内側をサーチする習慣を身につけると、肩や首筋、内臓、腿の筋肉など様々な部位の微妙な感覚が、「身体に生かされている」という一種の心地よい体験につながるのである。

藤岡はこのような体験を以下のように記述している。「全身に、一種独特の軽やかさというか、こころよさが感じられる。(中略)アタマで『わたし』と思っているのとは次元の異なるもう一つの『わたし』だとわかってくるほどに、はっきりした或る『まとまり』となる」(同書、208頁)。

このような体験は、身体は身体としてそこにあり、私たちの存在そのものを支えているという体験と筆者は捉えている。身体感覚を内側から感じる際に、チリチリ感やジンジン感などと表現するのがぴったりの身体の内側感覚が心地よいものとして体験しうることが、長期間やり続けた経絡体操から学んだことである。その際、身体感覚が肯定的でも否定的でもそのまま受け入れていくことも大切である。「自律的に生命を支える身体」は、被虐待体験を背景とした複雑性PTSDのクライアントにとっては、極めて距離のある身体観であるが、こうした身体とのかかわりは、彼らの心理療法に重要な、安全感をもたらす身体とのかかわりの発見につながるのである。

したがって、後述するように、いくつかの身体的なアプローチを試みてみているが、それらはいわば方便なのである。「身体を内側から感じられる」ようにすることが、解離のあるクライアントにとって重要なのである。その内的感覚がクライアントに対して、身体は「自律的に生きていることを支えている」という感じを与え、傷ついた身体とは別の身体、すなわちトラウマで傷ついた「イメージとしての身体」とは異なる身体を生きるようになることにつながる可能性を秘めている。「今、現在の時間に開かれた、生きている身体」と出会うことが、目的なのである。

身体には自律性があり、その自律性は他者性ではなく、ましてや侵入的な他者性ではなく、「私という存在を支える基盤としての自律性」を備えていると感じることが、複雑性PTSDのクライアントにとっては、とても深い意味がある。自分の感覚すら信じていけない状況に置かれ、ある意味で身体に裏切られた体験をもっているクライアントにとって、身体が自己の存在を支える感じをもてるということは、180度、身体観が変化することになる。過剰に警戒し続けていることから解放される、身体基盤に近づけるということになるのである。

もうひとつ、筆者にとって身体を技法として取り入れる時のヒントになったのは、筋肉トレーニングである。筋トレをしていて、ある程度のきつさが継続すると、頭がすっきりするということがある。これは誰でも知っていることであると思われるが、気分が落ち込んだり、頭が騒がしい時に、腕立てを続けたり、スクワットを続けたりすると、それまでの気分や頭の回転が収まるのである。

頭をフル回転させ続けている虐待サバイバーなどには、この体験は意味があるし、少なくとも筋肉を感じることは、身体存在としての自分を取り戻す契機になると考えたのである。

以上のことから、主に前者、すなわち身体を内側から感じることを目標とし、身体の自律性に任せられるようになっていくことを大切にする身体アプローチをメインとしつつ、筋肉を感じることによる解放も、クライアントの状態などを丁寧に見立てた上で、補助的に取り入れることを試みてきたのである。

## 5. 呼吸法

呼吸法は、身体に直接ふれたり、感じたりすることがない分、侵襲性が低いので、一番初めに試みるのがよいと考えている。手のタッピングでさえも、性的被害のあるクライアントにとっては「触られている感じ」がし、自分の手でタッピングしても、他者の手を侵襲的に感じるようである。したがって、まず自分自身で身体に触れることがない呼吸法は、導入として便利である。

ただし、呼吸法をリラックスする手段とする使い方は、基本的に避けた方がよいと思われる。吐く息は、身体の弛緩をもたらしやすいので、安心感が増えてきたところで、自然と本人がそれを感じるのはいいが、吐く息とともに身体を弛緩させる教示は是非避けたい。

その理由はいくつかあるが、一番重要なのは、多くの複雑性PTSDのクライアントは、危機状態に備えて身体を緊張させている、少なくとも「気を抜かない」ようにしている。実際には緩めることもあると思われるが、主観的には緊張状態を保っているようである。「イメージとしての身体」では、息をしていないクライアントに出会うことも少なくない。緊張を解くのが怖いとはっきり言語化するクライアントもいるぐらいである。

また、「正しい呼吸法」をしようとするクライアントがいるので、そこにとらわれてしまうと、上記したような「生きる身体」を取り戻すことから、遠く離れてしまうことになる。「リラックスしなければならない」と考えるだけで、呼吸法をする意味がなくなってしまう。しかし、無意識のうちに、「…しなければならない」と勝手にゴールを決めて、呼吸をしてしまうことがある。これは、生きのびることに寄与してきた支配的な部分の声であり、生きる身体を阻害する方向に作用し、「安全」を守ろうとする動きである場合もあるので、注意が必要である。また、虐待を背景にしたクライアントは、外在化された身体イメージを持っていることが少なくないので、体感をもつための機会としての呼吸を、機械のように「正しく呼吸をする」ことに換骨奪胎して、「生きている身体」に全く触れられないことになることもある。

ただ息を吸って吐くだけでよいのであり、それ以上でも以下でもないことを上手に伝えて行う。リラックスの方向に行かないように、マインドフルネスで使う「息の出入り」を感じるという教示を使うのもよいようである。<sup>5)</sup> 繰り返しになるが、緊張して侵襲的な体験から自分を守ってきたクライアントであるので、「緊張を解く、リラックスすることは、これから行う呼吸法に必要な」と、クライアントによっては心理教育的に、最初にはっきり伝えておいた方がよいだろう。

筆者自身が工夫して、今使用しているのは、5回の呼吸を共に行う方法である。3回までは一緒のリズムで、後の2回はクライアントのリズムで行うようにしている。もちろん5回とも一緒にやるのであるが、「2回はクライアントのリズムで」としたのは、共に行う意味と自分で行う意味と両方を少しずつ感じてほしいからである。

一緒のリズムで共に行うことは、とても重要である。本来は、セラピーの時間外でも行えるように、一人でできるようになってほしいのであるが、実際には、「一緒に行くと、身体感覚もわかるのであるが、一人だと難しい」という人がいることと、もう一つは、呼吸法を行った後で、セラピストが「今、身体への感じはどうですか」「身体をサーチしてもらえますか」と依頼し、それに対してクライアントが応えるやり取りそのものが、かなり意味があるようである。身体感覚を言葉にすることが、難しい人がいるので、セラピストがゆっくりと待ってあげることは、よい体験につながる。そして、何よりも、たとえ社会生活をそれなりにこなしていても、内的には強烈な孤独の中で生きのびてきている人たちなので、共有体験を重ねる意味が、呼吸法という場面で

あっても重要である。

実際のやり方であるが、最初のうちはあまり深く息を吸ったり吐いたりせずに行い、「息を吸って」「吐いて」のように、呼吸に合わせて言葉を入れながら行う。慣れてきたら、「ゆっくり吸って」「ゆっくり吐いて」と言葉を入れてもよい。しかし、「深く吸って」とか「長く吐いて」と言わない方がよく、「ゆっくり」という表現が、生きる身体をめざす意味でもよいと思われる。この辺りは、セラピストがそれぞれ工夫をすればよいことであるが、大切なのは、呼吸を理想の形にしよう、導こうとしないことである。

2回目の呼吸あたりに、「息の出入りね」と声をかけた方がよいと感じた時には、そうしている。息は口でも鼻でもよく、吸う息は鼻で、吐く息は口でとする呼吸法や、すべて鼻呼吸とする呼吸法があるが、目的は息の出入り体験を通じて、身体感覚を呼び覚ますことであるので、気にする必要はない。筆者は、クライアントに私の息遣いが伝わるように、一緒に行うことが守りになるように、すべて口呼吸にして、呼気・吸気の音をわざわざ出すようにしている。コロナ禍で電話での面接が増えても、この方法だと、一緒に共に呼吸をしている感じが伝わりやすいので、便利にしている。

クライアントの呼吸が終わるまで、ゆっくり待っていて、終わったところで、「今、身体のはどうですか」と尋ねる。元々身体感覚がよくない人たちなので、わからないことも珍しくない。その時には、まず「空気の入りは感じられましたか」と尋ねてみる。そうすると、息がうまく吸えなかったと答える人が結構いるが、「うまく吸えないということが今の状態であり、そのことが大切である」と伝える。そもそも上述したように、呼吸をしていない、呼吸を止めているという「イメージとしての身体」を持っている人がいるので、今は吸えないという状態であることを受けとめてあげることが意味を持ち、本人もそういうものであると感じることで十分なのである。

息がうまく吐けないという人は、少ないので、吐くことの方を大切に。「息を吐ければ、そのうち自然に入って来る」と伝えればよい。

こうした会話から、「イメージとしての身体」が活性化して、いろいろなやり取りが生じることがあるのだが、この部分も別の論文で考察する予定である。

呼吸後の会話では、身体サーチの練習をする。鼻呼吸をしている人には、鼻から空気が入った感じや出た感じを尋ねたり、喉や胸の感じ、肩や背中の中の感じ、慣れてきたら胃などの内臓感覚も尋ねてみるとよい。ここでも、身体感覚から「イメージとしての身体」に移りやすい。喉の詰まりはヒステリー球ではないが、イメージ化されやすいし、内臓感覚も鉄のような胃の感じや、石が詰まっているような感じなどと「イメージとしての身体」にスライドしていくことが少なくない。それはそれとして、話していくにしても、「喉を空気が通った感じが残っていますか」「胸のあたりがじわーとするとか」「肩が重い感じがするとか」「どうですか」と、身体内部の感覚に注意を向けたり、言語化が難しい人に、まず手掛かりをあげるような言葉かけは、練習段階では必要である。もちろん、本人から言葉や身振りが出てくれば、そちらを優先するのは言うまでもない。

呼吸法も身体感覚を感じる、体感をもつということが少しずつできるようになると、外界とクライアントとの膜が薄くなるようで、部屋が明るく感じる、ものがはっきり見えるという副産物を伴うこともある。その一方で、呼吸法をすると、身体が重くなる、だるくなると感じる人もいる。その時には、その重さ、だるさを味わってもらおうようにする。重さは、「宙に浮いていた」という「イメージとしての身体」を持っているクライアントにとっては、意味深い体感である。また、だるさも緊張していた身体が少し緩み、だるさとして感じている場合があるので、クライアントのだるさを、セラピストが抱えるようにしつつ、共に過ごすことがよいようである。



## 6. 足裏感覚から青竹踏みへ

「足がない」「実は宙に浮いて生活している」などという「イメージとしての身体」を持っている人が多かったので、足裏感覚を呼び覚ますことから始めた。足裏を感じられれば問題ないが、難しい人も多いので、足の裏をスリッパないしは、床が絨毯なので直接触れてもらい、足を前後させて、その摩擦で足の感覚を感じてもらった。<sup>6)</sup>

これで、足裏感覚が付き、足を感じられれば、それで十分であるが、前述しているように生きる身体を取り戻すためには、もう少し工夫が必要な場合もあり、青竹踏みを導入した。竹のものの方が感覚的にはよいのであるが、プラスチック製のデコボコがついているものでも十分に代用できる。

青竹踏みというと、どうしても健康法と考えてしまうのであるが、足裏のツボを刺激すると、じわーとふくらはぎなど膝下ぐらまでは、つながった感覚が起きやすい。身体感覚の悪い人が多いので、身体をつながり感覚や、じわーとするような痛くもあるけれど気持ちよい感じがつかめると、「心地よい身体」という新鮮な出会いにつながる可能性がある。実際に「どのツボを」という必要はなく、適当に踏んでもらって、「どうですか」「何か感じますか」とやり取りしていけばよい。最初のうちは踏んでも、よくわからない時があるが、重要なのは、踏んだ後に降りてもらって、身体内部の感じをサーチしてもらうことである。踏んでいる時にはよくわからなくても、降りてから座ってもらって、身体内部をサーチしてもらうと、残像のように、身体が反応するのに気づくことが多い。そのことについて、言葉でやり取りをするのである。

当然のことであるが、身体を感じることもそのものが侵襲的であることに十分に気を付ける必要がある。もちろん、「傷ついたイメージとしての身体」とは異なる体験につながっていく体験なので、焦らずにゆっくりと試みていくとよい。青竹踏みまで到達するために、「イメージとしての身体」についてかなり取り上げる必要がある場合もあり、「生きられる身体」「生きている身体」を取り戻すまでには、クライアントによって順番は様々であると考えた方がよいと思われる。

経絡という気の流れのシステムを知って行わなくても、足裏を刺激すると、人によって感じ方は違うが、心地よいだるさというか、心地よい痛さを伴いつつ、足裏だけでなく膝まで、あるいはさらに胴体にまで感覚がつながる体験が生じることがある。いずれにしても、青竹が上手に使えるようになると、「生きられる身体」「自律的に私を支える身体」への信頼感が増し、トラウマに呑み込まれそうになったり、実際にトラウマ体験が刺激された不安状態になっても、「守り」としての感覚が少しずつではあるが増していく。

「ばらばらな、つながりのない身体イメージ」や「頭と身体が分断されたイメージ」を身体に対して抱えている場合にも、青竹踏みは上手に使用できれば、かなり緩和していく資源となり得ると思われる。実際に心理療法のプロセスで、身体を使うダンスやヨガ、ジムに通う人が出てくるので、別に青竹踏みに固執する必要はないが、一つの手段として知っておくと役立つ。

繰り返しになるが、あくまでも身体の内部感覚を持つこと、足裏感覚がよくなること、可能ならば足裏から上の身体とのつながりを感じられるようになることが重要である。そして、「地に足をつける」感じ（これも実は「イメージとしての身体」ではあるのだが）を持てるようになると、安心感が増していくのである。つまり、「こちら側の世界の方が、実は今は安全なのだ」と知っていくことなのである。かつては「こちら側の世界で傷ついた」のであるから、新しい安全感の獲得なのである。

## 7. 肩甲骨を寄せる

呼吸法で、ある程度の体感をもてるようになり、足裏ないし青竹踏みを通じて、つながりのある身体感覚ができた時に、「生きる身体」として上半身を定着させることを考えた。基本は、体感を持てるようにすることなので、心地よさを体験できるようにという意図から、肩甲骨を寄せる動作を試すことにした。肩甲骨へのアプローチは、ヨガや様々な体操、健康法でも行われているが、簡便にでき、ある程度の心地よさを伴う身体感覚が得られるということで、腕を肘を中心に90度にして水平にした状態を作り、肩甲骨を寄せるように後ろに腕を動かし、かなり力を入れた状態を保ち（筆者は「1, 2, 3」と声を出して、ゆっくりと数えるようにしている）、そこからゆっくり戻すことを試みた。これを一緒に2回行った後に、背中を感じを中心に、身体内部の感覚を尋ねていく。首筋までじわーと来る時もあれば、頭のコリがわかる時もあり、おおむね肩甲骨の背骨側のあたりに、残像のように体感が残ることが多い。「背中ができる」という感覚につながる時もあるが、いずれにしても、胴体部分の体感をサーチしやすい刺激が体に広がることが多い。もちろん、何も感じないというところから始まる人もいるが、何回か試みているうちに、それぞれの人なりの身体の内部感覚を得るようになる。

クライアントによっては、「イメージとしての身体」が、闇に閉ざされていることもあるので、その突破口となる動作と体感となる場合がある。足裏感覚や青竹踏みは、体感を「待つ」感じであることが重要であり、身体からやってくる感覚をいかに受けとめ、受容していくかという姿勢を育むのに向いているのに対して、肩甲骨を寄せる動作は、能動性があり、筋肉をかなり使うので、主体性・能動性に働きかけながら、体感を得るという点で、特徴のあるものと言えよう。

いずれのエクササイズも、身体に生かされているという感覚に行きつけることが目的なので、どれか一つだけでも特に問題はない。とは言え、それぞれに特徴があるのも事実である。たとえば、呼吸法は身体への拒絶感があっても、やりやすく、その反面、「イメージとしての身体」が活性化しやすいので、それへの対処ができないと、実はなかなかうまく目的を達さないことがある。そのことは今後の論文で明らかにしていく予定である。足裏は何も道具がいないが、青竹踏みのもたらす身体の内部感覚の覚醒は捨てがたいものがある。体感という形で身体が繋がっている感じを得られるのも、身体との解離があるクライアントには、意味深いものがある。また、筋肉を使った動作は、自分を自分で守るための筋肉という感覚につながるので、とても大切なものである。そういう意味で、肩甲骨を寄せる動作は、筋肉がある程度意識できつつ、体感をサーチできる動作なので、便利である。

## 8. スクワット

上述したように、筋肉を使うということは、今ここでの体験として意味があり、前半部分で述べたように、「かつてあの時に」とらわれたままの複雑性PTSDのクライアントにとって、「今ここで」の現在に開かれることが重要なので、呼吸、足裏感覚と青竹踏み、肩甲骨寄せとは、別な形で使用できる。

解離に伴う意識状態の変容が起きやすいクライアントの場合、簡単に「かつてあの時」にスイッチし、意識状態がポーとしたり、イメージ（過去の体験の映像イメージである場合が多いように感じる）が噴出して呑み込まれたり、トラウマ体験を背景にしたパニック状態になる場合もある。

こうなってから、こちらに戻すのはなかなか難しいので、この意識状態の変容を見越して、比較的安定した意識状態の時に、上記した3つを練習しておき、使えるのならそれで十分であるが、なかなかそこまで自分のものにするのには時間がかかるので、スクワットも視野に入れておくと便利である。スクワットはかなり筋肉を使うので、「今、現在の時間と場である」こちらに戻るきっかけとして機能する可能性がある。これもできれば比較的安定した意識状態の時に、練習しておいた方がよい。筋肉の動きを感じられるように、そこに意識を向けるようにして、練習をしておくのである。

子どものプレイセラピーの時に、なぜスクワットをするか説明し、身体を感じを言葉でやり取りする。こうしておく、意識状態をこちらに戻すときに、一緒にスクワットをしてあげること、役立つ。成人でも、明確に行う意味を伝えれば、女性でもスクワット体験をしてくれるものである。

## 9. 「体感に基礎づけられた生きる身体」の位置づけ

今まで述べてきたように、「生きる身体」「自律的に生命を支える基盤としての身体」と出会い、自らの生が、「侵襲的でない他者性としての身体」に支えられる体験は、複雑性PTSDのクライアントにとって、安全・安心の確保という彼らが常に求め続け、十分に得られず、むしろ身体と解離することで、「偽の安全」を確保しようとして、その大きな代償を払い続けることになってきたあり方・生き方を変える大切な背景となりうる。「生きる身体」を感じるという作業は、セラピストとともに行うことに意味があり、この作業そのものが、共有体験であり、同じような感じ・感覚を持つ他者との交流体験の積み重ねとしての意味をもつ。自らの身体を内部から感じることは、イメージとしての身体が活性化したり、トラウマ場面が喚起されることもあるが、上述してきたように、「生きる身体」は、現在に開かれたものであり、その身体の内部感覚を基礎としたものであり、トラウマ場面及びそこから派生したイメージとの行き来を可能にする基盤となるものなのである。

丁寧な見立てをしながら、少しずつ慎重に導入していけば、言語やイメージを媒介とした心理療法に身体的アプローチを併用していくメリットは大きい。導入のタイミングは、心理療法の初期でも、中期でも、後期でも特に問題はなく、それまで気づけなかったクライアントの身体を通じた生活の質にセラピストが気づいていく助けにもなり、何よりもクライアント自身が「今という時と場に開かれた」安全感を、ゆっくり少しずつではあるが、手に入れていくことに寄与するのである。

### 注

注1) 解離性同一症が多重人格と言われていた時代があり、今でも主人格、副人格という言い方をする場合もあるが、「部分」「パーツ」という呼び方の方が、適応範囲が広く適切である。解離性同一性症ほどには、部分間の記憶の壁を含めた解離の壁が厚くなくても、虐待や継続のないじめなどにより傷ついたクライアントは、自我から程度の差はあれ、自律的に動く、いくつかの「部分」を抱え込んでいる。本人が気づかなくても、イメージとして「部分」を視覚化することで、心理療法が進む可能性が高い。内的家族システム療法でも「部分」という言い方をしている（例えば、Fisher, J. 2017）が、夢やイメージを通じた心理療法の経験からも「部分」と呼ぶ方が適切であると感じている。この辺りは、別の論文で詳細に論じる予定である。

注2) Van der Kolk (2014) “*The Body Keeps the Score*” は、筆者が行ってきた虐待を中心とした複雑性PTSD

の心理療法の体験を、裏付け、位置づけていくことにとっても役立った。この論文で取り上げた脳に関する記述は、第4章に主に書かれている。

- 注3) 自我状態療法については、Watkins, J.G., & Watkins, H.H. (1997) が参考になる。
- 注4) 思考場療法は、スザンヌ M. コノリー (2004) および森川 (2017) によると、問題となる事柄や場面を想起しつつ、ツボをタッピングすることを基本としている技法である。EMDRと似ていて、眼球運動を主とする代わりに、ツボをタッピングすることによって（その際に眼球運動も取り入れている）、心的負荷が軽減されるということのようである。したがって、筆者が青竹踏みなどを取り入れている方向性とは、全く違うやり方である。
- 注5) マインドフルネスでは、息が身体に出入りするのを感じるように促す (Burch, V. & Penman, D., 2013)。そして、さらに喉を通して肺に入り、胸やお腹が膨らんだり、縮んだりするのを感じるように促すが、これはクライアントがセラピストと一緒に呼吸が終わってから、クライアントが感じていけば言語化してもらおうが、このような感覚そのものが嫌悪刺激になっているクライアントもいるので、少なくとも相当に慣れるまでは、単に「息の出入り」程度に、筆者は留めている。また、André, C. (2011) は、「息の出入り」をさらに、吸気が身体全体に行きわたるイメージを行うことをアドバイスしているが、本文に述べた通り、これは「イメージとしての身体」であり、「生きる身体」とは異なってしまふ。イメージとしての身体を使って心身のコントロールを、いろいろな身体技法や武術などでも用いられるが、この論文では、あくまでも身体の内蔵感覚に留まることを大切にしている。
- 注6) グラウンディング (grounding) と名付けられた方法が、たとえばOgden, P. et al. (2006) の225ページ (原書) に記述されている。自分を支える感覚を、脊柱を通して得るということを目的として、地 (ground) に支えられていることに気づくことを目指す。具体的には、立って、つま先、かかと、足裏側面というように、体重移動をし、足裏全体でバランスを取り、さらに、左右の足に体重を移動させて、バランスを取る。また、足を感じにくいクライアントには、足を踏み鳴らしたり、手で足をマッサージしたりすることを勧めている。筆者の足裏感覚という控え目なやり方とは、かなり違う。虐待などの複雑性PTSDのクライアントには、手でマッサージなどは困難であることが多い。健康度の高いクライアント、ないしは長い時間をかけて慎重に少しずつ身体と接触することに慣れてきたクライアントなら、このようなマインドフルネス的な方向性も意味があると思うが、筆者の体験からは、足裏でさえ感じるのを拒否するクライアントがいることを考えれば、少なくとも言語およびイメージを主体とする心理療法の補助としては使いにくい。実際には、体内感覚を得て、自分の身体を少しだけ感じることで十分なのである。足裏を感じても、そこだけに限定され、あくまでも身体の部分として切り離して感じるのがやっとなというクライアントもいるので、慎重に行っていくことが大切である。身体を感じることもそのものが、トラウマ刺激となることに十分に注意を払わないと、失敗する。

## 参考文献

- American Psychiatric Association. (2013). *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth Edition*. American Psychiatric Publishing. 高橋三郎, 大野 裕 (監訳) 染谷俊之, 神庭重信, 尾崎紀夫, 三村 将, 村井俊哉 (訳) (2014) 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院。
- André, C. (2011). *Méditer, Jour Après Jour: 25 leçon pour vivre en pleine conscience*. L'Iconoclaste. Paris. 坂田雪子 (監訳) 重松 緑 (訳) 『はじめてのマインドフルネス——26枚の名画に学ぶ幸せに生きる方法』(2015) 紀伊國屋書店。
- Burch, V. & Penman, D. (2013). *Mindfulness for Health: a practical guide to relieving pain, reducing stress and restoring wellbeing*. Piaktus Books. 佐渡充洋 (監訳) 小野良平, 岩坂 彰 (訳) (2018) 『からの痛みを和らげるマインドフルネス』創元社。
- Connolly, S.M. (2004). *Thought Field Therapy: Clinical Applications Integrating TFT in Psychotherapy*. George Tyrrell Press. 森川綾女 (訳) (2011) 『TFT 思考場療法 臨床ケースブック』金剛出版。
- Emerson, D., & Hopper, E. (2011). *Overcoming Trauma through Yoga: Reclaiming Your Body*. California: North Atlantic Books. 伊藤久子 (訳) (2011) 『トラウマをヨーガで克服する』紀伊國屋書店。
- Fisher, J. (2017). *Healing The Fragmented Selves of Trauma Survivors*. Routledge. 浅井咲子 (訳) (2020)



- 『トラウマによる解離からの回復——断片化された「わたしたち」を癒す』国書刊行会。
- 藤岡喜愛 (1983) 『イメージ——その全体像を考える』NHK出版。
- 伊藤 博 (1983) 『ニュー・カウンセリング——“からだ”にとどく新しいタイプのカウンセリング』誠信書房。
- Levine, A.P. (1997). *Waking the Tiger: Healing Trauma*. California: North Atlantic Books.
- Levine, A.P. (2010). *In an Unspoken Voice: How the Body Releases Trauma and Restores Goodness*. California: North Atlantic Books. 池島良子, 西村もゆ子, 福井義一, 牧野有加里 (訳) (2016) 『身体に閉じ込められたトラウマ——ソマティック・エクスペリエンスによる最新のトラウマケア』星和書店。
- Levine, A.P. (2015). *Trauma and Memory: Brain and Body in a Search for the Living Past*. California: North Atlantic Books. 花岡ちぐさ (訳) (2017) 『トラウマと記憶——脳・身体に刻まれた過去からの回復』春秋社。
- 森川綾女 (2017) 『つぼとんとん——叩くだけ！心と体の不調がすっきり』日本文芸社。
- 成瀬悟策 (2000) 『動作療法——まったく新しい心理治療の理論と方法』誠信書房。
- Ogden, P., Minton, K., & Pain, C. (2006). *Trauma and the Body: A Sensorimotor Approach to Psychotherapy*. W.W. Norton & Company. 日本ハコミ研究所 (訳) (2012) 『トラウマと身体』星和書店。
- 杉山登志郎 (2021) 『テキストブックTSプロトコール——子ども虐待と複雑性PTSDへの簡易処理技法』日本評論社。
- 海野千畝子 (2015) 『子ども虐待への心理臨床』誠信書房。
- Van der Kolk, B. A. (2014). *The Body Keeps the Scores*. Penguin Group. 柴田裕之 (訳) (2016) 『身体はトラウマを記録する——脳・心・体のつながりの回復のための手法』紀伊國屋書店。
- Watkins, J.G., & Watkins, H.H. (1997). *Ego States: Theory and Therapy*. W.W. Norton & Company. 福井義一・福島裕人・田中究一 (監訳) (2019) 『自我状態療法——理論と実践』金剛出版。



# 幽閉者たちの町—交易都市アルトナの成立と発展

吉 田 量 彦

## **City of the Condemned: On the Founding and Development of Altona**

YOSHIDA, Kazuhiko

### Abstract

Altona, elevated to the status of a trading city by a Danish king in 1664, was an independent city adjacent to the German metropolis Hamburg until April 1, 1937, when the so-called Great Hamburg Act (Groß-Hamburg-Gesetz) made it a district of Hamburg.

In this essay, the author attempts to elucidate the founding and development of Altona in the context of modern northern European-Scandinavian history, and in comparison with the neighboring city Hamburg, which had always opposed “Danes” and Denmark since its formation in the 8th century.

Approximately half a century before Altona was elevated to the status of a city, the Danes had founded another city on the Elbe below Hamburg: Glückstadt (1616). Originally, the founding of Glückstadt seemed to be an experimental proto-project of Altona, but considering the traces of Jewish immigrants from the Iberian Peninsula (the Sephardim), it appears that the opposite is actually the case. The Danes came to learn about the economic policy that was already being pursued in Altona by the counts of Schauenburg, whose county, including Altona, was not inherited until 1640 by the then Danish king. In the conclusion, the author summarizes the consequences of the Danish migration policy in Altona in the second half of the 17th century, which failed to meet the expectations of the Danes.

*Keywords:* area study, Altona, Hamburg, Denmark, Jews, Sephardim

## 目 次

はじめに—アルトナの幽閉者たち

1. ハンブルク史の中のデンマーク、デンマーク史の中のハンブルク
2. 交易拠点の新設実験—デンマークとグリュックシュタット
3. グリュックシュタットとアルトナ開発前史—ユダヤ教徒たちの動向を軸に
4. 交易都市アルトナの成立—紋章から読み取れる思惑と、その想定外の帰結  
おわりに

### はじめに—アルトナの幽閉者たち

アルトナ Altona, というのがこれから取り上げる町の名前なのだが、日本では聞いてもピンと来ない人が大多数かもしれない。それも無理のない話で、そもそもそういう名前の町はもう存在しない。ヒトラー率いる国家社会主義ドイツ労働者党 (Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei: NSDAP)、通称ナチスが政権を握っていた1937年4月1日、いわゆる「大ハンブルク法 Groß-Hamburg-Gesetz」の施行によって隣接するハンブルクに吸収合併されてしまったことで、都市 Stadt としてのアルトナは消滅した。<sup>1)</sup> 現在ではハンブルクに設けられた区 Stadtteil の1つとして、わずかにその名が残るばかりである。

エルベ川の北岸にかつて隣接していた2つの町、ハンブルクとアルトナは、来歴が全く異なっていた。まずハンブルクは、後述するように、近年の考古学的調査によれば8世紀にさかのぼる歴史をもち、<sup>2)</sup> 中世以来ハンザ同盟の基幹都市として長い繁栄を続けて近代にいたった。今も正式名称はハンザ自由都市ハンブルク Freie Hansestadt Hamburg であり、郵便の宛名等で略記する場合も HH とつづる (同じハンザ同盟の系譜に連なる町は皆そうで、例えば近隣のブレーメンなども Freie Hansestadt Bremen / HB である)。

これに比べるとアルトナの歴史は短く、そして多分に人工的である。農村漁村が点在するばかりで目ぼしい交易拠点にめぐまれなかったこの地域一帯の歴史は、一般には1640年代、中世以来の封建領主の家系が絶え、デンマーク王が領主権を相続したことで大きく動き始めたこととされる。喉から手が出るほど外貨の欲しかった歴代のデンマーク王は、自領となったこの一帯にアルトナを含むいくつかの交易拠点を設置し、重商主義的な保護貿易政策による外貨獲得に利用しようとしたというのである。こうした理解は、後述するように細かい所での修正が必要だが、大筋では合っている。

これらの交易拠点には、ハンブルクをはじめとする近隣の先進交易地へのキャッチアップを図るべく、いわば王の肝いりで、有能な商人たちを呼び込むためのさまざまなてこ入れが施された。信教の自由が当時としては大幅に認められることになったのも、そうしたてこ入れの一環である。

アルトナは、さまざまな事情から、こうした政策が最も効果を発揮した町となった。具体的には、主に宗教上の理由から居住地や生業にさまざまな制限を設けられていた人たち、とりわけユダヤ教徒たちが、ヨーロッパ各地からアルトナに押し寄せた。また、少し時代が下って18世紀を迎えると、当時異端者もしくは無神論者として神聖ローマ帝国内で激しく迫害されていた知識人たちが、いわゆる自由思想家たち Freidenker も、こぞってアルトナへ逃げていくようになった。

20世紀の文学と哲学に大きな足跡を残したサルトル (Jean-Paul Sartre: 1905-1980) も、オリジナル作品としては生涯最後となった戯曲の舞台に、この町を選んでいる。<sup>3)</sup> 日本でもアルトナとい

う地名に聞き覚えのある人が多少なりともいるとしたら、それは大方このサルトルの戯曲『アルトナの幽閉者 Les Séquestrés d'Altona』（1959）のおかげと思われる。<sup>4）</sup>サルトルはアルトナが「大ハンブルク法」によって消滅する4年前の1933年、ナチス体制の成立から約半年後のベルリンで留学生活を始めているから、恐らくこのベルリン時代に、同じ北ドイツのアルトナという町についても何かしらの風聞を得ていたのだろう。さらに想像をたくましくするなら、例えばその風聞とは、そこからさらに1年前、1932年7月17日のアルトナで起きた「血の日曜日 blutiger Sonntag」事件にまつわるものだったかもしれない。<sup>5）</sup>

ただし『アルトナの幽閉者』の舞台がアルトナに設定された理由は今ひとつはっきりしない。そもそも管見する限り、サルトルはドイツ留学時代もその後も、恐らく一度もアルトナを訪れていない。<sup>6）</sup>また作品を注意深く読むと分かるのだが、少なくともこの作品を上梓した当時、サルトルのアルトナに対する土地勘はさきわめて怪しいものだった。<sup>7）</sup>さらに言えば、どうしても舞台がアルトナでなければならない理由は、筋書きのにも特に見当たらない。鉄鋼・造船業で大儲けするドイツ人の成金一家がいても不自然ではない町という点では、プレーメンでもデュッセルドルフでも作劇上まったく支障はなかったはずである。<sup>8）</sup>

にもかかわらず、サルトルはアルトナを選んでいる。そうである以上、そこにはたとえほんやりとしたものであっても、何らかの理由がなければならない。これも想像だが、恐らくサルトルは、アルトナが「幽閉者」と浅からぬ縁のある町であることを、いつかどこかで聞きかじって記憶していたのではないだろうか。

幽閉者と訳されてはいるが、『アルトナの幽閉者』の主人公は別に本人の意思に反して監禁されているわけではない。召集中に戦地で犯したある戦争犯罪の記憶に苛まれる彼は、復員してからも戦後ドイツ社会の日常に溶け込めず、いつまで経っても実家の屋敷の屋根裏部屋から出てこれない。彼の置かれた現状は幽閉というよりもむしろ「引きこもり」であり、あえて幽閉という言葉を使い続けるなら「自発的幽閉」とでも呼ぶしかない状態なのである（否応なく生まれてしまったトラウマを原因とする引きこもりなので、「自発的」という形容は厳密にはふさわしくないかもしれないが）。<sup>9）</sup>

歴史的・伝統的に、アルトナはまさにこうした自発的幽閉者にあふれた町であった。先ほど述べたように、18世紀全般を通じ、そこには迫害を逃れた学者や思想家たちが神聖ローマ帝国内各地から集まり、ただし集まったからといって特に徒党を組んで教会勢力に対する思想闘争を繰り広げるわけにもいかず、めいめいが町のあちこちに隠れ住むことを余儀なくされていたのである。なぜ、そしてどのように、こうした奇妙な町が生まれたのだろうか。

本稿は、かつて独立した交易都市であったアルトナの成立と発展の経緯を、隣接するハンブルクと随時対比しながら、初期近代の北ドイツ史・北欧史の大きな流れの中で説明する試みである。これまで述べてきたことから察せられるかもしれないが、管見する限り、いわゆる地域研究 area study の邦語文献でアルトナが中心的考察対象として取り上げられたことはこれまで一度もなく、また海外の研究文献まで探索の手を広げても、こうした試みに捧げられた先行研究は容易に見つからない。そこでアルトナが主題化されるのは、当該地域一帯の貴重ではあるがマイクロで断片的な史料の掘り起こしに終始する実証的地域史・郷土史研究においてか、逆に当該地域の情報を通史的に網羅してはいるものの地域横断的な目配りに乏しい概説的研究においてか、ほぼこのどちらかと言っても過言ではない。<sup>10）</sup>

本稿では、まずハンブルクとデン人・デンマークとの建設以来の因縁について概論的にまとめてから（第1節）、デンマーク政府がアルトナ開発以前に建設を試みた交易拠点として、エルベ

川北岸のさらに下流部に位置するグリュックシュタットの例を紹介し（第2節）、アルトナの場合と比較する。グリュックシュタットの建設とアルトナの都市認定および開発の間には約半世紀の開きがあるため、この2つのプロジェクトの関係は前者が後者のプロトタイプのように理解されてきたが、デンマークが間違いなく有力な誘因対象の1つと見なしていたイペリア半島系ユダヤ教徒（セファルディム）の動向に着目すると、実はむしろ反対の流れが見えてくる（第3節）。そして最後に、アルトナの都市認定およびその後の宗教寛容政策を検証し、それがデンマーク側の思惑とは微妙にずれた結果に帰着したことを明らかにする（第4節）。

## 1. ハンブルク史の中のデンマーク、デンマーク史の中のハンブルク

アルスター川とビレ川がエルベ川北岸に相次いで流れ込む、その3河川の合流地付近に人間が集落を作って暮らし始めたことが、後にハンブルクという名で呼ばれる町の始まりとされている。<sup>11)</sup> 「はじめに」でも述べたように、21世紀になって行われた発掘調査の結果、この地に集落を保護するための砦Burgが建築された時期は、従来考えられていたよりはるかに早く、8世紀に遡ることが明らかにされた。このハンマブルクHammaburg、つまり後のハンブルクが初めて史料に登場するのは、これよりかなり下った832年、とある伝道師がキリスト教布教のために訪れた時のことである。<sup>12)</sup>

この地に早くから防衛拠点が築かれたのは、カロリング朝フランク王国の勢力圏の周縁部に位置していて、現地民の武装蜂起が後を絶たなかったことに加え、<sup>13)</sup> 外部からの侵入者に備える必要もあったからである。外部からの侵入者とは、ちょうど同じ9世紀に入って活動が活発化し始めた、いわゆるヴァイキングWikingerのことを指す。高度な造船・航海技術を駆使し、ユトランド半島やスカンディナヴィア半島から水路を伝ってやって来る彼らは、一時はヨーロッパ各地で、交易相手という側面もないことはないものの、むしろ出方が読めない侵入者・略奪者として強く恐れられていた。<sup>14)</sup> ハンマブルクとその近隣諸地域も、845年の夏、一度ヴァイキングの侵入による壊滅的な被害を受けている。<sup>15)</sup>

ハンマブルクを襲ったヴァイキングがどこから来たどのような人々だったのか、正確なことは無論分からないが、比較的近場のユトランド半島から来たデー人たちdie Dänenの集団だった可能性がやや高い。<sup>16)</sup> いずれにせよハンブルクという町は、いわばその起源においてデンマークという仮想敵を抱えており、その南下圧力に抗しながら町としての発展を続けてきたと言える。デー人を人種的・民族的に正確に定義するのは不可能だしその必要もないが、言葉通りの意味にとるなら、デンマークDänemarkとはデー人たちが辺境につくった国Markに他ならないからである。

デンマーク対ハンブルクというこの構図は、時代を大きく飛ばして初期近代に目を移してみても、意外と変わっていない。

17世紀、三十年戦争とその周辺で起きたいくつかの戦いの帰趨により、デンマークはスカンディナヴィア半島のほぼすべての領土を失い、1660年代にはユトランド半島とその周辺の島々のみからなる小国に転落した。それまでの国境を大きく後退させた結果、王都コペンハーゲンも国土の東端に近い、地政学的に非常に危うい位置に置かれることになった。<sup>17)</sup>

北欧で手痛い損失を受けたデンマークは、これを埋め合わせようとするかのように従来以上に南方への関心を強め、ハンブルクの富にも食指を伸ばし始めた。とはいえ、さすがに800年前のヴァイキングのように、突然やって来て略奪をはたらくようなことはしない。次節以降で詳しく見るように、17世紀を通じ、歴代のデンマーク王はハンブルクに影響力を行使するための、そし



場合によってはハンブルクの力を殺ぐための、さまざまな布石を打ち続けた。

デンマークがいよいよ本格的な軍事行動に出るのは、1680年代に入ってからのことである。<sup>18)</sup> ハンブルク市政の数年来の内紛に乗じたデンマークは、紛争当事者の一方に加勢するという名目で派兵を試みる。1686年の8月から9月にかけて、ハンブルクを包囲したデンマーク軍との間に3週間に渡って断続的に砲撃戦が繰り広げられたが、三十年戦争を期に堅固な城塞化を終えていた町を陥落させることはできず、またデンマーク王の勢力拡大を望まない神聖ローマ帝国側から次々に援軍が到着したため、やがてデンマーク軍は撤退を余儀なくされた。<sup>19)</sup>

ハンブルク旧市街の北には外アルスター湖 Außenalster が広がっていて戦線を構築できないため、この時北西方面から攻めてきたデンマーク軍は、攻撃を町の西半分に集中せざるをえなかった。ハンブルクの地図を詳しく見ていくと、現在でも新市街（三十年戦争時代の城壁跡の外側）の西部から北西部にかけて、この包囲戦にちなんだ地名が転々と残っている。個人的な思い出になるが、例えば筆者がハンブルクでの5年半にわたる留学期間の大部分を過ごした大学近くのアパートは、「塹壕 Laufgraben」という奇妙な名の付いた裏通りに面していた。新市街北西部のこの辺りには、かつて十字手裏剣に似た形の出丸が築かれていて、星形要塞 Sternschanze と呼ばれていたのだが（ちなみにこの地名も残っている）、この要塞を攻略するために侵攻してきたデンマーク軍が、この辺りにやたらと塹壕を掘ったのである。<sup>20)</sup>

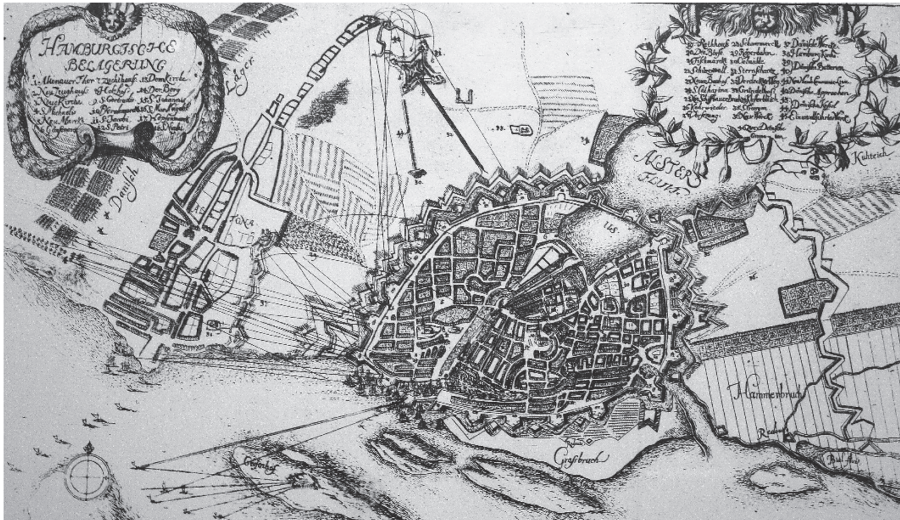


図1 1686年ハンブルク攻囲戦を描いた同時代の絵図。フリー画像。ドイツ語版ウィキペディア ([https://de.wikipedia.org/wiki/Belagerung\\_Hamburgs\\_\(1686\)](https://de.wikipedia.org/wiki/Belagerung_Hamburgs_(1686)))より転載。アルトナ側にも砲撃に備えた防壁が町の東側に一時的に築かれているのが分かる。中央やや左上に見えるのが星型要塞)

## 2. 交易拠点の新設実験—デンマークとグリュックシュタット

前節でも軽くふれたように、17世紀全般を通じて、歴代のデンマーク王たちはただハンブルクに食指を伸ばすだけでなく、これに経済的に対抗するためのさまざまな布石を打っていた。以下

で述べるグリュックシュタットの建設や、アルトナの都市認定および開発も、そうした気の長い布石の一環として理解しなければならない。

太った獲物を好むのが古今東西の侵略者の常だから、最終的には手に入れたがっている町を経済的にやせ細らせようとするのは愚策というか、戦略的に矛盾しているようにも見える。しかしつけ狙っている当の町を安定的に勢力下に置けるかどうか自体がきわめて不確かな状況では、このような中途半端というか、どちらに転んでもそこそこ得をしそうな両面作戦こそが最も合理的だったようである。

グリュックシュタットとアルトナ、および両者の関係について本格的に語るには、まずその前に、17世紀におけるハンブルク周辺地域の封建領主たち、特に歴代のデンマーク王の動向について、少し複雑な話をしておく必要がある。

17世紀、デンマーク王国を支配していたのは、元々北ドイツに起源をもつオルデンプルク家 Oldenburg である。1448年に起きた王朝交代の結果、当時北ドイツのホルシュタイン地方一帯を領有していたこの一族がデンマーク王を兼ねることになり、その後1460年にはシュレースヴィヒ地方も領有することになる。<sup>21)</sup> デンマーク語では飲み込んでしまって発音しない文字が多くなるため、この王朝をオルデンプルク朝ならぬオレンボー朝 Oldenburg という。

アルトナを含む、ハンブルクから見て西から北西に広がる地域も、大きく言えばホルシュタイン地方の一部である。ところがこの一帯には、17世紀前半まで、別の領主の家系がいた。つまり歴代のオレンボー朝の王たちが、封建領主間の仁義を表面的にせよ尊重するそぶりを示そうとするならば、直接手を出せない地域だった。この地域の領地名をピンネベルク伯領 Grafschaft Pinneberg といい、ここを17世紀前半まで領地（の一部）としていた家をシャウエンブルク伯家 Graf Schauenburg という。<sup>22)</sup> 領主の異なる、そして小領地であるがゆえにそれ自体は大した脅威にならないピンネベルク伯領の存在は、ハンブルクから見れば、デンマークという大勢力に対する一種の緩衝地帯として機能していたと思われる。

この緩衝地帯がなくなってしまうのが、17世紀前半のことである。三十年戦争が進行するなか、近隣領主の領土的野心にさらされて難しい領地経営を迫られていたシャウエンブルク伯家が、1640年に断絶したからである。領主の地位が空いたピンネベルク伯領は、その大部分を遠戚に当たるデンマーク王が相続したため、ここでアルトナは初めてデンマーク王の直接の支配下に入ることになり、そして隣のハンブルクもデンマーク王の野心に直接さらされることになる。<sup>23)</sup>

既に三十年戦争の始まり（1618）に前後して、ハンブルクは神聖ローマ帝国内法廷 Reichskammergericht の決議により、帝国自由都市 freie Reichsstadt の地位を保障されている。これによると、デンマーク王といえども神聖ローマ帝国域内では皇帝に所領安堵された封建諸侯（シュレースヴィヒ・ホルシュタイン公）の一人に過ぎないため、皇帝直属の帝国自由都市であるハンブルクとは対等に近い関係になるはずである。しかしオレンボー朝歴代の王はこの決議を承認せず、ハンブルクをあくまでホルシュタイン地方の一都市と見なし、17世紀全般にわたってホルシュタイン公＝デンマーク王に対する臣従 Huldigung を執拗に求め続けた。<sup>24)</sup>

同じ1610年代、デンマークはハンブルクに対するこうした圧力外交の一環として、アルトナよりもさらに下流のエルベ川北岸に新たに都市を設け（1616）、ハンブルクが支配的であったエルベ川下流域の水上交易の利権に食い込もうとしていた（アルトナを使わなかったのは、上述したように、デンマーク王家がまだピンネベルク伯領を継承していなかったからである）。これが今日でもドイツ連邦共和国シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州の小都市として存続しているグリュックシュタット Glückstadt である。<sup>25)</sup> 筆者もハンブルクで暮らしていたころ一度だけ訪れたことがあ



るが、都市機能が集中していた広場から放射状の街路が幾何学的な正確さでのびていて、ほぼ何もない土地に機械的に図面を引いてこしらえた町であったことがありありと実感された。

「幸運の町」グリュックシュタットが実際の所どれだけデンマーク側に幸運 Glück をもたらしたかは、<sup>26)</sup> 文献によって評価が分かれていて判断に窮する。1630年、デンマークはグリュックシュタット沖に軍艦を出し、ハンブルクの商船から強制的に通行税を徴収する一方、ハンブルクがエルベ川の航路整備等を名目に徴収していた船容別通行料 Tonnengeld の支払いを拒むようになったという。<sup>27)</sup> これが事実とすれば、デンマークはこれまでハンブルクがエルベ川交易で果たしてきた役割およびそこから得ていた利益を、そっくりそのままグリュックシュタットに奪わせる腹積もりだったと思われる。しかし繰り返すが、このような政策がハンブルクの経済に実際どの程度深刻な打撃を与えることになったかは、文献の記述が錯綜していて正確な判断を下しづらい。<sup>28)</sup>

いずれにせよ、17世紀前半の北欧3国におけるデンマークの相対的地位低下と、これに伴うスウェーデンの台頭により、起死回生を狙ったデンマーク側のグリュックシュタットを介したエルベ川交易支配の試みも、この世紀の半ばにはどこか中途半端な形での停滞を余儀なくされたと思われる。前節でも述べたが、グリュックシュタットを「幸運の町」と名付けたクリスティアン4世(在位1588-1648)の治世の後半、デンマークは幸運に見舞われるどころか、敗戦に次ぐ敗戦により領土を削られ続けることになる。<sup>29)</sup> 入れ替わるように台頭してきたのが隣国のスウェーデンである。ハンブルクおよび神聖ローマ帝国との抗争に加えて、エルベ川南岸の交易拠点をスウェーデンにおさえられたデンマークは、三十年戦争末期にはグリュックシュタットにおける通行税徴収を断念せざるをえなくなったという。<sup>30)</sup> 以後デンマークのエルベ川交易政策の重点は、同じエルベ川北岸でもハンブルクよりかなり下流に築かれたグリュックシュタットから、1640年によく王領に編入された、ハンブルクに隣接する旧ピンネベルク伯領の中心都市(に、これからなるはずの)アルトナへ移ることになる。

### 3. グリュックシュタットとアルトナ開発前史—ユダヤ教徒たちの動向を軸に

グリュックシュタット創設に前後してデンマークが行った人集め政策は多々あったが、その中には、後にアルトナで大々的に行われたことの予行演習のような内容も見受けられる。一種の宗教寛容政策である。

新規住民となる人たちの宗教・宗派を不問とし、彼らが望む通り、望む形での宗教儀礼の実践を認めるという触れ込みに誘われて、ルター派が支配的なドイツ北部のこの辺りではマイノリティとなりがちな、さまざまな宗教・宗派の信者たちがグリュックシュタットに押し寄せた。最初期の主要な住民となったのは、カトリック教国スペインの支配を逃れてきた南ネーデルラント地方の改革派教会系の(つまりルターではなくツヴィングリとカルヴァンの流れをくむ)プロテスタントと、1492年のスペインに始まる迫害を逃れてイベリア半島から(多くの場合オランダの各都市を経由して)やって来た、ポルトガル系ユダヤ教徒たち(セファルディム Sephardim)であったという。<sup>31)</sup>

このうち後者については、移住後の彼らの行動も、彼らが町の発展に果たした役割も、後のアルトナにおける事例と酷似している。政治・経済情勢の変化に応じて居住地や生業上の本拠地を機敏に変える必要に迫られていたセファルディムは、その多くが遠隔地と本拠地を結ぶ洋上・水上交易を得意とする商人であり、能力から見ても彼ら独自の遠隔交易ネットワークから見ても、デンマークが優先的に求めていた人材であった。町の発展に(言うまでもなく、この町が当時備

えていた交易地としての潜在力の限界内で)大きく貢献し、<sup>32)</sup> やがてこの町で生を終えた彼らは、当地で取得したユダヤ教徒専用の墓地(1622年創設)に埋葬されることになった。このセファルディム系ユダヤ人創設の墓地が残っているという点も、グリュックシュタットと後のアルトナに共通する特徴である。<sup>33)</sup>

このように、2つの町で実行された移民奨励政策の内容には、その結果もふくめて、明らかにある種の並行性が見いだされる。だとするとデンマークは、この1610年代のグリュックシュタットでの(政治・経済情勢の変化により中途半端に終わったとはいえ)成功体験を、約半世紀後のアルトナに移し替えて繰り返そうとしたのだろうか。

デンマーク側の動向だけに着目しているとそう見えないこともないし、筆者もこれまで漠然とそう思い込んできたのだが、実は必ずしもそうとは限らないことが分かる。理由は単純で、よく考えてみると時系列的な辻褄が合わないのである。

そもそもアルトナのユダヤ人墓地の方が、グリュックシュタットのそれよりも歴史が古く、前者の創設は1611年に遡る。<sup>34)</sup> 1611年といえば、グリュックシュタットの建設に5年ほど先立ち、さらに言えば、デンマーク王がアルトナを含むピンネベルク伯領を相続するよりも30年近く前である。つまりデンマーク王がアルトナに大幅なテコ入れを始める遥か以前から、今のアルトナとその周囲には、まとまった墓地を必要とする規模のユダヤ教徒たちが元々暮らしていたのである。

イベリア半島を脱出し、恐らくは間にいくつもの中間滞在地を挟みながら、はるばるエルベ川を遡ってこの一帯へたどり着いたセファルディムの第一の目的地は、当然ながら交易地として伝統と定評のあるハンブルクであったと思われる。ところが宗教改革の結果ルター派一色に染め上げられていた当時のハンブルクは、彼らにとってお世辞にも暮らしやすい場所ではなくなっていた。というか、そもそも暮らすこと自体を許可されない状態が長く続いた。たとえば1583年、12人の「ポルトガル人」が高額の供託金の支払いと引き換えに期限付き居住許可を求めてきた時、ハンブルク市議会はこれを門前払いしている。市議会側がようやく折れ、彼らの居住が条件付きで認められるようになったのは1612年のことだが、対象は市に高額な「保護料Schutzgeld」を支払う準備のある人たちに限定されていた。<sup>35)</sup> したがって、これを支払えない人、もしくは支払いたくない人は、ハンブルク近郊のどこかに仮住まいを見つけ、商用がある時だけ市内へ通うという、大変不便な生活を余儀なくされたようである。

そうしたユダヤ教徒たちにとって、ハンブルクのすぐ西隣りのアルトナがそういう「どこか」の有力な候補地となったのは、ごく当然の結果と思われる。何とんでもアルトナはハンブルクに近い。アルトナの語源には諸説あるが、真偽はともかくよく知られた俗説の1つとして、低地ドイツ語の「あまりにも近いall to nah」に由来するという説さえ存在する。<sup>36)</sup>

アルトナとその近郊に暮らし始めたセファルディムにとって、ことに深刻だったのは墓地の問題である。あえて大雑把な言い方をすると、キリスト教徒なら魂が抜けた後の肉体をそれほど重要視しない。これに伴い、肉体を埋葬する墓地も、少なくとも北ドイツの都市部では、現在でも利用権に期限が付いていることが少なくない。期限付きの墓地は期限が来ると掘り返され、中身を空っぽにして再び墓地として売り出されることになる。それまで埋葬されていた遺骨や遺灰は、ひとまとめにしてどこかへ片づけられることになるが、それで特に不満も出ないようである。<sup>37)</sup>

ユダヤ教徒は、それでは困る。彼らの死生観の根本には「肉体を備えた復活への信仰der Glaube an die leibliche Auferstehung」が存するからである。これによると、魂と肉体は死をもって一時的に分離するけれども、復活の時再び結合することになっているため、死者の遺体はこの世の終わりまで大事に保管しておく必要がある。それゆえ、一度「使った」墓地を整理して再利用するな

ど、彼らにしてみれば論外の所業ということになる。一度死者を埋めたら、この世の終わりまでそこに埋めっぱなしにしておかなければならないのである。<sup>38)</sup>

したがって、墓地にできる土地をただ単に借り受けるのではなく、どこかに恒久的に取得することが認められなければ、ユダヤ教徒たちがある場所に安定的に定住することはきわめて困難であった。<sup>39)</sup> 言い換えれば、1611年5月の末、3人のセファルディム商人にアルトナ郊外の土地の恒久的取得が許可されたことは、ユダヤ教徒たちからすればこの地に（政治的・経済的事情が許す限り）とどまって生業に従事する大きなインセンティブとなっただろうし、宗教的偏見よりも経済的利益を優先すべき領地経営者の側からすれば英断であったと言えるだろう。そしてもちろん、この英断を下した領主とは、まだピンネベルク伯領を相続していないデンマーク王ではなく、ピンネベルク伯領の前の領主一族、シャウエンブルク伯家の当時の当主エルンスト3世（1569-1622）であった。<sup>40)</sup>

このように時系列を整理してみると、むしろ先ほどの第一印象とは反対に、グリュックシュタットでデンマークが行ったこと自体が、都市認定以前のアルトナでシャウエンブルク伯家の統治時代に既に行われていたことの焼き直しだった可能性が見えてくる。仮にこの想定が当たっているとすると、デンマークは「永代供養のできる墓地さえ融通してやればユダヤ人は集まってくる」ということを王領化する前のアルトナに学んでいたからこそ、グリュックシュタットに集まってきたユダヤ教徒たちに墓地のための土地取得をいち早く認め、アルトナを含むピンネベルク伯領が王領となった後も「歴代のシャウエンブルク伯たちが[アルトナの住民に]気前よく与えてきた商取引と信教の自由を、みなそのまま承認した」と考えられる。<sup>41)</sup> だとすると、アルトナが宗教・宗派の異なる住民を概ね平和裏に共存させ、さらには近隣諸地域で迫害された自由思想家たちにさえ隠れ住むことを黙認する、実に懐の深い町となったことには、デンマークに領有される以前からの歴史的経緯が大きく関わっていたのである。

#### 4. 交易都市アルトナの成立—紋章から読み取れる思惑と、その想定外の帰結

アルトナが、人間が寄り集まって住んでいる地域を意味するだけの「集落Siedlung」という扱いから、高度な自治権を与えられた国王直属の「都市Stadt」という扱いに格上げされたのは、ピンネベルク伯領一帯をデンマーク王家が継承してから四半世紀近くを経た、1664年8月23日のことである。隣国スウェーデンを相手に分の悪い戦いを続けていた時の王フレゼリク3世（在位1648-1670）は、傾いた国力を立て直すべく、対内的には1660年代に入って大貴族から特権を巧みに剥奪して彼らを政治的に無力化させ、急速な絶対王権の確立に努めていた。<sup>42)</sup> それと同時にこの王は、対外的には中小貴族および富裕市民層と結び、他の多くの当時のヨーロッパ諸国と同様、王権主導の重商主義政策による外貨獲得を図った。アルトナの都市認定およびそれに続くさまざまな形でインフラ整備および資本投下も、こうした1660年代のデンマークの政治経済上の基本戦略を踏まえて行われたと想定される。<sup>43)</sup>

都市になりたてのアルトナが、というかその後ろ盾となるデンマーク政府が、出身地や宗教の違いに関わりなく商工業者の流入を歓迎しようとしていたことは、17世紀後半の古めかしいドイツ語で残っている次のような市制布告文からも明らかに読み取れる。

「あらゆる商売人、交易人、職人に対して、いかなる民族の出身であれ、われらの町アルテナー Altenahに、これより先何の妨げもなく暮らし、これまで行っていたのと同じ商いや手仕事をこ

れから先も自由に、ツンフトや役所[による管理]を導入することなく営み、かつ、自分たちの宗教を以前と同じように実践することをここに認めるものとする(…)]<sup>44)</sup>

アルトナで取られたこうした宗教寛容政策の象徴として、しばしば引き合いに出されるのが、1664年の都市認定とほぼ同時に考案されたと思われるアルトナの紋章Stadtwapenである。現在に至るまでハンブルク・アルトナ地区の紋章としてほぼそのまま受け継がれているこの紋章には、中央部に広く開け放たれた町の門が描かれている。考案者は不明だが、この町の開放性を印象づけようとするデザイン上の意図は無理なく伝わってくる。<sup>45)</sup>

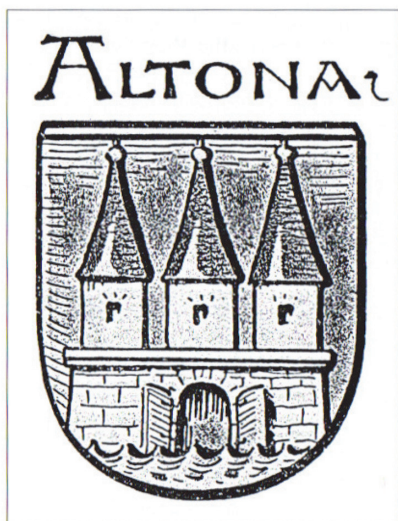


図2 都市アルトナの紋章。  
[Hinrichsen:1998] S.54 より転載

創設に遡るものであるにもかかわらず、セファルディムの墓域が占める割合は全面積の3分の1にも届かない。<sup>48)</sup> 残りの墓域は隣接地に後から創設され、やがて大幅な拡張を繰り返してセファルディムの墓域と融合するに至った、アシュケナズィム(ドイツ・東欧系ユダヤ教徒)の墓地である。アルトナに暮らすセファルディムの共同体は、アシュケナズィムのそれと比べて「常に小規模であり続け」、1770年代に入るまで自前のシナゴークさえ持たないほどであった。<sup>49)</sup>

もちろん、セファルディムの母数自体が元々少なかったことも関係しているだろう。しかしそれ以上に重視しなければならないのは、デンマーク側の用意したさまざまなインセンティブによって都市アルトナに生まれた生活環境が、セファルディムよりもむしろアシュケナズィムをはるかに強く誘引する結果になったことである。一般にセファルディムより多様な生業に従事していたアシュケナズィムは、その少なからぬ構成員たちが前者と比べて経済的に脆弱であり、したがってまた潜在的な迫害の危険に対してもより脆弱であったと考えられている。<sup>50)</sup> ルター派の聖職者による反ユダヤ的な群衆扇動が、起きないわけではなかったにせよ「むしろ例外的事態」に属し、仮に起きても公権力によって速やかに鎮静化されていたアルトナは、そうした扇動が17世紀全般を通じて繰り返して起きていたハンブルクと比べて、彼らにとってははるかに安心して暮らせる町であった。<sup>51)</sup> 生業上の利便性から危険を冒して(そして高額な「保護料」を支払って)ハン

ただしデザイン、特に商売っ気がからんだデザインというものは、どんなに工夫してもどこかに本音が透けて見えるものらしい。これまで不思議なくらい誰も指摘してこなかったが、開かれた門の前には波が描かれているのである。<sup>46)</sup> つまりこの門は、ただ無造作にあらゆる人を歓迎しているのではなく、とりわけ水路を通してやって来た・やって来る人たちを歓迎していることになる。「そうした人たち」とは、普通に考えればセファルディムに典型的に代表されるような、海路・水路を駆使した遠距離交易に長け、豊富な自己資本と自前の交易ネットワークを持ち合わせている商人のことだろう。そしてそれ以外の人たちは、受け入れるデンマークの側からすると、表向き来るなどとは言えないものの、その到来をもっとも狙っていた層からは多少なりとも外れた存在であったと思われる。<sup>47)</sup>

こうしたデンマークの思惑は、都市認定後のアルトナで、少しずれた形で実を結ぶことになる。前節で紹介したアルトナのユダヤ人墓地は、セファルディムの



ブルクで暮らし続けるアシュケナズィムも依然としていたものの、居住地としてのアルトナと職場としてのハンブルクを往復する二重生活は、彼らにとって決して珍しい生き方ではなくなった。中にはハンブルクに合法的に居住もしくは出入りするのための方便として、セファルディムの交易商人たちの使い走りとなる者もあったという。<sup>52)</sup>

## おわりに

筆者が5年半の留学期間の大部分を、ハンブルク大学から（正確には、この大学の主に人文・社会科学系の学部・学科が集められた地区から）近い「塹壕通り」のアパートで過ごしたことは既に述べた。そこから南に15分ほど歩いた街路の一角には、かつてのハンブルクとアルトナの市境を示す舗石が今も埋め込まれている。



図3 アルトナとハンブルクの市境標石。1889年設置。筆者撮影

アルトナ近郊でそれなりに長く暮らした者としての個人的な印象だが、お膝元のドイツ語圏でアルトナというと、今ではボルノショップとロックの似合う猥雑で喧噪な地区というイメージが強い。これは恐らく、アルトナが一大歓楽街のレーパーバーン Reeperbahn を擁するからでもあるだろう。ドイツ語圏のロック音楽にも、アルトナゆかりの地名や店名が読み込まれた曲が少なからず存在する。<sup>53)</sup> それが正確にいつの頃かは特定できないが、デンマークが懸命に演出しようとした自由で開かれた町のイメージに、いつしか現実が追い付いていたのである。

本稿では、アルトナで行われた一種の宗教寛容政策はデンマークがゼロから始めたものではなく、実はそれ以前の、シャウエンブルク伯家が一帯を支配していた時代からの施策にいわばうまく乗っかる形で展開されたのではないかという指摘を行った。そしてこうした政策がアルトナにもたらした結果は、デンマーク側の思惑とは多少なりともずれたものであったことも指摘した。

こうした点についてさらに子細を明らかにしていくには、初期近代よりさらに遡った中世後期の西洋史(縦)にも、またデンマークを中心とする初期近代の北欧史(横)にも、いわば縦横両軸で調査研究を拡大する必要があるだろう。しかし紙幅の都合ももちろんだが、新型コロナウイルス感染症の全世界的流行により、特に地域史や郷土史関連のデジタル化されていない現地資料へのアクセスが極めて困難となっている現状に鑑み、そうした作業には他日を期すこととせざるをえない。

また、これも本稿では紙幅の都合上詳説できないが、特に18世紀に入ってから目立つようになった自由思想家たちのアルトナへの流入についても、ユダヤ教徒たちの場合、ことにアシュケナズィムの場合と同様の事情を想定できると思われる。<sup>54)</sup> さまざまな理由からそれまで暮らしていた場所を追われた神聖ローマ帝国領内の学者や思想家たちが、しばしば避難先としてアルトナを選んだことは歴史的事実として確認できるが、アルトナの一体何が彼らを引き寄せたのかという直接の理由については、調べれば調べるほど謎が多く、はっきりしたことは現時点では分からない。確かにアルトナは信仰上の迫害こそ起きにくく制度設計されていたものの、だからといって思想・言論・表現の自由が幅広く保護された模範的な自由都市ではさらさらなく、新聞等の出版物には厳格な検閲がかけられていたし、時には出版業者の逮捕投獄、そして獄死といった事態も起きていたからである。<sup>55)</sup>

言い換えれば、アルトナという町が自由思想家たちにとって、ユダヤ教徒たちに輪をかけて魅力的に映ったとは考えにくい。父祖伝来の宗教を迫害されずに奉じられればひとまず安心できたユダヤ教徒と異なり、自由思想家とは信仰箇条よりもむしろ自前の合理的・批判的思索に信頼を寄せ、これによって真実を明らかにしていこうとする人たちだからである。にもかかわらず、彼らがこぞってアルトナを目指したとすると、その行動は先に見たアシュケナズィムの場合と同様、他のどの町でもそれ以上の危険や迫害にさらされかねないという、ある種の消極的で妥協的な熟慮の結果であった可能性が高い。

事の成り行き上、当然ながらこうした思想家たちは、しばしば経済的に非常に窮迫してアルトナに流れてきた。しかしアルトナの方でも、元々期待していた移住者層と違うからといって、つまり金も商売の能力も持たない連中だからといって露骨に追い返すことはできず、これもアシュケナズィムの場合と同様、ある種の妥協をもって彼らの移住を黙認したと思われる。筆者は以前、自由意志を隠れ蓑にして物事の原因究明を怠る態度を「無知の避難所 *Asylum ignorantiae*」と呼んで批判したスピノザの言葉遣いをもじり、17・18世紀のアルトナが果たした思想史上の役割を「自由の避難所 *Asylum libertatis*」と呼んだが、<sup>56)</sup> それはこのようにやって来る側と受け入れる側、双方の妥協点の複雑で微妙な均衡から生まれたのではないだろうか。

\*本稿には、以下の競争的研究資金による研究成果が含まれる。

- ・東京国際大学特別研究助成(2020年度)
- ・日本学術振興会・科学研究費助成事業(科研費)基盤研究(C)「『共生空間』生成を巡る比較研究:ユダヤ教徒の複合アイデンティティを軸として」(課題番号:21K12435)

## 注

- 1) Vgl. [Gretzschel: 2016] S.115. アルトナのほか、ハーブルク Harburg, ヴィルヘルムスブルク Wilhelmsburg, ヴァンツバーク Wandsbek などの周辺の多くの都市や村落を飲み込んだこの時の大合併により、ハンブルクの人口は119万人から168万人へと一気に41%増加することになった (ibid. S. 151)。

- 2) Vgl. [Gretzschel: 2016] S.14.
- 3) Vgl. [Midorikawa: 2015] p.354.
- 4) 原題の les Séquestrés が複数形であることに加え、劇の内容に鑑みても「幽閉者たち」としたいところだが、これまで刊行された唯一の邦訳の題名に合わせておく。
- 5) アルトナの下町でナチスの突撃隊 (Sturmabteilung: SA) と市民が激しく衝突し、双方に18人の死者 (突撃隊員2名, 市民16名) を出したこの事件については, [Stahncke:2014] S.287-292を参照。
- 6) 1939年9月～1934年6月のベルリンにおけるサルトルの生活については, [Cohen-Solal:2015] 上巻p. 207-219を参照。これを読む限り, ベルリンでのサルトルの生活は (うんざりするほど活動的かつ自己顕示的だった後年の姿からは想像できないくらい) 地理的にも問題意識的にもきわめて狭い範囲で完結していたらしく, 近隣の町への宿泊を伴う旅行はもちろんのこと, 日帰りの小旅行すらほとんどしなかったと考えられる。サルトルが次にドイツの地を踏むのは第二次世界大戦後の1948年の講演旅行のことだが, この時にもハンブルク付近を訪れた形跡はない。
- 7) 多少のネタバレを承知で書いてしまうと, 『アルトナの幽閉者』は一種の親子心中で終わる劇なのだが, 親子が心中の舞台に選ぶ場所は作中ではトイフェルスブリュッケ Teufelsbrücke となっている (Vgl. [Sartre:1960] p. 372, 邦訳[Sartre:1961] p. 144-145.)。ここでサルトルは, 現地の土地勘がなかったことに起因するとしか考えられない, 二重の誤りを犯している。まず, ①アルトナに今も残る実在の地名はトイフェルスブリュック Teufelsbrück であり, 綴りが微妙に異なる。そこは些末な違いなので問わないとしても, さらに致命的なことに, ②サルトルは恐らく「橋 Brücke」という言葉への先入見から, 劇中ではこの場所を, 橋のたとえの交通量の多い事故多発地として描写している (Vgl. Ibid. p. 372-373, 邦訳p. 144-145.)。ところが実際のトイフェルスブリュックは, 橋は橋でも棧橋 Landungsbrücke なのである。筆者も何度か現地を訪れたことがあるが, そこは「悪魔の棧橋」という剣呑な地名とは裏腹に, 時折バスや船が発着するだけの長閑な渡船場で, どこをどう見ても自動車事故が多発するような場所ではない。ちなみに, アルトナに土地勘のあるドイツ人が読むとどうしても残るこうした違和感を和らげるためなのか, 『アルトナの幽閉者』の現行のドイツ語訳では, 親子が心中に選ぶ場所は固有名詞を削り, ただ「あの橋 die Brücke」とだけ訳出されている (Vgl. [Sartre:1987] S.156.)。
- 8) アルジェリアの独立運動を強権的に弾圧していた当時のフランス政府への批判を込めて, アルジェリアとアルトナをかけた, という説が発表当時まことしやかに語られていたようだが, これについては邦訳者の永戸多喜雄自身が, かなり早い段階で「いささか早計」という的確な評語とともに否定的に紹介している。永戸によれば, この作品にアルジェリア問題についての批判が込められているという指摘はサルトル自身の発言等から概ね正当と思われるが, この批判は最終的には「瞞着 (… ) の支配する世界全体に向けられていると見なければならぬ」ものであり, アルトナ=アルジェリアの連想を強調するのは問題の矮小化につながる危険があるという (Vgl. [Nagato:1961] p. 106)。それ以前に, そもそもアルトナとアルジェリアでは最初の2文字Al-しか合っておらず, 職業作家がわざわざ考案した語呂合わせとして不出来すぎるように思われる。
- 9) 「自発的幽閉 (者)」という表現は [Cohen-Solal:2015] 下巻p. 790による。
- 10) もちろんこれは, 本稿がそうした先行研究に多くを負っていることと矛盾しない。ただし前者については, ここ数年のコロナ禍で現地での資料収集を行えていないため, 本稿では先行研究の蓄積を生かし切ることができないまま終わった。また後者の概説的研究については, 本稿でも度々参照される該博な通史 [Stahncke:2014] が大きな助けとなった。
- 11) Vgl. [Gretzschel: 2016] S.13.
- 12) Ibid. S.14.
- 13) Ibid. S.13.
- 14) ヴァイキングの活動が活発化した時代背景については, [Bohn:2010] S.8-10を参照。
- 15) Vgl. [Gretzschel: 2016] S.17.
- 16) 最終的な典拠は不明ながら, 文献中には例えば「デン人へのヴァイキング *dänische Wikinger* (Ibid.)」といった断定的な記述も散見される。
- 17) Vgl. [Bohn:2010] S.67-68.
- 18) これに先立ち, 1640年代にもデンマークとスウェーデンの間にハンブルクを巻き込んだ軍事衝突が起き

ていたはずだが、現時点では詳細を客観的に確認できる史料および研究文献を集め切れていないため、本稿では考察から除外する。

- 19) [Bohn:2010] S.68では1688年の出来事としているが、1686年の誤りである。この包囲戦については、ウィキペディアドイツ語版の項目「Belagerung Hamburgs (1686)」([https://de.wikipedia.org/wiki/Belagerung\\_Hamburgs\\_\(1686\)](https://de.wikipedia.org/wiki/Belagerung_Hamburgs_(1686)))がさまざまな郷土史関連の史料や文献に散った情報を網羅的にまとめており、最も参照しやすい(2022年9月末日最終アクセス)。ただし原典となる北ドイツ郷土史関連の文献へのアクセスが非常に困難となっている現状、ここにまとめられている情報の最終的な信頼度については、判断を保留せざるをえないことを断っておく。なお、ウィキペディア日本語版の項目にも「1686年ハンブルク攻囲戦」([https://ja.wikipedia.org/wiki/ハンブルク攻囲戦\\_\(1686年\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/ハンブルク攻囲戦_(1686年)))が存在するが、こちらはアップデートがまだそれほど進行していない時点(2017年10月)のドイツ語版を全訳したものである。
- 20) Vgl. [Beckershaus:1997] S.220.
- 21) この一帯は19世紀半ばに起きた一連の戦争の結果プロイセン王国(のちドイツ帝国)に割譲され、第一次世界大戦後にシュレースヴィヒ地方の北半分Nordschleswigだけがデンマークに戻された。残った部分を合わせると、現・ドイツ連邦共和国のシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州にはほぼ重なる。
- 22) Vgl. [Stahncke] S.61. この家系の歴代の当主の「名乗り」には、その時点での政治情勢や知行地に応じた細かな変異が見られるものの、これを逐一記述に反映させるのはあまりにも煩瑣なため、本稿ではシャウエンブルク伯に統一する。ちなみに、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン地方でオレンボー朝デンマーク王家が直接支配圏を行使できる地域は、分家に伴う知行地の分割が繰り返されたことにより、三十年戦争前にはそもそもこの地方全体の半分ほどに過ぎなかったという(Ibid.)。
- 23) Vgl. [Stahncke] S.62-65.
- 24) Vgl. [Gretzschel: 2016] S.61-62 und [Stahncke] S.61.
- 25) グリュックシュタットについても、コロナ禍で現地郷土史関連の文献をほとんど収集できていない関係上、ドイツ語版ウィキペディアの項目にまとめられた内容に負う所が大きいことを断っておく(<https://de.wikipedia.org/wiki/Glückstadt>)。
- 26) この町の名の由来については、建設当時のデンマーク王クリスティアン4世のものとしてされる次のような言葉が低地ドイツ語で伝わっているという。「うまくいくべきだし、うまくいかなければならぬ。それならこの町の名もグリュックシュタット(幸運の町・うまくいく町)とすべきであろうDat schall glücken und dat mutt glücken, und denn schall se ok Glückstadt heten!」(<https://de.wikipedia.org/wiki/Glückstadt>)。
- 27) Vgl. [Stahncke] S.65-66.
- 28) こうした一種の河川封鎖の結果生じた1630年9月の海戦は、ハンブルク側が数において優勢なデンマーク艦隊になすすべもなく引き下がった(Vgl. [Stahncke] S.66)とも、デンマーク側の軍艦4隻を鹵獲してグリュックシュタットの港の封鎖に成功した(Vgl. [Gretzschel: 2016] S.62)とも言われており、恐らくどちらかの記述に重大な誤りがあると思われるが、現地史料を確認できない現状では判別がつかないため、両説を併記するにとどめておく。
- 29) デンマークの零落を象徴するこの王の生涯と治世については、[Helms:2013] p. 162-172に簡潔にまとめられている。
- 30) Vgl. [Stahncke] S.66-67.
- 31) こどもドイツ語版ウィキペディア(<https://de.wikipedia.org/wiki/Glückstadt>)の記述に負う。なお、セファルディムの語源は、旧約聖書に一度だけ(『オバデア書』20)登場する地名「セファラドSepharad」とされる。現代ヘブライ語でセファラドはスペインを意味するが、ボツソンの以下の記述によると、元は違っていたらしい。「ラテン語訳聖書では、この名称は音の響きから『ボスポラス』に比定された。今日ではほぼ間違いなく、セファラドとは小アジアのリディアにあった都市サルデスSardes(現トルコ)のことだと分かっている。中世の聖書注釈者たちは、ほんやりとした音の類似から、セファラドと『スペイン』を同一視し、これがヘブライ語では一般的に定着した」(Vgl. [Bossong:2016] S.13.)。
- 32) ただし、こうしたセファルディムの活動が活発だったのは、あくまで本文でも述べたように「最初期」に限られる。その後の政治・経済情勢の推移から、町の将来性が地政学的に限られてしまったことを察



知した彼らは、「1730年までにそのほとんどが町を離れてしまい」、以後この町のユダヤ人人口の大部分はドイツ・東欧系の、特に遠隔交易を生業としないユダヤ人たち（アシュケナズィム Ashkenazim）で占められることになったという（[http://www.alemannia-judaica.de/glueckstadt\\_friedhof.htm](http://www.alemannia-judaica.de/glueckstadt_friedhof.htm)）（2022年8月23日最終アクセス）。

セファルディムに続いてアシュケナズィムについても付言しておく、その語源は『創世記』10,3に登場する人名「アシュケナズ Ashkenaz」に遡る。やはりボツソンによると、9世紀以降ゲルマン系の人々一般を指す言葉として用いられたが、のち「ゲルマン人の地に暮らすユダヤ人」を指すようになったとされる（Vgl. [Bossong:2016] S.13.）。

- 33) もっともグリユックシュタットのユダヤ人墓地は、アルトナのそれと異なり、ナチス時代に一旦全面撤去されてしまったのを戦後に復元したものだという（[http://www.alemannia-judaica.de/glueckstadt\\_friedhof.htm](http://www.alemannia-judaica.de/glueckstadt_friedhof.htm)）。恐らく、アルトナより小規模で容易に撤去できたことが仇となったのだろう。
- 34) この、ハンブルク・アルトナ地区に今も残る広大なユダヤ人墓地は、セファルディムによって創設された墓地としてはヨーロッパ北部で最古の歴史を持ち、現在同じセファルディム系のアムステルダム、スリナム（ジャワ島）、キュラソー島のユダヤ人墓地と共同で、ユネスコの「世界文化遺産」へのグループ登録を申請中という（Vgl. [Breitfeld:2011] S.2.）。
- 35) Vgl. [Hinrichsen:1998] S.54-55. 17世紀のハンブルクにおけるルター派聖職者集団と中小市民層の結託関係、および彼らに後押しされたハンブルク市議会の排他的かつ差別的な宗教政策については、[Weigl:1997] p. 89-98を参照。このハンブルク市政における市議会と市参事会（商業活動を活性化させるため、少なくともセファルディム系ユダヤ教徒やカルヴァン系プロテスタントの移住については、概ね前向きであったとされる）の対立は、第1節で見た1680年代のデンマークによる軍事介入の遠因となった。
- 36) アルトナ、もしくはこれに類する発音の名が文献に登場するのは1530年代のことだが、[Stahncke:2014] S.13-16の整理に従うなら、地名の由来は概ね以下の3説（うち①と③が広義の「あまりにも近い」説を採用）に分かれており、特に定説とされるものは存在しないようである（[Schütt:2014] S.12-14で物語風に紹介されている逸話の話運びおよび結論も、ほぼこれと変わらない）。①1536年、現地の川漁師が副業で始めた居酒屋を、ハンブルクの市境に「あまりにも近い（アル・ト・ナー all to nah）」ことからアルトナと名付け、それが集落の名として転用され定着した。②古いalt川辺の土地Au/Aueを意味するアルトナ（アルテナウ Altenau）という集落名がすでにあり、居酒屋の方がこの地名にあやかっただけ。③この地を視察に訪れたハンブルクの市参事会員が、ハンブルク市境に「あまりにも近い」こんな所で商売をされては困るとぼやき、これが居酒屋の名前、ひいては集落の名前として転用され定着した。
- 37) 一般に埋葬場所が不足しがちな、ヨーロッパの都市部におけるキリスト教徒の埋葬習慣については、特にドイツ語圏を念頭に置いた話ではないが、[Sashi:2019] p. 185-207に概要がまとめられている。
- 38) Vgl. [Studemund-Halévy/Zürn: 2010] S.13-14. 墓地や復活に対するユダヤ教徒の一般的な見解については、[Stemberger:2015] p. 192-199および[Brämer:2015] S.120-124を参照。
- 39) もちろん、人は土地の永久取得ができようとできまいと次から次へ死んでいくから、この地に移ってきたユダヤ教徒たちも、当座はどこかに仮の埋葬地を工面して、そこに彼らの死者たちを暫定的に葬っていた。アルトナのユダヤ人墓地の初期の埋葬者たちの墓碑には、こうした仮の埋葬地から移されてきた経緯と日付が刻まれているものが少なくない（Vgl. [Studemund-Halévy/Zürn: 2010] S.15.）。また、こうした仮の埋葬地の調達さえおぼつかない場合、彼らはしばしば、遺体をきわめて遠くの墓地まで運ぶことを余儀なくされた（Vgl. [Freimark:2005] S.107.）。例えば、アムステルダムのユダヤ人街にセファルディム系移民の子として生まれた哲学者スピノザ（Benedictus (Baruch) de Spinoza: 1632-1677）の父方の祖父は、1627年に死んでアムステルダム郊外のユダヤ人墓地に埋葬されたが、その墓碑には「ナントからロッテルダムに来て、そこで死んだ」と記されている（Vgl. [Yoshida:2022] p. 30-31.）。つまり、わざわざロッテルダムからアムステルダムまで運んできて葬ったのである。
- 40) Vgl. [Studemund-Halévy/Zürn: 2010] S.15 u.a.
- 41) Vgl. [Stahncke:2015] S.67. もちろんデンマークが範としたのは、まだ都市とも呼べない集落止まりだった当時のアルトナではなく、たとえばアムステルダムのような、さらに大規模かつ有名なセファルディムの集住地であった可能性もある。しかしアムステルダム郊外のアウデルケルク Ouderkerkに今も残る

- ユダヤ人墓地（スピノザの一族（本人を除く）が埋葬されているのもここである）でさえ、創設は1614年5月末のことだから、アルトナのそれに丸3年遅れている (<https://www.bethhair.nl/>)。この3年という微妙な時間差から想像を膨らませるなら、もちろん証拠はないが、ハンブルクからほど近いアルトナに墓地が造成されたという情報をつかんだ（あるいはユダヤ人たち自身から情報を流された）アムステルダム当局が、セファルディムと彼らの商業資本にいわば「素通りされる」ことを嫌った結果、彼らに土地の取得および墓地の建設を許可する方向に舵を切った可能性も考えられる。
- 42) フレゼリク3世による、法制度上のギミックを巧みに利用した「疑似契約的クーデター *vertragsförmiger Staatsstreich*」とも称されるデンマーク絶対王制確立の経緯については、[Bohn:2010] S.69-77を参照。
  - 43) フレゼリク3世治下のアルトナに対する重商主義政策上のさまざまなてこ入れについては、[Stahncke:2014] S.68-72を参照。こうした振興策の結果、17世紀半ばからの約60年間に、アルトナの人口は3,000人から12,000人と約4倍になっている (Ibid. S.72.)。
  - 44) Vgl. [Hinrichsen:1998] S.53. 1896年にアルトナで刊行されたWichmann, Ernst Heinrich: *Geschichte Altonas*. 2. Auflage. S.69からの転載。なお「残っている」のはあくまで撮影された文面のみであり、原本は第二次大戦末期の空襲で文書庫ごと焼失している (Vgl. [Stahncke:2014] S.69.)。
  - 45) [Stahncke:2014]はアルトナの紋章がコペンハーゲンのそれに似せてデザインされた可能性を示唆している (S.68)。今回はWeb上で参照できる現代のコペンハーゲン市の紋章としか比較できなかったが、基本のデザインが水面に向けた城壁と3本の塔で構成されているなど、確かに何らかの影響関係を推測させる共通点が確認できる。
  - 46) 現行のアルトナ地区の紋章では、より古い時代のデザインと比べて、波模様はやや平坦になり目立たなくなっている。しかしこの部分が昔も今も変わらず水面を表しているという事実は、この部分の色が水色に塗られていることから十分に読み取れる。
  - 47) コペンハーゲンを含む神聖ローマ帝国外の（つまりシュレースヴィヒ・ホルシュタイン公領外の）デンマーク領でもっと露骨で、セファルディム以外のユダヤ教徒たちは17世紀末まで原則的に入国を認められておらず、どうしても入国したければ例外的な許可証を個人個人で取得する必要があった (Vgl. [Hinrichsen:1998] S.59.)。このことに鑑みても、できるならアルトナに人を選別的に集めたがっていたという、デンマーク側の思惑は明らかである。
  - 48) [Studemund-Halévy/Zürn: 2010]付録の墓域全図を元に計測した。
  - 49) Vgl. [Hinrichsen:1998] S.58.
  - 50) もちろんセファルディムが迫害に対して強靱な抵抗手段をもっていたという意味ではなく（もしそうなら、そもそも彼らのイベリア半島からの大脱出自体が起りえなかったろう）、あくまで相対比較の問題である。
  - 51) Vgl. [Hinrichsen:1998] S.57.
  - 52) ちなみに、単に書面上の雇用関係どまりのケースも、実際にメッセージの取次その他の雑用を引き受けるケースも両方あったという (Ibid.)。
  - 53) 例えばドイツ語ロックの開拓的存在として有名なウド・リンデンベルク (Udo Lindenberg: 1946-) は、初期のオリジナル曲の歌詞に、しばしばレーパーバーン界限に実在した店名や (Alles klar auf der Andrea Doria, 1973), アルトナの裏町育ちという設定の孤児の半生を織り込んだりしている (Rock'n Roller, 1976)。また、彼はビートルズのヒット曲「ペニー・レイン」(Penny Lane, 1967) をドイツ語でカバーしているが、ドイツ語版のタイトルは「レーパーバーン」に変更されており、歌詞の中にもアルトナ周辺の北ドイツの地名が読み込まれている (Reeperbahn, 1978)。
  - 54) アルトナに逃れた自由思想家たちに関する記述は、ムルゾー (Martin Mulso: 1959-) の一連の浩瀚な著作 ([Mulso:2012] [Mulso:2018]) のあちこちに散っており、そのまとまった形での紹介や検討は別の機会を待たねばならない。なお、これに関するムルゾー自身の一番簡潔にまとめた見解は、インタビュー形式の[Mulso:2017]で確認できる。ここで取り上げられた一連の思想家たちは、インタビューが途中で呆れ半分に「またアルトナですか Schon wieder Altona!」と口を挟むほど (Vgl. [Mulso:2017] S.55.)、まるで示し合わせたかのように皆アルトナへ逃げていく。
  - 55) 17・18世紀のアルトナにおける出版事情については、[Stahncke:2014] S.80-83に簡潔にまとめられている。
  - 56) Vgl. [Yoshida:2022] p. 375.

## 文献

- Beckershaus, Horst: *Die Hamburger Straßennamen. Woher sie kommen und was sie bedeuten*. Hamburg (Kabel), 1997. [Beckershaus:1997]
- Bohn, Robert: *Dänische Geschichte*. München (C.H.Beck), 2010. (2., aktualisierte Auflage) [Bohn:2010]
- Bossong, Georg: *Die Sepharden. Geschichte und Kultur der spanischen Juden*. München (C.H.Beck), 2016. (2. Auflage) [Bossong:2016]
- Brämer, Andreas: *Judentum. Die 101 wichtigsten Fragen*. München (C.H.Beck), 2015. (2., durchgesehene Auflage) [Brämer:2015]
- Breitfeld, Oliver et al.: *Archiv aus Stein. 400 Jahre Jüdischer Friedhof Altona*. Hamburg (Conference Point), 2011. (2. Auflage) [Breitfeld:2011]
- コーエン＝ソラル (石崎晴己訳) 『サルトル伝1905-1980』藤原書店, 2015年, 全2巻 [Cohen-Solal:2015]
- Freimark, Peter: *Jüdische Friedhöfe im Hamburger Raum*. In: Lorenz, Ina (Hrsg.): *Zerstörte Geschichte. Vierhundert Jahre Jüdisches Leben in Hamburg*. Hamburg (Landeszentrale für politische Bildung Hamburg), 2005. S.107-127.(Erstdruck 1981) [Freimark:2005]
- Gretzschel, Matthias: *Hamburg. Kleine Stadtgeschichte*. Regensburg (Friedrich Pustet), 2016 (3., überarbeitete und aktualisierte Auflage). [Gretzschel:2016]
- ヘルムス (村井・大溪訳) 『デンマーク国民をつくった歴史教科書』彩流社, 2013年 (原著1957年) [Helms:2013]
- Hinrichsen, Torkild: *Altona, die Juden und die anderen. Ein historischer Überblick*. In: Kaufmann, Gerhard (Hrsg.): *Schatten. Jüdische Kultur in Altona und Hamburg*. Hamburg (Dölling und Galitz), 1998. S.53-60. [Hinrichsen:1998]
- 翠川博之「サルトルの演劇理論—離見演劇」澤田直 (編) 『サルトル読本』法政大学出版局, 2015年, p. 342-356. [Midorikawa:2015]
- Mulsow, Martin: *Prekäres Wissen. Eine andere Ideengeschichte der Frühen Neuzeit*. Berlin (Suhrkamp), 2012. [Mulsow:2012]
- Mulsow, Martin: *Wichtig war die Suche. Ein Interview*. In: Salzwedel, Johannes (Hrsg.): *Die Aufklärung. Das Drama der Vernunft vom 18. Jahrhundert bis heute*. München (DVA), 2017. S. 49-57. [Mulsow:2017]
- Mulsow, Martin: *Radikale Frühaufklärung in Deutschland 1680-1720*. Göttingen (Wallstein), 2018. 2 Bde. [Mulsow:2018]
- 永戸多喜雄「実存主義の歩み—サルトル作『アルトナの幽閉者』をめぐって」『藝文研究』第11号, 1961年, p. 101-110. [Nagato:1961]
- Sartre, Jean-Paul: *Les Séquestrés d'Altona*. Paris (Gallimard), 1960. [Sartre:1960]
- サルトル (永戸多喜雄訳) 『アルトナの幽閉者』人文書院, 1961年 [Sartre:1961]
- Sartre, Jean-Paul: *Die Eingeschlossenen von Altona. Stück in fünf Akten*. Reinbek (Rowohlt), 1987 (Neuübersetzung von Traugott König). [Sartre:1987]
- 指昭博『キリスト教と死』中公新書, 2019年 [Sashi:2019]
- Schütt, Ernst Christian: *Altonaer Geschichte(n)*. Bremen (Edition Temmen), 2014. [Schütt:2014]
- Stahncke, Holmar: *Altona. Geschichte einer Stadt*. Hamburg (Ellert & Richter), 2014. [Stahncke:2014]
- シュテンベルガー (ルスターホルツ・野口訳) 『ユダヤ教 歴史・信仰・文化』教文館, 2015年 (原著1995年) [Stemberger:2015]
- Studmund-Halévy, Michael und Zürn, Gaby: *Zerstört die Erinnerung nicht. Der jüdische Friedhof Königstrasse in Hamburg*. Hamburg (Dölling und Galitz), 2010. (3. Auflage) [Studmund-Halévy/Zürn:2010]
- ヴァイグル (三島憲一・宮田敦子訳) 『啓蒙の都市周遊』岩波書店, 1997年 (原著1997年) [Weigl:1997]
- 吉田量彦『スピノザ—人間の自由の哲学』講談社現代新書, 2022年 [Yoshida:2022]



# 「莊子祠堂記」からみた『莊子』の孔子説話と戯曲性

水 野 厚 志

## Confucian Discourse and the Dramatic Nature of *Zhuangzi* in the *Zhuangzi Citang Ji*.

MIZUNO, Atsushi

### Abstract

The *Zhuangzi Citang Ji*, written by Su Shi during the Northern Song dynasty, inherits the ideas of Han Yu, developed during the Tang dynasty. This document asserts that the original thought of *Zhuangzi* is not what was criticized by Confucius, nor can it be interpreted in a way that deviates from the teachings of the Tao. Since the time of Han Yu and Su Shi, the *Zhuangzi Citang Ji* has been a source of support for those who doubt various sections of the text of *Zhuangzi*. Although the *Zhuangzi Citang Ji* is often mentioned in studies on the thought of the Northern Song, it has not yet been fully translated in Japan. This essay compares and contrasts the quotations from the Shiji and other sources with Su Shi's own work, as well as clarifies the features of Su Shi's discourse by providing a translation of the *Zhuangzi Citang Ji* in its entirety.

*Keywords*: 莊子 (Zhuangzi), 「莊子祠堂記」, 「莊周列傳」, 孔子説話, 戯曲

### 目 次

はじめに

- 一. 「莊子祠堂記」に描かれた『莊子』
    - (1) 「莊子祠堂記」について
    - (2) 『史記』の引用と「寓言」篇及び「列禦寇」篇の引用
    - (3) 「楚公子微服出亡、而門者難之」の典拠
  - 二. 「莊子祠堂記」に於ける論點
    - (1) 『莊子』に於ける孔子批判
    - (2) 『史記』及び編纂者への批判
- まとめ——「莊子祠堂記」が果たした役割と問題點——

## はじめに

唐宋八大家の一人として夙に名を知られた蘇軾（一〇三六年～一一〇一年）には、『莊子』に對する記述體の文章「莊子祠堂記」がある<sup>1)</sup>。「莊子祠堂記」は、蘇東坡以降『莊子』の外篇・雜篇について、その眞偽が持ち出される度に、注目を浴びてきた<sup>2)</sup>。舊來の論者が注目しているのは、蘇東坡の主張する「盜跖」・「漁父」の二篇は、本當に孔子を否定しているのかのようであり、「讓王」・「說劍」の二篇に至っては、いずれも見聞が狭く（單純であり、深遠な）道にそぐわない。その「讓王」・「說劍」・「漁父」・「盜跖」の四篇を取り去って、四篇の前に置かれている「寓言」篇から「列御寇」の篇に繋げてみると、本來一章であったことがわかるという一文である。そして、愚か者が（どこかから）四篇を盗み取って文章に加えたのだという文意についても、その後の莊子を研究する者たちの注目を集めてきた<sup>3)</sup>。また、「莊子祠堂記」は、先行する司馬遷（紀元前一四五/一三五年?～紀元前八七/八六年?）の「莊子列傳」に反駁を加えることによって、四篇及び編者について批判しているが、果たしてその推察は正鵠を得ているのか、改めて内容を細かく吟味しつつ、丁寧に讀むことによって、「莊子祠堂記」が果たした役割と問題點について明らかにしたい。

### 一. 「莊子祠堂記」に描かれた『莊子』

#### (1) 「莊子祠堂記」について

蘇東坡の「莊子祠堂記」であるが、管見の及ぶ限りにおいて、完譯されたものは未見である。そこで先ずは全文を挙げ、書き下し文と譯文とを併せて示すこととする。また、全文の構成は三段に分かれるので、それぞれのパートごとに①～③の番號をつけて示すこととする。

「莊子祠堂記」<sup>4)</sup>

#### ①

莊子、蒙人也。嘗爲蒙漆園吏。沒千餘歲、而蒙未有祀之者。縣令 祕書丞王兢始作祠堂、求文以爲記。

《書き下し文》

莊子は、蒙人なり。嘗て蒙の漆園の吏と爲る。沒して千餘歳にして、蒙未だ之を祀る者有らず。縣令 祕書丞王兢始めて祠堂を作り、文を求められて以て記を爲る。

《譯文》

莊子は蒙（殷の末裔が封じられ、祭祀を繼いだ宋に屬す。現在の河南省商丘市）の出身である。以前 蒙で漆園の役人として働いていた。亡くなって千年以上がたったが、蒙では誰も莊子を祀ったことがなかった。地元の縣令（を経て現在）祕書丞の（位にある）王兢が初めて莊子の祠を建て、文章を書いてほしいと求められたので（莊子祠堂）記を作った。

#### ②

謹按『史記』、莊子與梁惠王・齊宣王同時、其學無所不窺、然要本歸於老子之言。故其著書十餘萬言、大抵率寓言也。作「漁父」・「盜跖」・「胠篋」、以詆訾孔子之徒、以明老子之術、此知莊子之粗者。餘以爲莊子蓋助孔子者、要不可以爲法耳。

楚公子微服出亡、而門者難之。其僕操箠而罵曰、「隸也不力」。門者出之。事固有倒行而逆施者。以僕爲不愛公子、則不可。以爲事公子之法、亦不可。故莊子之言、皆實豫而文不豫、

陽擠而陰助之，其正言蓋無幾。至於詆訾孔子，未嘗不微見其意。其論天下道術，自墨翟・禽滑厘・彭蒙・慎到・田駢・關尹・老聃之徒，以至於其身，皆以爲一家，而孔子不與。其尊之也至矣。

《書き下し文》

謹んで『史記』を按ずるに、「莊子は梁の恵王・齊の宣王と時を同じくし、其の學窺はざる所無けれども、然れども要は本老子の言に歸す。故に其の著書十餘萬言、大抵率て寓言なり。「漁父」・「盜跖」・「胠篋」を作り、以て孔子の徒を詆訾し、以て老子の術を明らかにす」と。此れ莊子を知るの粗なる者なり。餘以爲らく莊子は蓋し孔子を助くる者にして、要するに以て法と爲すべからざるのみ。

楚の公子微服して出で亡れて、門者之を難ず。其の僕篋を操り罵りて曰く、「隸や力めず」と。門者之を出す。事固より倒行して逆施する者有り。僕を以て公子を愛さずと爲せば則ち可ならず。以て公子に事ふるの法と爲すも亦た可ならず。故に莊子の言は、皆實に豫して文は豫せず、陽に擠して陰に之を助け、其の正言蓋し幾も無し。孔子を詆訾するに至りても、未だ嘗て微に其の意を見さずんばあらず。其の天下の道術を論ずるに、墨翟・禽滑厘・彭蒙・慎到・田駢・關尹・老聃の徒自り、以て其の身に至るまで、皆以て一家と爲すも、而れども孔子は與らず。其れ之を尊するや至れり。

《譯文》

『史記』の記載に據ると、「莊子は梁の恵王・齊の宣王と同時代であり、その學門は極めて博く、あらゆることを考察していたが、その最も大切な部分は老子の教えに基づくものである。そして、その著書は十餘萬言に及んだが、おおむね全て寓言であった。「漁父」・「盜跖」・「胠篋」等の文章を作って、孔子の仲間を誹謗し、老子の教義を明らかにしようとした」と書かれている。(これは) 莊子に對する粗雑な見方でしかない。莊子はやはり孔子を助けた人であって、ただ孔子を手本(として正面から賛同)することができなかつただけだと私は考える。

楚の國の公子が、(人目につかないように)身分の低い人の服装をして出奔しようとしたところ、門番は(その舉動に不審を抱き)公子を難詰した。(すると)召使は(公子に)鞭を振り上げて、「家來のくせに、家來らしくしていない」と罵った。(そこでやっと)門番は彼らを外に出した。(伍子胥の場合のように)そもそも物事には(君臣の義理に)逆らつて行動しなければならないこともある。召使が公子を愛していなかつたというのはおかしいが、公子にお仕えする規範とすることもできない。これと同様に、莊子の言葉は、實は(孔子に)賛同しているものであるが、言葉の上では賛同していない。表向きは(孔子を)否定しているが、裏では助けていて、正面から(孔子に)賛同した言葉は殆どない、といったところである。孔子を貶している場合でも、こっそりと、その(孔子に賛同の)意圖を表していないものはないのである。莊子は(「天下篇」の中で)世の中の道術について論じるが、墨翟・禽滑厘・彭蒙・慎到・田駢・關尹・老聃の仲間から、自分のことを語るところまで、ともに一つのグループと考えているが、孔子については語っていない。(それは實は)孔子に對する最大限の敬意を表している(からなの)のだ。

③

然餘嘗疑「盜跖」・「漁父」則若眞詆孔子者。至於「讓王」・「說劍」，皆淺陋不入於道。反復觀之，得其「寓言」之意。終曰，「陽子居西游於秦，遇老子。老子曰，『而睢睢，而盱盱，而誰與居。太白若辱，盛德若不足』陽子居蹶然變容。其往也，舍者將迎其家，公執席，妻執巾櫛，舍者避席，煬者避竈。其反也，舍者與之爭席矣」。

去其「讓王」・「説劍」・「漁父」・「盜跖（跖）」四篇，以合於「列禦寇」之篇，曰「列禦寇之齊，中道而反，曰「吾鶩焉。吾食於十漿，而五漿先饋」。然後悟而笑曰，「是固一章也」。莊子之言未終，而昧者剽之以入其言。餘不可以不辨。凡分章名篇，皆出於世俗。非莊子本意。

元豐元年十一月十九日記

《書き下し文》

然れども餘嘗て疑へり。「盜跖」・「漁父」は則ち眞に孔子を詆る者のごとし。「讓王」・「説劍」に至りては、皆淺陋にして道に入らず、と。反復して之を觀るに、其の「寓言」の意を得たり。終に曰く、「陽子居 西のかた秦に遊び、老子に遇へり。老子曰く、『而 睢睢たり、而 盱盱たり、而 誰と與に居らんや。太白は辱なるがごとく、盛徳は足らざるがごとし』と。蹴然として容を變ふ。其の往くや、舍者 將に其の家に迎へんとし、公は席を執り、妻は巾櫛を執り、舍者は席を避け、煬者は竈を避く。その反るや、舍者 之と席を争へり」と。

其の「讓王」・「説劍」・「漁父」・「盜跖（跖）」四篇を去りて、以て「列禦寇」の篇に合し、曰く、「列禦寇 齊に之き、中道にして反る」と、曰く、「吾鶩けり。吾十漿に食して、五漿先づ饋れり」と。然る後悟りて笑ひて曰く、「是れ固より一章なり」と。莊子の言 未だ終らずして、昧者 之を剽みて以て其の言に入る。餘 以て辨せざるべからず。凡そ章を分け篇に名づくるは、皆 世俗に出づ。莊子の本意に非ず。

元豐元年十一月十九日 記す

《譯文》

しかし私は以前、「盜跖」・「漁父」（の二篇）は、本當に孔子を否定しているのではないか。（また）「讓王」・「説劍」（の二篇）に至っては、いずれも見聞が狭く（深遠な）道にそぐわないものではなからうか、と疑問を感じていた。何度も讀んで考えているうちに、「寓言」（の篇）の意圖する所が分かってきた。（「寓言」篇の）終りには、「陽子居は西方の秦に赴き、老子を出迎えた。老子は（陽子居に）、『お前はびくびくしながら他人の機嫌を伺い、きよろきよると目を見張っているが、お前と誰と一緒に居たいものか（誰も寄りつかないぞ）。たいへん潔白なものは（逆に）汚れているようであり、盛大な道の働きは（かえって）足りないように見えるものだ』と答えた。（陽子居は）心を引き締めて嚴肅な顔つきになった。陽子居が旅館に着いたときには、宿泊客たちは慌ただしく出迎えようとし、旅館の主人は自ら座布團を用意し、女將は手ぬぐいと櫛を差し出し、宿泊客たちは同席せず、暖を求める者も暖爐を譲った。（ところが）陽子居が歸る頃には、宿泊客たちは彼と座布團の取り合いをするような状況になった」とある。

（そこで試しに、孔子を否定していたり、見聞が狭く道にそぐわない）「讓王」・「説劍」・「漁父」・「盜跖」四篇を取り去って、「列禦寇」の篇に繋げてみると、「列禦寇は齊に行き、途中で引き返してきた。（列禦寇は）いった、「私はびっくりした。私は十軒ほどで飲み食いしたが、（そのうち）五軒では（他の客を差し置いて）先に（私の所に）持ってきた」といわれている。このように繋いでみて初めて「これは（本來）一章のはずだったのだ」と気がつき、笑わずにはいられなかった。莊子の言葉が終わらないうちに、愚か者が（どこかから）四篇を盗み取って（「列禦寇」篇の冒頭の）文章に加えたのだ。私はこのような理由で（四篇を莊子の主張と）辨別せざるを得ない。（『莊子』という書物）全てについて、まとまった一區切りごとに分け、各篇に名前を付けたのは、皆揃って世間の俗人から出たのであって、莊子の本意ではないのである。



元豐元年（西暦一三二一年）十一月十九日 記す。

以上が「莊子祠堂記」であるが、全體は①から③の三つの内容から構成されている。①は「莊子祠堂記」を制作するに至った理由である。②では、『史記』に「漁父」・「盜跖」・「胠篋」等の文章を作って、孔子の仲間を誹謗し、老子の教義を明らかにしようとしたと有るが、莊子に対する粗雑な見方でしかないとする。そして、莊子は孔子を助けた人であって、孔子を手本にすることができなかつただけなのだ、と述べている。また、③では本當に孔子を否定しているのかのように見える「盜跖」・「漁父」の二篇と、道にそぐわない「讓王」・「説劍」の二篇を去り、「寓言」の最後の文章を「列御寇」篇の最初の文章に繋げると文意が通じる。『莊子』書をまとまった一區切りごとに分け、各篇に名前を付けたのは、世間の俗人から出たのであって、莊子の本意ではないのだと述べている。以上が全體の構成とその内容である。

ところで、「莊子祠堂記」は記述體の文章であり、非常に簡潔な内容となっているため、典據と突き合わせなければ、文意が通らないところもある。そこで次に、「莊子祠堂記」が引用している諸文献と付き合わせるることによって、蘇東坡の真意を探っていくことにする。

## (2) 『史記』の引用と「寓言」篇及び「列禦寇」篇の引用

「老子韓非列傳」の中の「莊周列傳」は次の通りである<sup>5)</sup>。※波線を引いた箇所はすべて『史記』「莊周列傳」を「莊子祠堂記」が引用している箇所である。

莊子者、蒙人也。名周。周嘗爲蒙漆園吏。與梁惠王・齊宣王同時。其學無所不窺。然其要本歸於老子之言。故其著書十餘萬言。大抵率寓言也。作「漁父」・「盜跖」・「胠篋」。以詆訾孔子之徒。以明老子之術。「畏累虛」・「亢桑子」之屬。皆空語無事實。然善屬書離辭。指事類情。用剽剝儒・墨。雖當世宿學不能自解免也。其言洸洋自恣以適己。故自王公大人不能器之。楚威王。聞莊周賢。使使厚幣迎之。許以爲相。莊周笑謂楚使者曰。「千金。重利。卿相。尊位也。子獨不見郊祭之犧牛乎。養食之數歲。衣以文繡。以入大廟。當是之時。雖欲爲孤豚。豈可得乎。子亟去。無汚我。我寧遊戲污瀆之中自快。無爲有國者所羈。終身不仕。以快吾志焉。」

《書き下し文》

莊子は、蒙人なり。名は周。周嘗て蒙の漆園の吏爲り。梁の惠王・齊の宣王と時を同じくし。其の學窺はざる所無けれども、然れども要は本、老子の言に歸す。故に其の著書十餘萬言。大抵率て寓言なり。「漁父」・「盜跖」・「胠篋」を作り、以て孔子の徒を詆訾し、以て老子の術を明らかにす。「畏累虚」・「亢桑子」の屬は、皆空語にして事實無し。然れども善く書を屬け辭を離ね、事を指し情を類し、用て儒・墨を剽剝す。當世の宿學と雖も自ら解免する能わず。其の言は洸洋として自ら恣にして以て己に適う。故に王公大人自り、之を器とする能わず。楚の威王、莊周の賢なるを聞き、使いをして幣を厚くして之を迎え、許すに相と爲すを以てせしむ。莊周、笑いて楚の使者に謂いて曰く、「千金は、重利なり、卿相は、尊位なり。子は獨だ郊祭の犧牛を見ざるや。之を養食すること數歲、衣するに文繡を以てし、以て大廟に入る。是の時に當り、孤豚爲らんと欲すと雖も、豈に得べけんや。子亟すみやかに去り、我を汚す無かれ。我、寧ろ汚瀆の中に遊戲して自ら快とせん。國を有つ者の羈つなぐ所と爲る無く、身を終うるまで仕えず、以て吾が志を快くせん」と。

## 《譯文》

莊子は蒙(殷の末裔が封じられ、祭祀を繼いだ宋に屬す。現在の河南省商丘市)の出身である。名は周という。莊周は以前蒙で漆園の役人として働いていた。梁の恵王・齊の宣王と同時代であり、その學問は極めて博く、あらゆることを考察していたが、その最も大切な部分は老子の教えに基づくものである。そして、その著書は十餘萬言に及んだが、おおむね全て寓言である。「漁父」・「盜跖」・「胠篋」等の文章を作って、孔子の仲間を誹謗し、老子の教義を明らかにしようとした。「畏累虚」・「亢桑子」といった類いは、すべて内容の伴わない繪空事であり事實を記していない。しかし、巧みに書物をよせ集め言葉を(つぎつぎときれいに)並び連ね、事柄を指し示して人の心の働きによるさまざまな思いを類別し、儒家や墨家(の偽りの考え)をそぎ取り剥がした。この世で長年學問を積んだ者であっても論難から逃れることはできない。その言葉は奥深く廣々としていて(つかみ所がなく)思いのまま勝手に振る舞い、それが自分にとって快適でもある。だから王侯や大夫であっても、(莊子を)物として扱うことはできない。楚の威王は、莊周が賢者であることを耳にすると、使者にたくさんの贈り物を持たせて迎え入れ、宰相に据えようとした。莊周は笑って楚の使者に言った。「千金は莫大な利益で、公卿宰相は尊い位です。あなたは郊外で天を祀る(時の)犠牲の牛をご覧になったことがないのですか。牛は何年も(の間、美味しい)食べ物によって養われ、あや模様の縫いとりのある衣服を着せられて、大廟に入れられる。この時になって、一頭の豚でありたいと望んでも、どうして望みが適いますか。どうか速やかに立ち去り、私を汚さないでください。私は(豚のように)汚ない泥の中で自分の好きなように遊び戯れていたのです。國を治める者に繋がれて自由を拘束されることなく、一生涯(誰にも)仕えず、自分の心につかえるものをなくしたいのです」と。

『史記』の記述と比較すると、「莊子祠堂記」では、前半の部分を殆ど引用している。その内容の中心となっているのは、蒙の地に「莊子祠堂」を作ることになったいきさつについての説明ではない。『史記』の引用の後に「此知莊子之粗者。餘以爲莊子蓋助孔子者、要不可以爲法耳(それは莊子に對する粗雑な見方でしかない。莊子はやはり孔子を助けた人であって、ただ孔子を手本にすることができなかつただけだと私は考えている)」とあるように、『史記』の「孔子の仲間を誹謗した」という記述はでたらめであり、本來莊子は孔子を助けた存在なのだというのが、蘇東坡の「莊子祠堂記」での訴えである。『史記』の記述では、後半に「(畏累虚)・(亢桑子)之屬、皆空語無事實。然善屬書離辭、指事類情、用剝削儒・墨、雖當世宿學不能自解免也(〈畏累虚)・(亢桑子)とといった類いは、すべて内容の伴わない繪空事であり事實を記していない。しかし、巧みに書物をよせ集め言葉を(つぎつぎときれいに)並び連ね、事柄を指し示して人の心の働きによるさまざまな思いを類別し、儒家や墨家《の偽りの考え》をそぎ取り剥がした)」とあるが、蘇東坡は『史記』でわざわざ篇名を挙げている「畏累虚」・「亢桑子(庚桑楚)」二篇については、特に意見もなく、全く取り上げていない。また、『史記』には最後に、「楚の威王が、莊周にたくさんの贈り物をし、宰相に据えようとしたところ、犠牲の牛のように生きたくない。束縛されることなく自由に生きたい」旨、記述されている。政治的野心を示すことになかつた莊子の物語としては、格好の材料になり得る題材ではあるが、蘇東坡はこの点にも全く目を向けていない。これらの問題については後述する「二.」の中で、改めて述べていく。

次に、最後の③を構成している「寓言」篇と「列禦寇」篇の當該箇所を挙げる<sup>6)</sup>。※波線を引いた箇所はすべて「莊子祠堂記」と共通する箇所である。

陽子居南之沛，老聃西遊於秦。邀於郊，至於梁而遇老子。老子中道仰天而歎曰，「始以汝爲可教，今不可也」。

陽子居不答。至舍，進盥漱巾櫛，脫履戶外，膝行而前曰，「向者弟子欲請夫子，夫不行不問，是以不敢。今聞矣，請問其過」。

老子曰，「而睢睢盱盱，而誰與居。大白若辱，盛德若不足」。

陽子居蹙然變容曰，「敬聞命矣」。

其往也，舍者迎將，其家公執席，妻執巾櫛，舍者避席，煬者避竈。其反也，舍者與之爭席矣。

《書き下し文》

陽子居 南のかた沛に之き，老聃 西のかた秦に遊び，郊に邀へ，梁に至りて老子に遇えり。老子 中道にして天を仰ぎて歎じて曰く，「始め汝を以て教ふべしと爲すも，今不可なり」と。

陽子居 答へず。舍に至り，盥 漱 巾 櫛を進め，屨を戶外に脱ぎ，膝行して前みて曰く，「向には弟子 夫子に請わんと欲するも，夫子は行きて問あらず，是を以て敢えてせざるなり。今聞あり。請ふ其の過を問はん」と。

老子曰く，「而 睢睢盱盱たり，而 誰と與にか居らんや。大白は辱なるがごとく，盛徳は足らざるがごとし」と。

陽子居 蹙然として容を變えて曰く，「敬んで命を聞かん」と。

其の往くや，舍者は迎將し，その家公は席を執り，妻は巾櫛を執り，舍者は席を避け，煬者は竈を避く。其の反るや，舍者之と席を争へり。

《譯文》

陽子居は南方の沛に赴くと，老聃は氣の向くまま西方の秦に向かおうとしていた。（そこで）郊外で（老聃を）出迎えようと考えたが，（陽子居は魏の都 大）梁の街まで来たところで老聃先生に会うことができた。

老聃先生は道中なのにもう空を仰いで嘆いておっしゃった。「以前お前には教えられるだろうと思っていたが，今見るとだめだな」と。陽子居は（ショックのあまり）答えられなかった。旅館に着くと，手を洗うためのたらい，口をすすぐための水，手ぬぐいと櫛を差し出し，履き物を部屋の外で脱ぎ，（恐れ慎んで）膝を地面に付けてにじり寄り，「先程 弟子たるわたくしは先生に教えていただくと思ったのですが，先生は道中ということもありゆったりとするゆとりも御座いませんでしたので，思い切って申し上げなかったのです。今は（旅館にお着きになって）落ち着かれました。どうか何が手拔かりなのかをお教えてください」と申し上げた。

老子は，「お前はびくびくしながら他人の機嫌を伺い，きよろきよろと目を見張っているが，お前と誰が一縷に居たいものか（誰も寄りつかないぞ）。たいへん潔白なものは（逆に）汚れているようであり，盛大な道の働きは（かえって）足りないように見えるものだ」と答えた。

陽子居は心を引き締めて嚴肅な顔つきになり，「謹んでお教えを承りました」と答えた。陽子居が旅館に着いたときには，宿泊客たちは慌ただしく出迎え，旅館の主人は自ら座布團を用意し，女將は手ぬぐいと櫛を差し出し，宿泊客たちは同席せず，暖を求める者も暖爐を譲った。（ところが）陽子居が歸る頃には，宿泊客たちと座布團の取り合いをするような状況になっていた。

「寓言」篇の篇末にある説話は、老子と陽子居との對話で成り立っている。「寓言」篇の原典に當ることによって、大きく省略されている文章を補い、全體の文脈をつかむことができる。「莊子祠堂記」の『史記』『莊周列傳』からの引用は、斷章取義に傾き、前半部分しか引用していないのに対して、「寓言」篇の原典からの引用では大幅に省略されてはいるが、文全體からまんべんなく引用している。そして何より「寓言」篇の原典は『史記』のように生き生きと人物が描かれているのが印象的である。

「寓言」篇の當該文書の中で、陽子居の道の習得について、老子は「而睢睢盱盱，而誰與居。大白若辱，盛德若不足（お前はびくびくしながら他人の機嫌を伺い、きよろきよろと目を見張っているが、お前と誰と一緒に居たいものか。たいへん潔白なものは汚れているようであり、盛大な道の働きは足りないように見えるものだ）」と足りない點を指摘する。すると陽子居は、「陽子居蹙然變容（心を引き締めて嚴肅な顔つきになった）」と示されているように、心に變化を生じる。そして老子に會う前とすっかり様子が変わってしまった。その様子は當初、「其往也，舍者迎將，其家公執席，妻執巾櫛，舍者避席，煬者避竈（陽子居が旅館に着いたときには、宿泊客たちは慌ただしく出迎えようとし、旅館の主人は自ら座布團を用意し、女將は手ぬぐいと櫛を差し出し、宿泊客たちは同席せず、暖を求める者も暖爐を譲った）」狀況だったのに、「其反也，舍者與之爭席矣（陽子居が歸る頃には、宿泊客たちと座布團の取り合いをするような狀況になっていた）」と描かれている。びくびくきよろきよろしながら他人の機嫌を伺うのを改め、體面を汚されても氣にしない、少し足りない人に見える位の態度で望むことによって、ごく短期間のうちに人々が本心で接してくれるようになったのである。

次に、「列禦寇」篇である<sup>7)</sup>。※波線を引いた箇所はすべて「莊子祠堂記」と共通する箇所である。

曰「列禦寇之齊，中道而反，曰『吾驚焉。吾食於十漿，而五漿先饋』。

列禦寇之齊，中道而反，遇伯昏瞀人。伯昏瞀人曰，「奚方而反」。

曰，「吾驚焉。」

曰，「惡乎驚。」

曰，「吾嘗食於十漿，而五漿先饋。」

伯昏瞀人曰，「若是，則汝何爲驚已。」

曰，「夫内誠不解，形謀成光，以外鎮人心，使人輕乎貴老，而肇其所患。夫瞀人特爲食羹之貨・多餘之贏，其爲利也薄，其爲權也輕，而猶若是，而況於萬乘之主乎。身勞於國而知盡於事，彼將任我以事而效我以功。吾是以驚。」

伯昏瞀人曰，「善哉觀乎。女處已。人將保女矣。」

无幾何而往，則戶外之屨滿矣。……。

《書き下し文》

列禦寇齊に之き，中道にして反り，伯昏瞀人に遇へり。伯昏瞀人曰く，「奚に方りてか反れる」と。

曰く，「吾驚けり」と。

曰く，「悪くんぞ驚ける」と。

曰く，「吾嘗て十漿に食せしに，五漿先づ饋れり」と。

伯昏瞀人曰く，「是の若くんば，則ち汝何爲れぞ驚けるや」と。

曰く，「夫れ内誠にして解らざれば，形謀らかにして光を成し，以て外人の心を鎮むれば，人をして老を貴ぶを輕んぜしめて，其の患ふる所を肇さん。夫れ瞀人は特だ食羹の貨をなし

て、多餘の贏爲し。其の利爲るや薄く、其の權爲るや軽くして、而るに猶ほ是の若し。而るを況んや萬乘の主に於てをや。身は國に勞<sup>つか</sup>れて知は事に盡く。彼將に我に任ずるに事を以てして、我に效らかにするに功を以てせんとす。吾是を以て驚く」と。

伯昏瞀人曰く、「善いかな 觀ること。女 處らんか、人將に女を保たんとす」と。

幾何も無くして往けば、則ち戶外の屨 滿てり。

《譯文》

列子は齊に赴いたが、途中で引き返してきたところ、思いがけず伯昏瞀人に出會った。伯昏瞀人は、「どうして途中で引き返してきたのか」と尋ねた。

（列子は）「私はびっくりしたのです」と答えた。

（それに對して伯昏瞀人は）「どうしてびっくりしたのだ」と尋ねた。

（列子は）「私は以前十軒ほどで飲み食いしたのですが、（そのうち）五軒では（他の客を差し置いて）眞っ先に（私の所に食事を）運んできたのです」と答えた。

（それに對して伯昏瞀人は）「そのくらいのことです、どうしてお前はびっくりしたのだ」と尋ねた。

（列子は）「誠實に修養を怠らなければ、身體もしっかりして輝きを放つようになります。その調子で人々の心を威壓していると、年長者を敬う氣持がないがしろになって、困った事態を引き起こしてしまうのです。あの茶店の主人なんて、ただ食べ物・飲み物を作って、大して儲けがあるわけでもありません。財力も乏しければ、權力も弱いという身で、私をこのようにもてなしたのですから、齊のような萬乗の大國の君主ともなれば、どんなことをしてくれるか分かったものではありません。身體は國政のために疲れ果て、知恵は國事のために使いきっているとあっては、齊の君主は私に國事を受け持たせ、功績を擧げさせようとするでしょう。こう考えてきて、我ながらびっくりしてしまったのです」と答えた。

（それに對して伯昏瞀人は）「目の付け所はなかなかだ。お前が自分の家にいたところで、頼ってくる者は（たくさん）いるだろうな」と言った。

それから間もなく、伯昏瞀人が列御寇の家をたずねてみると、戸の外に脱いだ弟子たちの靴が置き場所に困るほど（いっぱい）になっていた。

「列禦寇」篇の冒頭の文章の引用は、伯昏瞀人と列子との對話である。引用は書き出しのごく一部に限られているため、原典に当たらないと全體の意味をつかむことはできない。また當該箇所の後にも文章は續き、最後に「腹一杯食べて氣ままに遊び、波間を漂うロープの切れた小舟のように自分を虚しくしてまた氣ままに遊ぶだけだ」と伯昏瞀人の言葉で締めくくっている。蘇東坡は或いはその一文に二つの説話を纏められると考えたのかもしれない。確かに二つの説話は、師匠（或いはそれに相應する人物）と弟子の對話として展開している點が共通している。しかし、先に擧げた「寓言」篇の引用では、「びくびくきよろきよろしながら他人の機嫌を何うのを改め、體面を汚されても氣にしない、少し足りない人に見える位の態度で望むことによって、ごく短期間のうちに人々が本心で接してくれるようになった」のに對して、「列禦寇」篇の冒頭の文章では、「誠實に修養を怠らなければ、身體もしっかりして輝きを放つようになる。その調子で人々の心を威壓していると、年長者を敬う氣持がないがしろになって、困った事態を引き起こしてしまう」とある。どちらの説話も道の修得の仕方に問題があることを説いているが、その道を修得する過程と得られた結果は全く異なっている。また、途中で師匠に會い、道の習得に意見されるという點では同様のモチーフを用いているが、「寓言」篇では、老子と陽子居との對話、「列禦寇」篇では、

齊伯昏瞀人と列子との對話となっており、それぞれ対象が異なっている。『莊子』書中では、同じモチーフを扱っている類似する説話は多く見られるので、別段注視すべきことでもないが、むしろ扱っている対象や思想的背景が異なることの方が、問題である。例えば、同じモチーフを用いて描かれている大椿の精霊の登場する説話は、繰り返し登場するが、それほど問題視されない。ここで蘇東坡は、安易に二つの背景の異なる説話を結びつけようと考えているが、その考えはそもそも短絡的で、注意を要するものである。さらに、「寓言」篇の引用では、ごく短期間のうちに人々が本心で接してくれるようになったという結論が有り、説話の展開上、一応の解決を得ているように見える。無理矢理「列禦寇」篇へと繋げる必要はどこにもないのである。

以前、拙稿「莊子の對話の説話について」の中で、莊子-弟子・莊子-恵子といった對話形式の説話を分析した。分析の結果、莊子書を権威づけるために各篇を彩る予定で分散させた説話は、何らかの理由で編纂を断念することとなり、特定の篇に束ねるような形で残った。そして、換骨奪胎した説話が諸篇に見られることから、「莊子-弟子」「莊子-恵子」といった對話形式の説話は、編纂し直して「寓言」篇までの各篇の篇末に分散して置く予定があったのかもしれない、と結論付けた。加えて、「寓言」篇より後に、(幾つかの説話をまとめる必要のない)比較的長文の劇場型の説話が續いているが、全体の序文のような働きをしている「列禦寇」篇を最後に付けて、纏める予定だったものの、そのまま何らかの事情で編集者は手を止めてしまった可能性があるかと推察した。つまり、「寓言」篇や「列禦寇」篇は全体の序文や後序の役割を果たしていたとする學者もいるが、単純に説話が未整理のまま放置されている状況から、そう見えてしまうことにも一理あるのである<sup>8)</sup>。

「寓言」篇の篇末にある老子と陽子居との對話の説話が篇末に置かれているのは、對話形式の説話を編纂し直して篇末に置くという上記の理由によるものであり、齊伯昏瞀人と列子との對話の説話が冒頭に置かれているのは、単純に同様のモチーフで描かれた説話が未整理のまま放置されていたからに他ならない。蘇東坡は、「寓言」篇と「列禦寇」篇の説話を繋げることで結論を得たように表現しているが、比較的長文の劇場型の説話四篇が、本来一つの説話であったものの間に無理矢理捻じ込まれたという意見は、少々無理があるようである。

### (3) 「楚公子微服出亡、而門者難之」の典據

「莊子祠堂記」の②では、「漁父」・「盜跖」・「胠篋」等の文章を作って、孔子の仲間を誹謗し、老子の教義を明らかにしようとしたというのは、粗雑な見方だとする。そして、莊子は孔子を助けた人であって、孔子を手本にすることができなただけなのだと言っている。「楚公子微服出亡」で始まる文章は、その論據となる大變重要な部分である。しかし、実際に典據について調べてみると大いに問題があることがわかる。

當該部分については、蘇東坡以前の文獻に当たってみても、管見の及ぶ限りでは、見つけることができない。後世の文獻では、趙翼(一七二七年～一八一四年)の『陔餘叢考』卷四十「事急爲僕隸免禍(事態が非常に差し迫っているさま)」の項目に、『左傳』を典據として、次の文が載せられている<sup>9)</sup>。※波線を引いた部分はすべて、「莊子祠堂記」と共通の記述がなされている箇所である。

『左傳』：楚公子遇國難，微服出亡，將及門，守門者難之。其僕操箠擊公子背，罵曰，「隸也不力，何不早出」。守門者不疑，竟出。

《書き下し文》

楚の公子 國難に遇ひ、微服して出で亡れ、將に門に及ばんとし、門を守る者之を難んず。

其の僕 箠を操り公子の背を撃ち、罵りて曰く、「隸や力めず、何ぞ早く出でざる」と。門を守る者疑はず、竟に出す。

《譯文》

楚の國の公子は國の危難に遭遇し、(人目につかないように)身分の低い人の服装をして出奔したが、いまにも門にたどり着きそうになったところで、門番が公子を難詰した。(すると)公子の召使は(公子に)鞭を振り上げて公子の背中を打ち付け、「家來のくせに、家來らしくしていない。どうしてさっさと門から出ていかないのか」と罵った。(すると)門番は疑うことなく、最終的に彼らを外に出したのだった。

この文章は、「莊子祠堂記」よりも詳細に記述されている。『陔餘叢考』は、『左傳』を典拠としているので、一見すると『左傳』から引いているように思われる。また、「事態が非常に差し迫っているさま」を描いた他の説話の典拠として擧がっている『公羊傳』・『漢書』・『三國志』・『通鑑』・『南史』・『北史』の文章に当たってみると、原典をいずれも省略した形で載せていることが分かる。それに対して、『陔餘叢考』卷四十「事急爲僕隸免禍」の冒頭に擧げられている「楚公子微服出亡、而門者難之」の典拠だけは、全文のみならずさらに筆を加えた形で載せられている。また、『左傳』はもとより、どの先行する文獻にも当該部分に關する手がかりを見つけることはできない。尤も、同時代以降の作品の中には、「莊子祠堂記」の文章、或いは蘇東坡の文章としてその一部、乃至ほぼ全文を引用している文章もみられる。中でも蘇東坡同様、莊子について四篇を疑っている弟の蘇轍(一〇三九年～一一一二年)には『古史』という作品があり、その『古史』卷三十三「撰老子列傳第十」には、兄の蘇東坡の意見であると断りながらも、『陔餘叢考』所収の文章と全く同じ、加筆された一文が載せられている<sup>10)</sup>。このことから推測すると、『陔餘叢考』が引いているのは『左傳』ではなく、『古史』であると考えて略々間違いないと思われる。しかし、兄の意見であると断っている「楚公子微服出亡、而門者難之」については、蘇轍の文章以外に手がかりが見つからない以上、現時点では蘇東坡が「寓言」を演出するために、創作したのではないかと考えるのが自然であろう。

## 二. 「莊子祠堂記」に於ける論點

### (1) 『莊子』に於ける孔子批判

「莊子祠堂記」は①で見たように、莊子の祠堂建立を記念して書かれている。そのような性質上、莊子の文章について偽作であるとか、削るべきだといった意見については直接述べていない。しかしながら、先に擧げた②の中で、蘇東坡は「その著書は十餘萬言に及んだが、おおむね全て寓言である。〈漁父〉・〈盜跖〉・〈胠篋〉等の文章を作って、孔子の仲間を誹謗し、老子の教義を明らかにしようとしたと有るが、莊子に對する粗雑な見方でしかない。莊子はやはり孔子を助けた人であって、ただ孔子を手本にすることができなかつただけだ」と述べている。また、莊子の四篇については、「愚か者が四篇を盗み取って列御寇篇の冒頭に加えた」と述べ、『莊子』は寓言によって孔子を評価しているのだと説明するために、わざわざ『莊子』に假託した説話を利用して

また、「寓言」「列御寇」どちらの篇の説話も、「道の修得」には至っておらず、不完全な終わり方をしている。蘇東坡が寓言を、人物や事物に假託し逆説的な表現によって、一見諷っているように見える物でも、實は反對に持ち上げているのだと解釋し、孔子が批判されている各篇の説話を辨護しようとしているのであれば、かなり無理があるのではないか。陽子居と列子を孔子に置

き換えてみれば、それは自ずと明らかになる。貧弱な終わり方をさせられた孔子では、いくら道の體得を目指す求道者の姿であるとしても、あまりにも惨めな描かれ方である。人や物に假託するのが寓言の特質であるにせよ、それがシニシズムの表現にまで及んでいると、蘇東坡が考えているとするならば、それは大きな誤りである。『莊子』書中には、本當に辛辣に孔子を諷っている説話や、孔子を持ち上げている説話等、様々な形態が見られるからである。

『莊子』に於ける孔子の説話については、石本裕之が『孔子の中の莊子』書中で、非常に細密な分析を加えている。石本によると、『莊子』に最も多く登場する人物は孔子であり、現行『莊子』書全三十三篇に費やされる總字数は、續古逸叢書本によると六萬五千二百十三字、段落ごとにみると長短併せて二百餘條を数えるが、そのうち孔子の登場する記事は五十二條に及び、優に二萬字を越える。五十二條は、莊子の登場する記事が三十一條、莊子の論敵である恵子の登場する記事が十二條、老子の登場する記事が十六條（そのうち孔子との問答が七條）であることと比較すれば、この数がいかに多いものであるか知られるということである。また、『莊子』に登場する孔子の記事は量的にも、形式的にも多彩で、ほとんど混沌の様相を呈している。中には確かに孔子を難じ貶めるものもあるが、他にもさまざまな形態・内容の説話があって、孔子本来の姿や思想を容認、或いは稱賛する記事も見受けられるとも述べている。そして孔子の説話については、全體をその形式によってⅠ～Ⅴ類に分類し、評価を加えている<sup>11)</sup>。※一覽の見方については、注を参照<sup>12)</sup>。

石本の分析では、内篇では、「齊物論」の文章は、対象が孔子ではない可能性もあるが、「人間世」・「徳充符」の各篇では孔子を諷っている文章が含まれている。そして、孔子を批判している篇は内篇・外篇・雜篇と幅廣くみられる。また、蘇東坡が対象にしている四篇の中には、「盜跖」・「漁父」は當然含まれているが、蘇東坡が「寓言」篇から直接繋げた「列御寇」篇にも孔子を諷っている文章が含まれていることから、蘇東坡の考えには矛盾を生じている。以上のことから、蘇東坡が「莊子祠堂記」で「莊子は孔子を助けた人であって、孔子を手本にすることができなかったのだ」というのは、極めて一方的な意見であることが分かる。

## (2) 『史記』及び編纂者への批判

「莊子祠堂記」は、司馬遷について、「謹んで」と前置きで謙遜の態度を示しながらも、莊子に對して粗雑な見方をしてしていると疑義を呈している。そして何より、締めくくりに「愚か者が四篇を盗み取って文章に加えた」・「全てについて、まとまった一區切りごとに分け、各篇に名前を付けたのは、皆揃って世間の俗人から出たのであって、莊子の本意ではない」というように、暗に莊子の編纂者に対する人物批判にも繋がる評価を下している。しかし、「莊子祠堂記」の中で実際に批判されているのは「盜跖」・「漁父」・「讓王」・「説劍」の四篇だけであり、本當に孔子を否定しているような内容や、見聞が狭く單純で深遠な道にそぐわないと蘇東坡自身が判断したものだけが対象になっている。

また、『史記』「莊子列傳」には、後半に「〈畏累虚〉・〈亢桑子〉之屬、皆空語無事實。然善屬書離辭、指事類情、用剽剝儒・墨、雖當世宿學不能自解免也」と痛烈な一文があるにも関わらず、蘇東坡は特に「畏累虚」・「亢桑子（庚桑楚）」についての二篇については論究していない。

恐らくその原因は、「寓言」篇を「列御寇」篇に繋げ、その間に置かれた四篇を莊子らしくないとして扱うことで手一杯になってしまったからだけではない。蘇東坡に寓言に基づき抽象的な事柄を具體的な事物になぞらえて纏めると認められたからであり、「皆空語無事實」という戯曲的傾向をもった説話を表現した語句よりも重視したからである。



そして、『史記』には最後に、「楚の威王が、莊周にたくさんの贈り物をし、宰相に据えようとしたところ、犠牲の牛のように生きたくない。束縛されることなく自由に生きたい」旨、記述されているものの、この点についても蘇東坡の言及は一切ない。政治的野心を示すことのなかった莊子の物語としては、格好の材料になり得る題材ではあるが、政治家としても手腕を發揮した蘇東坡にとって、政治的無關心は忌み嫌うべき事であっただろうから、敢えて觸れていないのだと思われる。それに對して『史記』の記述の中には、莊子の政治的無關心を示す説話が挿入されている。それだからこそ司馬遷は、佐藤明の言葉を借りれば、「司馬遷の認識している劇場型の莊子説話」として、政治性を含んだ「讓王」・「説劍」といった名前を、『莊子』らしくないとして、敢えて挙げなかったのではないか。そして、蘇東坡は『史記』が取り上げていない「讓王」・「説劍」二篇を、別段特に考えを及ぼすことなく、「漁父」・「盜跖」同様、『莊子』らしくない劇場型の説話として、躊躇なく外したのだろう<sup>13)</sup>。

なお、「莊子祠堂記」最後の一文にある「世俗」は、俗世間の意味で使われるが、前半で歴史家司馬遷（『史記』）を批判していることから、ここでは宮中の全ての書物の校訂を行ったとされる劉向（紀元前七七年～紀元前六年）・劉歆（？～二三年）親子や、現行本『莊子』の編纂者である郭象（二五二年？～三一二年）らを対象に、世間の俗人として莊子の編纂・校訂を行っていった者たちを批難している文章として解釋した。

### まとめ——「莊子祠堂記」が果たした役割と問題點——

池田知久は、「韓愈・蘇軾以來形成されてきた外篇・雜篇に對する輕視、内篇・外篇・雜篇を構成する逍遙遊・齊物論・駢拇・庚桑楚などの部立て、などといった舊來の形式上の枠組みのすべてを自由に批判の對象としつつ、各篇各章の内容を可能な限り正確に讀解・分析することを通じて、それらに代わって新たにこの學派の淵源・發生・系統・類別・展開などを體系的總的に論じたい」と述べているが、もっともな意見である<sup>14)</sup>。

「莊子祠堂記」にて、蘇東坡は四篇だけについて言及するが、ここまで詳細に見てきたように、非常に短絡的な理由によって、『史記』や編纂者を批判している。しかし韓愈（七六八年～八二四年）および蘇東坡が引き金になって、今日に至るまでテキストを疑う動きは際限なく廣がり、内篇以外はすべて莊子の自著でなく、後學者の手になると考える者が現れたり、別の思想の混入と見なすようになった<sup>15)</sup>。そして今日、莊子を取り扱う研究者の間では、『莊子』は一人の手による物ではなく、多くの夾雜物を集めつつ出来上がった物だと考えられている。孔子の説話についても混沌としており、政治思想についても含まれていないわけではない。そして、蘇東坡が問題視する四篇に焦點を絞ると、「孔子に對する褒貶」・「莊子の思想として淺陋かどうか」に論點が置かれてきた嫌いがある<sup>16)</sup>。

一方、夾雜物に論點を置いているのは、近人の關鋒・羅根澤や福永光司といった學者であり、『呂氏春秋』や楊朱・儒家思想への傾倒、「宰相」・「刑德」等の語句の使用例といった側面から、蘇東坡の四篇に對する意見を支持している。確かに『莊子』内篇の思想と距離を置く夾雜物を含んだ四篇は、同じ括弧に括ることは可能かもしれないが、『莊子』は各時代の思想的背景を基に再編成され、パラフレーズされた上で重層的に織りなされているので、類似する夾雜物を含んでいるのであれば、なおさら他の諸篇の中に現れている類似する夾雜物との比較や思想史的な檢討が必要である。

また、『莊子』は編纂者により編纂された書物であり、四篇が纏めて置かれているのにも意圖す

るところがあるとする蘇東坡の見立ては間違っておらず、先見の明がある。二字で構成されている『莊子』の外・雑篇は、總論や後序、思想史といった側面からなる篇を除けば、外・雑篇の多くの篇は、大なり小なりのまとまった括弧で括ることが出来るからである。

しかし、先に述べたように、雑篇の冒頭には『史記』にも取り取り上げられている「庚桑楚」と「徐无鬼」が置かれているが、蘇東坡は司馬遷を批判しているにもかかわらず、それに続く四篇との関係について一切触れていない。

福永も「資料的・内容的な限界性に充分注目しておきたい」と断っているように、他の諸篇との比較や思想史的研究にはまだまだ余地を残していると思われる<sup>17)</sup>。兎も角も「それぞれの篇の中には「今一度、内・外・雑篇にとらわれた枷を取り拂って、純粹に思想史的研究をしていくことに大きな意義があり、その動機を提供した蘇東坡の「莊子祠堂記」には、大きな功績がある。特に「莊子祠堂記」で、「『莊子』書をまとまった一區切りごとに分け、内容による分類や配列を行ったのは、世間の俗人から出たのであって、莊子の本意ではないのだ」と述べていることは、今日の視点から見ても卓見である。そのような蘇東坡の批判精神は、大いに汲むべきであり、凝り固まってしまった固定観念は取り拂わなければならない。

以前、拙稿「莊子の對話の説話について」において、篇名のつけられ方を、陸徳明の『經典釋文』を参照して一覽として示した。中でも雑篇の「庚桑楚」二十三、「讓王」二十八、「盜跖」二十九、「説劍」三十、「漁父」三十一は、他の外篇の書き出しが、二字か三字の語句によって篇名がつけられているのに對し、これら五篇は事柄や名稱によって名付けられていた<sup>18)</sup>。

雑篇の「庚桑楚」については、雑篇の冒頭に納められている。そして、次の「事柄や名稱によって名付けられている篇」は「讓王」であり、蘇東坡が取り去るとどうなるか考えた問題の劇場型の説話が四篇纏めて續いている。しかし、蘇東坡の考えとは反對に、「庚桑楚」から「讓王」に挟まれた「徐无鬼」二十四、「則陽」二十五、「外物」二十六の三篇について、編纂者が劇場型の説話に仕立て上げ、事柄や名稱によって篇名を付けるために、それぞれの篇の中に幾つかの類似する説話を納めて、とりあえず置いておいたものの、前漢末の混亂の中、そのままになってしまっているのだとしたらどうだろうか。司馬遷の意向を汲んだ、編纂者——恐らく前漢末の劉向・劉歆親子——によって、雑篇は劇場型の説話を中心に纏め上げられようとしていた可能性もある。

佐藤明は勞作「司馬遷の見た『莊子』」の中で、「胠篋」・「畏累虛」・「宄桑子」について次のように纏めている<sup>19)</sup>。

胠篋篇は形式としては論説文であり、駢拇・馬蹄・在宥篇とは、「自三代以下」という表現が繰り返されたり、曾・史・楊・墨・離朱・師曠・盜跖の名がしばしば出てくるなど共通点が多く、これらの篇と非常に近い関係にあるといえる。このように見ると胠篋篇は、形式的には盜跖・漁父・庚桑楚の三篇とは隔たりがある。しかし内容的には、盜跖篇とかなり近い関係にある。胠篋篇は「泥棒を防ごうとする小賢しい知恵が、かえって大盜賊を利することになる。」という奇抜な發想で始まり、論はやや多岐に涉っているが、その主張の中には、「聖人が出れば同時に盜賊も出るし、また盜賊にもそれ相當の理がある。」ということ述べた部分が含まれる」。『史記』の「作漁父・盜跖・胠篋、以詆訾孔子之徒、以明老子之術。畏累虛・宄桑子之屬、皆空語無事實」とある中で、現在の『莊子』にない畏累虛は除くとしても、漁父・盜跖・宄桑子（庚桑楚）には、「長編の戯曲的傾向をもった説話」という点で共通性が見られ、胠篋篇も盜跖篇に近い関係があり、そのためか、あるいは盜跖という言葉からの連想で胠篋を擧げたとすれば説明がつく。もちろん現在の漁父・盜跖・胠篋の三篇は「以詆訾孔子之徒、以

明老子之術」という評語に當てはまるし(肱篋篇には地の文を含めて、かなりの部分で『老子』と一致する記述がある)、庚桑楚篇も「空語無事實」という評語に當てはまる。・・・しかし、全體を通じて見た場合、特に列傳を中心にして、そこに描かれている記事が単に客観的な事實關係をのみ述べたものではなく、ある程度説話化されたものであることは異論がないことであろう。・・・さらにつっこんで先の『莊子』漁父篇等でみた戯曲性という立場から『史記』を考えた場合どうなるであろうか。以上まとめると、『史記』には戯曲的構成を持った部分があり、その戯曲性は司馬遷自身の嗜好と考えられるということになる。とするならば、そのような司馬遷にとって、『莊子』の中で「長編の戯曲的傾向をもった説話」という点で、漁父・盜跖・宄桑子(庚桑楚)の諸篇が特に印象に残ったとしても決して不思議ではないのである。司馬遷が漁父以下の諸篇を『莊子』より連想したことは、『史記』を著述した司馬遷の態度と考え合わせた場合、納得のいく所である。

以上の説明により、「肱篋」・「畏累虚」・「宄桑子」に關しても、「漁父」・「盜跖」同様、「長編の戯曲的傾向をもった説話」として分類すべきことが理解できる。

なお、『史記』の擧げている外篇の「肱篋」は、佐藤氏のいうように論説文であり、劇場型の説話ではない。しかし、扱っているテーマは、劇場型の説話としてピックアップされている「盜跖」と同じ大泥棒である。恐らく、司馬遷はそのテーマに惹かれて、「盜跖」と「肱篋」を引き合いに出したのではないだろうか。

この問題については、生憎まだ十分に材料が出そろっていないので、今すぐに纏めていくことは困難であるが、近時「莊子列傳」に關連する研究には、天野鎮雄・松村健一等の優れた研究があるので、これらと併せて外・雜篇の構成について研究を進めていきたい<sup>20)</sup>。また、『史記』「老莊申韓列傳」について、老・莊と申・韓とが併稱されているのは、漢初の黄老思想が大きな影響を與えていると思われる。『史記』所収の司馬談「六家要旨」に描かれている六家の統合と「老莊申韓」と併記されている「老子韓非子」列傳の關係も未解決のままである。今後、機會が許せば蘇東坡の扱った四篇それぞれの繋がりと併せて考察を進めていきたい。

## 注

- 1) 蘇軾は、白居易が白樂天と稱される事の方が多いように、日本では號の東坡が通り名となっていることから、これ以後蘇東坡と表記していく。
- 2) 池田知久は、蘇東坡以降の『莊子』外篇・雜篇が、例外なくすべて莊子の自著でないとする説に結びついていく流れについて、「第3節『莊子』の内篇・外篇・雜篇」の注(16)の中で、次のように纏めている。元代には、呉澄が駢拇・肱篋・馬蹄・繕性・刻意の五篇を疑い、明代に入って、羅勉道が讓王・説劍・漁父・盜跖・刻意・繕性の六篇を疑い、また鄭瑗が讓王・盜跖・説劍・馬蹄・肱篋の五篇を疑うなどのように、時代の進展とともに外篇・雜篇への疑問・批判は激しさを増していった。そして、明代後期になると、ついに朱得之・李贄・焦竑の出現を見て、外篇・雜篇は全面的に否定されるに至る。その後、清代になって、外篇・雜篇が例外なくすべて莊子の自著でないとする説は、王夫之・林雲銘以下の多くの研究によって廣く定着するようになる。さらに、最近の世界の學界では、外篇・雜篇が莊子の自著でないことを前提にして、外篇・雜篇凡そ二十六篇全體の類別や、内篇七篇と外篇・雜篇凡そ二十六篇との系統づけなども行われている。池田知久『道家思想の新研究—《莊子》を中心として』汲古書院、2009年、90頁。
- 3) 同書、55頁。池田知久は、「第3節『莊子』の内篇・外篇・雜篇」の本文の中で、次のように説明している。蘇軾が四篇を削った理由は、主に以下の二つである。第一に、莊子は孔子を助けようとしていた人であるから、それとは反對に孔子を「眞に詆つ」ている「淺陋にして道に入らざ」る内容の四篇は、莊子自身の作ではありえないということ。第二に、寓言篇の末章と列御寇篇の首章は同じモチーフを

取り扱った一つの文章で、莊子の言葉も寓言篇の末尾では完結しておらず、だから兩者の中間にある四篇は、後世の愚か者が自分の文章を竄入させたものであるということ。以上の理由を挙げて蘇軾が四篇を削った以後は、今日に至るまで追隨者・支持者が陸續と世に現れて、右の四篇を後世の偽作とする評價が定まり、さらに疑問が新たな疑問を呼び、批判が新たな批判を招いて、最後には内篇以外は雜篇だけでなく外篇もすべて例外なく莊子の自著でないとする通説が形作られるに至った。

- 4) 蘇軾著・孔凡禮點校 中國古典文學基本叢書『蘇軾文集（第二冊）』北京中華書局，1986年初版，1992年第三次出版，347頁。

「縣令 秘書丞王兢」は、『商丘縣志』卷之五「清康熙四十四年」の條に、「宋 宋城令 王兢 仕至秘書丞」とある。また、『蘇軾全集校注』第十一卷所収「莊子祠堂記」は「王兢，字彥履，鄧州穰縣人。嘉祐進士。歷峽州戶參・宋城縣令，官至左朝請大夫。事具畢仲游」と『西臺集』卷十三「左朝請大夫致仕王公墓誌銘」を注引する。張志烈・馬德富・周裕鏞主編『蘇軾全集校注』第十一卷，河北人民出版社，2010年。商丘縣志編纂委員會編『商丘縣志』，三聯書店出版，1991年。『文淵閣四庫全書』第1122卷所収『西臺集』卷十三，商務院書館（臺灣），1986年，171-173頁。

- 5) 漢 司馬遷撰『史記（第七冊）』北京中華書局，1959年，2143-2145頁。

- 6) 郭慶藩撰 新編諸子集成『莊子集釋』北京中華書局，1961年，962-964頁。

池田知久は、當該文章が書かれたときに、老子が成立していたかどうかは分からない、とするが、ここでは老子の影響を受けた文章として捉え、「徳」の譯語に「道の働き」を當てた。池田知久『莊子下』講談社學術文庫，2014年，721頁。

- 7) 前掲『莊子集釋』1036-1041頁。

- 8) 水野厚志「莊子の對話の說話について」—莊子と恵子・莊子と弟子を中心に—東京国際大學論叢 人文・社会学研究 第五號，2020年，21頁。

- 9) 趙翼（撰）曹光甫（校點）『陔餘叢考』上海古籍出版社，2011年，1164-1165頁。

- 10) 王雲五（撰）『四庫全書珍本三集』所収『古史』臺灣商務印書館，1972年。

- 11) 孔子說話の量の多さとその内容について、石本氏の著書の参照箇所は次の通りである。

「莊子」に最も多く登場する人物は孔子である。現行「莊子」書全三十三篇に費やされる總字数は、續古逸叢書本によるときには六萬五千二百三十三字といい、これを段落ごとみにみると長短併せて二百餘條を數えるが、そのうち孔子の登場する記事は五十二條に及び、試みにその文字を數えれば優に二萬字を越える。五十二條という數は、特定の人物が登場する記事としては斷然に多い。例えば莊子の登場する記事が三十一條、莊子の論敵である恵子の登場する記事が十二條であり、また「老莊」と併稱されるごとく「莊子」と深い関わりを持つとされる老子の登場する記事が十六條（そのうち孔子との問答が七條）であることと比較すれば、この數がいかにも多いものであるか知られるであろう。——中略——莊子の思想の本質が老子の學に歸着するとか、寓言に満ちた諸篇を作り孔子學派を誇ったという敘述は、『莊子』書の性格をある程度正しく傳えているものと思われる。『史記』以來、一般に、莊子は自説を強調せんがために儒家の大宗たる孔子を利用したと見られているようである。簡単にいうと、孔子を揶揄し愚弄することによって、所謂道家思想の優位を示そうとしたという見方である。だが、『莊子』に登場する孔子の記事（以下、これを「孔子說話」と總稱する）は量的にも、形式的にも多彩であり、ほとんど混沌の様相を呈している。中には確かに孔子を難じ貶めるものもあるが、他にもさまざまな形態・内容の說話があつて、孔子本來の姿や思想を容認、或いは稱贊する記事も見受けられるのである。石本裕之『孔子の中の莊子』響文社，2005年，101-102頁。

- 12) 同書，113-121頁。

石本氏は、「莊子」における孔子說話をその形態の違いによって五種類に分類している。なお、ここで挙げている文章・一覽表は、わかりやすく表現・表示するために、執筆者の判断により、簡便な表記に書き換えてある。

内と有るのは内篇，外と有るのは外篇，雜と有るのは雜篇の文章である。◎は孔子に對する讚辭を，●は孔子に對す貶辭を，○はどちらともつかない評價を示している。孔子像分類の下の「」内は、それぞれの說話に對して石本氏が内容に從つて付けた見出しであり、（）内はその說話が屬する「莊子」の篇名で、下のローマ數字は同一篇中の掲載順を表す。（……）以下は、說話の登場者たちの名であるが、二者間の直接對話の場合、左に位置する者がその人物關係における上位者或いは話し手に當たり、

右に位置する者は下位者或いは聞き手であることを示している。同一説話に出る同一人物の他の呼称はすぐ下の括弧内に記してある。

I (孔子が話題の対象になっている説話)

- 内○「聖人譲而不辨」(「齊物論」I) ……聖人(孔子?)
- 内●「丘也與女皆夢也」(「齊物論」II) ……瞿鵠子・長梧子・丘(孔子?)
- 外●「顔淵問師金」(「天運」I) ……孔子・顔淵・師金
- 外●「河白・北海若問答」(「秋水」I) ……河白・北海若・仲尼・伯夷
- 外○「莊子見魯哀公」(「田子方」IV) ……莊子・哀公・一丈夫(孔子?)
- 雜○「仲尼之盡慮」(「則陽」I) ……湯・登恆・仲尼・容成氏
- 雜○「莊子謂惠子曰」(「寓言」I) ……莊子・惠子・孔子
- 雜●「子張・滿苟得問答」(「盜跖」II) ……子張・滿苟得・無約・仲尼・墨
- 雜●「魯哀公問仲尼乎顧闚」(「列御寇」I) ……魯哀公・顧闚・仲尼

II (他者が孔子に發言している説話)

- 内●「楚狂接輿遊孔子門」(「人間世」III) ……孔子・狂接輿
- 内●「魯有兀者叔山無趾。踵見仲尼」(「德充符」II) ……叔山無趾・仲尼(孔子)・老子
- 外○「孔老問答i」(「天地」I) ……夫子(丘)・老聃
- 外●「孔老問答ii」(「天道」) ……孔子・子路・老聃
- 外●「孔老問答iii」(「天道」II) ……孔子・老聃(老子)
- 外○「孔老問答iv」(「天運」III) ……孔子・老聃・子貢
- 外○「孔老問答v」(「天運」IV) ……孔子・老聃(老子)
- 外○「仲尼見痾僕者承蜩」(「達生」I) ……仲尼・痾僕者
- 外○「孔子觀於呂梁。見一丈夫游」(「達生」IV) ……孔子・一丈夫
- 外○「孔子圍於陳蔡之間」(「山木」I) ……孔子・太公任
- 外○「孔子問子琴」(「山木」II) ……孔子・子琴
- 外○「孔老問答vi」(「田子方」III) ……孔子・老聃・顏回
- 外○「孔老問答vii」(「知北遊」I) ……孔子・老聃
- 雜○「仲尼問衛靈公」(「則陽」III) ……仲尼・大毀・伯常蹇・狝韋
- 雜●「老萊子遇仲尼」(「外物」I) ……老萊子・其弟子・仲尼
- 雜●「孔子・盜跖問答」(「盜跖」I) ……孔子・柳下季・盜跖・顏回・子貢
- 雜●「孔子・漁父問答」(「漁父」) ……孔子・漁父・子貢・子路・顔淵

III (孔子が他者に發言している説話)

- 内○「心齋問答」(「人間世」I) ……顏回・仲尼
- 内○「葉公子高將使於齊。而問於仲尼」(「人間世」II) ……葉公子高・仲尼
- 内○「坐忘問答」(「大宗師」III) ……顏回・孔子
- 外○「孔子遊於匡。弦歌不憊」(「秋水」III) ……孔子・子路
- 外○「顔淵東之齊。孔子有憂色」(「至樂」) ……顏回・孔子・子貢
- 外○「孔子窮於陳蔡之間」(「山木」III) ……孔子・顏回
- 外○「顔淵曰。夫子步亦步」(「田子方」II) ……顔淵・仲尼
- 外○「冉求問仲尼曰。未有天地可知邪」(「知北遊」II) ……冉求・仲尼
- 外○「顔淵問乎仲尼曰。敢問其遊」(「知北遊」III) ……顔淵・仲尼
- 雜○「曾子再仕而心再化。仲尼曰」(「寓言」II) ……曾子・仲尼
- 雜○「孔子謂顏回曰。胡不仕乎」(「讓王」I) ……孔子・顏回
- 雜○「孔子窮於陳蔡之間」(「讓王」II) ……孔子・顏回・子路・子貢

IV (孔子が他者に發言している説話) に他者が介在している説話)

- 内○「魯有兀者王骀」(「德充符」I) ……王骀・常季・仲尼
- 内○「魯哀公問哀駘它於仲尼」(「德充符」III) ……魯哀公・仲尼・哀駘它・閔子
- 内○「子桑戶死」(「大宗師」I) ……子桑戶・孟子反・子琴張・孔子・子貢
- 内○「顔回問孟孫才乎仲尼」(「大宗師」II) ……顔回・孟孫才・仲尼

- 外○「子貢見漢陰丈人」(「天地」Ⅱ)……子貢・丈人・孔丘(孔子)・渾沌氏  
外◎「顔淵見津人操舟若神」(「達生」Ⅱ)……顔淵・操舟者・仲尼  
外○「仲尼見温伯雪子而不言」(「田子方」Ⅰ)……温伯雪子・魯人・仲尼・子路  
外○「文王見臧丈人釣。仲尼曰」(「田子方」Ⅴ)……文王・臧丈人・顔淵・仲尼  
雜◎「丘也聞不言之言」(「徐無鬼」)……仲尼・楚王・孫叔敖・市南宜僚  
雜●「孔子之楚。有市南宜僚」(「則陽」Ⅱ)……孔子・子路・市南宜僚  
Ⅴ(孔子が話題の対象になっている説話)  
外◎「田開之見周威公。仲尼曰」(「達生」Ⅲ)……田開之・周威公・祝賢・仲尼  
外○「肩吾問孫叔敖。仲尼聞之曰」(「田子方」Ⅳ)……肩吾・孫叔敖・仲尼  
雜◎「宋元君夜半而夢。仲尼曰」(「外物」Ⅱ)……宋元君・仲尼  
雜◎「孔子曰。凡人心險於山川」(「列御寇」Ⅱ)……孔子

全體では、◎は計23條、●は計13條、○は計16條となった。この數値は解釋によって若干ズレが生じようが、差し当たり、次のようなことは言えるであろう。Ⅰ・Ⅱ類において、孔子を貶する●の存在が目立つということは、「莊子」において孔子が話題の対象となったり、會話における聞き手となったりする場合には、孔子が貶せられることが多い、ということを示している。孔子が陰口を叩かれたり、或いは罵倒されたりするケースである。一、時に聖人・至人として語っている。方、孔子が話者となるⅢ・Ⅳ・Ⅴ類で孔子は、時に「道」を解説し、Ⅰ・Ⅱ類においては、儒家の立場に立つ孔子が道家の聖人たちに話題にされたり、またはその孔子が彼らに對して仁義の道を説き、または質問する、という形で説話が展開されており、一部を除いては孔子が仁義の道に縛られている姿を描出している。

これに對してⅢ類では、莊子が自己の思想を孔子に語らせるべく、問答において孔子を上位者に位置づけるように設定された説話もあるが、『論語』の記事との關連が深い説話も多く、孔子本來の姿を描いて、しかも孔子を稱する◎が多數を占めることとなっている。

また、Ⅳでは、孔子自身は儒家の立場に立っているが、他者に對して無爲自然の道を十分に説明できる人物として登場することが多く、従って、孔子を稱賛するのでも貶するのでもない○の存在が目立つ結果となっている。

要するに、孔子を話題に上せて陰で揶揄するのがⅠ類、孔子を面と向かって非難するのがⅡ類であり、孔子の立場はともあれ、「莊子」の道のよき説明者として登場するのがⅣ類、孔子が稱揚すべき人物として登場するのがⅢ類あるいはⅤ類、特にⅢ類では孔子本來の姿が稱揚されることが多い、という具合に全體を要約することができそうである。

- 13) 佐藤明「司馬遷の見た『莊子』」九州大學中國哲學研究會 中國哲學論集10, 1984年.
- 14) 池田知久『道家思想の新研究—莊子を中心として』汲古書院, 2009, 55頁.
- 15) 前掲:『道家思想の新研究—『莊子』を中心として』, 90頁.

韓愈の雜篇三篇に關する論評について、池田は以下のように「南華眞經評註」の評語による解説を加えている。

韓愈の雜篇三篇に關する論評は、歸有光・文震孟「南華眞經評註」の各篇の末尾につけられた評語の中に見えており、盜跖篇については、韓文公曰、「懺悔列聖、戲劇夫子、蓋效擊莊老而失之者。」とし、說劍篇については、韓昌黎曰、「此篇類戰國策士雄譚、意趣薄而理道疎、識者謂非莊生所作。」とし、漁父篇については、韓昌黎曰、「論亦醇正、但筆力差弱於莊子。然非熟讀莊子者、不能辨。」としている。

池田氏の引用によると、韓愈が盜跖篇・說劍篇・漁父篇を疑っているのは、聖人を誇っている劇畫タッチの作品や、論理的な筋道に不案内な内容、文章の力強さが無い作品であり、莊子らしくない篇はそれらに主眼が置かれていることがわかる。

なお、韓愈の當該文章であるが、管見の及ぶ限りでは韓愈の文集中には発見できなかった。また、方勇の『莊子學史』も同様に歸有光・文震孟「南華眞經評註」の文章を引くが、「這些確實是韓愈所說的話…」と述べていることから、或いは他の書物からの轉寫の過誤であり、韓愈自身の言葉ではない可能性も大いにある。

屈守元・常思春主編『韓愈全集校注』四川大學出版社, 1996年. 閻琦校注『韓昌黎文集注釋』三秦出版社, 2004年. 方勇『莊子學史』第二冊所収「北宋中期的莊子學」人民出版社, 2008年, 35頁. 『歸有光全集』卷十所収「南華眞經評註」上海人民出版社, 2015年, 486, 490-491頁.

- 16) 前掲：『蘇軾全集校注』1089-1091頁の「集評」や『莊子纂要』に、範温『潛溪谷詩眼』他、蘇東坡の意見に対する賛否が纏められている。方勇『莊子纂要』陸、學苑出版社、2012年、547-731頁。
- 17) 關鋒『莊子内篇譯解和批判』所収「莊子外雜篇初探」中華書局(北京)、1961年。羅根澤『諸子考索』所収「莊子“外”“雜篇”探源」、人民出版社、1958年。福永光司『中國古典選9 莊子外篇 雜篇』朝日新聞社、1967年。
- 18) 外篇は書き出しの二字か三字の語句によって篇名がつけられているのに對し、内篇では三文字の非常に凝った名稱がつけられている。また、雜篇の「庚桑楚」二十三、「讓王」二十八、「盜跖」二十九、「説劍」三十、「漁父」三十一は、他の外篇の書き出しが、二字か三字の語句によって篇名がつけられているのに對し、事柄や名稱によって名付けられている。また、殆どの篇は單純に篇首の二語ないし三語を當てられているに過ぎない。前掲：「莊子の對話の説話について」22-23頁。陸德明撰『經典釋文』下、上海古籍出版社、1985、1407-1592頁。
- 19) 前掲：「司馬遷の見た『莊子』」、86・87・89頁。
- 20) 天野鎮雄「莊子庚桑楚篇説話の本文整理私案」東京支那學報8、1962年、11-27頁。松村健一「『莊子』外篇（駢拇～繕性篇）について：儒道交流史研究資料としての位置づけ」集刊東洋學76号、1996年、1-20頁。

## 参考文献

- 赤塚忠（1974）『全釋漢文大系16 莊子上』集英社  
赤塚忠（1980）『全釋漢文大系17 莊子下』集英社  
池田知久（1983）『莊子上』學習研究社  
池田知久（1986）『莊子下』學習研究社  
王先謙（1974）『莊子集解』臺灣・三民書局印行  
郭慶藩撰（1961）『新編諸子集成 莊子集釋』中國北京・中華書局  
周啓成校注（1997）『莊子虞齋口義校注』中國北京・中華書局  
服部宇之吉校訂（1911）『莊子翼』富山房  
福永光司（1966）『中國古典選7 莊子内篇』朝日新聞社  
福永光司（1966）『中國古典選8 莊子外篇』朝日新聞社  
福永光司（1967）『中國古典選9 莊子外篇 雜篇』朝日新聞社  
方勇撰（2012）『莊子纂要』中國北京・學苑出版社  
牧野謙次郎（1914）『漢籍國字解全書 莊子上』早稻田大學出版部  
牧野謙次郎（1914）『漢籍國字解全書 莊子下』早稻田大學出版部





中国語の語彙について  
——北京語との比較を中心に——

瀬戸口 勲

**On Chinese Vocabulary**  
**— Centering on Comparisons with Beijinese —**

SETOGUCHI, Isao

Abstract

At present, the Chinese we learn as a foreign language is Putonghua (Standard Chinese), which was first promulgated after the establishment of the People's Republic of China (1949) with the Pinyin Scheme (1958) and has since then been strongly promoted throughout China. That “vocabulary” plays an important role in foreign language education is a well-known fact, and this is certainly true in the case of Chinese. Some 600 or 700 words are taught in introductory and elementary classes, while some 1,500 words are considered necessary to converse relatively freely about everyday topics. A person needs to learn approximately 3,000 words to master the language. Changing times and social circumstances are intimately connected to the vocabulary of a language, as it can change considerably with the addition of neologisms, buzzwords, technical terms, scientific terms, and so forth. For example, with the end of the Cultural Revolution (1966-1976), Chinese society began a process of gradual change, and many new words were created alongside the economic development that accompanied post-1980 reform and opening-up policies. In this paper, I primarily limit the scope of inquiry to the two decades after 1980, organizing and analyzing the vocabulary that was established in Chinese society during that period and is still in use today. I clarify to what extent the common Beijinese words that were adopted in Putonghua remain in use to this day and discuss the future direction of Beijinese vocabulary.

*Keywords:* Chinese, Putonghua (Standard Chinese), Vocabulary, New words, Opening-up policies, Beijinese

## 目 次

1. はじめに
2. 中国語の語彙
  - 2.1 80年以降の語彙
  - 2.2 軽声問題
3. 「普通話」の中の北京語
4. おわりに

### 1. はじめに

「普通話」<sup>1)</sup>は、「①北京語の発音を標準音とし、②語彙は北方方言を基礎方言とし、③典型的な現代口語文の著作を文法の規範とする」(以北京语言为标准, 以北方话为基础方言, 以典范的现代白话文著作作为语法规范)と規定されている。<sup>2)</sup>

ここでは、定義②について着目をし、主に語彙の移り変わりを中心として取り上げたい。北方方言は北京語に代表されるが、その中には河北方言、東北方言、西北方言、西南方言、江淮方言等も含まれる。<sup>3)</sup>漢民族総人口の約70%が北方方言を使用し、その分布地域も、長江以北、長江以南、鎮江から九江までの長江沿岸地帯、四川、雲南、貴州三省の漢族地区、湖北、広西西北部、湖南西北部、広西西北部というように中国全土の広範囲を占めている。

1978年12月以降、当時の国家主席であった鄧小平は、政治は共産主義を維持しながら、経済は資本主義的な市場経済を導入した。深圳、珠海、厦門、汕頭といった経済特区を設置し、外資を積極的に受け入れることで、中国は急速な経済成長を遂げ、2010年にはGDP(国内総生産)が日本を抜いて世界第2位の経済大国となった。

このように、中国社会は経済重視へかじを切ったのである。経済特区設置による南方沿海部の経済発展に伴ない、中国の社会全体も大きく変化を始めた。「粵語北上」<sup>4)</sup>という社会現象が突如として湧き起こった。ちまたでは若者を中心として広東語を使用するのが流行の先端を切っているように映り、カラオケ店でも広東語の歌謡曲が流行した。

香港の中国返還前の世界経済都市・香港と近隣する広州におけるビジネスの勢いが強くなり、広東人の使用する語彙が北京やその他の地方都市にも流行り出したのである。このような社会変化が中国全土に浸透したのは、鄧小平が打ち出した「改革開放」政策の影響によるものである。“的士”、“打的”、“巴士”、“买单”などが人々の生活に溶け込み、政治の中心都市である北京でも“出租汽车”(タクシー)のことを“的士”、“坐出租汽车”“坐车”(タクシーに乗る)を“打的”(“打的士”のこと)、“公共汽车”(バス)を“巴士”、“结账”(勘定する)を“买单”という語や広東なまりの「普通話」が人々の暮らしに根付き、徐々に定着していった。

一方、1980年代になると、北京では日常的に使用されていた北京語の語彙が社会の変化とともに次第に人々の言語生活から遠ざかっていった。そこで、小論では、「普通話」の中の北京語の扱われ方についても検討を加えたい。

## 2. 中国語の語彙

### 2.1 80年以降の語彙

中国語の語彙は基本語彙と一般語彙に分けられる。基本語彙とは語の中心であり、単音節語から成っているものが圧倒的に多い。例えば、“天”、“地”、“水”、“風”、“雨”、“云”、“花”、“草”、“虫”、“魚”、“鳥”、“馬”、“牛”、“羊”、“走”、“回”、“听”、“说”、“念”、“写”、“吃”、“喝”、“来”、“去”、“有”、“话”、“大”、“小”、“好”、“坏”、“高”、“低”、“轻”、“重”、“很”、“都”、“和”、“再”、“太”、“更”、“不”、などがそれである。ところが単音節語だけでは意志の伝達が十分ではないため、現代中国語には複音節の語彙が増え続けているのが現状である。例えば、“桌子”、“椅子”、“爸爸”、“妈妈”、“美丽”、“干净”、“高兴”、“小说”、“杂志”、“学生”、“老师”、“工作”、“咖啡”、“玻璃”、“巧克力”、“冰淇淋”、“动物园”、“图书馆”、“俱乐部”、“现代化”、“自由主义”、というように、二音節語、三音節語、四音節語のものがあり、それらは日常生活に密接につながり、普段よく使用される欠くことのできない常用語である。基本語彙以外の語彙が一般語彙になる訳だが、その中には、新語、古語、外来語、方言、成語、慣用語、ことわざ、「歇後語」(しゃれ言葉)なども含まれる。

一般語彙の中のほとんどの語彙は複音節語であり、とりわけ二音節が多い。更に一般語彙の中の新語(流行語)の中には、その使用される期間が短いものも少なくない。それは語彙としての安定度を欠き、時間の経過とともに人々に忘れ去られたり、使用されなくなったり、死語となったためである。通常、一般語彙は基本語彙に比べて使用頻度が低いうえに、種類も多く、その数も膨大である。そのため、ある時期の語彙の中に社会生活のさまざまな側面が反映されていることは確かであり、同時にそれらの語彙を通して言語の背景にある社会状況や生活の変化等をうかがい知ることも可能と考えられる。

中国語の学習にあたっては、まず基本語彙から学び始めるのは当然のことである。その次によく使用される一般語彙の常用語へと学習を進めることになる。中国語をマスターするには常用語(基本語彙+一般語彙)の3,000語の習得が必須であるというのが定説となっている。<sup>5)</sup> 中国語の教材を編む場合、大学生や社会人にかかわらず、学習対象者がゼロから学ぶ入門・初級用のテキストは約600~700語が学べるように本文の構成を工夫する。それから学習を前へ進めるには約1,500語を習得できるように本文を設定するのが望ましいと言われている。<sup>6)</sup>

日本の高等学校では1980年代後半から1990年代にかけて、中学校・高等学校における選択科目の多様化が提案され、学習指導要領が改定されたこともあり、第二外国語として、「中国語」が導入された。<sup>7)</sup> 1997年には大学入試センター試験に「中国語」が加わったため、その後は、全国の高校において中国語導入校が増え続け、現在では第二外国語としての地位を強固なものにし、地域に即した積極的な中国語教育が展開されている。全国高等学校中国語教育研究会から出版された『高校中国語教育のめやす 平成11年度版』には、付録「言語材料：語彙編」として、718個の基本的な語彙が収録されており、それが大多数の高校教材のベースとなっている。<sup>8)</sup>

中国の社会環境も「改革開放」という政策転換の影響により著しい変化を遂げた。1980年代から今日に至るまで、その勢いはますます拍車がかかっている。当然のことながら語彙においても必然的に大きな変化が生じている。小論では1980年から2000年頃までの20年間を一つのくぎりとして範囲を限定する。特に新語(流行語)に焦点を当て、当時流行した語で、中国全土に広がりを見せた代表的な語彙を取り上げ、今日でも話し言葉として人々の言語生活に定着し続けている

代表的な語彙をいくつか紹介し、説明を加えたい。

#### A. 香港・広州から流行した語

- ①的士—“出租汽车”（タクシー）のことである。広東語“的士”から出発して“打的”（タクシーに乗る）“的哥”（男性ドライバー）“的妹”（女性ドライバー），“打面的”（小型レンタルマイクロバスに乗る）等の造語も派生している。
- ②打工仔—“僱工”（雇用労働者）のことである。“仔”は広東語では子供の意味であるが、ここでは若い男性を指している。男女を区別するために“打工妹”という言い方もある。“打工族”は地方からの集団で出稼ぎに来ているグループのことを指して言う。現在では、“打工”はアルバイトをするという意味であるが、『現代漢語詞典（第1版 1978年版）』には収録されていない。1983年に出版された第3版の同辞書にも未収録のままである。1980年代後半になると、「粵語北上」現象が中国の各地に起こり出し、多くの人々に受け入れられたと考えられる。『現代漢語詞典（増補本 2002年版）』には、“打工”は“做工”の意で臨時に仕事をするをいうと記されていることから、現在のような意味で定着したと考えられる。
- ③大哥大—携帯電話（ケイタイ）のことである。現在では、“手机”が一般的だが、“便携式电话”、“手携式电话”などの言い方もある。台湾では“携帯電話”、“移动电话”などもよく使用されている。
- ④民工潮—“盲流”（農村から大都市へ働き口を求めて多数の人々が移動すること）のことである。“民工”とは農村から都会に出て来て肉体労働をしている人々を言う。改革開放政策の初期に広東省沿海部の都市から動き出したと言われる。その後、上海、北京へと広がり、全国の多くの都市で、これらの「農民工」（出稼ぎ農民）の増加による都市建設が始まった。
- ⑤炒鱿鱼—首にすることを言う。「イカを炒める」という意味であり、もともと広東人・香港人がよく使用する表現である。炒めたイカの丸まった状態が、布団で荷物をくるんで家出する姿に似ていることから使用されるようになったというのが民間では伝わっている。
- ⑥埋单—広東語である。「普通話」では“结账”（勘定する、会計をすませる）の意味であり、飲食店や娯楽の場所で使われる。“买单”とも書く。北方語地域では“埋单”よりも、“买单”が多く使用されている。今では香港や広州一部地域だけでなく、北京など大都市の高級レストランや小さい路地の食堂などでも“结账”よりも“买单”の方が一般的である。<sup>9)</sup>

#### B. 経済的な影響を受け流行した語

- ⑦～城—“城”はもともと規模の大きい商店のことを指していたが、当時は規模の大小にかかわらず、よく使用された。また、一つの商店だけでなく、同種の品物を集中的に販売する通り等にも用いられた。街の至る所に目につく語は、〈家具城〉、〈书城〉、〈电器城〉、〈电脑城〉、〈饮食城〉、〈音乐城〉、〈电影城〉などである。
- ⑧～热—“热”は人気があると歓迎されるという意味で、日本語の使用法とほぼ共通している。〈足球热〉、〈健身热〉、〈出日热〉、〈外语热〉、〈旅游热〉、〈收藏热〉、〈招牌热（ブランドブーム）〉、〈流行歌曲热等〉などが一般的によく使われる語である。
- ⑨～文化—“文化”は現代中国語では「教養」「学問」という意味があるが、当時は日本語の使われ方に近い意味で多用されている。〈酒文化〉、〈茶文化〉、〈饮食文化〉、〈食文化〉、〈服装文化〉、〈消费文化〉、〈周末文化〉、〈钱文化〉などが目立っている。

- ⑩～工程—「工程」はプロジェクトの意味である。中国各地で建設ラッシュだった頃、人々の目につく＜爱心工程＞、＜希望工程＞、＜幸福工程＞、＜安居工程＞、＜康居工程＞、＜名牌工程＞、＜明星工程＞、＜饮水工程＞、＜再就业工程＞、＜夕阳工程＞などの広告が溢れていた。また当時、＜豆腐渣工程＞という語が話題となった。＜豆腐渣＞とは「おから」の意味で、こわれやすい建築物のことである。同じような用法に＜胡子工程＞（ひげのようにだらだらと長引き工事で不完全な建物を建造すること）がある。
- ⑪～花园—もともと「花園」という意味だが、それが別荘や豪華な建物を指すようになり、高級マンションのイメージを強調する名称として使われた。本来邸宅を意味する「マンション」が日本の高級アパートの代名詞として使用されたのによく似ていると言われる。当時、高層住宅販売の広告に多く掲載された。＜海印花园＞、＜恬景花园＞などがある。
- ⑫“改革开放”—1978年以降、中国で最も流行した用語である。「改革开放」以前の常用語は「革命」であったが、それが“改革开放”にとって代わられたのである。このスローガンは中国経済と政治体制を改革して、生産力を高め、外国との経済・技術の交流を促進させることで、社会の現代化を実現させるのが最大の目標であった。<sup>10)</sup>

上記の他、1980年代から今日に至るまで中国社会の中で定着している語も数多い。使用頻度の高いものには、“下海”（天下り、公務員の転職のこと）“宰”（ぼったくる、不正な手段で利益を得ること）、そこから“宰人”“宰客”の派生語も現われ、ある種の社会問題にも発展した。“小皇帝”（一人っ子政策により、両親、父母の寵愛を受けてわがままに育った子供のこと）。“卡拉OK”（日本のカラオケを音訳したものであり、1990年の初め頃から大都市のみならず地方都市に至るまで中国全土においてまたたく間に広まった），“AA制”（割り勘のことで、若者の間でよく使われる）などがある。

更に、“网络”（ネットワーク），“网民”（ネットユーザー），“网页”（ホームページ）“网友”（メル友），“网址”（メールアドレス），“网站”（ウェブサイト），“网吧”（ネットカフェ）等の語がパソコンの普及拡大とともに定着し、今後もそれらの関連用語の増加が見込まれる。

## 2.2 轻声問題

「普通話」が北京語の音韻体系、北方語の語彙を基礎とすることになっていることから、北京語の特徴である「轻声」は単なる変調現象だけでなく、語彙語法とも密接な関係を有している。

轻声について『中国語学習ハンドブック』（改訂版、2010年）には、以下のように説明されている。「単語或いは文の中ではその固有の声調を失い、軽く短く発音される場合がある。この現象を轻声という。」と記されている。

「声調言語」と言われる中国語は、それぞれの音節に固定した調値（音の高さ）を有している。轻声の調値は、前に来る音節の声調によって決定されるが、具体的には五度制<sup>11)</sup>を採用すると、第1声の後では「2」、第2声の後では「3」、第3声の後では「4」、第4声の後では「1」である。つまり、第3声の後の調値が最も高く、第4声の後では一番低い。また、轻声は政治、文化、科学などの書面語にはなく、日常的な常用語彙に現れ、通常、複音節語、特に二音節語の後の音節に現れることが多い。しかし一音節語で例えば、①語気助詞（啊、呀、哪、呢、了、吗、啦）②構造助詞（的、地、得）、③量詞（个）、④アスペクト助詞（了、着、过）などは轻声で読まれる。

小論では、轻声に関する先行研究として、下記の2本の論文を取り上げる。



1. 『普通話の軽声について——北京語との比較を中心に——』大東文化大学紀要人文科学 第16号 昭和53年(1978年)3月
2. 辻田正雄『軽声について』仏教大学文学部論集 第88号 2004年3月

瀬戸口(1978)では、202語の北京語語彙の中で71語が非軽声(本来の声調)に変化していることから、「普通話」が軽声の面で、「非北京語化」に進んでいることの現れであり、今後も時代の変化とともに「軽声」が減少するのではないかとしている。その主な原因として、言語の簡素化を推進する一つの方向なのか、軽声現象のない南方方言の影響なのかについては、現時点では不明であると結論付けている。

辻田(2004)では、1990年代に入り、現代中国語教育において今まで以上に教材や参考書、研究書の中に「軽声」が取り上げられるといった社会背景の中で、軽声の扱いが規範的な辞書によって不統一である点に着目して、軽声の規範の問題を中心に、単語の軽声詞について軽声の変化及び規範的な辞書と現実の口語音の相違を含めた論考である。論文の構成は、1. 問題の所在、2. 軽声の規範、3. 上声+軽声、4. 軽声の変化、5. 軽声去化、6. 結語となっている。3. 上声+軽声の項目の中で北京語と満州語の軽声についての関わりを指摘している点はとても興味深い。詳細な研究には更なる検討、説明が待たれる。

上記の先行研究をベースとしているものの、今回はテーマを北京語の語彙面での比較を中心に考察することから、先に挙げた瀬戸口(1978)公刊から20余年の歳月が経過した今日、『現代漢語詞典』(第7版 2016年版)では前述の71語を除く軽声詞がどのように扱われているかについて検討する。

そこで、『現代漢語詞典』(第1版 1978年版)で軽声として扱われていた語、(1)“麻烦”，(2)“事情”，(3)“地方”，(4)“意思”，(5)“头发”，(6)“规矩”，(7)“衣服”，(8)“耳朵”，(9)“豆腐”，(10)“萝卜”，(11)“情形”，(12)“伙计”，(13)“称呼”，(14)“巴掌”，(15)“故事”，(16)“朋友”，(17)“比方”，(18)“毛病”，(19)“琵琶”，(20)“便宜”，(21)“棉花”，(22)“明白”，(23)“屁股”，(24)“盘缠”，(25)“脾气”，(26)“茉莉”，(27)“玫瑰”，(28)“迷糊”，(29)“福气”，(30)“点心”，(31)“风筝”，(32)“暖和”，(33)“吩咐”，(34)“出息”，(35)“知道”，(36)“脑袋”，(37)“贴补”，(38)“握布”，(39)“芝麻”，(40)“邈邈”，(41)“先生”，(42)“结实”，(43)“喜欢”，(44)“休息”，(45)“学问”，(46)“荒唐”，(47)“笑话”，(48)“合同”，(49)“招呼”，(50)“俏皮”，(51)“粮食”，(52)“相声”，(53)“和尚”，(54)“伙计”，(55)“葫芦”，(56)“行市”，(57)“功夫”，(58)“养话”，(59)“骆驼”，(60)“见识”，(61)“狐狸”，(62)“力量”，(63)“家伙”，(64)“含糊”，(65)“柴火”，(66)“力气”，(67)“快活”，(68)“喇叭”，(69)“月亮”，(70)“窟窿”，(71)“考究”，(72)“财主”，(73)“紇瘩”，(74)“喇嘛”，(75)“巴结”，(76)“抽屉”，(77)“闺女”，(78)“消息”，(79)“苍蝇”，(80)“帮手”，(81)“漂亮”，(82)“差使”，(83)“报酬”，(84)“棒槌”，(85)“补丁”，(86)“部分”，(87)“出落”，(88)“便当”，(89)“扁食”，(90)“商量”，(91)“窗户”，(92)“时候”，(93)“舒服”，(94)“收拾”，(95)“事情”，(96)“烧饼”，(97)“出息”，(98)“眼睛”，(99)“簸箕”，(100)“认识”，(101)“凑合”，(102)“将就”，(103)“能耐”，(104)“蘑菇”，(105)“姑娘”，(106)“叨唠”，(107)“轱辘”，(108)“铃铛”，(109)“长虫”，(110)“畜生”，(111)“大夫”，(112)“折腾”，(113)“热和”，(114)“关系”，(115)“利害”，(116)“软和”，(117)“行李”，(118)“小气”，(119)“薪水”，(120)“小姐”，以上の軽声詞について、『現代漢語詞典』(第7版 2016年版)と比較検討した結果、次のようにまとめることができる。

(イ) 軽声から非軽声に変化したものが(37)“貼补”と(120)“小姐”の2語である。  
 (ロ) 口語に変化しているものが,(77)“闺女”,(103)“能耐”,(105)“姑娘”,(106)“叨唠”,  
 (107)“轱辘”,(109)“长虫”,(111)“大夫”,(116)“软和”の8語である。  
 (ハ) 軽声・非軽声のどちらでも可というのが,(18)“毛病”,(26)“茉莉”,(33)“吩咐”,(38)  
 “撮布”,(46)“荒唐”,(48)“合同”,(62)“力量”の7語である。  
 (ニ) 北京語方言として残っているものは,(89)“扁食”(ギョウザ・ワンタン)の1語のみである。  
 (ホ) (119)“薪水”は収録されていない。“薪水”(給料)は現代社会ではなじまず死語に近い。  
 つまり、『現代漢語詞典(第1版 1978年版)』では約3分の1が非軽声に変化したか、残りの軽  
 声についてはその後も大部分が軽声のまま採用されている。この検討結果については、以下の2点  
 に整理される。

- ① 常用されている北京語は『現代漢語詞典(第1版 1978年版)』では大幅に削除されたものの、  
 日常生活の場面、特に口語としては、時間が経過した後でも人々に使用され続けている。
- ② 軽声には品詞や意味を区別する働きがある。数量的には決して多いとは言えないが、軽声  
 の存在はひとつの変調現象として正確に把握する必要がある。

香坂順一氏の『中国語軽声辞典』は、張洵如氏の『北京話轻声词汇』を基に約4,000語を収録し  
 た辞書である。軽声について、香坂氏は、書中で軽声にするか非軽声にするかの取捨の基準が不  
 明であると指摘している。<sup>12)</sup>

“太阳”のように、第1版では軽声が非軽声に変わり、それが第7版では軽声でも非軽声でもよ  
 いというような表記になっている語がある。“玻璃”のように『現代漢語詞典(第1版 1978年版)』  
 及び『現代漢語詞典(増補本 2002年版)』では軽声でも非軽声でも可となっているが、最新の『現  
 代漢語詞典(第7版 2016年版)』では軽声表記になっているような語も見受けられる。しかし、  
 その変化の根拠についてはいまだ不明のままである。

「語彙」は多くの人に受け入れられると、それがそのまま定着するという側面があるものの、や  
 はりこの種の不明な点については、放置するのではなく、今後、解明すべく研究に取り組みたい。

### 3. 普通話の中の北京語

ここでは、宋孝才・马欣华的両氏が編んだ『北京话语词汇释』より、北京地区において、日常  
 生活の中で使用頻度の高いとされている139語を抽出し、それが『現代漢語詞典』でどのように  
 扱われているかを調査する。時代の推移と社会の変化とともに収録されている北京語について、  
 1980年代から約30余年の間にどのような変化過程をたどっているかに着目し、その実態を明らか  
 にしたい。

以下の表は、『現代漢語詞典(第1版 1978年版)』、『現代漢語詞典(増補本 第4版 2002年  
 版)』、『現代漢語詞典(第7版 2016年版)』の3種を資料として、筆者が作表したものである。(○  
 印は採用、×は不採用を示す)



	北京語	〔A〕現代漢語詞典	〔B〕現代漢語詞典	〔C〕現代漢語詞典
		第1版(1978年)	増補本(2002年)	第7版(2016年)
1	没辙	<口> ○	○	<口> ○
2	泡汤	<方> ○	○	<口>【動】 ○
3	赶明儿	×	○	<口>【副】 ○
4	甬	<方> ○	<方> ○	<方> ○
5	成天	<口> ○	○	<口>【副】 ○
6	昨儿(个)	<口> ○	<方> ○	<口>【名】 ○
7	今儿(个)	<方> ○	<方> ○	<口>【名】 ○
8	前儿(个)	<口> ○	○	<口>【名】 ○
9	敢情	<方> ○	<方> ○	<方>【副】 ○
10	多咱	<方> ○	<方> ○	<方>【代】 ○
11	内脸儿	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
12	脑瓜儿	○	○	<口>【名】 ○
13	坐蜡	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
14	德行	<方> ○	<方> ○	<口>【名】 ○
15	几儿	<口> ○	○	<口>【代】 ○
16	瞅	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
17	真格的	<方> ○	<方> ○	<口> ○

18	老家儿	<方> ○	<方> ○	<口> ○
19	滋润	<方> ○	<方> ○	<方> ○
20	公母俩	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
21	讪脸	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
22	就手儿	○	○	【副】 ○
23	唾摸	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
24	包圆儿	<口> ○	○	<口>【動】 ○
25	边式	<方> ○	<方> ○	<方>【形】 ○
26	档子	<方> ○	<方> ○	【名】 ○
27	搭档	<方> ○	<方> ○	【名】【動】 ○
28	打马虎眼	<方> ○	<方> ○	<口> ○
29	八下里	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
30	把家	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
31	白不吡列	<方> ○	<方> ○	<方> ○
32	擦黑儿	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
33	摆谱儿	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
34	般配	<方> ○	○	【形】 ○
35	半晌	<方> ○	<方> ○	【数量詞】 ○
36	前半晌(儿)	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○

37	响觉	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
38	棒子	<方> ○	<方> ○	<方> ○
39	保不齐	<方> ○	<方> ○	<方>【副】 ○
40	编派	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
41	不起眼(儿)	<方> ○	<方> ○	×
42	藏闷儿	<方> ○	<方> ○	<方> ○
43	趁钱	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
44	瞅见	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
45	出溜	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
46	刺儿头	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
47	锉	<方> ○	<方> ○	<方>【形】 ○
48	搭帮	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
49	打挺儿	<方> ○	○	<口>【動】 ○
50	打头	<方> ○	<方> ○	<方>【副】 ○
51	大发	<方> ○	<方> ○	<方>【形】 ○
52	大概齐	<方> ○	<方> ○	<方> ○
53	大面儿	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
54	当间儿	<口> ○	<方> ○	<口>【名】 ○
55	当家的	<口> ○	<方> ○	<口>【名】 ○

56	刀螂	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
57	倒牙	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
58	到了儿	<方> ○	<方> ○	<方>【副】 ○
59	道道儿	<方> ○	<方> ○	<口>【名】 ○
60	抵事	<方> ○	○	<方>【形】 ○
61	点子	<方> ○	○	<方> ○
62	垫背	<方> ○	<方> ○	<方>【動】 ○
63	丁点儿	<方> ○	<方> ○	<方>【量詞】 ○
64	懂行	<方> ○	○	<口>【形】 ○
65	二把刀	<方> ○	<方> ○	<口>【形】【名】 ○
66	二五眼	<方> ○	<方> ○	<方>【形】【名】 ○
67	浮头儿	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○
68	富态	<方> ○	○	<口>【形】 ○
69	高低	<方> ○	<方> ○	<方>【副】 ○
70	够呛	<方> ○	<方> ○	<口>【形】 ○
71	咕容	<方> ○	×	×
72	挂	<方> ○	○	【動】 ○
73	归齐	<方> ○	<方> ○	<方>【副】 ○
74	哈喇子	<方> ○	<方> ○	<方>【名】 ○

75	殢	<方> ○	<方> ○	<方> 【形】 ○
76	号丧	<方> ○	○	【動】 ○
77	糊弄	<方> ○	<方> ○	【動】 ○
78	欢实	<方> ○	<方> ○	【形】 ○
79	慌神儿	<方> ○	○	<口> 【動】 ○
80	挤对	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
81	挤咕	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
82	矫情	<方> ○	<方> ○	<口> 【形】 ○
83	较真(儿)	<方> ○	<方> ○	【形】 ○
84	可身(儿)	<方> ○	<方> ○	【形】 ○
85	剋架	<方> ○	<方> ○	【動】 ○
86	抠门儿	<方> ○	<方> ○	【形】 ○
87	攤	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
88	来劲儿	<方> ○	○	<口> 【形】 ○
89	冷孤丁	<方> ○	×	×
90	愣头儿青	<方> ○	<方> ○	<方> 【名】 ○
91	瞭	<方> ○	<方> ○	【動】 ○
92	溜号(儿)	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
93	喽	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○

94	露怯	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
95	乱套	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
96	忙活	<方> ○	○	【動】【名】 ○
97	毛估	<方> ○	<方> ○	<方> 【形】 ○
98	没门儿	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
99	没谱儿	<方> ○	○	<口> 【動】 ○
100	脑壳	<方> ○	<方> ○	<方> 【名】 ○
101	脑门子	<方> ○	○	<口> 【名】 ○
102	恁	<方> ○	<方> ○	<方> 【代】 ○
103	骗腿儿	<方> ○	○	<方> 【動】 ○
104	起急	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
105	起开	<方> ○	<方> ○	<方> 【動】 ○
106	气不忿儿	<方> ○	<方> ○	<方> ○
107	悄没声儿	<方> ○	○	<方> 【形】 ○
108	姥姥	<方> ○	<方> ○	<方> 【名】 ○
109	身板(儿)	<方> ○	○	<方> 【名】 ○
110	身子骨儿	<方> ○	<方> ○	<口> 【名】 ○
111	神	<方> ○	<方> ○	<方> 【形】 ○
112	生法	<方> ○	<方> ○	×

113	是个儿	<口>	○		○	<口> 【動】	○
114	瘦溜	<方>	○	<方>	○	<方> 【形】	○
115	耍贫嘴	<方>	○		○	<方> 【形】	○
116	顺溜	<方>	○	<方>	○	<口> 【形】	○
117	说道	<方>	○	<方>	○		×
118	说话	<方>	○	<方>	○		○
119	死气自来的	<方>	○	<方>	○	<方> 【形】	○
120	酸不溜去(的)	<方>	○	<方>	○	<方> 【形】	○
121	淘	<方>	○	<方>	○	<方> 【形】	○
122	挑眼(儿)	<方>	○	<方>	○	<方> 【動】	○
123	忒	<方>	○	<方>	○	<方> 【副】	○
124	细高挑儿	<方>	○	<方>	○	<方> 【名】	○
125	瞎謔	<方>	○	<方>	○	<方> 【動】	○
126	显摆	<方>	○	<方>	○	<方> 【動】	○
127	随	<方>	○	<方>	○	<方> 【動】	○
128	小瞧	<方>	○	<方>	○	<方> 【動】	○
129	砑内儿	<方>	○	<方>	○	<方> 【形】	○
130	兴许	<方>	○		○	【副】	○
131	悬	<方>	○		○	<方> 【形】	○

132	悬手	<方>	○	<方>	○	<方>【形】	○
133	严实	<方>	○	<方>	○	<口>【形】	○
134	眼神(儿)	<方>	○	<方>	○	<方>【名】	○
135	冤	<方>	○	<方>	○	<方>【動】	○
136	砸锅	<方>	○	<方>	○	<口>【動】	○
137	糟践	<方>	○	<方>	○	【動】	○
138	滋	<方>	○	<方>	○	<方>【動】	○
139	自各儿	<方>	○	<方>	○	<方>【代】	○

※表内の<方>は方言, <口>は口語のことである。<方>や<口>が記録されていないのは、「普通話」であることを意味している。<sup>13)</sup>

上記の作業結果から次のように整理することができる。

- 北京語の語彙が〔A〕『現代漢語詞典（第1版 1978年版）』（以下,〔A〕とする),〔B〕『現代漢語詞典（増補本 2002年版）』（以下,〔B〕とする),〔C〕『現代漢語詞典（第7版 2016年版）』（以下,〔C〕とする）の中で,そのまま北京語語彙として残っているものが139語中, 4. “甬”, 9. “敢情”, 10. “多咱”, 11. “门脸儿”, 13. “坐蜡”, 16. “瞅”, 19. “滋润”, 20. “公母俩”, 21. “讪脸”, 23. “咂摸”, 25. “边式”, 29. “八下里”, 30. “把家”, 31. “白不吡列”, 32. “擦黑儿”, 33. “摆谱儿”, 36. “前半晌(儿)”, 37. “晌觉”, 38. “棒子”, 39. “保不齐”, 40. “编派”, 42. “藏闷儿”, 43. “趁钱”, 44. “瞅见”, 45. “出溜”, 46. “刺儿头”, 47. “铿”, 48. “搭帮”, 50. “打头”, 51. “大发”, 52. “大概齐”, 53. “大面儿”, 56. “刀螂”, 57. “倒牙”, 58. “到了儿”, 62. “垫背”, 63. “丁点儿”, 66. “二五眼”, 67. “浮头儿”, 69. “高低”, 73. “归齐”, 74. “哈喇子”, 75. “顽”, 80. “挤对”, 81. “挤咕”, 87. “攥”, 90. “愣头儿青”, 92. “溜号(儿)”, 93. “喽”, 94. “露怯”, 95. “乱套”, 97. “毛估”, 98. “没门儿”, 100. “脑壳”, 102. “恁”, 103. “骗腿儿”, 104. “起急”, 105. “起开”, 106. “气不忿儿”, 107. “悄没声儿”, 108. “姥姥”, 109. “身板(儿)”, 111. “神”, 114. “瘦溜”, 119. “死气自来的”, 120. “酸不溜去(的)”, 121. “淘”, 122. “挑眼(儿)”, 123. “忒”, 124. “细高挑儿”, 125. “瞎谗”, 126. “显摆”, 127. “随”, 128. “小瞧”, 129. “研门儿”, 132. “悬手”, 134. “眼神(儿)”, 135. “冤”, 138. “滋”, 139. “自各儿”など80語あり, 全体の過半数を占めている。
- 〔B〕で「普通話」に移動した語が139語中, 1. “没辙”, 2. “泡汤”, 5. “成天”, 8. “前儿(个)”, 12. “脑瓜儿”, 15. “几儿”, 22. “就手儿”, 24. “包圆儿”, 34. “般配”, 49. “打挺儿”, 60. “抵事”, 61. “点子”, 64. “懂行”, 68. “富态”, 72. “挂”, 76. “号丧”, 79. “慌神儿”, 88. “来劲儿”, 96. “忙活”, 99. “没谱儿”, 101. “脑门子”, 103. “骗腿儿”, 107. “悄没声儿”, 109. “身板(儿)”,



113. “是个儿”, 115. “耍贫嘴”, 130. “兴许”, 131. “悬” など28語ある。
3. [B] および [C] で「普通話」に収録された語(口語を含む)は, 1. “没辙”, 2. “泡汤”, 3. “赶明儿”, 5. “成天”, 8. “前儿(个)”, 12. “脑瓜儿”, 15. “几儿”, 22. “就手儿”, 24. “包圆儿”, 34. “般配”, 49. “打挺儿”, 64. “懂行”, 68. “富态”, 72. “挂”, 76. “号丧”, 79. “慌神儿”, 88. “来劲儿”, 96. “忙活”, 99. “没谱儿”, 101. “脑门子”, 113. “是个儿”, 130. “兴许” など22語である。
4. 上記の [C] で採用されていない語彙は, 41. “不起眼儿”, 71. “咕容”, 89. “冷孤丁”, 112. “生法”, 117. “说道” の5語のみである。その中の71. “咕容” と89. “冷孤丁” は, [B] でも採用されていない。
5. 北京語の3. “赶明儿” は [A] では採用されていないが, [B], [C] には「普通話」に組み入れられている。
6. その他
- (1) [B] では方言, [C] では「普通話(口語を含む)」とされているものは, 「普通話」(口語を含む)は, 6. “昨儿(个)”, 7. “今儿(个)”, 14. “德行”, 17. “真格的”, 18. “老家儿”, 26. “档子”, 27. “搭档”, 28. “打马虎眼”, 35. “半晌”, 55. “当家的”, 59. “道道儿”, 70. “够呛”, 77. “糊弄”, 78. “欢实”, 82. “矫情”, 83. “较真(儿)”, 84. “可身(儿)”, 85. “剋架”, 86. “抠门儿”, 91. “瞭”, 110. “身子骨儿”, 116. “顺溜”, 118. “说话”, 133. “严实”, 136. “砸锅”, 137. “糟践” など計26語である。
- (2) [A] で方言, [B] で「普通話」とされるが, [C] では方言に移動しているのは, 61. “点子”, 103. “骗腿儿”, 107. “悄没声儿”, 109. “身板(儿)”, 115. “耍贫嘴”, 131. “悬” など計6語である。
- (3) [A] [B] では方言とされるが, [C] では口語に移動しているのは, 7. “今儿(个)”, 14. “德行”, 17. “真格的”, 18. “老家儿”, 28. “打马虎眼”, 59. “道道儿”, 65. “二把刀”, 70. “够呛”, 88. “矫情”, 110. “身子骨儿”, 116. “顺溜”, 133. “严实”, 136. “砸锅” など計13語である。
- (4) [A] では口語, [B] では普通話とされるが, [C] では口語として扱われているのは, 1. “没辙”, 5. “成天”, 6. “昨儿(个)”, 8. “前儿(个)”, 15. “几儿”, 24. “包圆儿”, 113. “是个儿” など7語である。
- (5) [A] では口語, [B] では方言, [C] では口語として扱われているのは, 54. “当间儿”, 55. “当家的” の2語である。
- (6) [B] および [C] で採用されていないのは, 71. “咕容”, 89. “冷孤丁” など2語である。

結果として, 139語の北京語の語彙は, 『現代漢語詞典(第1版 1978年版)』では“赶明儿”の1語を除くほぼ全てが収録されている。『現代漢語詞典(増補本 2002年版)』, 『現代漢語詞典(第7版 2016年度)』と版を重ねるたびに北京語語彙が少しずつ減少傾向に向かっていることは, 容易に想像されるが, 今回の調査で, 139個中, 1. “没辙”, 2. “泡汤”, 3. “赶明儿”, 5. “成天”, 6. “昨儿(个)”, 7. “今儿(个)”, 8. “前儿(个)”, 12. “脑瓜儿”, 14. “德行”, 15. “几儿”, 17. “真格的”, 18. “老家儿”, 22. “就手儿”, 24. “包圆儿”, 26. “档子”, 27. “搭档”, 28. “打马虎眼”, 34. “般配”, 35. “半晌”, 49. “打挺儿”, 54. “当间儿”, 55. “当家的”, 59. “道道儿”, 64. “懂行”, 65. “二把刀”, 68. “富态”, 70. “够呛”, 72. “挂”, 76. “号丧”, 77. “糊弄”, 78. “欢实”, 79. “慌神儿”, 82. “矫情”, 83. “较真(儿)”, 84. “可身(儿)”, 85. “剋架”, 86. “抠门儿”, 88. “来劲儿”, 91. “瞭”, 96. “忙活”, 99. “没谱儿”, 101. “脑门子”, 110. “身子骨儿”, 113. “是个儿”, 116. “顺溜”, 118. “说话”, 130. “兴许”, 133. “严实”, 137. “糟践” など49個の語が「普通話」(口語を含む)へ移動していることが分かった。また, [B] では方言語彙として扱われていた語が [C] では, 6. “昨儿(个)”, 7. “今

儿(个)”, 14. “德行”, 17. “真格的”, 18. “老家儿”, 28. “打马虎眼”, 54. “当间儿”, 55. “当家的”, 59. “道道儿”, 65. “二把刀”, 70. “够呛”, 82. “矫情”, 110. “身子骨儿”, 116. “顺溜”, 133. “严实”, 136. “砸锅”など16語が口語として「普通話」の中に含まれ、方言とは明らかに区別して採用されていることが分かった。

このことから、時間の経過と社会の変化という状況下において、北方方言の語彙を基礎に作られた「普通話」の語彙は、北方方言の代表言語である北京語を一定程度残し、その他の漢語の方言語彙を一部取り入れながら、暮らしの中に密着した言語へと広がっていくものと判断される。

#### 4. おわりに

今回は中国の1980年以降、主に「改革開放政策」による社会状況の著しい変化とともに生まれた語彙について、現在においても人々の生活に定着している代表的な語彙を取り上げて整理分析した。

また「普通話」は北方方言を基礎方言とすると定められており、その語彙も北方方言（代表言語：北京語）を規範としているが、「普通話」の中で北京語がどのように扱われているかについても図表化して比較対照を試みた。それに基づいて検討した結果、「北京語」が「普通話」の中で口語として多数採用されていることが明らかになった。また、軽声問題について、時代の経過とともに軽声が本調通りに読まれ、「非北京語化」の方向に進むのではないかという先行研究の瀬戸口(1978)の指摘については、今回の作業からは特出できる結論は得られなかった。辻田(2004)でも指摘されているように、「軽声」の規範問題や減少傾向については、いまだ解明されていない点もあるので、今後も引き続き検討を加えたい。

『現代漢語詞典(第7版 2016年版)』の中で<方><口>として取り上げられている語彙には北京語が多くを占めていることは明白であるが、それらの中には上海語、広東語、福建語の影響を受けている語彙も含まれている可能性が極めて高い。

今後は上記の点を注視しながら、現地調査を実施し、『現代漢語詞典』の中で採用されている「普通話」の口語について、更に深く探求したい。併せて中国語の語彙の移り変わりについても、言語の現象面だけでなく、「語史」の視点からも研究を進めたい。

#### 注

- 1) 現代中国語の共通語を指す。漢民族の言語について、音声、語彙、文法の基準を定めて規範化した。
- 2) 『現代漢語規範問題学術会議文件匯編』科学出版社、1956年 249ページ。
- 3) 西南方言、又稱「西南官話」。分佈在四川、雲南、貴州三省、湖北大部分地區(鄂東黃岡地區及東南咸寧地區除外)、河南西南部、湖南西北部及廣西北部。内部一致性很高。

(訳)

西南方言は「西南官話」ともいう。四川、雲南、貴州の三省、湖北の大部分の地区(鄂東の黄岡地区および東南の咸寧地区を除く)、河南西南部、湖南西北部、広西北部に分布する。内部の一致性が極めて高い。

江淮方言、又稱「下江官話」。分佈在江蘇、安徽兩省的長江以北、淮河以南地區(徐州、蚌埠一帶淮北話除外)、還有江蘇省江南鎮江以西、九江以東的沿江地帶、也說江淮方言。

(訳)

江淮方言は「下江官話」ともいう。江蘇省、安徽省の両省の長江以北、淮河以南の地区(徐州、蚌埠一帶の淮北話を除く)に分布する。外に江蘇省江南の鎮江以西、九江以東の長江沿岸地区も江淮方言を話す。

著作者：詹伯慧，校訂者：董忠司，瀬戸口勲訳『現代漢語方言』新学識文教出版中心 1991年）

- 4) 当時、広東語（粵方言のことで習慣上は広東語と呼ばれているが、これは広東省内すべての方言を指すのではなく、広州語を中心とする語を指す）が流行し、それが南方から北方へと広がりを見せたことをいう。ここでいう「粵語」とは広東方言のことで、広東省の大部分の地域（北部の梅県、潮州、汕頭、澄海等の地を除く）、香港・マカオ等で使用されている言語である。
- 5) 朝日中国文化学院『中国語基本語3000』三省堂 1998年。
- 6) 王占華『中国語学概論』駿河台出版社 2004年 174ページ。
- 7) 公益財団法人国際文化フォーラム『日本の高等学校における中国語教育の広がり』1999年 12-24ページ。
- 8) 全国高等学校中国語教育研究会『高校中国語教育のめやす 平成11年度版』1999年 12-20ページ 付録「言語材料：語彙篇」。
- 9) ①～⑥の例語は主に『中国語流行詞語』（中国人民大学出版社、2000年）と『中国新語流行語事典』（日中通信社、1999年）を参考にした。
- 10) ⑦～⑫の例語についても、主に前掲書をベースに整理した。
- 11) 言語学者趙元任が示した方法である。いわゆる五段階法のこと、声域を五つのレベルに分けて、声調を図示したのは趙元任が示したグラフが最初である。（平井勝利『教師のための中国語音声学』白帝社 2012年 58ページ）
- 12) 香坂順一編著『中国語轻声辞典』光生館 1989年 18ページ。
- 13) 『現代漢語詞典』は「普通話」の推進、漢語の規範化を促進するために、中国社会科学院言語研究所が総力を投入して編んだ辞書である。1978年に第1版が刊行され、その後、第2版、第3版と修訂をしながら、版を重ねて現在の第7版に至っている。2012年第6版では単語に品詞が付され、社会の経済発展とともに民間で流行した新語（流行語）も多数採用された。このことは、中国語学習者及び中国語研究者にとって、現代中国語への理解と便宜を提供している。（『現代漢語詞典』第6版の説明後に1978年第1版前言に始まり、第2版、第3版、第4版、第5版の説明部分を参考にした）

## 参考文献

- 1) 中国社会科学院言語研究所編『現代漢語詞典（第1版）』商務印書館 1978年。
- 2) 中国社会科学院言語研究所編『現代漢語詞典（増補本）』商務印書館 2002年。
- 3) 中国社会科学院言語研究所編『現代漢語詞典（第6版）』商務印書館 2012年。
- 4) 中国社会科学院言語研究所編『現代漢語詞典（第7版）』商務印書館 2016年。
- 5) 商務印書館／小学館 共同編集『中日辞典（第2版）』小学館 2003年。
- 6) 香坂順一編『中国語轻声辞典』光生館 1989年。（典拠：张洵如『北京话轻声词汇』中華書局 1957年）
- 7) 王占華『中国語学概論』駿河台出版社 2004年。
- 8) 欧阳因『中国流行新词语』中国人民大学出版社 2000年。
- 9) 宋考才・马欣华『北京语词词汇』北京語言学院出版社 1987年。
- 10) 張一帆・小島朋之（監修）『中国新語流行語事典』日中通信社 1999年。
- 11) 张世祿『普通话词汇』上海教育出版社 1983年。
- 12) 吴侃『中国語新語辞典』同学社 1990年。
- 13) 相原茂編『中国語学習ハンドブック 改訂版』大修館書店 2010年。
- 14) 詹伯慧著、樋口靖訳『現代漢語方言』光生館 1983年。  
同書には台湾版がある。（校訂者 董忠司 新学識文教出版中心 1991年）
- 15) 平井勝利『教師のための中国語音声学』白帝社 2012年。
- 16) 朝日中国文化学院『中国語基本語3000』三省堂 1998年。
- 17) 公益財団法人国際文化フォーラム『日本の高等学校における中国語教育の広がり』1999年。
- 18) 全国高等学校中国語教育研究会『高校中国語教育のめやす 平成11年度版』1999年。
- 19) 瀬戸口律子「普通話の轻声について——北京語との比較を中心に——」大東文化大学紀要人文科学 第16号 1978年。
- 20) 瀬戸口律子「普通話の轻声と北京語の轻声」中国語学 第225号 1978年。
- 21) 辻田正雄「轻声について」仏教大学文学部論集 第88号 2004年。

# カール・カウツキーと「歴史なき民」の問題

——チェコ問題を中心に——

勝 又 章 夫

## Karl Kautsky and the Theory of Non-historical Nations in the Case of the Czech Question

KATSUMATA, Akio

### Abstract

It is well known that Karl Marx and Friedrich Engels did not support the nationalist movement of the small nations such as the Czechs and the Southern Slavs during the Revolution of 1848. If their negative attitude toward the national liberation movement of the so-called non-historical nations stemmed from the philosophical foundation of Marxism, Karl Kautsky, one of their successors and the most influential theoretician of the next generation of the Marxists, must have taken over this attitude from his masters. Actually, he failed to criticise theoretically the notorious theory of non-historical nations and he reproduced it in his essay of 1887. He could not propose Marxist politics to solve the nationality conflicts in the Habsburg Monarchy and could only borrow the national autonomy from František Palacký, the Czech nationalist leader in the revolution of 1848. Nevertheless, during the World War I, he vindicated the right of self-determination of nations against the imperialism, which included partly a criticism at the theory of non-historical nations.

*Keywords:* Karl Kautsky, non-historical nations, nationality question, Czech question, Habsburg monarchy

### 目 次

- I. はじめに
- II. 1848年革命以後のチェコの状況
- III. カウツキーとチェコ問題

IV. クーノウ＝カウツキー論争

V. 終わりに

## I. はじめに

1848年革命期のチェコ人の運動に対するマルクスとエンゲルスの態度はよく知られている。6月12日にプラハ蜂起が勃発すると、フランクフルトとウィーンでは、蜂起はチェコ人とドイツ人の民族闘争と報じられ、反チェコのな雰囲気包まれたのに対して、マルクスとエンゲルスの『新ライン新聞』はプラハ蜂起をヴィンディシグレーツの軍に対するプラハ市民の革命的闘争と評価し、<sup>1)</sup>『新ライン新聞』はボヘミアではチェコ人に味方してきたと主張した。<sup>2)</sup>しかし帝国議会のチェコ人議員がウィーン革命に背を向けると、「チェコ人の民族的ファナティズムはウィーン奸臣のとてつもない武器だ」<sup>3)</sup>とマルクスは書き、彼らからチェコ人に対する好意的な言葉は消える。チェコ人に対する批判はエンゲルスの「歴史なき民」の理論において頂点に達する。

エンゲルスによれば、チェコ人は「一度も歴史というものを持ったことがない」のであって、「何らかの自立へと到達することができるようには決してならない」<sup>4)</sup>というのである。このエンゲルスの奇妙な発言は、コワコフスキが述べているように、単に「ヘーゲル歴史哲学の残滓」<sup>5)</sup>であるだけではない。本稿の筆者が別稿において指摘したように、民族的解放に対する消極的な態度は、労働者の解放には「普遍的に人間的な解放が含まれている」<sup>6)</sup>とする一方で、「あらゆる隷属関係は」労働者の隷属の「変形と帰結」に他ならないというマルクスの革命論に由来すると思われる。民族的解放に対する消極的な態度がマルクス主義の思想的根底に由来するなら、マルクス以後のマルクス主義者においても「民族的解放という要求と労働者の解放というマルクス主義の要求が理論的、実践的な矛盾として現れ、」彼らが、民族問題の解決のためにどれほど尽力したとしても、彼らがマルクス主義者である限り、民族問題において挫折し、「歴史なき民」の理論を再生産すると推定されよう。<sup>7)</sup>このような仮説に従い、本稿では、チェコ問題、すなわちチェコ民族は存続しうるのかどうか、チェコ民族は独立国家を建設すべきなのか、それとも民族自治で満足すべきなのかという問題を中心に「歴史なき民」の問題に対するカウツキーの態度を検討する。

## II. 1848年革命以後のチェコの状況

エンゲルスによって「歴史なき民」、それどころか「反革命的民族」と呼ばれたチェコ人は、カレル・コシークが述べているように、決して初めから「反革命的民族」として1848年革命を迎えたわけではない。チェコ人はむしろ、ガリアの雄鶏の鳴啼に革命的行為によって応えた中央ヨーロッパ最初の民族の一つであった。<sup>8)</sup>学生と労働者の組織「リピール」はウィーン革命に先立つ3月11日に「学校と裁判においてドイツ語と並んでチェコ語を導入する」<sup>9)</sup>という要求を含む皇帝への請願を作成するために、聖ヴァーツラフ浴場に集会を招集した。ドイツ語とチェコ語の平等という要求は48年革命期にはドイツ人との民族的対立を引き起こし、この要求の実現は、「国家のすべての諸種族は同権であり、どの種族もその民族性と言語を維持し、育成する不可侵の権利を有する」<sup>10)</sup>と定めた1867年の国家基本法19条を待たなくてはならなかった。

1867年12月に公布された国家基本法第19条はその第一項と第二項において諸民族と諸言語の平等を承認し、第三項において第二言語の強制を禁止した。<sup>11)</sup>この第19条はドイツ人とチェコ人の妥協の産物であった。民族と言語の同権を承認した第一項と第二項はチェコ人の要求を受け入れ



たものであり、これに対して、第二言語の強制を禁止した第三項は本来ボヘミアに住むドイツ人がチェコ語を学ばなくてもすむために制定された条項であった。<sup>12)</sup>しかし、この条項は小学校をめぐる闘争においてチェコ人に有利に働くようになる。

この背景にあったのはボヘミアにおける急速な工業的發展である。もともとボヘミアは繊維工業などの軽工業を発達させた地域だったが、1848年革命以降、73年の経済危機に至るまで食料品製造業、陶器、ガラス工業に加え、炭鉱業、機械工業などの重工業も革命的な発展を遂げていた。工業的發展に伴って農村から労働者が都市へと流入するということは一般的に見られる現象だが、この一般的な現象がボヘミアでは民族問題を引き起こしたのである。<sup>13)</sup>なぜなら、60年代以降、工業の中心地をなしていた北ボヘミアのドイツ人地域にチェコ人労働者が急速に流入したからである。人口の80%がドイツ語を話すドイツ人地域に流入したチェコ人は1880年から1900年の20年間で50万人にのぼり、このようなチェコ人労働者の移動は、とりわけボヘミア北部の炭鉱地域における民族間の力関係を劇的に変化させた。もちろんチェコ人の人口が一方向的に増えたのではなく、ドイツ人も人口を増やしている。しかし1880年から1900年にかけてボヘミア北部の炭鉱地域におけるドイツ人の人口が60%増加したのに対して、チェコ人の人口増加率は300%を超えたのである。<sup>14)</sup>

こうしてドイツ人都市の周辺に主としてチェコ人労働者からなる居住地域が成立すると、そこにチェコ人の職人や商人も移り住み、チェコの民族文化、言語を維持する環境が整った。このような地域で生まれ育った児童はチェコ語しか理解しなかったため、ここで国家基本法19条の第三項がチェコ人に有利に働くことになった。なぜなら第三項は、「第二の州言語」すなわちドイツ語を強制することなく「公的教育制度は整備されなくてはならない」と定めていたからである。

チェコ人労働者のドイツ人都市への流入とチェコ人学校の建設はドイツ人の目から見ると、オーストリアのスラヴ化と映ったが、1879年に発足したターフェ内閣はそれを政治において体現しているように見えただろう。ターフェ内閣は、1880年4月、ボヘミアの「行政、裁判、検察の諸官庁は、口頭の申し立て、ないし文書による陳情に関して、その当事者に与えられる処理を、二つの州言語[ドイツ語とチェコ語]のうち、この口頭の申し立てが述べられ、文書による陳情が執筆された言語によって、作成する義務を負う」<sup>15)</sup>というターフェ言語令によってチェコ語を全ボヘミアにおける官吏の外務言語として承認したのである。

この言語令はドイツ人には不利であった。なぜなら、教養あるチェコ人は二つの言語を話せたが、ドイツ人は国家基本法第三項の第二言語強制の禁止によって十分なチェコ語の知識を持つ者は稀だったからである。<sup>16)</sup>

このような状況は急進的なドイツ・ナショナリズムを刺激した。ゲオルク・シェーネラーは1882年、当時オーストリア各地で個別に活動していたドイツ民族派を結集するために、「リンツ綱領」を起草し、「王国のうち、かつてドイツ同盟に加盟していた諸州」、すなわちボヘミア、モラヴィアをも含めた諸州において、「ドイツ的性格が保持」され、「法によってドイツ語が国家語と宣言される」ことを要求した。<sup>17)</sup>

このような急進的なドイツ・ナショナリズムに支えられ、1880年にドイツ学校協会Deutscher Schulvereinが設立された。これに対抗するようにチェコ人側も1880年に中央学校協会(ústřední matice školská)を設立し、チェコ人児童のためにチェコ人学校を建設し始めた。こうしてドイツ人とチェコ人は児童の教育言語をめぐる激しい闘争を繰り広げるようになった。

ここで注目すべきことは、ボヘミアにおいては民族対立がたいてい階級対立と重なり合っていたということである。その結果、チェコ語を教育言語とする学校に子供を通わせていたチェコ人

労働者はドイツ人経営者、家主による厳しい圧力に曝された。その際にしばしば用いられた手段は住居の解約、職場の解雇を迫るというものであった。<sup>18)</sup> オーストリアの社会民主主義者オットー・バウアーは後に「民族的憎悪は変形された階級的憎悪である」と主張することになるが、<sup>19)</sup> このテーゼはこのような歴史的背景のもとで生まれたのである。

ドイツ人による抑圧にもかかわらず、チェコ人の国民形成は19世紀末にはほとんど完成していた。ボヘミア北部のドイツ人地域ではドイツ人とチェコ人が激しい闘争を繰り広げていたが、ボヘミアの州都プラハではチェコ人が勝利を収めていた。1830年代のプラハでは、「上品な服を着た人々が路上でチェコ語を話すのを耳にすることは極めて稀であった」と言われていたが、1880年にはプラハの人口の14%を占める42,000人がドイツ語を日常言語としていたにすぎず、その数は1910年には37,000人、人口の6%にまで減少してしまう。<sup>20)</sup> チェコ人地域ではチェコ人のドイツ人への同化は停止し、逆にドイツ人がチェコ人に同化されるようになった。

チェコ人の国民形成にとって象徴的だったのはプラハをチェコ人の都市にしたことだけではない。1881年、プラハ大学はドイツ人とチェコ人の間で分割され、同年にオープンした国民劇場は、二ヶ月後焼失したが、わずか二年後には再建され、このようにしてチェコ人は自らの学問と芸術の中心地を獲得し、文明的な民族が持つ文化施設をすべて備え、文化的に成熟した民族という外観を備えるに至った。<sup>21)</sup>

### III. カウツキーとチェコ問題

カール・カウツキーは1854年10月16日プラハに生まれた。父はチェコ人の画家ヤン・ヴァーツラフ・カウツキー、母はドイツ人の女優ヴィルヘルミーナ・エレオノーラ・アナであったから、カウツキーはドイツ人とチェコ人両方の血を引いていた。少年時代のカウツキーはどのような民族的アイデンティティを持っていたのだろうか。晩年のカウツキーは少年時代を振り返り、若き日の民族的アイデンティティを説明している。カウツキー自身の回想によると、彼の「最初の政治思想は民族理念」であり、それは「フス派的な極めて急進的なチェコ・ナショナリズムだった」という。もっとも彼の母の家庭はドイツ人であり、カウツキーの母語はドイツ語だったので、「一面的にチェコ民族派だったわけではない。」<sup>22)</sup> それでも「十七歳になるまで熱狂的なチェコ・ナショナリスト」であり、「あらゆるドイツ人を宿敵と看做し、ドイツ人であることほど罪深いことはないと思っていた」<sup>23)</sup> という。カウツキーにナショナリズムを克服させたのはパリ・コミューンであった。パリ・コミューンを通じてカウツキーは社会主義のインターナショナリズム、「民族に関心も理解も持たない思想ではなく、どの民族にも同じ関心と理解を持って接しようとする思想」<sup>24)</sup> に到達したのだという。

このような晩年の発言から、若きカウツキーの民族的アイデンティティがどのようなものであったのかが分かる。彼が十代の時に熱中した急進的チェコ・ナショナリズムは「オーストリアの破壊」<sup>25)</sup> を求めるものであり、帝国の維持を求めるパラツキーのオーストロ・スラヴ主義とは正反対の性格のものであった。<sup>26)</sup> 後にカウツキーはチェコ人のナショナリズムを厳しく批判することになるが、それは、決してヴィクトル・アードラーやオットー・バウアーのように、ドイツ・ナショナリズムに由来するものではないと言えるだろう。<sup>27)</sup>

カウツキーはウィーン大学の学生になると、学生時代から社会主義運動に参加するようになった。この時期においてすでにカウツキーは民族問題に関心を寄せており、1875年、ドイツの社会民主党の機関紙『フォルクスシュタート』紙に「民族問題」という論文を発表し、ナショナリズ



ムはもう時代遅れであると主張した。労働運動だけでなく、工業の代表者であれ、宗教、学問の代表者であれ、すべては国際的になっており、民族にこだわるのは保守的な俗物だけである、というのである。<sup>28)</sup>

民族問題に対するこのような態度は、初期の労働運動にしばしば見られる態度であり、オートー・パウアーはそれを「素朴なコスモポリタニズム」と呼んでいるが、それは、この当時の労働運動において一定のリアリティを持っていた。この当時の労働運動において中心的な役割を果たしていたのは工場労働者ではなく、まだ職人であり、諸国を遍歴して技を磨く職人にとってナショナリズムはブルジョアの偏見に見えたのである。<sup>29)</sup>

自伝によると、カウツキーは1880年にマルクス主義者になる。カウツキーは当時ロンドンに滞在していたマルクスとエンゲルスと連絡をとり、エンゲルスと頻繁に文通を交わすようになる。カウツキーは様々な問題に関してエンゲルスの助言を求めているが、エンゲルスの書簡の中に東ヨーロッパのスラヴ系諸民族の解放運動に対して社会主義者がどのような態度を取るべきかを説明した書簡がある。その1882年の書簡においてもエンゲルスは、48年革命期に展開した「歴史なき民」の理論を繰り返している。

80年代のエンゲルスの見解は以下の三点に要約されよう。彼がこれらの少数民族の独立に反対したのは、第一に、これらのスラヴ系少数民族がロシア・ツァーリズムの道具として機能しており、第二に、これらの諸民族には独立のための客観的基礎が欠けていると考えたからである。<sup>30)</sup> 第三に、これらの諸民族もプロレタリアートが勝利するまでその解放を待たなくてはならない、とエンゲルスはベルンシュタイン宛の書簡において主張した。<sup>31)</sup>

エンゲルスの助言を得てカウツキーは1887年、論文「近代民族」を発表する。1881年においてなおカウツキーは同時代のチェコの民族闘争を千年前に始まったゲルマン人とスラヴ人の闘争の継続と看做していたことを想起すれば、<sup>32)</sup> 1887年の論文は、現代チェコの歴史家ズデニェク・ショレが述べているように、民族問題とその歴史的起源を分析するマルクス主義の能力を示していたが、<sup>33)</sup> 同時代のチェコ民族の現状を捉え損ねていたと思われる。カウツキーによれば、「チェコ民族の維持はほとんど考えられない」というのである。というのも「チェコ民族がどれほど急速に拡大するとしても、彼らにはやはり、今日の生産関係の下で生産の自立性をある程度まで可能とするような規模の経済領域を獲得することに成功しない」からだという。「資本主義はチェコ民族よりも速く発展する」ので、「チェコ民族はその隣人、とりわけドイツ民族にますます依存するようになる」だろう。ドイツへの依存に反対しているのは、「ドイツ語の知識がないことを民族的美德と看做す青年チェコ派であり、彼らは「農民と小ブルジョアの代表」である。資本主義の発展に伴い農民と小ブルジョアは没落するだろうから、「彼らとともに彼らが話す言語も没落する。」それ故、カウツキーによれば、資本主義が発展すればするほど、「ボヘミアにおけるチェコ語の経済的意味は薄くなり、ドイツ語のそれは増大するだろう。ボヘミアにおけるドイツ語の進歩を妨げようとする試みはどれも、結局は、この国の経済発展の妨げとならざるを得ない。チェコ民族の育成は経済的発展の促進をほとんど意味しない」<sup>34)</sup> という。しかし上述したように、80年代にチェコ人は「文化的に成熟した民族という外観を備えて」いたとすれば、カウツキーの主張が的外れだったことは明らかである。カウツキーがこのような結論に陥った原因は二つ考えられる。一つはエンゲルスの影響である。ホレス・デイヴィスが述べているように、オーストリア・ハンガリーのスラヴ人に未来はないというエンゲルスの見解をカウツキーは受け入れており、<sup>35)</sup> ズデニェク・ショレが指摘しているように、「48年革命期のすでに時代遅れとなった見地がチェコ民族の状況に関する理解を妨げていた」<sup>36)</sup> のである。しかしそれはカウツキー自身の民族観、言語観の帰結でも

あったと思われる。カウツキーによれば、14世紀の商業資本主義が民族言語の成立を促し、国際的な交流が増大すると、「世界語」が必要とされるという。カウツキーは言語と民族を資本主義的發展の付随現象と看做していたと言えよう。このような民族観、言語観においては、資本主義的發展に伴って小民族が大民族に吸収されると推定されるだろう。このようなカウツキーの民族観、言語観の根底にはダーウィン主義があったと思われる。後にカウツキーが述べているように、彼の歴史理論は、「歴史的発展に対するダーウィン主義の応用」<sup>37)</sup>にほかならず、ヴァルター・ホルツホイアーが指摘しているように、カウツキーは世界史を「種族、民族、階級のような社会集団の生存競争と理解していたとすれば、「チェコ民族の維持はほとんど考えられない」というカウツキーの主張はエンゲルスの「歴史なき民」という歴史哲学的な概念を単に継承した結果ではなく、民族と言語を資本主義的發展の付随現象と理解すると同時に、歴史にダーウィン主義を応用したことによって、「歴史なき民」の理論を再生産した結果ではないだろうか。そうだとすれば、カウツキーが「歴史なき民」という言葉を使っていないとしても、『「歴史なき民」』という非歴史的理論を拒否したという点で、カウツキーはマルクス、エンゲルスとは異なっていた<sup>38)</sup>というジョン・シュワルツマンテルの理解は不十分であると言えよう。「チェコ民族は維持できない」という主張の理論的背景がなんであれ、現実との乖離は明らかであり、理論的修正は不可欠であった。

エンゲルスが1895年に死去すると、その翌年の1896年カウツキーはエンゲルスが48年革命のチェコ人に関して書いたことを訂正する機会を得た。カウツキーは、エンゲルスの著作『ドイツにおける革命と反革命』をドイツ語に翻訳し、それに序文を書くことになったのである。エンゲルスの著作『ドイツにおける革命と反革命』は、1852年、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』にマルクスの名前で連載されたものである。この本のなかでエンゲルスはチェコ人を死滅しつつある民族と看做し、今後チェコ人はドイツの一部としてしか生き残れないと述べていた。このような「歴史なき民」の理論を批判することがカウツキーの序文のテーマであった。

カウツキーがエンゲルスの『ドイツにおける革命と反革命』のドイツ語版に序文を書いたときに、まず配慮しなくてはならなかったのはチェコ人の社会主義者であった。カウツキーは「オーストリアに関する章は同書のなかでも最良の章の一つ」であるとエンゲルスの著作を高く評価しつつも、チェコ人に関する叙述は「やや失敗」しており、「スラヴの繊細な同志たちを私は序文のなかでなだめてやらなくてはなりません、」と序文執筆の目的を語っている。<sup>39)</sup>

当時オーストリア社会民主党はドイツ人、チェコ人、ポーランド人などの諸民族の社会主義者の連合体だった。社会民主党は党内において諸民族は自治的であるとされていたが、ドイツ人社会主義者のなかにはオーストリア社会民主党はドイツ人の党であるものも少なくなかった。この傾向はとりわけオーストリアのドイツ人社会主義者の指導者ヴィクトル・アードラーの民族問題に対する態度に現れている。アードラーはオーストリアにおける民族問題を過小評価し、「社会民主党の言語はドイツ語である」と主張したのである。<sup>40)</sup>ドイツ人社会主義者のドイツ・ナショナリズムにチェコ人社会主義者が反発したことは想像に難くない。チェコ社会主義者たちは、繰り返し諸民族と諸言語の平等を求めることになる。<sup>41)</sup>

カウツキーはこのような社会民主党の内部に存在した民族対立の存在を重視していた。1880年代にアードラーがオーストリア社会主義に参加し始めたときも、カウツキーは「ドイツ人児童のスロヴェニア化やチェコ化を彼らに加えられた不正と看做している」<sup>42)</sup>というアードラーのドイツ・ナショナリズムを危険視していたし、チェコ人社会主義者の不満も理解していた。カウツキーは「オーストリア社会主義党の第一の課題」という論文において次のように指摘している。オーストリアの社会民主主義者のなかには「スラヴ人を文化水準の低い者としか見ない民族的偏狭さ

が存在しており、これが様々な諸民族の間の兄弟的協力を妨げている。」と。<sup>43)</sup>

カウツキーにはチェコ人を死にかけた民族と看做したエンゲルスの論文を論評抜きで出版することはできなかったのである。カウツキーはエンゲルスの「歴史なき民」の理論の歴史的背景を示し、状況が変わった現在では、この発言は無効であると証明しようとした。ロマン・ロスドルスキーは、エンゲルスの「歴史なき民」の理論に「徹底的な歴史研究」を対置したカウツキーの序文を「独創的な研究者としてのカウツキーの名誉」として高く評価している。<sup>44)</sup>

カウツキーが指摘する「歴史なき民」の理論の第一の歴史的背景はチェコの地理的位置である。カウツキーによれば、48年革命の敗北後、マルクスとエンゲルスは次の経済危機とそれに伴うであろう革命を期待していた。もし革命が成功すれば、チェコ民族の運命はもう決定されたものとして映ったに違いない、とカウツキーはいう。革命の成功によって人の交流が自由になると、暴力的なゲルマン化がまったくなくても、ドイツ文化がもたらす文化の力によって、チェコ人はドイツ人になっただろう、そうエンゲルスは考えたのだとカウツキーは主張する。<sup>45)</sup>

カウツキーが第二の歴史的背景として挙げたのはドイツ人とスラヴ人の人口比率である。エンゲルスが『ドイツにおける革命と反革命』を執筆した1850年代、ボヘミア、モラヴィア、シレジアはまだドイツ連邦に属していた。スロヴェニア人を除くと、スラヴ人が住むオーストリアの他の諸州はドイツ連邦に属していなかったので、300万か400万人のチェコ人がおよそ4,000万人のドイツ人に対峙していたことになる。この人口比率はチェコ人の未来を希望のないものに見せるのに十分であったとカウツキーは言う。<sup>46)</sup>

第三の歴史的背景はチェコ民族の階級構成である。カウツキーによれば、1848年革命において最も民族的な階級はブルジョアジーであった。なぜなら彼らの要求は全民族の要求に最も近く、その利害は民族統一を要求していたからである。しかし、チェコ人はまさにこの階級を欠いており、民族闘争の指導者として一部の小ブルジョアしか持たない民族であった。「その地理的な位置とわずかな人口と並んで、まさにこの階級構成がチェコ民族から存在のための一切の展望を奪ったのである」とカウツキーは主張した。<sup>47)</sup>

エンゲルスの「歴史なき民」の理論を成立させたこれらの論拠は、カウツキーによれば、ことごとく失われた。期待された革命は勃発することなく終わり、チェコ人ないしスラヴ人とドイツ人の人口比率も変化した。1866年にオーストリアがドイツから締め出されると、オーストリアでは1,100万人のスラヴ人と700万人のドイツ人が対峙することになったからである。そしてチェコ人はいまや自らのブルジョアジーを持っている。こうしてエンゲルスの発言は今日では完全に無効となったとカウツキーは主張したのである。

エンゲルスの『ドイツにおける革命と反革命』へのカウツキーの序文は単なるエンゲルス批判以上の意味を持っていた。カウツキーの序文において第一に注目すべき点は、資本主義と国民形成に関するカウツキーのこれまでの考え方を修正したということである。1887年の論文「近代民族」においては、民族と言語は資本主義的發展の付随現象と看做されており、資本主義的發展の前でチェコ人のような小民族が生き残ることはできないとされていた。これに対して、「序文」においては、資本主義的發展が小民族の発展も促すという認識を示している。「経済的、学問的観点からすれば、国民的制約をますます取り払い、小民族に世界語の使用を押し付けている、まさにこの現代的發展が、新しい民族文学を生み出している。」というのも「『知識人』の数的増大ならびに下層階級における教養の増大、交流、政治的関心の増大は、新聞文学と大衆文学に広範な基礎を与えている」からである。その結果「フラマン文学、ノルウェー文学、ならびにチェコ文学が生み出された。」と。<sup>48)</sup>

第二に注目すべき点はオーストロ・マルクス主義の理論的發展に大きな影響を与えたということである。カール・レンナーは「民族問題の領域におけるカウツキーの労作はオットー・バウアーと私によって様々な方向へと補われた」<sup>49)</sup>と述べているが、オーストロ・マルクス主義の民族理論にカウツキーが影響を与えたことは『ドイツにおける革命と反革命』への序文からも読み取れる。バウアーはその主著『民族問題と社会民主主義』においてエンゲルスの「歴史なき民」を批判し、「歴史なき諸民族」という新たな概念を提起した。この「歴史なき諸民族」をバウアーは支配階級しか民族文化の担い手になれない時代に、その支配階級を持たなかった民族と定義することになるが、<sup>50)</sup> カウツキーはブルジョアジーを持たないというチェコ民族の階級構成の特殊性を指摘することによって、オットー・バウアーの民族理論を先取りしている。さらに資本主義の発展が、小民族の発展も促すという認識もバウアーに知られていたであろうから、ロスドルスキーが指摘しているように、「歴史なき民族の覚醒に関するオットー・バウアーの分析もカウツキーの研究を受け継ぎ発展させたものである」と言えよう。<sup>51)</sup>

カウツキーは48年革命期のエンゲルスの「歴史なき民」の理論を否定することによって、オーストリアにおける民族問題の解決策として民族自治を提唱することになる。論文「オーストリアにおける民族闘争と国家権」においてカウツキーは次のように述べている。オーストリアにおいて「中央集権制」はもはや不可能であり、「オーストリアは連邦国家としてしか存続し得ない。」しかし「王国と領邦の連邦制」も中央集権と同様に、生命力を持たない。唯一残された可能性は「諸民族の連邦制、すなわち伝統的な州境の廃止と言語の境界に基づくオーストリアの再編である、」という。<sup>52)</sup>

マルクス主義者のカウツキーがエンゲルスの「歴史なき民」の理論を批判し、エンゲルスが「歴史なき民」と看做したチェコ人によって提唱された民族自治を取り入れたことはまさに歴史の皮肉であると言うべきだろう。もちろんカウツキーは民族自治をパラツキーから継承したとは述べていないが、同時代の人々にとってカウツキーとパラツキーの類似性は一目瞭然であった。カウツキーが民族自治を提案した直後に出版された著書においてマサリクは、カウツキーが「1848年のハヴリーチェクとパラツキーの民族、言語綱領、すなわち民族連邦制に到達した」と指摘している。<sup>53)</sup>

チェコの歴史家オットー・ウルバンが述べているように、オーストロ・スラヴ主義とオーストロ・マルクス主義の接点に関しては、まだ体系的な分析は行われていない。<sup>54)</sup> 日本でもオーストリア社会民主党と民族問題に関する矢田俊隆氏の研究はレンナーとバウアーを中心に論じ、カウツキーには言及していないし、<sup>55)</sup> 丸山敬一氏も同様である。<sup>56)</sup> 1898年から1899年にかけてオーストリアの民族問題を論じたカウツキーの一連の論文を検討した相田愼一氏の研究も、カウツキーの主張がオーストリア社会民主党の「ブリュン民族綱領」と「基本的に一致する」と指摘してはいるもののオーストロ・スラヴ主義との関連は指摘していない。<sup>57)</sup> 相田氏は後にカウツキーと民族問題に関する包括的な研究を発表するが、そこでもパラツキーの民族自治構想をカウツキーが「民主主義的綱領」<sup>58)</sup> と看做していたと指摘するとどまっている。<sup>59)</sup> 日本におけるオーストロ・マルクス主義の研究はバウアーとレンナーに偏り、カウツキーには着目してこなかった上に、オーストロ・スラヴ主義との関連は等閑視されてきたように思われる。オーストロ・スラヴ主義とオーストロ・マルクス主義の接点を明らかにする上で大切なのは、民族自治に関する思想的共通性であろう。

パラツキーとカウツキーの共通点はパラツキーの「フランクフルトへの書簡」に見て取ることができる。第一に民族自治の必要性の根拠に共通点が見られる。周知のように、「フランクフルトへの書簡」の目的はフランクフルト国民議会において成立しつつあった統一ドイツへのチェコ人



の編入を拒否することにあつた。しかしパラツキーが危険視したのはドイツだけではない。パラツキーはスラヴ人、マジヤール人、ドイツ人などの諸民族のうち、「単独で東方の強大な隣人に対して将来にわたり成功裏に抵抗することができるほど強力な民族はない」<sup>60)</sup>というオーストリア諸民族の状況に基づいて、オーストリアにおける民族自治を主張した。山中秀人氏も指摘しているように、パラツキーにとってオーストリアはロシアから諸民族を守り、個性と独自性とを發展させる保障となるべき「盾」であつた。<sup>61)</sup>これと同じ論拠はカウツキーにも見られる。カウツキーによれば、オーストリアを一つに束ねているのは、オーストリアの「国家理念」などではなく、「ドイツ帝国とロシア帝国の鉄の輪である。」様々な諸王国と諸領邦が一緒にいなくてはならないのは、「これらの諸国のどれも単独で存在するには脆弱すぎるからである、」と。<sup>62)</sup>

パラツキーとカウツキーはどちらも、ロシアとドイツという東西の大国の間で小民族が生き残るための手段としてオーストリアにおける民族自治を提案していると言えるだろう。パラツキーに代表されるオーストロ・スラヴ主義は単に民族自治を主張しただけではない。民族自治を実現するためにはオーストリアが維持されることも必要であつた。パラツキーは「もしオーストリアが存在しなかったとすれば、それを可及的速やかに、創り出さなくてはならない」<sup>63)</sup>と述べたが、それと同様に、カウツキーによれば社会民主党はオーストリアの維持を要求しなくてはならないというのである。カウツキーによれば、社会民主党は「最も断固として諸民族の和解という意味において働きかけ、諸民族の間の乖離を橋渡しするのに適したあらゆる措置を支持する。それ故、社会民主党は、望むにせよ望まぬにせよ、意識的にせよ無意識的にせよ、自分の綱領に基づくにせよ、状況の圧力のもとでそうするにせよ、オーストリアでは帝国を繋ぎとめる政策に賛同するのであり、その崩壊を促進するものすべてに対して戦う」<sup>64)</sup>という。大国に対抗するためにオーストリアを維持し、国内では、民族自治を実施するという二点においてカウツキーの民族政策はパラツキーのオーストロ・スラヴ主義と重なり合うと言えよう。

#### IV. クーノウ＝カウツキー論争

カウツキーはエンゲルスの「歴史なき民」の理論がもはや無効であると主張することによって、チェコ人が生命力を持つ民族であることを承認し、オーストリアにおける民族自治というオーストリア社会民主党の民族政策の基礎を築いた。他方でカウツキーはエンゲルスの主張を歴史的に説明することによって、48年革命期の歴史的背景の下で正当化し、エンゲルスを理論的に批判するには至らなかった。<sup>65)</sup>このようなカウツキーの限界が如実に表れたのが、第一次世界大戦期に行われたドイツ社会民主党右派のハインリヒ・クーノウとの論争であつた。

この論争は1915年のクーノウの小冊子『党崩壊』にカウツキーが批判を寄せたことに始まる。この論争におけるクーノウの主要な目的は民族自決権の否定であつた。クーノウによれば、民族自決権なるものはマルクス主義的ではない。なぜなら、クーノウによれば、「勝手にでっち上げられ、仮定された権利命題、道徳命題から単純になんらかの政治闘争の正当性を導き出すのはマルクスの方法と真っ向から対立する」ものであり、マルクス主義者が承認すべきなのは「歴史的に条件づけられ、歴史的発展における事実そのものから生じ、それと一致する権利」だけであるが、民族自決権は歴史的発展と合致しない。歴史的発展は民族的差異化過程ではなく、むしろ「大規模な融合過程、少数民族の大きな民族への継続的な合併」を示しているというのである。<sup>66)</sup>

さらにクーノウはエンゲルスの「歴史なき民」の理論に依拠して、すべての民族に与えられる民族自決権は反動的であると主張する。なぜなら「生命力を持たず、多かれ少なかれ歴史と文化

を欠いた諸民族も、その自立が今後の文化的発展のためにならず、障害として作用せざるを得ない場合でさえ、民族的自立の権利を有するからである。<sup>67)</sup> クーノウは『新ライン新聞』の論文「民主的汎スラヴ主義」と「マジヤール人の闘争」を引き合いに出し、マルクスとエンゲルスが、民族自決権を嘲笑し、それどころか、少数民族の強制的な併合さえ、一定の条件下では認めたと論ずる。<sup>68)</sup> 民族問題の領域におけるマルクス主義の原則的な立場を前提とした場合、このようなクーノウの主張を論駁することは困難である。というのも、研究史においても指摘されてきたように、クーノウは『新ライン新聞』の民族政策を少なくとも「形式的には」正しく理解しており、<sup>69)</sup> 「正統派マルクス主義の見地からすると正しい」からである。<sup>70)</sup> それ故、カウツキーは『ドイツにおける革命と反革命』への序文において「歴史なき民」の理論を歴史的に解明しようと努力はしたものの、理論的な批判を怠っていたために民族問題をめぐるクーノウとの論争において窮地に陥ることになる。

カウツキーもすべての民族に自決権を承認するわけではない。ここでカウツキーは後にレーニンによって継承される論理を展開し、民族自決権に一定の制限を加える。「マルクス主義者にとっては」「権利と道徳の根本命題も」「相対的」であり、このような根本命題の一つが他の根本命題と衝突する場合、「低次のものが高次のものに席を譲らなくてはならない」のであって、「ある民族の自立への闘争が全体の進歩を妨げるとすれば、我々社会民主主義者はその闘争に反対しなくてはならない」という。<sup>71)</sup> ここまではカウツキーのクーノウ批判は説得的である。クーノウが「ドイツ帝国のような文化国家」に民族自決権が承認されないのは奇妙であると述べて、覇権主義を肯定しているのに対して、カウツキーは、「歴史なき民」の問題を「民族解放闘争」と「より高次の文化的利害」<sup>72)</sup> の矛盾に見出したメーリングの問題意識を継承し、覇権主義に対する武器としての民族自決権と、大民族の文化的進歩に対する障害としての少数民族の自立という民族自決権のアンビヴァレンスを考慮し、合理的な解決を探ろうとしているからである。

しかし1849年の『新ライン新聞』の民族政策を「マルクスの誤り」<sup>73)</sup> として片付けたときにカウツキーの理論的脆弱さがむき出しになった。これに対してクーノウは、マルクスとエンゲルスが南スラヴ人の文化能力の評価において誤ったとしても、「そのことによって、歴史的によく基礎づけられた把握は無効にはならない」<sup>74)</sup> と応えた。

カウツキーに残された対抗手段は「歴史なき民」の理論を唯物史観から追放することだけであった。1917年の論文「諸民族の解放」においてカウツキーはエンゲルスの論文が1849年に執筆されたという点に活路を見出そうとする。カウツキーによれば、「史的唯物論とその応用の深化と成熟は1848年革命崩壊後の10年間に著しい進歩を遂げた」のであり、「初期の立場と後期の立場に相違が見られる場合には、我々にとっては前者よりも後者が重きをなすのでなくてはならない」と。<sup>75)</sup> これがクーノウに対する反論にならなかったことは明らかである。『ドイツにおける革命と反革命』『ポーとライン』などの著作は「革命崩壊後の10年間に」発表されたものであり、マルクスとエンゲルスの民族政策は基本的に変化していないからである。クーノウはマルクスとエンゲルスの初期の民族政策と後期のそれとの間に違いがあるというカウツキーの主張を「カウツキーの作り話」として一蹴する。<sup>76)</sup> カウツキーは第一次世界大戦後に自らの思想の集大成として『唯物史観』を発表したが、そこでも同じ主張を繰り返している。「かくしてマルクスとエンゲルスは1848年に、反革命が若干のスラヴ諸民族に見出した助力に憤激し、これらの諸民族をゲール人やブルトン人と同様に、没落に委ねられたものと看做した。これは巨大な誤りであった。我々の師匠たちは、後に再びこのような意味で発言したことはなかった、」と。<sup>77)</sup> しかし、これをロスドルスキーのように単なる歴史の歪曲と捉えるなら、<sup>78)</sup> カウツキーの意図を正当に評価したことにはなるまい。なぜ

なら、クーノウとの論争においてカウツキーは民族自決権を守ろうとしたからである。

民族自決権をめぐる論争においてカウツキーはクーノウを批判しきれなかったが、カウツキーはこの論争を契機として民族問題に取り組み「歴史なき民」の理論の批判を進めている。

第一にカウツキーはエンゲルスの「歴史なき民」の理論を成立させた背景にもう一つ説明を加えている。カウツキーはすでに1896年の『ドイツにおける革命と反革命』への序文において、エンゲルスがチェコ人の没落を不可避と看做した背景として、チェコの地理的位置、ドイツ人とスラヴ人の人口比率、チェコ人の階級構成の特殊性を挙げていた。カウツキーはこれらの説明に、農業地域から工業地域への人口の流入を加える。「あらゆる資本主義国において工業労働者は、自然増によるだけでなく、農業から工業への力強い流入によって、常に増大する。言語混合地域においては、これは農業住民しか持たない民族が、工業地域へと成員を常に譲渡することを意味する。工業地域では別の言語が話され、この言語は流入する者によって習得され受け入れられる。かくして農業にとどまっている民族は多民族国家においては、しだいに吸収され、最終的には消滅する。彼らは救いようもなく没落に委ねられている。これこそが、1849年にマルクスとエンゲルスによって、その『完全な根絶と脱民族化』が不可避とされた『民族の残片』である。例えば、スコットランドのゲール人、フランスのブルトン人、スペインのバスク人、チロルのラディーン人、プロイセンとザクセンのソルブ人ないしヴェンド人がそうである。』<sup>79)</sup> カウツキーによれば、1849年にマルクスとエンゲルスが、オーストリア・スラヴ人に没落を宣告したのは、これらの諸民族がまだ文章語を發展させていなかったからである。しかし、48年革命以来、状況は変化している。スラヴ人は大学を持ち、強力な出版業と豊かな文学を有している。これらの諸民族は工業地域に流入しても、もはや自分たちの民族性を失うことはない。これが今日ボヘミアとモラヴィアの諸都市で進行している事態である。<sup>80)</sup>

第二にカウツキーは「歴史なき民」の理論の批判から「民族自決というインターナショナリズムの立場」の必要性を導き出している。カウツキーによれば、48年革命以後の変化にもかかわらず、マルクスとエンゲルスの「歴史なき民」の理論を「現在の指針」として引き合いに出す者があるとすれば、それは、「状況に関する完全な無知か、このような無知にあつかましく当て込むことにすぎない」という。<sup>81)</sup> それでは、48年革命の経験からいかなる教訓が引き出されるべきなのか、カウツキーによれば、それは、少数民族の自決権を否定することではあり得ない。むしろ48年革命はインターナショナリズムの必要性を示しているのである。カウツキーは次のように述べている。「1848年のオーストリア革命は、スラヴ人の反革命的な態度と同時に、チェコ人とイタリア人を支配するためのドイツ人の闘争、クロアチア人を支配するためのハンガリー人の闘争によっても挫折した。」したがって、「1849年の革命の教訓」は「民族自決というインターナショナリズムの立場を離れることによって、現代の革命運動がどれほど危険にさらされるかということだけである」と。<sup>82)</sup>

カウツキーのインターナショナリズムは、上述したように、民族自決権を全体の利害に従属させたことによって、著しく損なわれていた。しかし「歴史なき民」の理論に対するカウツキーの批判はマルクス主義の原則的な立場への批判も含んでいた。これが、「歴史なき民」の問題に関する論争におけるカウツキーの第三の理論的貢献である。カウツキーが批判の矛先を向けたのは、政治的、経済的集中は近代資本主義の歴史的発展傾向であり、少数民族の自立は時代錯誤である、という認識であった。これは言うまでもなく、1887年の論文「近代民族」においてカウツキー自身が代表した立場である。事実、「およそ16世紀以来、ヨーロッパの歴史的発展に登場した大国民国家の形成は、当時の無数の少数民族の国家的自立ではなく、より大きな国家構築物へのしばし



ば暴力的な結合に存する」<sup>83)</sup> というクーノウの主張は、「資本主義はチェコ民族よりも速く発展する」というかつてのカウツキーの主張を想起させる。しかしカウツキーは資本主義の発展が小民族の発展も促すという認識に達しており、今や帝国主義イデオロギーとして機能するようになった「歴史なき民」の理論に国民国家の擁護を対置する。もちろんカウツキーも、すべての民族が自らの国民国家を建設できると考えていたわけではない。彼はチェコ人が独立国家を建設してもなお、その自立の能力を疑っていた。チェコ国家はその地理上の位置故にドイツに反対する政策をとることはできないのだから、ドイツの従属国になるというのである。<sup>84)</sup>

カウツキーはまず、経済領域の拡大に伴って国家領域も拡大しなくてはならないという「歴史なき民」の理論の前提に批判の矛先を向ける。もちろんカウツキーも国家が経済的条件に依存していることは認める。しかしカウツキーによれば、「国家領域は決して経済領域とは一致しない」という。<sup>85)</sup> ベルギーやスイスのような小国はロシアよりも巨大な工業を発展させているし、これらの小国が大国に参加することもあり得ないとカウツキーは言う。資本家にとっては、彼らが完全に支配する小市場の方が、競争相手によって支配される大市場よりも都合がいいのであるから、「経済的発展がそれら[ヨーロッパの小国]を『超民族国家』への埋没へと追いやることは決してない」<sup>86)</sup> とカウツキーは主張する。

理論的前提に対する批判に続くのは、「歴史なき民」の理論に基づいた帝国主義的併合の正当化に対する批判である。カウツキーは次のように述べている。「一国家において大民族が『民族の屑』を吸収する過程は、大国による小国の吸収と取り違えられてはならない。これらの経験はどちらも、しばしば同一視され、後者も前者と同様に、あらゆる領域において小経営から大経営へと移行する資本主義的生産様式の必然的帰結と看做されている。これは実にマルクス主義的に響き、マルクス主義と称されているが、それはマルクス主義ではない。」<sup>87)</sup> このようにカウツキーが帝国主義に対して小国の自立を擁護することができた背景にあったのは、資本主義の発展が小民族の発展も促すという認識であった。

このようにカウツキーはクーノウとの論争において歴史なき民の理論への批判を継続しつつも、自らの限界も露呈させていたとすれば、クーノウとの論争において歴史なき民の理論が「完膚なきまでに批判されている」という相田慎一氏の主張はカウツキーを過大評価しすぎているように思われる。<sup>88)</sup>

## V. 終わりに

晩年のカウツキーはナチス・ドイツによるチェコスロヴァキア解体直前の1937年、「歴史なき民」の問題に立ち返り、「チェコ人に対する憎しみ」を「ドイツ人の革命的情熱」と呼ぶエンゲルスの態度はマルクス主義思想の土台を犠牲にしていると述べた。<sup>89)</sup> しかし、「歴史なき民」の理論に見られるようなマルクスとエンゲルスの民族的解放に対する消極的な態度は、マルクスの思想の根底にある人間観に由来すると理解すべきであろう。そうだとすれば、マルクス以後のマルクス主義者も、彼らがマルクス主義者である限り、民族問題において挫折すると推定される。チェコ問題と「歴史なき民」の理論に対するカウツキーの態度を検討することによって、カウツキーの挫折を明らかにできたと思われる。カウツキーの挫折は第一に、言語共同体としての民族を資本主義的発展の付随現象として理解することによって、チェコ民族の維持は考えられないと主張し、エンゲルスの「歴史なき民」の理論を再生産したことである。第二に、カウツキーはエンゲルスの『ドイツにおける革命と反革命』のドイツ語版への序文においてエンゲルスの「歴史なき

民」の理論がもはや無効であり、チェコ人が生命力ある民族であることを承認したにもかかわらず、民族問題の解決策としてマルクス主義に固有の政策を提起することができず、オーストロ・スラヴ主義から民族自治という政策を借用したにすぎなかった。第三に、カウツキーは、「歴史なき民」の理論に歴史研究を対置したが、エンゲルスを理論的には批判せず、むしろ48年革命期の歴史的背景の下で正当化してしまったために、クーノウが「歴史なき民」を利用して帝国主義を正当化しようとしたときに十分に反論することができなかった。

もちろん、カウツキーは挫折しただけではない。クーノウとの論争においてインターナショナルリズムの意義を再認識し、帝国主義に抗して国民国家の維持を主張したことはこの領域におけるカウツキーの重要な貢献であった。このようなカウツキーの貢献は今日では忘れ去られているが、同時代の社会主義者のなかにはそれを高く評価した者もいた。例えば、第一次世界大戦後、プロヴィナの社会民主主義者ヤコブ・ピスティナーはカウツキーの功績について次のように述べている。「戦争中、カウツキーは中央ヨーロッパという仮面の下で宣伝されていた帝国主義的構築物と、クーノウの大規模国家論に極めて鋭い調子で反対し、国民国家の形成への傾向を証明した。これはもちろん、戦争から民族的再生と民族的独立を期待していた東南ヨーロッパにとって極めて大きな意味を持っていたのだ」と。<sup>90)</sup>

## 注

- 1) Friedrich Engels, Der demokratische Charakter des Aufstandes, in: Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, hrsg. vom Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Berlin 1982 [以下 *MEW* と略称], Bd. 5, S. 108.
- 2) Die auswärtige deutsche Politik und die letzten Ereignisse zu Prag, *MEW*, Bd. 5, S. 202.
- 3) Karl Marx, Sieg der Kontrevolution zu Wien, *MEW*, Bd. 5, S. 456.
- 4) Engels, Der demokratische Panslawismus, *MEW*, Bd. 6, Berlin 1999, S. 275.
- 5) Leszek Kolakowski, *Der revolutionäre Geist*, Stuttgart et al. 1972, S. 45.
- 6) Karl Marx, Ökonomisch-Philosophische Manuskripte, in: Karl Marx, Friedrich Engels, *Gesamtausgabe*, hrsg. vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Kommunistischen Partei der Sowjetunion und vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Berlin 1975 [以下 *MEGA*<sup>2</sup> と略称], 1. Abteilung, Bd. 2, S. 245.
- 7) 勝又章夫「マルクス、エンゲルスにおける人間的解放と民族問題」神田順司編『社会哲学のアクチュアリティ』未知谷2009年、149頁。
- 8) Karel Kosík, *Česká radikální demokracie*, Praha 1958, str. 242.
- 9) Verzeichniß der am 11. März im Wenzelsbadsaale vorgetragenen Petitionspunkte, in: F. J. Schopf, *Wahre und ausführliche Darstellung der am 11. März zur Erlangung einer constitutionellen Regierungs-Verfassung in der königlichen Hauptstadt Prag begonnenen Volksbewegung und der hierauf gefolgten Ereignisse als ein Beitrag zur Geschichte und ein Angedenken an die verhängnisvolle Zeit, chronologisch verfasst und mit allen Urkunden belegt*, 1. Heft, Leitmeritz 1848, S. 46.
- 10) Staatsgrundgesetz vom 21. Dezember 1867, über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrathe vertretenen Königreich und Länder, in: *Reichsgesetzblatt für das Kaiserthum Oesterreich*, Wien 1867, S. 396.
- 11) *Ebd.*
- 12) Gerald Stourzh, *Die Gleichberechtigung der Nationalitäten in der Verfassung und Verwaltung Österreichs 1848-1918*, Wien 1985, S. 56.
- 13) Josef Seliger, Die Minoritäten, wie sie entstehen und wie sie erwachen, in: *Der Kampf*, Bd. 2, 1908/09, S. 12.
- 14) André G. Whiteside, *Industrial Transformation. Population Movement and German Nationalism in Bohemia*,

- in: *Zeitschrift für Ostforschung*, 10.Jg., Heft 3, Marburg / Lahn 1961, S. 265.
- 15) Verordnung der k.k. Minister des Innern und der Justiz vom 19. April 1880, in: *Landes-Gesetz-Blatt für das Königreich Böhmen*, Jg.1880, enthaltend die Stücke I-XVII, Nr.1 bis 93, Prag 1880, S. 34.
  - 16) Hannelore Burger, *Sprachenrecht und Sprachengerechtigkeit im österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918*, Wien 1995, S. 84.
  - 17) Albert Fuchs, *Geistige Strömungen in Österreich 1867-1918*, Wien 1996, S. 179ff.
  - 18) Burger, *Sprachenrecht und Sprachgerechtigkeit im Österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918*, a.a.O., S. 94/95.
  - 19) Otto Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, *Werkausgabe*, Bd. 1, S. 315.
  - 20) Jan Havránek, The Development of Czech Nationalism, in: *Austrian History Yearbook*, Vol. III, Pt. 2, 1967, p. 226, p. 244.
  - 21) John F. N. Bradley, *Czech Nationalism in the Nineteenth Century*, New York 1984, p. 25.
  - 22) Kautsky, [Autobiographie], in: *Die Volkswirtschaftslehre der Gegenwart in Selbstdarstellungen*, Leipzig 1924, S. 118.
  - 23) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der deutschen sozialdemokratischen Arbeiterpartei in Oesterreich, abgehalten in Innsbruck vom 29. Oktober bis 2. November 1911*, Wien 1911, S. 129.
  - 24) Kautsky, [Autobiographie], a. a.O., S. 118.
  - 25) Kautsky, *Erinnerungen und Erörterungen*, hrsg. von Benedikt Kautsky 'S-Gravenhage 1960, S. 401.
  - 26) スティーンソンは少年時代のカウツキーのチェコ・ナショナリズムをバラツキーのそれと関連づけようとしているが、説得的とは思われない。Gary Steenson, *Karl Kautsky 1854-1938, Marxism in the Classical Years*, Pittsburgh 1978, p.20. 後述するように、カウツキーがバラツキーと似た主張を展開するのは1890年代になってからである。
  - 27) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. VI/VII, Hannover 1966/67, S. 339. オットー・バウアーのドイツ・ナショナリズムに関しては、勝又章夫「オットー・バウアーと民族自治——チェコ少数派学校をめぐる」、三田史学会編『史学』2008年、第77巻第1号を参照。
  - 28) [Kautsky], Die nationale Frage. Von einem österreichischen Parteigenossen, in: *Der Volksstaat. Organ der sozialdemokratischen Arbeiterpartei und der internationalen Gewerkgenossenschaften*, Nr.29 von 1875.
  - 29) Helmut Konrad, *Nationalismus und Internationalismus. Die österreichische Arbeiterbewegung vor dem Ersten Weltkrieg*, Wien 1976, S. 19.
  - 30) Engels an Kautsky, 7. Febr. 1882, *MEW*, Bd. 35, S. 272.
  - 31) Engels an Bernstein, London, 22. Febr. 1882, *MEW*, Bd. 35, S. 278ff.
  - 32) S. [Kautsky], Die „nationale Bewegung in Böhmen“, in: *Der Sozialdemokrat*, Nr. 29 vom 14. Juli 1881.
  - 33) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. VI/VII, Hannover 1966/67, S. 347.
  - 34) Kautsky, Die moderne Nationalität, in: *Die Neue Zeit*, 5.Jg., Stuttgart 1887, S. 448.
  - 35) Horace R. Davis, *Nationalism & Socialism. Marxist and Labor Theories of Nationalism to 1917*, New York / London 1967, p.140.
  - 36) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, a.a.O., S. 348.
  - 37) Kautsky, [Autobiographie], a.a.O., S. 120.
  - 38) John Schwarzmantel, *Socialism and the Idea of Nation*, New York et al. 1991, p.76.
  - 39) Kautsky an Hugo Heller, Stuttgart 23. April 1896, in: Victor Adler, *Briefwechsel mit August Bebel und Karl Kautsky sowie Briefe von und an Ignaz Auer, Eduard Bernstein, Adolf Braun, Heinrich Dietz, Friedrich Ebert, Wilhelm Liebknecht, Hermann Müller und Paul Singer*, gesammelt und erläutert von Friedrich Adler, Wien 1954, S. 206.

- 40) Victor Adler, Arbeiterversammlung über die Arbeiterkammern, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, 5.Heft, Wien 1925, S. 185/186.
- 41) 1938年, 晩年のカウツキーは, 1878年に開催されたチェコスラヴ社会民主党のプラハ党大会と, そこで採択された党綱領を振り返り, 「党は民族ごとに組織されなくてはならないが, それは共同の闘争の障害とはならない」という組織原則は60年後の今日でも有効であると述べている. カウツキーが社会民主主義運動における諸民族の平等というチェコ人の要求の意義を認識していたことが読み取れる. Kautsky, Das Prager Programm von 1878, in: Karl und Louise Kautsky, *Briefwechsel mit der Tschechoslowakei 1879-1939*, Hg. Von Zdeněk Šolle, Frankfurt / New York 1993, S. 498.
- 42) Adler an Kautsky, Wien 21. August 1886, in: Adler, *Briefwechsel, a. a. O.*, S. 12.
- 43) Kautsky, Ueber die nächsten Aufgaben der sozialistischen Partei Oesterreich's, in: *Der Sozialdemokrat*, Nr.33 vom 15. August 1880.
- 44) Roman Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der „geschichtslosen“ Völker. (Die Nationalitätenfrage in der Revolution 1848-1849 im Licht der Neuen Rheinischen Zeitung), in: *Archiv für Sozialgeschichte*, hrsg. von der Friedrich Ebert Stiftung, Bd. 4, Hannover 1964, S. 271.
- 45) Karl Kautsky, Vorrede des Uebersetzers, in: Karl Marx [Friedrich Engels], *Revolution und Kontre-Revolution in Deutschland*, 6. Auflage, Stuttgart 1920, S. XXII. ここでカウツキーは, 1848年革命期になぜエンゲルスがチェコ人に未来を認めようとしなかったのか, 説明しようとしているが, スターリンはその意図を歪曲し, 「背教者, 改良主義者カウツキー氏」は「オーストリア・ドイツ統一国家において前世紀の半ばにプロレタリア革命が勝利していたならば, 統一的なドイツ語の形成とチェコ人のゲルマン化がもたらされたであろうと主張している」と述べている. スターリンのこのような発言はカウツキーに対する不当な攻撃であると言うべきであろう. Иосиф Виссарионович Сталин, *Политический отчет центрального комитета XVI Съезду ВКП(б)*, Сталин, *Сочинения*, Том 12. Москва 1949, стр.364.
- 46) Kautsky, Vorrede des Uebersetzers, *a. a. O.*, S. XXII/III.
- 47) *Ebd.*, S. XXIV.
- 48) *Ebd.*, S. XXVIII.
- 49) Karl Renner, *Karl Kautsky. Skizze zur Geschichte der geistigen und politischen Entwicklung der deutschen Arbeiterklasse*, Berlin 1929, S. 73.
- 50) Otto Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, *a. a. O.*, S. 247.
- 51) Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der „geschichtslosen“ Völker. (Die Nationalitätenfrage in der Revolution 1848-1849 im Licht der Neuen Rheinischen Zeitung), *a. a. O.*, S. 271.
- 52) Kautsky, Der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in: *Die Neue Zeit*, 16.Jg., Bd. 1, 1897-98, S. 558.
- 53) Th. G. Masaryk, *Die philosophischen und soziologischen Grundlagen des Marxismus. Studien zur sozialen Frage*, Wien 1899, S. 436.
- 54) Otto Urban, Der tschechische Austroslavismus nach dem österreich-ungarischen Ausgleich, in: Andreas Moritsch (Hg.), *Der Austroslavismus. Ein verfrühtes Konzept zur politischen Neugestaltung Mitteleuropas*, Wien / Köln / Weimar 1996, S. 43.
- 55) 矢田俊隆「オーストリア社会民主党と民族問題」, 『スラヴ研究』7号1963年.
- 56) 丸山敬一『マルクス主義と民族自決権』信山社1989年.
- 57) 相田慎一「カウツキーの民族理論」, 『立教経済学研究』, 第44巻第3号1991年.
- 58) Kautsky, *Habsburgs Glück und Ende*, Berlin 1918, S. 63.
- 59) 相田慎一『言語としての民族 カウツキーと民族問題』御茶ノ水書房2002年. 224頁.
- 60) Franz Palacký, Eine Stimme über Österreichs Anschluß an Deutschland, in: ders., *Oesterreichs Staatsidee*, Prag 1866, S. 152.
- 61) 山中秀人「パラツキーの国家理念」, 『史苑』, 第66巻2号2006年.
- 62) Kautsky, Nochmals Kampf der Nationalitäten in Österreich, in: *Die Neue Zeit*, 16.Jg., Bd. 1, 1897-98., S. 725
- 63) Franz Palacký, Eine Stimme über Österreichs Anschluß an Deutschland, *a. a. O.*, S. 152.

- 64) Kautsky, Nochmals Kampf der Nationalitäten in Österreich, *a. a. O.*, S. 726.
- 65) 『ドイツにおける革命と反革命』への序文においてカウツキーは48年革命期のマルクスとエンゲルスの立場と「最終的に断絶した」というヘルムート・コンラートの評価は過大ではないだろうか。Helmut Konrad, *Nationalismus und Internationalismus. Die österreichische Arbeiterbewegung vor dem Ersten Weltkrieg*, Wien 1976, S. 79.
- 66) Heinrich Cunow, *Partei-Zusammenbruch? Ein offenes Wort zum inneren Parteistreit*, Berlin 1915, S. 29.
- 67) *Ebd.*, S. 33.
- 68) *Ebd.*
- 69) Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der “geschichtslosen“ Völker, *a. a. O.*, S. 150.
- 70) Charles Herod, *The nation in the History of Marxian Thought. The Concept of Nations with History and Nations without History*, the Hague 1976, p.67.
- 71) Kautsky, Zwei Schriften zum Umlernen, in: *Die Neue Zeit*, 33.Jg., Bd2, 1915, S. 76. このようなカウツキーの主張をレーニンは『自決に関する討論の総括』において民族自決権を制限するために利用している。Владимир Ильич Ленин, Итоги дискуссии о самоопределении, *Сочинения*. Издание Четвертое, Том 22, Москва 1953, стр.326.
- 72) Franz Mehring, Einleitung, in: *Aus dem literarischen Nachlass von Karl Marx und Friedrich Engels 1841 bis 1850*, hrsg. von Franz Mehring, 3. Bd. Stuttgart 1923, S. 64/65.
- 73) Kautsky, Zwei Schriften zum Umlernen, *a. a. O.*, S. 76.
- 74) Cunow, Illusion-Kultus. Eine Entgegnung auf Kautskys Kritik meiner Broschüre „Partei-Zusammenbruch?“ in: *Die Neue Zeit*, 33.Jg., Bd. 2. 1915, S. 178.
- 75) Kautsky, Die Befreiung der Nationen, in: *Die Neue Zeit*, 35.Jg., Bd. 2., 1917, S. 147.
- 76) Cunow, Marx und das Selbstbestimmungsrecht der Nationen, in: *Die Neue Zeit*, 36.Jg., Bd. 1, 1918, S. 608.
- 77) Kautsky, *Die materialistische Geschichtsauffassung*, Bd. 2, 1927, S. 582.
- 78) Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der “geschichtslosen“ Völker, *a. a. O.*, S. 196.
- 79) Kautsky, Die Befreiung der Nationen, *a. a. O.*, S. 184.
- 80) *Ebd.*, S. 187/188.
- 81) *Ebd.*, S. 187.
- 82) *Ebd.*, S. 149.
- 83) Cunow, Illusion-Kultus, *a. a. O.*, S. 175.
- 84) Kautsky, Der tschechische Staat, in: *Arbeiter-Zeitung*, 33. Jg., Nr.317 vom 20. November, Wien 1918.
- 85) Kautsky, Mitteleuropa, in: *Die Neue Zeit*, 34.Jg., Bd. 1, 1916, S. 461.
- 86) *Ebd.*, S. 463.
- 87) Kautsky, Die Befreiung der Nationen, *a. a. O.*, S. 185.
- 88) 相田愼一『言語としての民族。カウツキーと民族問題』, 164頁。
- 89) Kautsky, *Sozialisten und Krieg*, Prag 1937, S. 107.
- 90) Jakob Pistiner, Der Sozialismus in Südosteuropa und Karl Kautsky, in: *Die Gesellschaft. Ein Sonderheft der Gesellschaft zu Karl Kautskys 70. Geburtstag*, Berlin ca. 1924, S. 108.

研究ノート

## ヘンリー・フィールディングの演劇作品 1728-1731

澤 田 孝 史

### Henry Fielding's Plays 1728-1731

SAWADA, Takashi

#### Abstract

This research paper focuses on Henry Fielding's Plays between 1728 and 1731 (*Love in Several Masques, The Temple Beau, The Author's Farce, Tom Thumb, The Coffee-House Politician, The Tragedy of Tragedies, The Letter-Writers*). The purpose of this research paper is to show outlines, stage histories, criticisms and impressions of these plays.

キーワード：ヘンリー・フィールディング，劇作，上演，諷刺，大成功

#### 目 次

はじめに

1. 『仮面越しの恋』
2. 『テンプル法学院の気取った男』
3. 『作家を中心とする茶番劇：とロンドンの娯楽』
4. 『親指トム』
5. 『コーヒーハウスで政治の話をする男；もしくは、自分で仕掛けた罠にかかった判事』
6. 『悲劇の中の悲劇：偉大なる親指トムの生涯と死』
7. 『手紙を書いた人たち：妻を外出させない新たな方法』

おわりに

## はじめに

テキストはすべて Wesleyan Edition の *HENRY FIELDING Plays Volume I, 1728-1731* (2004年) を使用した。この版の刊行により、フィールディングの演劇研究が可能になった。本研究ノートは、その第1歩として、各作品の概要とそれに対する筆者の意見をまとめたものである。なお、作品の背景や執筆・出版にかかわること、および上演史はこのテキストの *Introduction* による。また、実在の人物の生年没年については Wikipedia を使用したものもある。各作品のタイトルは、テキストのタイトルページの表記に合わせた。

### 1. 『仮面越しの恋』 LOVE IN SEVERAL MASQUES

#### 【執筆・上演などについて】

フィールディングの最初の劇作である。執筆時期はわからないが、1727年の1月から9月にかけてではないかと考えられている。

1728年1月13日にリハーサル中であることが新聞に載った。1728年1月15日の新聞に、明日ドルリーレーンで初演だと載ったが、実際に初演となったのは同年2月16日であり、その後2月17日、2月19日と2月20日の4回だけ上演された。シバー (Colley Cibber, 1671-1757)、ウィルクス (Robert Wilks, 1665-1732) やアン・オールドフィールド (Anne Oldfield, 1683-1730) らが出演した。

この作品の脚本は1728年2月22日に発売の予告が新聞に載り、翌2月23日に出版された。何部印刷されたかはわからないが、少なからぬ在庫が生じ、第2版の出版には至らなかったようである。初版のミスを数カ所修正した版が出されている。

#### 【あらすじ】

メアリー・ワートレー・モンタギュー夫人 (Lady Mary Wortley Montagu, 1689-1762) への謝辞や「序文」において、モンタギュー夫人やシバー、ウィルクス、アン・オールドフィールドからの指導に対して礼を述べている。また大成功した作品の後であることや、ジョン・ゲイの『乞食オペラ』と同時期の上演という悪条件が重なっていることを述べている。「プロローグ」では、若者が世に出る作品なので温かく迎えて欲しいと述べている。

舞台はロンドンで、2日間の出来事である。

マルヴィルはヴァーミリアという恋人がいる、若くて真面目な男性である。メリタルは若く、女性を重んじる男性であり、ヘレナという恋人がいるが、マチリス夫人に好意を持っている。

マチリス夫人は若くて美しい未亡人である。彼女の親戚であるトラップ氏は、彼女と妻の言うなりではあるが、他の人には傲慢な人物である。ワイズモアは、マルヴィルとメリタルの友人で、ロンドンの虚栄や流行している娯楽などを嫌悪して田舎にいた哲学好きの男性である。

ラトルは、ワイズモア、マルヴィル、メリタルの友人で、恋に生きる男性であり、マチリス夫人を追いかけると述べるが、彼女の恋人はワイズモアであると知らされる。ラトルとメリタルは、恋人である女性には美が、妻には財産が重要であると述べるが、マルヴィルは、女性も男性を同じようにみていると述べる。

フォーモル卿は、女性の財産を重んじる人物である。

マチリス夫人の亡くなった夫は支配的であったようで、彼女はそこから自由になったことを喜



んでいる。彼女の友人のヴァーミリアは、真面目な人物である。

キャッチイットはヴァーミリア付きの女性である。彼女は、嫉妬深くなっているマルヴィルから、ヴァーミリアの恋人が自分以外にいるか教えたら褒美をくれると言われたので、褒美欲しさにそれはメリタルであると嘘をつく。

ヘレナはトラップ氏という年老いたおじの後見を受けている。彼は彼女を財産のあるエイピッシュと翌日の午前中に結婚させようとしている。彼女は真面目な人柄で、財産の無いメリタルと結婚したいと言って、エイピッシュとの結婚を拒み、結婚には男性の愛情より財産を重視するようと言うトラップ氏の妻と対立する。

トラップ氏は、自分の家系を誇りにし、それを保つことを重んじ、結婚には愛情より身分や財産が重要で、女性の同意は不要だと考える。また彼は、女性は外出も娯楽もせず、朝から晩まで家のことをやるものだと考える、頑なで、常識に欠ける面がある人物である。彼の妻は、男嫌いという評判を保つことに力を注いでいるが、メリタルを愛していて、彼に近づくためにヘレナをだまして彼女の筆跡を手に入れる。

メリタルは、ヴァーミリアに対してはマルヴィルとうまくやるように、またマチリス夫人に対してはワイズモアとうまくやるようにと諭す。

ヴァーミリアはマルヴィルをひどくなじるが、それは彼が嫉妬しているせいであり、それは彼女も理解していた。マルヴィルはキャッチイットにメリタル宛の手紙を渡す。その手紙をキャッチイットは読んでしまう。マチリス夫人は、ヴァーミリアにマルヴィルとの結婚を勧めるが、その発言から彼女は寛大で温かい分別ある常識人であり、また女性同士の時と、自分に好意を寄せる男性が同席しているところでは主張を変えることのできる人物であることが示されている。

トラップ氏は、親戚であるマチリス夫人にヘレナを紹介する。マチリス夫人はフォーマル卿をトラップ氏に紹介するが、彼らは身分のことで言い争う。そこにワイズモアが来て、マチリス夫人と5ヶ月ぶりに再会し、求婚するが、簡単に溝は埋まらない。なぜ5ヶ月間離れていたのかについての説明はなされていない。

ワイズモアとヘレナが退室した後、マチリス夫人はエイピッシュに、ヘレナとの結婚を諦めさせようとしたところ、彼がマチリス夫人に求婚してしまい、彼女も少し慌てる。

キャッチイットがマルヴィルから預かったメリタル宛の手紙は、決闘の申し込みであった。キャッチイットがヴァーミリアにそれを見せ、このような事態になった経緯を、自分の企んだところを除いて白状する。それを聞いたマチリス夫人は、宛名をメリタルからワイズモアに変えることで良い方向にもっていこうとする。

トラップ氏の家では、彼の妻が暗がりでもヘレナのふりをしてメリタルを待ち受け、近づくことに成功する。ここで彼女の好色さが示される。メリタルは自分宛にヘレナが書いてトラップ氏の妻が届けに来た手紙を信じて来た。そこにヘレナが来るがトラップ氏の妻に気づかれずにその場にとどまる。メリタルは自分の話している相手がトラップ氏の妻だと分かっていると彼女に告げ、ヘレナと結婚しようとしているのはその地所が目的であり、トラップ氏の妻を愛していると言う。そこにヘレナと剣を持ったトラップ氏が現れる。トラップ氏の妻はすかさず夫への愛を口にしてその場をごまかす。ヘレナはメリタルの不実を知ってしまった。

ワイズモアは、愛情を抑えるために哲学を学んだが、それが役に立たないで苦しんでいる。そこにマチリス夫人が密かに宛名を書き換えたマルヴィルからの決闘の申し込みが届く。ワイズモアは、どこかに行き違いがあると信じ、それを質すために出向くことにする。

決闘の場所では、マチリス夫人とヴァーミリアがいて、2人とも仮面をつけている。そこにワイ

ズモアが来て、マチリス夫人と言い争う。彼女は彼の本心を知り、仮面をつけたまま求婚するが、彼はそれを拒む。そこにマルヴィルが来る。彼と話をするためワイズモアはマチリス夫人と別の時刻に会う約束をする。マルヴィルは、自分には恋人がいるが、その不実を知ったと仮面をつけたヴァーミリアに言う。女性2人が去った後、ワイズモアはマルヴィルに、決闘を申し込んだ相手は自分とは別の人物ではないかと質す。その結果、マルヴィルは、キャッチイットが手紙に手を加えたことに気づき、事実をワイズモアに説明する。

ヘレナは、エイピッシュとの結婚に応じるとトラップ氏に伝える。彼はそのことをエイピッシュに伝えるが、エイピッシュはマチリス夫人との結婚を考え始めているので、ヘレナと結婚する気はなくなっていると伝える。

マチリス夫人への想いに悩んでいるワイズモアは、隠された (masqued) 本心がわからないとメリタルに言う。メリタルは、その後エイピッシュから、マチリス夫人と近々結婚するのでヘレナとは結婚しないと聞かされたので、エイピッシュを翻意させ、自分が結婚式の牧師を務めると言う。

マチリス夫人とヴァーミリアは恋人とよりを戻すかどうかということ話し合う。

トラップ氏とヘレナが話をしているところにトラップ氏の妻が来たので、ヘレナは彼をクローゼットの中に入れる。ヘレナはトラップ氏の妻がメリタルと浮気をしているのを知っているため彼女に強気で話し合う。そこにエイピッシュと、牧師に変装したメリタルが来る。ヘレナはエイピッシュと結婚する気はないと言うが、彼は彼女と結婚する気で来ている。メリタルはヘレナと2人だけになった時、正体を示したので、彼女は自分が軽んじられたと思い、怒る。メリタルは、ヘレナからの手紙に書かれていた約束した場所に行ったらトラップ氏の妻が待ち受けていたと言って、その手紙を見せる。彼女は真相を知り、彼と仲直りをする。そこにクローゼットから全てを理解したトラップ氏が出てくる。

マルヴィルはキャッチイットに全ては露見したと言った上で、正直に話せば許すが嘘をついたら殺すと言って弁解の機会を与える。キャッチイットはマルヴィルにマチリス夫人から預かった手紙を渡し、マチリス夫人が近々フォーマル卿と結婚すると伝える。マルヴィルはその手紙をワイズモアに見せる。それは匿名で書かれており、自分の収入をワイズモアが受け入れてくれるのなら期待してくれ、私の求婚者は今日別の求婚者と結婚するとある。この手紙の差出人をマルヴィルはマチリス夫人と考えるが、ワイズモアは否定する。2人は一芝居打つことにする。

マチリス夫人はフォーマル卿の求婚に応じることを彼に伝える。それを聞いてラトルとエイピッシュは不満を述べる。そこにメリタルとヘレナが来て、結婚する手続きに入ることをマチリス夫人に伝える。そこに変装したワイズモアが来て、マチリス夫人の前の夫の相続人が権利を主張していると伝える。その内容を聞いてフォーマル卿とラトルとエイピッシュは、マチリス夫人との結婚の意思のないことを表明する。そこにマルヴィルが来て、ワイズモアが亡くなったとマチリス夫人に伝えると、彼女は失神するが、すぐ正気に戻り、ワイズモアを愛していたと述べる。それを聞いてワイズモアは変装を解き、彼女を許し、結婚することにする。マルヴィルは、ヴァーミリアを許し、2人は結婚することにする。

ワイズモアは、マチリス夫人と結婚してトラップ家と血縁になり、またヘレナと結婚するメリタルもトラップ家と血縁になる。

マチリス夫人が金銭目当ての結婚と愛に基づく結婚についての歌を歌い、その後ワイズモアが男女が長所をより伸ばすように心がけることが今後は大切だと述べる。

「エピローグ」は子役の女の子が行った。そこでは、批評家たちに、作者が若く、かつこの作品がその処女作なので厳しい言葉は抑えて、温かく迎えて欲しいと述べる。

**【批評および感想】**

フィールディングの野心が見られる、後の大作家となる片鱗が示された作品であると言える。

主要人物の登場から始まり、1人ずつ人物が加わり、それぞれの性格が示され、かつそれが時間軸に沿って進められているので、非常にわかりやすいといえる。

人間は、ある場面では気取ってみたり、またある場面では愚かであったりするものであるが、それを表現するには技量が必要である。この作品でも、登場してすぐに内面や人柄のわかる人物はほとんどおらず、長所・短所、常識的な面と非常識な面など様々な面を持たせており、フィールディングの才能がうかがえるが、それを描き分けるほどの技術に達しているとはいえないという印象がある。また、人間関係が複雑で分かりにくく、フィールディングの手に余っているという印象を受ける。

仮面をつけて話をしているという設定にもかかわらず、その正体が相手に分かっているとしか思えない箇所は技術不足といえるのではないかと思われる。

筋の展開の仕方は巧みで、人間への洞察力が示されていて、これは後年の作品と比べて劣っているとは思えない。ただこの面については、シバー、ウィルクス、オールドフィールドやモンタギュー夫人らの指導が入っているようにも思われる。

ロンドンの生活と田舎の生活の比較、出版業界や作家の生活、女性を軽んじる男の考え方、ロンドンの文化・流行、妻の尻にしかれる夫などへの諷刺から、フィールディングの作家としてのテーマが早くもこの時点で示されていると言えると思われる。

「プロローグ」と「エピローグ」からは、批評家からの厳しい言葉をかなり意識して、警戒している様子がうかがえる。

**2. 『テンプル法学院の気取った男』 THE TEMPLE BEAU****【執筆・上演などについて】**

この作品をフィールディングは、1729年4月にオランダのライデンを離れた後から執筆をし始めたと考えられている。フィールディングは当初この作品をドルリーレーンで上演してもらおうと原稿を持って行ったが、拒まれたために、グッドマンズフィールズに持って行ったと考えられている。1730年1月16日に、1月22日の初日に向けてリハーサル中であることが報じられているので、1729年12月には上演の告知ができるくらいには仕上がっていたと考えられている。

この作品は1730年1月26日にグッドマンズフィールズで初演となった。この日は大勢の客が来た。その後、1月27日、1月28日、1月29日、1月31日、2月2日、2月3日、2月4日、2月5日にも上演され、初日から9日間上演された。その後は同年2月10日、3月30日、6月5日、7月9日に、翌1731年には3月13日と12月4日に、1736年には3月25日と4月27日に上演された。1782年9月21日には改変されて上演された。なお、この劇場が上演した最初の新作がこの作品であった。

この作品の脚本は1730年1月24日に、来週出版されると広告が出て、2月2日に出版された。脚本には作者がMr. *FIELDING*.と、本名が記されている。

**【あらすじ】**

5幕物の喜劇である。

「プロローグ」はジェームズ・ラルフ (James Ralph, 1705-1762) が書き、ヘンリー・ジファード (Henry Giffard, 1694-1772) が読み上げた。

舞台はロンドンである。ルーシー夫人が自宅で姉妹のグレーヴリー夫人と口論しているところから芝居は始まる。このやりとりで、グレーヴリー夫人は淑女ぶっている人物であり、ルーシー夫人は陽気で浅薄な人物であることが示される。この姉妹は2人とも若く、ルーシー夫人はペダント卿の妻である。

ルーシー夫人には義理の息子ペダントがいる。彼は大学生で、学問の事しか頭にないが、その方面の能力は無い人物である。彼とルーシー夫人は仲が悪い。ペダント卿は拝金主義者で、南海泡沫事件で大きな損失を出した。彼は自分の兄弟の娘のベラリアと結婚させようと考えて、息子をロンドンに呼び出していた。

ベラリアは2万ポンドの財産を持っている。その父親が、少しの財産しかない田舎の男性と結婚させないようにするためにロンドンに來させていた。

ペダントは結婚を嫌がるが、ペダント卿は拒めば相続権を奪うと言う。ワイルディング卿が、ペダント卿を、ペダント卿の兄弟の手紙を持って訪ねてくる。その手紙には、これを持ってきた人物は自分の古くからの友人で、彼の息子をベラリアに紹介して欲しいとあった。これは、この人の息子とベラリアを結婚させて欲しいということである。ペダント卿は、ワイルディング卿とは初対面であったが、ワイルディング卿の息子は知っていた。

ペダント卿は息子に、ワイルディング卿の息子より先にベラリアに会わせると言い、息子もそれに応じる。

ワイルディング卿は、息子がテンプル法学院で6年間法律を勉強しており、そのために多額の仕送りをしていた。ワイルディングは父親を欺いており、全く勉強せずに、お金は女性や服などに浪費していた。

ヴァレンタインとヴァーモイルは大学時代の友人であった。ヴァーモイルは父親の相続権を弟に奪われていた。ヴァレンタインは、陽気で女性に対してやや軽薄な人物である。ヴァーモイルは、翌日恋人のいるフランスに行く予定である。

ルーシー夫人とグレーヴリー夫人はヴァレンタインと親戚関係にあり、ワイルディングはこの2人の女性と親しい。

ワイルディング卿が息子の部屋を訪ね、召使いのピンセットに会う。そこでワイルディング卿は、息子のところに来た借金取りや愛人と出くわし、息子の金庫を開けて、息子に騙されていたことに気づく。

グレーヴリー夫人とルーシー夫人は、女性が結婚前に恋愛関係となることを良しとしないが、ベラリアは2人の親戚の女性に対し、それを良しとし、自分は父親の許しを得てから相手の男性を愛し、結婚する気になったと主張する、若い女性である。そこにヴァレンタインとヴァーモイルとワイルディングが加わる。ヴァレンタインは、そこにいたクラリッサと翌日結婚することになっていた。第2幕第11場でベラリアの結婚相手がヴァーモイルであり、彼は彼女がフランスにいと聞かされていたので翌日フランスに行くつもりであったことが明かされる。ヴァーモイルは自分たちの今後のことをヴァレンタインに相談することにする。しかし相談する前にヴァレンタインがベラリアを好きになっており、クラリッサとは別れ、ベラリアを相手の男性から奪うと言うのを聞いたヴァーモイルは、ヴァレンタインにベラリアの件を相談するのをやめる。このやりとりで、ヴァーモイルは徳と名誉を重んじるが、ヴァレンタインはそうでないという2人の違いが示される。

ワイルディングがグレーヴリー夫人を口説き、彼女はそれに応じる。しかしこれはワイルディングとルーシー夫人がたてた計略であり、この2人は不倫関係にあるが、ワイルディングは彼女も

欺いている。

ワイルディング卿は息子が自分を欺いていたと息子を怒る。しかしワイルディング卿は息子の説明を聞いて納得し、詫びて、ベラリアとの結婚を認める。しかしワイルディングは不倫については平然と父親を欺き続ける。そうとは知らないワイルディング卿は息子を責めたことで自己嫌悪になる。

ルーシー夫人は、ワイルディングより、ペダントを結婚相手にするようベラリアに勧める。ベラリアは、ペダントと話をし、会話がかみ合わない相手であると気づき、軽蔑する。ペダントは、ベラリアと結婚しろと父親から言われているがその気がないことをヴァーモイルとヴァレンタインに伝える。そこへワイルディングが来て、明日ベラリアと結婚するかもしれないと言う。ヴァーモイルとヴァレンタインは驚き、前者はそれはかなわないと思うと言う。

ワイルディングは、ペダントが友人から借りているテンブル法学院の部屋を午後借りることにする。

ベラリアは、ヴァレンタインのクラリッサへの言動について、クラリッサをなだめるように彼に言う。ベラリアと2人だけになったヴァーモイルは、自分たちの知らないところで次々に起こる出来事のせいで彼女に不信の念を抱き始めていたが、彼女と話をすることで誤解が無くなり、元の仲に戻った。

グレーヴリー夫人は、ベラリアとの結婚は考えるなどワイルディングに言う。彼がグレーヴリー夫人を寝室に連れ込もうとした時にワイルディング卿の声がしたので、グレーヴリー夫人はワイルディングを寝室に隠し、ワイルディング卿にワイルディングとベラリアが結婚すると自分との関係が終わるのでやめさせようとする。しかしワイルディング卿はベラリアの財産の事しか考えていないので、グレーヴリー夫人の説得に応じない。グレーヴリー夫人は悲嘆にくれるが、ルーシー夫人もワイルディングとベラリアの結婚を止めようとしていると知る。このあたりでグレーヴリー夫人は感情で動くことが多くなり、ルーシー夫人の方が理性に従って判断して行動するようになり、初めの頃の2人の性格が逆になったように思われる。ルーシー夫人はグレーヴリー夫人の寝室にあるリキュールが欲しいと言い、グレーヴリー夫人はドアを開けさせないように抵抗するが、ルーシー夫人が開けると、ワイルディングを見つける。ワイルディングは作り話でルーシー夫人の誤解を解くことに成功する。しかし彼女は、ワイルディングがベラリアと結婚しようとすることは許さないと言う。ペダント卿は、ヴァーモイルがベラリアの体を触っていたのを立ち聞きして怒り、ヴァレンタインにそのことを伝えるが、ヴァレンタインもそれを聞いて驚く。ペダント卿はヴァレンタインにヴァーモイルを我が家から追い出せと言う。ヴァレンタインは自分を裏切ったとヴァーモイルを責め、剣に手をかける。ヴァーモイルはヴァレンタインに、自分とベラリアの仲を説明し、彼女との結婚を諦めるようにと説得し、ヴァレンタインもそれを受け入れる。そしてヴァレンタインはクラリッサに詫びに行く。クラリッサは、はじめはヴァレンタインと結婚することには応じなかったが、結局は応じた。

ワイルディング親子が、ベラリアのところに来て、ワイルディング卿が、いつ結婚式を挙げるのかと彼女に確認をする。ベラリアは、その件は聞いていないと言う。ワイルディング卿は2人だけで話ができるようにと、ベラリアとワイルディングだけにする。ベラリアはワイルディングを信用しておらず、軽蔑していることを伝えるが、ワイルディングはベラリアの美貌とお金が目当てなので諦めない。そこで彼は、ルーシー夫人とグレーヴリー夫人が鉢合わせするように仕組んで、一度に2人との関係を絶とうと考える。さらにワイルディングは召使いのピンセットに法律家のふりをさせて、父親に絞首刑になりそうだがお金を払えば絞首刑を免れるかもしれないと言わ

せる。ワイルディング卿は自分が絞首刑を免れるのに必要と思われる金額を10分の1に値切ろうとする。

ヴァレンタインは、ペダントがベラリアと結婚するのを嫌がっていることを知る。ルーシー夫人とグレーヴリー夫人は、ワイルディングが仕組んだとおり、ペダントの友人の部屋で鉢合わせとなり、お互い相手が来た理由を知り、ののしり合う。そこへ他の人が来たので、女性たちはクローゼットに隠れる。ヴァレンタインとヴァーモイルも来たが、争いになりルーシー夫人とグレーヴリー夫人はクローゼットから飛び出す。そこにペダント親子が合流する。そこでワイルディングはロンドンの道楽者とされていることがワイルディング卿に伝えられ、父親は息子に激怒する。ピンセットの発言がワイルディング卿を怒らせ、2人がもみ合いになり、ピンセットのポケットから取り出された紙からヴァーモイルが、弟とピンセットの偽証と文書捏造によって、父親の財産相続権を奪われたことが発覚する。

ピンセットは、自分の正体と悪事が露見したので法廷に出てきちんと裁きを受けると述べたことで、ヴァーモイルは自分の財産が増えると信じ、ペダント卿に結婚を認めてくれるように求める。ヴァレンタインはヴァーモイルに詫言、ヴァーモイルもそれを受け入れる。またベラリアはクラリッサを説得してヴァレンタインとの結婚に応じさせる。ルーシー夫人とグレーヴリー夫人は、ワイルディングが自分たちを弄んでいたことを知り、絶交だと伝える。ベラリアの父親がロンドンに来たことが知らされ、彼が許すのならば結婚を認めるとペダント卿がヴァーモイルに言ってしまう。

「エピソード」は友人を称する者が書き、ジファードの妻が読み上げた。

### 【タイトルについて】

男性の登場人物の中でテンプル法学院にいるのは息子のワイルディングだけであり、彼が外見に凝っている事は示されているので彼が主人公と思われるかもしれない。だがこの作品は、ワイルディングが主人公といえる人物ではない。グッドマンズフィールズの役者の中心人物であるヘンリー・ジファードがワイルディングを演じているので、彼への敬意からフィールディングは作品の内容とは無関係にこのタイトルにしたのではないと思われる。

### 【批評および感想】

初日から10日間以上上演されたという事は、悪い作品と判断されなかった証拠である。

この作品はベラリアをめぐる4人の男性たちの話だが、特に主人公もしくは中心人物と言える存在を設定しなかったため、軸のない作品になってしまい、当時の観客にも分かりにくかったのではないだろうか。もし中心人物というのであれば偽証と文書捏造によって奪われていた財産を取り戻し、かつ愛していた女性との結婚が叶うことになったヴァーモイルであろう。この筋に、ワイルディングとグレーヴリー夫人とルーシー夫人の三角関係の筋と、ベラリアと彼女の恋人であるヴァーモイルとヴァレンタインとワイルディングとペダントとの五角関係の筋が絡んでいる。この複雑な人間関係が唐突にワイルディングの意図と異なる展開となり、ベラリアはヴァーモイルと、ヴァレンタインはクラリッサと結婚することになり、アヴァリスの息子は大学に戻ることで、ワイルディングはルーシーとグレイヴァリーの姉妹に正体を知られ絶交を言い渡されるという勧善懲悪で大団円を迎える。争いのあった、もしくは欺きあった関係がそのまま終わってしまうのである。結末のつけ方がかなり強引であり、不自然といわれても仕方ないと思えるほどである。釈然としない印象が残る作品といっても良いのかもしれない。筋と人間関係を複雑

にしたため、この時点でのフィールディングの力量を超えてしまい、うまくまとめられなくなって、強引に結末に持っていったような感じがある。

第1幕には6場、第2幕には14場、第3幕には12場、第4幕には10場、第5幕には22場あり、頻繁に状況が入れ替わり、人物が出入りして、テンポが良いと言えば良いと言えるが、せわしなく、バタバタする感じを受けるとも言える。これが喜劇として成立しているのは、男性陣が恋する相手の女性の名前を口にしないからであり、そのために混乱が生じるのである。この点はフィールディングの巧みさが目立つ点である。なお、例外はアヴァリスの息子で、彼は結婚には無関心で、学問に没頭したいので、結婚を持ち出されて迷惑している。

ワイルディング卿はのちの『トム・ジョーンズ』(*Tom Jones*, 1749) のウェスタン氏を思わせる、子煩悩で、親ばかりで、過干渉気味で、暴力的で、ロンドンを知らぬ田舎の男性だが、生き生きと描かれている。

フィールディングは、第2幕第11場でヴァーモイルとベラリアが2人だけになる場を設定する際に、不自然だと観客に思われぬように細部に気を遣っているのがわかる。これは後の『ジョゼフ・アンドルーズ』(*Joseph Andrews*, 1742) につながるものと言える。

### 3. 『作家を中心とする茶番劇；とロンドンの娯楽』 THE AUTHOR'S FARCE; AND THE Pleasures of the Town <sup>1)</sup>

#### 【執筆・上演について】

フィールディングは1731年1月下旬から3月半ばにかけてこの作品を執筆したと考えられている。作中でコリー・シバーを取り上げているのは、1729年秋にドルリーレーンに渡した作品が拒まれたことに対するフィールディングの意趣返しと考えられている。フィールディングはこの作品で初めて *Scriblerus Secundus* 「第2のスクリブレルス」<sup>2)</sup> と名乗り、スウィフト (Jonathan Swift, 1667-1745) やポープ (Alexander Pope, 1688-1744) らと同じ執筆姿勢であることを示した。

1730年3月18日の新聞に広告が出て、この作品がリハーサル中であることが公になったが、題名が示されたのは同年3月23日で、人形劇があることも伝えられた。そして1730年3月30日にリトルヘイマーケットで上演された。次に4月1日に上演された後、7回上演された。人形劇の部分が演じられたのは4月20日であり、4月24日にはフィールディングの『親指トム』をアフターピースにして上演された。この組み合わせは大評判となり、皇太子を始め多くの上流の人々が見に来て、1730年7月3日までに計41回上演されるという大成功を収めた。ただこの大成功は『親指トム』による部分も少なくないと考えられている。さらにこの作品は、1730年10月21日から上演され、翌年6月18日までに計16回上演された。1732年には5月12日に上演された。1733年にドルリーレーンは役者側と経営者側で対立したため、5月末に閉じられた。ほとんどの役者たちはリトルヘイマーケットに移った。この時フィールディングは経営者側についた。

フィールディングがいつ決心したのかはわからないが、この作品に手を加えて上演することにした。そして1733年12月8日にその広告が出た。1734年1月8日にも広告が出た。そしてドルリーレーンで同年1月15日から1月21日までの間に6回上演されたが、計6回の上演であり、成功とは言えないとされる。なおこの時のヒロインのハリエットを演じたのはクライブ (Catherine Raftor Clive, 1711-1785) であった。

この作品の脚本は、初演の翌日の1730年3月31日に出版された。同年4月24日に、少なからぬ修正を施した第2版が出版された。さらに修正を加えた第3版が同年7月上旬に出版された。



1734年の上演の脚本は、初演の前後に出版されるとの広告が出ていたが、出版されたのは1750年であった。フィールディングは1750年の出版にはかかわっていないと考えられている。

### 【あらすじ】

本稿では、1730年版をもとにし、それと大きく異なる箇所のみ1734年版に言及していく。

「プロローグ」では、この作品はお客を笑わせるものであると述べている。1734年版では、ドルリーレーンはお客が来なくて寂れてしまったが、この作品を作者が加筆して再演するので楽しんでもらいたいと述べている。

#### 第1幕

舞台は、ある部屋で始まる。大家である未亡人のマニウッドが家賃を滞納している売れない作家のラクリスにがみがみと催促をする。マニウッドの娘のハリエットは、ラクリスを愛しており、母をなだめる。マニウッドは娘とラクリスが付き合っているのを快く思っていない事をはっきりと口にする。そしてラクリスに出て行って欲しい旨を伝えるが、その後で彼への愛を打ち明ける。しかし彼はそれを拒む。ラクリスとハリエットは、彼女の母のいないところで結婚を誓う。なお1734年版では、ラクリスはハリエットに彼女の母から求愛されたがはっきりと拒まなかったことを伝えたため、ハリエットは怒るが、彼への愛が変わらないことも伝える。ラクリスの使用人のジャックが、原稿に色良い返事をもらえなかったことを伝えるが、これはコリー・シバー攻撃である。ラクリスの友人のウィットモアが来る。彼はオペラや中身のない作品や意味不明の催し物がもてはやされていることを嘆き、ラクリスに、もっとうまく立ち回ることを勧める。1734年版では、コリー・シバーの息子を表す人物が出てきて、ラクリスの原稿に手を入れると述べる一場があるが、これはコリー・シバーとその息子あげつらったものである。

ラクリスは芝居の脚本を本屋に渡し、50ギニーの前払いを求めが、上演の決まっていない作品だという事とラクリスが有名でないという理由で拒まれる。ここで演じるための芝居と読むための芝居の違いについて、前者は役者の力量が、後者はウィットと中身が重要だという考えが示される。なおこの本屋は当時悪名高いカール（Edmund Curll, 1675-1747）という本屋を表す人物で、ラクリスに追い出される。

その後マニウッドが来て、再度ラクリスに家賃を催促する。ラクリスが出かけた後、ウィットモアがラクリスの家賃をマニウッドに払う。お金を受け取った彼女は急にラクリスを誉め始める。ラクリスが戻った後ウィットモアが退出する。ラクリスはウィットモアがマニウッドにこれまでの家賃と今後3ヶ月分の家賃を払ってくれたことを彼女から聞かされる。

#### 第2幕

舞台は居酒屋である。コリー・シバーとウィルクスを表す人物がラクリスの前で彼の脚本を検討し、大幅な書き換えを命じたが、ラクリスは応じず、物別れとなり、彼は退出する。なお1734年版では、ウィルクスを表す人物がコリー・シバーの息子を表す人物に変更された。またコリー・シバーを表す人物の芝居を見に来る客についての考え方が諷刺されているが、1734年版では、シバー親子が諷刺の対象になり、コリー・シバーの作品の作り方にまで及び、辛辣なものになっている。

舞台が先ほどの本屋の家となり、彼に雇われている作家たちが安い賃金で過酷な労働を指示され、それにいい加減な仕事で応じる様子が描かれる。ここでまともな考え方をする人物を登場させ、出版業界を諷刺させている。なお1734年版では消費税についての意見が加えられた。そこにラクリスが今晚上演する人形劇の脚本を持って来る。本屋はそう聞いただけで契約を考え始める。

舞台は路上になり、ラクリスの人形劇の上演が宣伝され、人形劇は人間が演じることが伝えられる。そこで、その芝居のピラを持ったウィットモアとラクリスが出会う。ラクリスは上演に至る経過を話し、そのやり方を諷刺する。1734年版では、ウィットモアが退場した後、ハリエットが登場し、ラクリスのことを尋ねる人物が来たこと、そしてその人物がパントムという国のことを話したことを知らせ、またハリエットが仮面をつけて彼の人形劇に出ることも述べられる一場がある。

舞台はマニウッドの家となり、彼女はハリエットにラクリスとの関係を止めさせようとするが、ハリエットは応じず、彼が結婚の意思を示したことを母親に伝える。なお、1734年版では、この最後の場面は、路上のままである。

そこにジャックが登場して、ラクリスに会いたがっている人物が来たことを2人に伝える。なお1734年版では、ジャックが先ほど家に来た人物は大金持ちであり、ラクリスを探すのにお金を惜しまないことを伝えるが、そこで当時の選挙とお金の問題が諷刺される。

第3幕は1場だけしかなく、人形劇の体裁になっている。

ラクリスは進行役として舞台上にいて、舞台の上にいる役者と話をしたり、人物の設定や話の流れなどをお客に説明していく。プロットは阿呆の女神<sup>3)</sup>がオペラ氏と恋に落ちることだとあらかじめ伝えられる。なお1734年版では、プロットはオペラ氏が阿呆の女神の桂冠詩人になることに変更されている。またラクリスが、この作品の舞台はあの世であり、登場するのは全員が幽霊であると説明する。なお1734年版ではドルリーレーンをめぐる騒動にも触れている。

役者たちは芝居だけでなく、歌と踊りもする。25の歌曲(=Air)があり、1734年版では24の歌曲がある。この歌曲については、1730年版にあって1734年版では削られた歌曲が2曲、1730年版に無くて1734年版に入れられた歌曲が1曲あるほかは、同じである。歌曲はこの作品のために書かれたと考えられるものが数曲あるのを除いては、同時期の作家が作ったものや、16世紀や17世紀に作られた作者不明のものを利用してはいる。

はじめにパンチと妻のジョーンが出てきて、夫婦喧嘩をして退場する。なおこのジョーンは男性が演じている。次に三途の川の渡し守のカローンが登場し、詩人や墓荒らしと会話をするが、中身は様々な職業の諷刺である。なお1734年版ではここで当時の時事問題にも触れられている。次に悲劇作家、コリー・シバーを表す作家、ジョン・リッチ(John Rich, 1692-1761)を表すパントマイム氏、弁論家、オペラ氏、エライザ・ヘイウッド(Eliza Haywood, 1693?-1756)を表すノヴェル夫人、阿呆の首相としてカールを表す本屋が登場する。彼らは全員阿呆の宮殿を目指している。ここで阿呆の女神がオペラ氏と今晚結婚することが述べられる。そしてトランプのもたらず悪習について述べられるが、1734年版ではラクリスとパンチが弁護士などについての諷刺を行っている。ここで舞台が1度休憩となる。

休憩明けの舞台は阿呆の宮殿である。玉座には阿呆の女神がいる。パントマイム氏や悲劇作家、喜劇作家、弁論家が次々と登場し、ラクリスや女神とのやり取りで諷刺される。女神はオペラ氏に対して愛情を口にする。しかし彼女の娘であるノヴェル夫人が彼と前世で夫婦であったことを母に知らせる。ノヴェル夫人とオペラ氏はよりを戻す。それを見てラクリスは弁論家をけしかけ、女神に求愛させるが、女神は全く関心を示さない。パンチとラクリスのやり取りで、弁論家の話の中身の無いことが諷刺される。悲劇作家やオペラ氏、パントマイム氏が女神の桂冠詩人になろうとする。女神は喜劇作家の歌で寝てしまう。なお1734年版には、喜劇作家の歌で女神が寝る場面はなく、アグリイ伯爵が出てきて、オペラ氏を支持し、オペラ氏が桂冠詩人となる。そこにカローンが登場するが、ラクリスは進行役として、まだ出番では無いことを伝える。ここで巡査たちが登場し、

人形劇は中断される。彼らは女神を中傷したという理由でラクリスへの逮捕状を持ってきた。人形劇を中断させたことにノヴェル夫人が抗議すると、彼らは彼女の美しさに続行を認める。

ウィットモアとマニウッドとバントムの人が登場し、バントムの人によってラクリスがバントムの国王の息子であることが明かされる。そこにバントムの国王が亡くなった知らせが届き、ラクリスがバントムの国王となる。そしてハリエットは女王に、マニウッドは女王の母となる。そこへパンチが出てきて、マニウッドはオールド・ブレントフォードの女王で、ハリエットは王女であり、自分が彼女の兄であると伝え、マニウッドも自分の身分を認める。

#### エピローグ

4人の詩人が芝居の観客などについて話をしながらエピローグを作るが、まとまらない。そこにラクリスが作者として登場し、猫にエピローグをやらせると述べ、本物の猫を舞台にあげる。猫が退いた後、猫の格好した人間が登場し、猫と人間にまつわる話をする。1734年版には、もう1つエピローグがあり、ここでは、作家は1つの芝居には少なくとも2つのエピローグを書くとして述べ、イタリアやフランスの作品にもイギリスの作品は対抗できるので、どうか楽しんで欲しいと述べられる。なお、1734年版には、作者不明という設定の、再演を賞賛する詩がある。この作者はフィールディング自身と考えられている。

#### 【タイトルについて】

ラクリスという「作家」が「中心」の話で、しかも唐突にハッピーエンドを迎えるが、あまりに唐突で不自然な観があるため「茶番劇」とした。

#### 【批評および感想】

第1幕と第2幕は1人の男性をめぐる母娘の恋愛の話や当時の作家の生活について描かれており、諷刺が効果をあげている。それが急に変わるのは第3幕である。場面があの世界になり、幽霊たちが中心になり、当時の文芸が諷刺の対象になっているが、あまり堅苦しい話はなく、くだらない話が多くあり、やり取りが軽快で小気味よく、歌や踊りがあるので陽気な雰囲気になったのではないかと考えられる。ただ終わり方がいかにも唐突であると言える。ラクリスについては失った記憶が蘇ったという説明がされているので、自分が王の息子であったことを思い出すことに不自然さは無いが、マニウッドについては何の説明もなされていないので、不自然としか思えない。これが最後にあるため、それまでの話が諷刺してきたナンセンスに思われてしまう。そう思わせるためにフィールディングはわざとこの終わり方にしたのか、それとも観客に気持ちよく劇場から帰宅してもらうためにハッピーエンドにしたのかはわからない。

諷刺に意味がある作品であり、話の展開に特徴がある作品ではないと言える。時事的な諷刺が多くあるが、新聞などでそれを知っていないと楽しめない作品である。当時そういう情報を知っている人たちが見に来たと考えられ、この作品が人気になったという事は、新聞などがいろいろな層に広まっていた証拠とも言えるのではないかと。

1734年版では、話の流れがより自然に見えるようにとフィールディングが事前に布石を打っておくなど、工夫をしていることが見て取れる。

1734年版につけられた賞賛の詩はウォルポールに媚びるフィールディングの姿が感じられる。

#### 4. 『親指トム』 *TOM THUMB*

##### 【執筆・上演などについて】

この作品は『作家を中心とする茶番劇』のアフターピースとして執筆された。他の作品への言及などから、リトルヘイマーケットとのかかわりができてからの1730年4月の最初の2週間に執筆されたと考えられている。2幕12場からなる作品だが、1場が8行ほどのものが複数ある短い作品である。

1730年4月18日の新聞に、初めてこの作品のことが載った。そこには4月21日に『作家を中心とする茶番劇』のアフターピースとして上演され、作者がScriblerus Secundusであることが記されている。

『親指トム』は4月18日にリハーサルに入り、4月24日に『作家を中心とする茶番劇』のアフターピースとしてリトルヘイマーケットで初演となった。トムを演じたのは子役の女性であった。4月25日に2回目の上演が行われ、この日と5月14日には皇太子が見に来た。ウォルポールは3回見に来た。5月7日には2場加えられて上演された。『クラブ・ストリート・ジャーナル』(*The Grub-Street Journal*)は6月11日に、この作品が大成功であると認めた。6月22日までに34回上演された。7月2日に『レイプにつぐレイプ』と一緒に上演され、7月3日には『作家を中心とする茶番劇』と一緒に上演された。7月17日、7月18日、7月22日、7月23日、7月24日にはコリー・シバーの作品やパントマイムと一緒に上演された。『親指トム』は結局このシーズンには41回上演された。

9月4日と9月14日にはバーソロミュー<sup>いち</sup>市で上演された。

リトルヘイマーケットの次のシーズンでは、10月23日、10月26日、11月11日に上演された。フィールディングが未承認の幕のついた『親指トム』が11月30日、12月4日、12月7日、12月14日、12月23日、12月30日に上演された。1731年には、1月14日と3月19日にも上演された。グッドマンズフィールズの劇団も3月15日、3月18日、3月20日、3月22日、3月27日に上演した。『親指トム』は、このシーズンには16回上演されたのである。しかし3月24日に『親指トム』の後継の『悲劇の中の悲劇』が上演されたので、これ以降18世紀の間は『親指トム』は上演されなかった。『親指トム』が上演されたのは11ヵ月間ということになる。

脚本の初版は、1730年4月24日か4月25日に出版されたが、作者名は記されていない。初版の第2刷は4月24日から5月7日の間に「序文」、「プロローグ」と「エピローグ」をつけて出版された。新たに2場追加され、語句などにも修正が加えられた第2版が5月7日と6月6日に出版された。5月7日に出版された方にフィールディングは修正を施した。1730年7月9日頃に第3版が出版された。1730年にはダブリン版も出版された。

##### 【あらすじ】

舞台はアーサー王の宮廷である。巨人たちを殺したトムにアーサー王は褒美として、自分の娘ハンカマンカと結婚させることにする。トムはそれを聞いて大喜びする。トムに恋をしている女王はこの結婚を止めようと夫を説得するが、できない。この結婚を止めたいという女王の気持ちを知ったグリズル卿は、トムの出世を憎んでいるので、彼を殺すと言う。女王は、結婚を止めてくれれば良いのであって、トムを殺さないでくれと言う。女王はトムへの愛と道徳のどちらを重んじるか迷うが、トムを選ぶことにする。ここで登場人物の1人が執行吏に債務者勾留所に連れていかれそうになり、トムはその執行吏を殺す。ここで執行吏や、借金によって投獄される制度の間

題点が取り上げられる。

ハンカマンカは、トムを愛しているが、身分が違うことを悩んでいる。ハンカマンカの召使は、トムはおもちゃだの、実体がないなどと言うので、ハンカマンカは叱る。そこへアーサー王が来る。ハンカマンカは王に、夫が欲しいと言う。王は、それなら良い人物がいると言って、トムの名を出す。ハンカマンカは大喜びする。そこへトムが死んだという知らせが来る。その死因について2人の医師のやりとりが示されるが、2人ともやぶ医者であることが観客にわかるように描かれている。この後、トムは生きており、トムの服を着た猿が毒殺されたということがわかる。

アーサー王はトムとハンカマンカを結婚させることにして、恩赦を宣言する。しかしその後、トムが牛に飲み込まれてしまう。王は恩赦を取り消す。トムは霊になって、王達の前に現れる。するとトムを憎んでいたグリズル卿がトムを殺す。それを見たハンカマンカがグリズル卿を殺す。この後互いに殺し合い、最後に王が自殺し、全員の死体が舞台の上に残ったまま、終わる。

### 【批評および感想】

フィールディングは当時、チャップブックやおとぎ話で広く知られていたトムを用いて当時の世相を諷刺しようとしたと考えられている。

アーサー王に威厳は感じられず、感情的な振る舞いが目立つ。この芝居を見た観客には、トムについての知識があるという前提で書かれているため、女王のトムへの想いなどは説明が不足しているのか、当時誰もが知っていることなので説明がなされていないのかはわからない。ただ、こういった点は今日の読者にとってこの作品をわかりにくくさせているところであると言える。

当時の債務者拘留所や執行吏にかかわる問題や、やぶ医者について描かれているが、これらはこの後もフィールディングが何度も取り上げる問題である。

最後の場で主要な登場人物たちが突然互いに殺し合うという急展開で終わってしまい、なぜこのような結末になるのか、こうすべき理由があったのか理解できない。筆者には、どう評価して良いかわからない作品である。アフターピースとして、単なる埋め草として書いたように思われなければならない。

## 5. 『コーヒーハウスで政治の話をする男；もしくは、自分で仕掛けた罠にかかった判事』 *THE COFFEE-HOUSE Politician; OR, THE JUSTICE Caught in his Own Trap*

### 【上演・執筆などについて】

この作品は『レイプにつぐレイプ；もしくは、自分で仕掛けた罠にかかった判事』（RAPE upon RAPE; OR, *The JUSTICE caught in his own TRAP*）として1730年6月15日に上演すると広告が出たが、上演2日前に役者の病気で延期された。同年6月20日に、6月23日に上演すると広告が出て、6月23日にリトルハイマーケットで上演された。初演の6月23日を含め、6月24日、6月26日、6月30日、7月1日、7月2日、7月10日、7月21日の8晚上演された。なお、当初は7月3日に上演される予定であったが、役者の病気のために7月10日になった。

1730年11月30日にも上演された。これについては、11月28日に広告が出たが、そのタイトルは *The City Politician: or, The Justice Caught in his Own Trap* であった。このタイトルは上演時には *The Coffee-House Politician* になっていた。この上演にフィールディングは全くかかわっておらず、タイトルについても無関係であったようである。しかも、リトルハイマーケットの役者たちは *The Battle of the Poets* という新しい幕を加えたが、フィールディングはこれに反対し、リト

ルヘイマーケットと袂を分かった。

そして1730年12月1日と12月3日と12月4日に広告が出たが、役者の病気で延期されて、12月4日にジョン・リッチのリンカーンズインフィールドズで『コーヒーハウスで政治の話をする男；もしくは、自分で仕掛けた罠にかかった判事』のタイトルで上演された。12月4日、12月5日、12月7日と12月17日に上演された。このうちの最初の3日間の売り上げは3日目のベネフィットチケット分23ポンド5シリングを含むベネフィット54ポンド13シリングを入れて、176ポンド16シリングであった。12月17日の上演時の売り上げは28ポンド9シリングであった。この結果から、この作品は失敗とされる。その後は1959年にミュージカルとして330回上演され、1983年にも『レイプにつぐレイプ』のタイトルでニューヨークで20回上演された。

この作品は1729年9月24日のフランス皇太子の誕生に言及していることから、フィールディングは1729年9月ごろから構想を練り始めたと考えられている。他にも1729年11月9日のセビリャ条約や、1729年12月25日施行のジン法や1730年の陪審についての条例の制定など、はっきりと日付を特定できるものがあるので、フィールディングは1730年の1月から6月、特に5月に執筆を行ったと考えられている。

脚本については、初演当日に*Rape upon Rape*のタイトルで出版された。12月にリンカーンズインフィールドズで上演された際は、*The Coffee-House Politician*のタイトルで出版された。これらにはタイトルページや配役一覧のほかにも細かい点で異なるいくつかの版がある。

## 【あらすじ】

### 第1幕

舞台はロンドンで、就寝しても良いような遅い時刻である。ヒラレットは自宅でコンスタンと結婚することについての不安を女中のクローリスに相談し、彼の誠意を信じると決め、不安を解消する。そこへヒラレットの父ポリティックが登場する。彼女は父親に、政治に熱中しないで自分の商売に目を向けて欲しいと言うが、父親は聞く耳を持たない。彼は新聞の記事にあおられ、外国の動向をひどく気にかけ、イギリスの将来について心配し、そのためさらに新聞から情報を得ようとしている。彼は、第5幕第3場によれば、少なくとも17紙（誌）読んでいる。近所に住む友人のダブルもポリティックと同様の人物であるが、ポリティックが国の大きさなどを正確に理解していないのに対し、ダブルは、そうしたことを正しく知った上で、より冷静で自分で物事を判断している。

ポリティックに、召使いのフェイスフルが、ヒラレットがクローリスと家出したことを伝えるが、ポリティックはそれに全く関心を示さず、またダブルもポリティックを咎めることなく、先ほどの政治の話の話を続けようとする。フェイスフルが事の重大さを分からせようと懸命になった結果、ポリティックは調べる気になるが、それをダブルは、娘より社会のことが大切だと言ってたしなめる。

ソトモアとランブルが登場する。ソトモアは大の酒好きで、ランブルは女好きで、寝取られ男を増やすのが自分の仕事だと口にするような人物である。

ヒラレットは乱闘を目撃し、逃げる際に女の召使とはぐれたあと、コンスタンのもとへ行くところをランブルに見つけられ、捕まえられる。ヒラレットは、ランブルに見逃してくれと言うが拒まれる。ランブルは、ヒラレットをタバーンに連れて行き、抱きしめ、言うことを聞かないと強姦(ravish)すると言い、それを聞いたヒラレットは、「助けて、レイプよ、レイプ」と叫ぶ。スタッフが、レイプの現行犯でランブルを取り押さえる。ランブルは道を歩いている時、この女に襲われた

と言う。スタッフは、2人の主張が正反対なので、朝に取り調べるために2人とも連行する。この時点で客はランブルが平気でレイプをし、偽証もする悪党だという印象を持たされる。

### 第2幕

スクイーザムは賄賂を受け取り、法律を軽んじる腐敗した判事である。しかし彼は、妻の浪費を咎めようとしても、賄賂をもらっていることをばらすと脅され、それに屈するような、妻の尻に敷かれている人物でもある。スタッフが、スクイーザム夫妻のいるところにランブルとヒラレットを連れてくる。スクイーザムはスタッフの話からヒラレットを売春婦だと思い込んでいる。ヒラレットはランブルを訴えないと言う。スタッフが、目撃したと言ってもヒラレットは認めず、自分たち2人を釈放しないとスクイーザムを訴えると言う。ランブルはスクイーザムを罵る。スクイーザムはランブルに証拠がなくとも死刑にしてやると言う。スクイーザムの妻も夫の考えを支持するが、ランブルに丁寧な態度で対応されたのを喜び、夫を責める。スクイーザムはヒラレットを2人きりで取り調べると言い、彼の妻はランブルを自分が預かると夫に言って、お茶に誘う。これはスクイーザム夫妻がそれぞれ浮気相手を見つけたので、それを実行に移したということである。

ヒラレットはスクイーザムが自分を売春婦だと思っていることに気づき、売春婦のふりをするのでことをうまく運ぼうと考える。スクイーザムは、彼女が自分の愛人になることに応じたと思った時、妻の足音が聞こえたので、後で会うことにして釈放した。

スクイーザムのところに彼の妻とランブルが戻ってくる。スクイーザム夫妻がランブルにお金を求めると、ランブルはお金を貸してくれと言う。1730年5月に、露骨に賄賂を求めると法に触れることになっていたので、さすがにそれには応じられないとスクイーザムは言う。夫がランブルが賄賂をくれれば彼を釈放するつもりでいるのに気づいた妻は、自分がランブルを説得してくると夫に告げる。このやりとりで彼女は夫を支える面があることが示される。また彼女は、夫がヒラレットを狙っていることに気づいているが、それは自分がランブルにしようとしているのと同じであることもわかっている。

第11場でワージー判事の家にポリティックが娘の家出の件を伝えに来て、自分には2人の子がいたが、もう1人は絞首刑になったと言う。ワージーは、娘が結婚していたら認めてやれとポリティックに言うが、その時、例として外国の話を持ち出したため、ポリティックの頭はその国の話に夢中になってしまい、ワージーが娘の話に戻そうとするが戻らない。結局ポリティックはコーヒーハウスに行く時刻になったと言ってワージーと別れる。ワージーはポリティックが、政治の話に夢中になって娘のことを忘れることを嘆き、コーヒーハウスで政治を語る人間はドン・キホーテの類だと言う。

### 第3幕

路上でヒラレットは女の召使のクローリスと再会する。クローリスはコンスタンがレイプで逮捕され、スクイーザムが裁くとヒラレットに伝える。それを聞いたヒラレットはコンスタンを助けに行く。コンスタンは、レイプされそうになった女性を助けたら、その女性からレイプで訴えられたと独白をする。コンスタンを、もう1人レイプで捕まった男と一緒に居させるとスタッフは言う。その際スタッフは、「レイプと殺人は男が恥じる必要のないことであり、自分も昔やったことがある」と口にする。コンスタンのところに連れて来られたのは旧知のランブルで2人は再会を喜ぶ。ランブルは、コンスタンがレイプで逮捕されたと知る。コンスタンは、なぜランブルがインドから戻ってきたのか聞く。ランブルはインドで結婚したことを話したところにソトモアが来て、彼はコンスタンとも知り合いであったのでスタッフも交えて4人で談笑する。ランブルは妻を海で嵐で



失ったことをコンスタンに話す。そこにヒラレットが来て、まっしぐらにコンスタンの所へ駆け寄るが、ランブルは敵が来たと最初は思う。コンスタンは、やっていないレイプの罪をきせられている事をヒラレットに話す。コンスタンは、ヒラレットと約束した場所に行ったが、乱闘に巻き込まれたと言い、ヒラレットがその乱闘で自分は女の召使とはぐれたと言う。その後、事件が起こりそうだったのをランブルが助けてくれたと言う。このヒラレットの発言を聞いて、ランブルは自分がレイプしようとした女が友人の知り合いであることを知ると同時に、自分の行為を隠してくれることを知って安心する。ランブルは彼女に降りかかってきた件についてコンスタンに事実を偽って伝えるが、コンスタンはそれを信じ、ランブルに礼を言う。ここでランブルはスクイーザムの妻に呼び出される。彼女は自分の目的にランブルが気づいていないと知り、説明すると、彼はそれに応じる旨の発言をする。しかしそこに彼に会いにソトモアが来たので、彼女はランブルを釈放させると言って立ち去る。ソトモアとヒラレットのいるところで、コンスタンは釈放される方法を見つけたとランブルに言う。

#### 第4幕

スクイーザムは書記のクイルに、妻に先に自分の不貞の証拠を見つけられると多額の金銭を要求されるので、妻の不貞の証拠を欲しいから協力してくれと言う。コンスタンは東インド会社を辞めてからのことやヒラレットと結婚するつもりであること、昨夜彼女と約束した場所に行くと、女性が襲われていたので助けると自分が捕まったこと、自分を訴えた女性は今日の午後出頭することなどをランブルに話す。ランブルは自分を勸当した父親と10年連絡を取っていないが、今なら許してくれると思うと言い、これまでのことを反省しているとコンスタンに話す。スクイーザムの妻からの手紙がランブルに届き、そこには彼が釈放されたことが書いてあった。第5場でヒラレットは、スクイーザムの呼び出しに応じて、行く。彼は大喜びで彼女に顔を叩いてもらったり、犬の真似をする。彼は、彼女を売春婦だと思っているので、売春婦になるまでの話をさせているうちに興奮して、彼女に襲いかかる。彼女は「助けて、レイプよ、レイプ」と叫ぶ。そこにソトモアが助けに駆けつける。彼女はソトモアに、スクイーザムを縛って、他の判事の前に出させてくれと言う。スクイーザムは、自分は罠にかけられたと言う。ヒラレットはスクイーザムが死刑になってほしいと言い、ソトモアもスクイーザムは死刑になると言う。スクイーザムが、何でもするから許してくれと言うので、ソトモアがヒラレットにとりなし、彼女は応じ、スクイーザムにコンスタンを釈放する書類を書かせる。しかしスクイーザムは、コンスタンとヒラレットとソトモアを訴えるとして巡査に連行させる。

#### 第5幕

場面はポリテックの家になる。彼は娘の心配をしていたが、夕刊が来ると聞いて大喜びをして、娘のことを忘れてしまう。しかもそこへダブルが来て、政治の話をする。2人が話しているところへフェイスフルは、ヒラレットが逮捕されたことを伝えるが、邪魔をするなどポリテックに言われる。フェイスフルはヒラレットを助けに行くようにとポリテックを懸命に説得するが、ポリテックは慌てもせず、関心も示さない。フェイスフルはスクイーザムが悪党だと知っているので、ワージーのところに行くことを提案する。ダブルが、これと似たようなことを新聞で読んだことがあると言うのを聞いて、初めてポリテックは事態を認識し、ワージーのところに行くことにする。ここでポリテックは読んだことの方を信じるドン・キホーテ的人物であることが再度示される。

ワージーのところにスクイーザムが来て、自分を訴えた人間がいるので自分の味方をしてくれと言う。ワージーはきちんと裁くと言ってスクイーザムの願いをはねつける。ワージーのもつで

裁判が行われる。ヒラレットは事実をワージィに話す。スクイーザムは2人の人間に証言をさせる。そこでポリテックとフェイスフルとクロリスが来る。ポリテックはヒラレットを見て驚く。ワージィはポリテックを知っていて、ワージィは状況を説明し、ポリテックの言う通りにすると言う。ワージィは、ヒラレットがポリテックの娘だと知り驚く。そこにスクイーザムの妻が来て、夫の悪行をワージィに伝え、夫に訴えられた人たちは無実だと言う。ワージィはコンスタンが自分の妹イザベラを救ってくれた人であると確認する。またイザベラは、ランブルの妻であり、2人は再会を喜ぶ。またスクイーザムの証言をした2人は偽証するように雇われた人間であったことが明かされる。偽証した2人とスクイーザムは連行される。

ランブルはポリテックに、息子であると言う。ワージィはポリテックに、あなたの息子の妻は自分の妹であると言って喜ぶ。ランブルは父ポリテックに妹ヒラレットの幸せをかなえるよう、コンスタンとの結婚を認めてくれと言う。ポリテックはこの結婚を認め、ランブルの勘当も解く。

### 【批評および感想】

『レイプにつぐレイプ；もしくは、自分で仕掛けた罠にかかった判事』というタイトルであり、“a Rape, a Rape!”と叫ぶ場面がウェズリアン版では442ページと478ページの2カ所にあるが、これら2カ所とも助けを求める叫び声であり、訳すと「レイプよ、レイプ」となり、上記の「レイプにつぐレイプ」とは異なる状況を表している。しかも、作中レイプは全て実際には行われていない。したがって、このタイトルは、内容には合わないと言える。1730年2月にフランシス・チャータリス（1675-1732）は女の召使をレイプしたとして死刑を宣告されたが4月に恩赦となった。その陰にはウォルポールの存在があったと考えられて政治的な話題にもなり、人々の大きな関心を集めた。ただ、この事件と、この作品、特にそのタイトルにかかわりがあるとする人もいるが、はっきりした証拠は無いとされるが、このタイトルなら扇情的で時宜にかなっており、作中それに相当する場面がなくとも、客を呼ぶことができるとフィールディングが判断したのではないかと思われる。また、スタッフがレイプを行なった経験を話するところから、当時はこのタイトルでもそれほど扇情的とは受け取られていなかったのではないかとも思われる。フィールディングは上演する劇場を変えた際に、はっきりした理由は分かっていないがタイトルを『コーヒーハウスで政治の話をする男；もしくは、自分で仕掛けた罠にかかった判事』に変えたが、このタイトルは内容と異なっているということもなく、無難であると言える。フィールディングにとってタイトルはどちらでも構わなかったのではないかと思われる。

当時人々の関心の的であったフランス皇太子やヨーロッパの情勢はともかく、それ以外の個人名や法律についての知識がないとわからない作品と思える。つまり皮肉なことに、政治に詳しくないと、この作品を楽しめなかったのではないかと思われる。

ランブルは、最初は悪党としか思えなかったのがいつの間にか善人として示されてしまうことに不自然さが感じられる。ヒラレットがランブルの妹であることが最後になって明かされることも、またそれまでに2人とも兄妹であることに気づいていないことも不自然であると言える。ヒラレットがランブルを訴えなかった理由が示されない上に、ランブルが彼女をレイプしようとした件をごまかしてコンスタンに話す理由も示されていない。これらはフィールディングが、観客に、話を不自然だと受け取られることを意に介さずに進めているからではないかと思われる。フィールディングは、観客のことをあまり意識せずに執筆したのではないかと思われる。

作品を5幕物にするためレイプを主題とする話と政治好きの人物の話とを、判事への諷刺を行うことで無理に合わせたように思える。第3幕第11場前後のスクイーザムの妻とランブルのやりと

りは、判事諷刺の面とも合わず、かさ増しのために書いたように思われ、中だるみを感じさせる。また同様にソトモアが酒を飲むことの素晴らしさを語るところが何度も描かれるが、過剰なように思われる。これらは当時の観客にも同じ印象を持たれたのではないかと思われる。一方、彼の、敵すらも過ちを認めれば友人としてともにお酒を飲む器の広い性格をうまく描けていると言える。

第3幕第8場でコンスタン、ランブル、ヒラレットが釈放され、観客は一件落着と思ったところに偽証する者が現れ、その後の展開に引きつけられるが、勧善懲悪の話としてハッピーエンドになるところはフィールディングの話の展開の巧みさが表れているといえる。

コンスタン、ランブル、ヒラレットとスクイーザム夫婦の部分が長く続くため、ポリテックの存在を忘れてしまいそうになる。この点はフィールディングの構成の未熟さといえるのではないか。

## 6. 『悲劇の中の悲劇；偉大なる親指トム』の生涯と死』 THE TRAGEDY OF TRAGEDIES; OR THE LIFE and DEATH OF TOM THUMB *the Great*

### 【執筆・上演などについて】

この作品は、2幕12場476行であった『親指トム』<sup>4)</sup>を3幕10場929行に伸ばしたものである。『親指トム』から大きく変わったのは、139の注と、195のドライデン (John Dryden, 1631-1700) を始めとする他の人物の引用などがなされたところである。

1731年2月12日にこの作品の上演の広告が出た。この作品は、『親指トム』の後、1730年5月以降に執筆が開始されたと考えられている。1731年3月24日にリトルハイマーケットで初演（この日のアフターピースは『手紙を書いた人たち』であった）となり、その後、3月26日、3月29日、3月31日、4月2日、4月5日、4月7日、4月9日、4月22日、4月23日、4月26日、4月28日、5月10日、5月19日、6月18日まで計15回このシーズンに上演されたが、6月に政府によって止められた。1732年には、リトルハイマーケットでは、2月21日、3月8日、4月1日に、リンカンズインフィールドズでは、5月2日、5月3日、5月4日、5月22日に、ドルリーレーンでは、5月3日、5月12日、5月25日に上演された。1733年には、5月3日にドルリーレーンで上演され、ダブリンでも上演された。その後1735年8月6日と9月2日に（なお、8月8日にも予定されていたが、観客が少ないため上演されなかった）リンカンズインフィールドズで上演された。1735年12月3日と1736年5月3日にリトルハイマーケットで上演された。その後4年間上演されなかったが、フィールディングの別の作品がヒットしたので、1740年にドルリーレーンで4月と5月に9回上演され、コヴェントガーデンでも3回上演された。1741年には6回、1745年には13回、1746年には7回上演された。その後3回上演されたというのがフィールディングの生前の記録である。

脚本は初演の日には出版された。1737年には初版に500もの修正が加えられた第2版とされる版が出た。なお、この修正にはフィールディングはほぼかわっていないと考えられている。1751年には、さらに修正が加えられた第3版とされる版が出た。この作品のフランス語版は、1738年に出版された。

### 【あらすじ】

場所は、アーサー王の宮殿が中心であるが、トムと反乱軍との戦いの場面は平原とされる。

『親指トム』に、アーサー王がグランダルカを愛したり、王女のハンカマンカがトムとグリズル卿の両者と結婚の約束をしたり、ハンカマンカとグランダルカのトムをめぐる言い争いが加えら

れている。トムとグリズル卿がハンカマンカをめぐる言い争いの場面や、グリズル卿が反乱軍を率いて来るが、トムによって鎮圧され、首をはねられる場面や、魔法使いのマーリンが登場し、トムの出生について語る場面なども加えられている。なお、『親指トム』にはトムが死んだという情報が伝えられる場面があるが、この作品には無い。最後にアーサー王はトムとハンカマンカの結婚式を催すが、そこにトムが牛に飲まれてしまったことが伝わり、女王がそれを伝えた人物を殺すことから舞台の上で殺し合いが始まり、女王や王女やその女の召使などの主だった人物が死に、王が自殺する。舞台の上に全員の死体が残ったまま終わるのは『親指トム』と同じである。

### 【批評および感想】

『親指トム』を長くしたことにより、人間関係についてより詳しい説明がなされ、より自然なやり取りがなされていると思われるが、それでも広く知られた『親指トム』の話を知らない者にとっては分かりにくく、唐突な印象を与える場面も少なくないと思われる。

脚本の登場人物一覧には『親指トム』とは異なり、人間関係が詳細に記されているので、これを読んでいれば本編の内容がよくわかるが、読んでいないと、台詞の意図が非常にわかりにくいと言える。

この作品は『親指トム』と異なり、エピソードとプロローグがない。この作品の「序文」に、本編はエリザベス女王の時代に書かれたとあるので、脚本で作者と記されているH.Scriblerus Secundusは注を作った人物と言う設定であると考えられる。しかし、この設定も第1幕第3場の注の(1)が1724年の作品から写した台詞だとあるように、「序文」の設定と矛盾する箇所も見受けられる。

この作品では、執行吏らとトムたちとのやりとりは『親指トム』から大きく削減されているが、これは完全に削除しても問題ないと思われ、残した理由がわからない。また、『親指トム』にあったやぶ医者諷刺は削除された。この作品は筋自体よりも、そこにつけたドライデンを初めとする作家、批評家や歴史家などへの言及が効果をあげている作品である。フィールディングが23歳から24歳にかけての作品であり、彼の自己顕示欲が、その注の内容から感じられる。

この作品は、注が重きをなす作品なので、どのように上演されたのかが大きな問題である。しかしながら、十分に調べることができなかった。今後の課題としたい。

## 7. 『手紙を書いた人たち：妻を外出させない新たな方法』 THE LETTER-WRITERS: Or, a New Way to Keep A WIFE at HOME.<sup>5)</sup>

### 【執筆・上演などについて】

1730年9月にブリストルで、匿名で多額の金銭を要求し、応じなければ放火し、一族も一緒に殺すという脅迫状がある人物に届いた。この人物は金銭の要求に応じなかったため10月4日に仕事場が焼かれたが、本人と妹は逃げる事ができた。ロンドンでこの事件は10月8日に新聞で報じられた。その後模倣犯が増え、イギリス中で同様の脅迫状が届くようになったことが報じられ、人々を怯えさせた。フィールディングのまたいとこのレディー・ダイアナ・フィールディングが、1730年10月29日に同種の脅迫状を受け取ったことが大々的に報じられた。人々の恐怖は高まった。国王は1730年11月12日に、犯人を見つけたら褒美を与えること、脅迫に屈して金銭を払うことを禁じる声明を出した。報道は、11月半ばから12月半ばにかけて最高潮に達したが、1731年1月までにはかなり減り、その後はなくなった。

フィールディングは遅くとも10月8日にこの事件を知り、人々の関心をひいているこの事件を作品化しようと考えたようである。フィールディングは、1730年の11月と12月の新聞をもとに、1730年の11月半ばから1731年の2月半ばまで執筆していたと考えられている。1731年2月12日の新聞に、*A New Way to Keep a Wife at Home* という作品が、1731年3月初めには上演すると予告が出ていることから、この頃までにはかなり仕上がっていたと考えられている。

この作は、1731年3月24日水曜日にリトルヘイマーケットで『悲劇の中の悲劇』のアフターピースとして上演された。フィールディングのなじみの役者が演じた。3月26日と3月29日にも上演された。新聞の予告では3月30日もしくは3月31日まで上演の予定だったが、3月29日のアフターピースは『作家を中心とする茶番劇』となった。その後4月2日に上演された。フィールディングの死後、別の人が改訂した形で1783年9月17日と1785年1月20日に上演されたことはあったが、元の形でロンドンで上演されたのは1928年であった。

この作品の脚本は公演初日に出版された。フィールディングは著者として自分の名を出さず、*Scriblerus Secundus* とした。この版には多くの誤りがあったがなぜそのようなものが出版されたのかはわからないとされる。誤りは印刷作業によるものもあるが、原稿および校正作業によるもの、つまりフィールディングの責任もあると考えられている。1750年に第2版が出た。これは初版にあった多くのミスを改めているが、この作業にフィールディングがどのくらいかかわっていたかはわからない。

### 【あらすじ】

この作品は、3幕のファースで、プロローグもエピローグも無い。

舞台はロンドンで、冬のある日の夕方から翌日の午前中の話である。中心になるのはウィズダム夫妻とソフトリー夫妻である。この2組は、ともに夫は年寄りで、妻は若く、親戚の関係にある。この他に、ウィズダム夫妻とソフトリー夫妻の甥にあたるコモンズと、彼の友人であるレイカルが主な登場人物である。

この作品は、ウィズダム氏とソフトリー氏が妻を外出させたくないで前記の脅迫状の事件を利用した話が一方の流れであり、もう一方がウィズダム夫人とソフトリー夫人と彼女らと不倫関係にあるレイカルの話である。ウィズダム氏とソフトリー氏が互いに相手の妻に脅迫状を送った後から話は始まる。

ウィズダム夫人は、脅迫状が送られてきていて、しかも夫が要求されているお金を払わないため、怖くて外出できないので不倫相手のレイカルを家に呼ぶ。2人が会っている時にウィズダム氏が帰宅したため、レイカルはクローゼットに隠れる。レイカルがウィズダム氏やソフトリー氏に見つけられそうな機会が何度かあり、観客をはらはらさせる。ウィズダム夫人は何とかごまかしたが、ついにウィズダム氏がクローゼットを開けてしまい、中にいたレイカルはウィズダム氏に体当たりをして、顔を見られずに外へ出る。

ウィズダム家の召使がクローゼットの窓が壊されており、そこに人が入るのを見たと言う。レイカルは、自分の召使いのリスクに窓を壊させていた。それが見つかっても窓から入ったとなれば盗人と思われることはあっても、不倫相手と思われないのでウィズダム夫人の名誉を守れるとレイカルが考えたからであった。

レイカルはちょっとした行き違いから不倫相手のソフトリー夫人とうまくいかなくなっていたが、会って話をし、元の関係に戻る。そこにソフトリー氏が来たので、ソフトリー夫人は一芝居打ってレイカルを好ましい人物として夫に紹介する。彼女は脅迫状が届いても護衛を従え、武装

して外出する、勝ち気で大胆な女性である。そのため彼女を外出させないようにしようとする夫の計画がうまくいかない。ウィズダム氏は脅迫状によって妻を外出させないことに成功しているの  
で、ソフトリー夫人が自分の妻に会うことを快く思わない。

ウィズダム夫人のところに再度レイカルは会いに来ていたが、そこにウィズダム夫人に脅迫状  
が届いたと聞いたソフトリー夫人が来る。ソフトリー夫人は、レイカルとウィズダム夫人の関  
係を知らない。レイカルはテーブルの下に隠れる。そこでクローゼットに入った者を召使いが  
見たと言ってきた。クローゼットが開けられ、盗みに入っていたリスクが見つかる。そして  
テーブルをひっくり返されて、レイカルも見つかる。ウィズダム氏はレイカルが先ほど自分  
に体当たりした人物だと気づき、盗人だと思う。リスクはレイカルも盗みの共犯であり、  
彼が脅迫状を書いたと偽証をする。2人は治安官に留置所に連れて行かれる。

翌朝2人を判事であるウィズダム氏とソフトリー氏が裁く。その裁判にはウィズダム夫人と  
ソフトリー夫人、コモンズも加わる。コモンズは、証拠とされた手紙に宛名がないことを  
うまく利用して彼女たちの不倫の件をごまかす。またウィズダム氏とソフトリー氏は、  
脅迫状を書いたのは筆跡から自分達であることを隠しきれなくなったので、白状し、  
妻たちに詫言、今後は外出することを止めないと言う。そしてすべてが丸くおさま  
って終わる。

### 【批評および感想】

ソフトリー夫人は、名前がルクリシアであり、これは「貞節のかがみ」とされる人物  
の名前である。ソフトリー氏は妻の貞節を信じていたが、実際はそうではなかつた。  
ウィズダム夫人はレイカルとの仲を夫に隠したり、脅迫状によって外に出るな  
と言う夫の意見に、ただ従っていたのが、自分で考えて行動する自立した人間  
に変わっていき、この話の軸になる人物と思われる。

ソフトリー夫人は勝気で夫を従わせているので、ソフトリーという名は妻の支配  
に甘んじている夫にふさわしく、ウィズダムの名は、狡猾な策を弄する夫よりも  
自分で成長していく妻にふさわしい名である。

この作品は背景となる事件から約3ヶ月経っていることと、前半で結末が予想  
できそうな話のために、観客の反応が良くなかったのではないかと  
思われる。しかしウィズダム夫人の内面が少しずつ成長していく様子が丁寧に描  
かれており、フィールディングの人物描写の巧みさの片鱗が早くも現れてい  
ると言える。ウィズダム氏は、妻を外出させないことに成功して喜び、それを  
ソフトリー氏にも自慢する。しかし妻は、外出はしないが愛人を家に呼んでい  
るのであり、ウィズダム氏は自分が出し抜かれているのに気づいていない  
ところが笑いの対象となっている。ソフトリー氏は、妻を抑えられずに従  
う様子がその老いた外見と合わせることで笑いの対象となったと思われる。

人々の言動の辻褄が合うようにフィールディングが神経を使っていることが  
うかがえ、この頃から不自然さを無くすことを彼が重んじていたことがわかる。  
しかし一方でなぜウィズダム氏とコモンズの仲が悪いのか説明が無いなど、  
未熟さによるのか、それとも推敲しなかったのかはわからないが、説明が  
不足しているとしか思えないところも少なくない作品である。

### おわりに

今後はWesleyan Edition の分類に従い、フィールディングの1731年から1734年  
にかけての劇作と、1734年から1742年の劇作についても本研究ノートと同様の形  
でまとめていく予定である。

注

- 1) 以下、『作家を中心とする茶番劇』と表記する。
- 2) この訳は福本宰之「*The Dunciad*に秘められた寓意について」『十八世紀イギリス文学研究』、雄松堂出版、1996年、206ページ、を使わせていただいた。
- 3) この名称は、2020年3月3日の時点で筆者がつけたものである。すでに他の研究者がこの名称を使用している場合は、参照を怠った筆者の責任である。
- 4) 本稿の『親指トム』はすべてフィールディングの作品を指す。
- 5) このタイトルを日本語で表すとすれば、『手紙を書いた人たち、あるいは妻を外出させない新たな方法』になるのではないかと考えられる。しかし、この“Or”を「あるいは」と訳すのは、このOr以下がウィズダム氏とソフトリー氏が書いた脅迫状のことを言っていることと、その前にコロンがあることを考えると、無理がある。また、この“Or”を「すなわち」と訳すことは、この“Letter”には、ウィズダム氏とソフトリー氏が書いた脅迫状だけでなく、ウィズダム夫人とソフトリー夫人が愛人に宛てて書いた手紙も含まれると考えられるので、やはり無理がある。この“Or”は、これ以下が副題を示すためだけに用いられていると考えて、タイトルは『手紙を書いた人たち：妻を外出させない新たな方法』とするのが最も妥当ではないかと思われる。





地域史誌を読む  
——地域で普通の人たちが書いてきた  
郷土誌の具体像——

高 田 知 和

**Reading *Chiikishi-shi*: Concrete Images of Local History  
Written by Ordinary People in the Community**

TAKADA, Tomokazu

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the contents of *chiikishi-shi* (local history books) that have been produced in large numbers in local communities. As an example, we will take up four books and introduce their contents by reading them through.

A *chiikishi-shi* is a book of local history written by local residents themselves. *Chiikishi-shi* are not written by specialists like historians. The compilation process may involve enlisting the help of experts in some way, but basically, *chiikishi-shi* are created by local residents who are “amateurs of history”. Although *chiikishi-shi* have been referenced for research purposes in both historical and sociological studies, their contents have not been clarified by reading the entire books. Therefore, the significance of this paper is to clarify these contents by reading individual *chiikishi-shi*.

Specifically, four *chiikishi-shi* published in Okinawa, Hokkaido, and Niigata Prefectures were taken as examples, and their contents were examined.

It was thus clarified that (1) the way in which *chiikishi-shi* were created, and the historical images written therein are diverse, (2) the people who wrote *chiikishi-shi* affirmed the local communities in which they lived, and (3) although some *chiikishi-shi* were compiled from secondary sources, there are some that carefully examine primary historical materials and depict a detailed and dynamic history.

Through an examination of these works, we intend, moving forward, to clarify the historical consciousness of the local community.

*Keywords:* Chiikishi-shi, Aza-shi, Oaza-shi, Local Community, “amateurs of history”, Historical Consciousness

## 目 次

- I. 課題の設定
- II. 本稿の視座
- III. 調査, 執筆, 編集の手助け
- IV. 具体的に「地域史誌」を通読する
  - 1. 沖縄県の事例
  - 2. 北海道の事例
  - 3. 新潟県の事例
- V. 事例から見えること

### I. 課題の設定

筆者は、これまで地域の歴史は誰によってどのように書かれてきたかということを考えてきた。地域の歴史というと一般には郷土史、地方史、地域史などさまざまな名前で呼ばれてきたものであり、歴史学の専門家（とりわけアカデミズムの）が何らかの地域を調べて書くか、<sup>1)</sup> それとも郷土史家と言われる地元の人たちが書いたものが多かった。しかしその一方で、例えば『町内会発足何十周年』とか、新興住宅地の『開発何十周年記念誌』などのようにその地区に住んでいる普通の人たちが書くことも多々あった。そこで筆者は、普通の人たちが書いてきたそうした地域史の本（これを総称して筆者は地域史誌と呼んでいる）に着目して、そこではどのように歴史が書かれているかを調べてきた。

そうした地域史誌は全国的に作られてきているが、地域のことをごく簡単にまとめたパンフレット状の小冊子から、数百ページ、時には千ページ超や上下二巻本にまたがるような分厚いものまであってその内容は千差万別である。例えば拙稿（2016）で取り上げた沖縄県読谷村渡慶次地区では上下二巻のうえに、伝統の組踊を収めたDVDまでついたものに仕上げられている。そのため、一口に地域史誌といっても、一つ一つがまことに違った様相を呈したものとなっており、それがまた各々の地域性を表わしているといっても良い。

このような地域史誌について、筆者はこれまで幾度かまとめてきたが、<sup>2)</sup> 実は筆者も含めて先行研究では、一冊の地域史誌を通読してその内容を検討したものがほとんどなかった。もちろん、事例に基づいて地域史誌の特徴を論じた業績はあり、<sup>3)</sup> また、後で示す新井（2012）のように一冊の本を取り上げてその編纂過程を検討したものも例外的にはあったが、多くはそこでの具体的記述を明らかにするというものではなかった。そのため、多くの人たちにとって、地域史誌の存在は知っているが地方の公共図書館で手に取って読む程度のことが多く、細部にわたってそこで具体的に何が書かれているかについては必ずしも共有されてきたとは言い難い。

そこで本稿では、一つ一つの地域史誌を実際に通読して、章立てや内容に沿って紹介しながら、そこで何が書かれているかを具体的に見ていくことにしたい。そしてこの作業を通じて地域史誌の実体を明らかにし、そこで普通の人たちが歴史をどのように書いてきたかを具体的に検証して

みたい。

但し、全国で書かれてきた地域史誌の量は把握し難いほど膨大であるから、そのなかから選んだほんの幾つかの実例ですべてが分かるものではない。筆者は、この作業を通じて最終的には地域社会に生きる普通の人たちにとっての歴史の意味を明らかにしていきたいと考えているが、本稿はまだそのための準備として捉えたい。そのため本稿は研究論文ではなく、それを書くための準備稿である。したがって、今後の作業のための研究ノート、もしくは資料研究として位置付けて考えていただければ幸いである。

なお、地域史誌はその名称に誌という文字を入れているように単に時間軸に沿った地域の変容を描いた歴史書ではない。当該地域の風俗や習慣、祭礼などいわゆる民俗的な記述も多く書かれたものとなっている。この点については、かつて社会学の佐藤健二氏が「民俗学や人類学や社会学がとらえようとする歴史は、現在の心意や行動のありように、無意識なままに作用している過去の構造である」（佐藤、2011、22頁）と指摘していることを想起したい。以下では、歴史を単に時間軸に沿った変化を描くものとしてだけでなく、佐藤氏の言われるように「無意識なままに作用している過去の構造」としても捉えることで、過去における社会構造や風俗・習慣なども明らかにしていく広い概念として歴史を捉えていく。

## Ⅱ. 本稿の視座

まず、本稿で扱っていく地域史誌とは次のような書籍を指している。

「字、大字、区、町内会・自治会、公民館、学校区、旧行政村（昭和の大合併以前の村）などの領域の歴史や民俗について、その地域に暮らしている人たちが主になって公費で編纂した刊行物」（拙稿、2017、124頁改編）。

つまり簡単にいうと、自治体の領域の「歴史や民俗を公費で編纂した刊行物」が自治体史であるように、自治体よりも狭く、いわば日常の生活圏に相当する前記各領域において、その地域の「歴史や民俗を公費で編纂した刊行物」のことであり、一般には「字誌」とか「大字誌」と呼ばれているものである。

地域史誌は、前述のようにもっぱら当該地域に生活している普通の人たちによってつくられてきた。その意味で本稿では、主にアカデミックな研究者である「専門家」に対して彼らを非専門家である「歴史の素人」と考えたい。<sup>4)</sup>「歴史の素人」たちがつくってきたせいか、地域史誌は、歴史学からの言及は近年まで限られてきた。例えば永原（2003）でも地域史誌についての言及は皆無であったし（拙稿、2016、96頁）、戸邊（2017）でも、近年の歴史学では「制度の権威を下から支えつつも、そこから不断に逸脱していくアマチュア歴史家の動向が正当な対象となりつつある」（209頁）と指摘するも、そこでいわれている「アマチュア歴史家」に地域史誌の著者たちは含まれていないと思われる。<sup>5)</sup>

他方、近年に到って、歴史学でも地域史誌に注目する事例が見られるようになった。

一つは神戸大学地域連携センターで、奥村弘氏が主導している地域連携の成果である。奥村氏らの活動については、同センター発行の『Link』各年に詳しいが、兵庫県内の幾つかの地区と連携して当該地区の郷土史活動を支援するとともに、地域に遺る古文書等の歴史遺産の保存に努めている。<sup>6)</sup>

今一つは、東日本大震災を契機にして地域の「記憶」を記録化させておきたいという動きのなかでの活動である。これは国文学史料館の西村慎太郎氏らが中心になって、主に福島県浪江町で

おこなっているものである。これまでに『大字誌 ふるさと請戸』や『両竹』などの成果を出しており、被災地の歴史遺産を保存していくための努力の過程で地域の人たちと協働し、大字レベルの小さな地域史をまとめてきた。<sup>7)</sup>

歴史学におけるこうした新しい動向は、菅豊氏らによって紹介された「パブリック・ヒストリー」が歴史学界で広く受容されていることもあり、今日注目されている。<sup>8)</sup> ここでは、「自分たち歴史学の専門家が、地域にどのように貢献できるか」という地点から、地域社会と一緒にになって歴史学の専門家がいかに協働していけるかということが大きなテーマになっているといっ

たが本稿では歴史学との連携作業の結果としてつくられたものではなく、「歴史の素人」である地域住民たちが自らつくってきた地域史誌を対象にするのであるから、その意味で歴史学の近年の動向とは一線を画している。<sup>10)</sup>

但し、その際歴史学の戸邊秀明氏による次の指摘によって、本稿は大きな示唆を得ている。

「史学史は個々の〈作品〉すなわち歴史叙述そのものを、いよいよ分析対象とせざるをえない。従来の史学史は過去の実証の成果の確認や、方法論・史観の当否を中心に描かれてきた。けれども省察すべき自分たちの日々の仕事の意味は、そのような蒸溜部分だけでわからない。私たちが生産する学術論文から一般書まで、「叙述する」行為が生み出す機能とその効果を検証する、文学研究におけるテキスト分析に比肩できる「読解」が必要なのだ」(戸邊, 2017, 212頁)。

このように、今日においては歴史学でもあたかも文学作品の作家論のように、歴史の「〈作品〉すなわち歴史叙述そのものを……分析対象と」することの必要性が求められている。そこで本稿でも、「歴史の素人」たちはいったいどのような歴史を書いてきたのかを、地域史誌という「〈作品〉すなわち歴史叙述そのもの」の検討を通じて具体的に考えていこうと思う。

### Ⅲ. 調査, 執筆, 編集の手助け

ところで、地域史誌の書き手である「歴史の素人」たちにとって大きな悩みは、調査・執筆・編集のノウハウからして分からないという点であろう。そのため、多少なりとも彼らに助力する人や機関が必要となる。全国の諸事例を通して見ると、そこでは以下に挙げる4つほどのパターンが見られるように思われる。

1. 村石(2016)で、長野県の北信地方(特に中野市や須坂市)について書かれているように、「何らかの形でこれまで多少歴史学に関わっていた人が編纂に関係している」場合である。<sup>11)</sup> つまり郷土史家、あるいは郷土史の会で研鑽を積んできた人が編纂に関わっているケースで、特に同地方では、一人の郷土史家が複数の地域史誌の監修を務めているケースも見られる。

2. 自治体史編纂関係者が助言する場合。沖縄県の読谷村や名護市のように、自治体史の編纂を長年続けるとともに「字誌」発刊の支援をしているところで見られる。<sup>12)</sup>

3. 業者へ依頼する場合。これは、意外に多い。ここでいう業者とは、出版社、印刷会社、あるいはフリーライターなどで、編集作業の最初から、あるいは途中から依頼することもあり、どのタイミングで依頼するかは区々である。<sup>13)</sup> 但し、いずれの場合でも、調査や資料収集は地域の人たちがおこなっている。そうした資料を提示して、執筆や編集をお願いするのである。

4. 印刷会社。これが3の事例と異なるのは、印刷工程で編集作業に関わるからである。3では、もっと広義に編纂作業そのものに関わることを念頭に置いている。

地域史誌は、文章を書く習慣のない人がつくることが多いので、このように適切なアドバイス

を必要としている。そのため、前述の神戸大学地域連携センターや西村慎太郎氏らのような専門家との協働作業でなくても、上に見たように何らかの助言者が存在していることも多い。もちろん、『町内会発足何十周年』のようなごく内輪のものやパンフレット状のものでは、そうしたアドバイスは特に受けていないであろうが、他方で多少なりとも本づくりの専門知識を有した人が何らかのかたちで関わるケースがあることも、ここでは確認しておきたい。

#### Ⅳ. 具体的に「地域史誌」を通読する

これまでの議論を前提にしたうえで、本章では地域史誌を具体的に読んでいきたい。事例として取り上げるのは、沖縄県二つ、北海道一つ、そして新潟県一つである。合計四つというのはあまりにも僅少な数字であるが、やむを得ない。

これらのうち、沖縄県では北中城村和仁屋地区と、沖縄市青那志地区を見る。前者は、ごく最近つくられたばかりなので近年の編纂成果として紹介したい。後者の青那志地区は、実は嘉手納基地に地区全体が収容されてしまっていて現在は地区としては存在していない。したがって、そうしたところでも地域史誌はつくられてきたという意味で、見ておきたい。

次に、全国のなかでも最も多くつくられてきたと思われる北海道では、当別町川下地区を取り上げる。ここは開基百年記念でつくられており、その意味で北海道の典型的な事例と言ってよい。

最後の新潟県の事例は、佐渡の旧金井町大和田地区（現在の佐渡市千種大和田）である。佐渡は地域史誌編纂が盛んなところで、かつ古文書も数多く残されている。したがって大和田ではそうした古文書を「歴史の素人」である地域住民たちが丹念に読み込んで書かれたものとなっている。本章では、彼らが古文書をきちんと読んで執筆している点と、地域史誌ならではの方法論に注意しながら見ていきたい。

なお、地域史誌の一般的な特徴についてはこれまでも拙稿で種々書いているので、ここでは繰り返さない。詳細は、拙稿（2015, 2016, 2017, 2022）を参照されたい。ただ一つ、北海道に関しては、冒頭で簡単に触れたように、「アイヌの集落が自らの歴史を語り始める」という観点から平取町の『二風谷』誌を検討した新井（2012）がある。同論文は同誌編集の中心であった貝澤正の思想と編纂の過程、それと同誌の意義や影響にまで踏み込んで論じた労作である。本稿自体は一般論として地域史誌を取り上げているのでやや視点は異なるが、北海道の地域史誌の特徴としては学ぶ点が多いので、以下でも適宜参照していきたい。

##### 1. 沖縄県の事例

###### i. 北中城村和仁屋

・和仁屋字誌編集委員会編『和仁屋字誌』和仁屋自治会、2021、520頁

###### ①編纂に至る経緯と構成

本書の奥付に書かれているのは上記の書名であるが、表紙には「健康長寿の郷 字誌 わなむら」と書かれている。「わな」とは「和仁屋」の本来の呼び名である。

同書については、既に拙稿（2021, 2022）でも多少紹介しているので、ここでは簡単に記しておきたい。

本書は、地区内の16名の編集委員によってつくられたものである。過去の出来事をただ記録・保存するだけでなく、和仁屋で今住んでいる住民たちが「地域の歴史や文化を学び、継承し、現在について考え、より良い地域づくり、ムラづくりにあたる際の助けとなるために編まれた本」

であるという（編集委員長「発刊にあたって」）。したがって、戦災などのため文字資料が極端に少ないこともあるが、地区の歴史を時系列で叙述するのではなく、主に聞き取りによって地誌・民俗的な要素も多く掲載している。

和仁屋地区で編集作業が始まったのは2014年度だった。同年の自治会定期総会で自治会長から提案し、全会一致で可決承認された。すぐに「和仁屋字誌編集委員会規程」が作られて委員を委嘱し、第1回字誌編集委員会が同年6月に開かれた。その後編集委員会は、毎月2回定例会議を開き、やがて各部会ごとでも研究討議されて作成された。

目次は、巻頭の諸あいさつや写真などを除くと以下の通りである。

第一章 概要	43
第二章 わな自慢	55
第三章 暮らし	133
第四章 歴史遺産	293
第五章 沖縄戦	327
第六章 移民	467
編集後記	517

この目次を一見して分かることは、第三章「暮らし」と第五章「沖縄戦」の分量が圧倒的に多いことである。前者は、先に見たように「地域の歴史や文化を学び、継承」するため、これまでどんな暮らしをして来たかを諸方面に渡って記録したところである。また後者は、既に戦後70年を経過する時点での編集であるから実際の戦争体験は希薄になっているが、沖縄県ではこれまで聞き取り調査が数多くおこなわれてきたので、『沖縄県史』や『北中城村史』の他、大学生たちによる調査報告書など既刊の書籍からの転載（但し人名などの誤記は修正したうえで）も含めて多くの証言が掲載されている。

なお、本書では随所にコラム欄が設けられているのも特徴である。コラムは実に31もあり、その多くは編集委員が顔写真付きで書いている。例えば第三章第一節「子供の暮らし」には「不発弾で遊ぶ」とか「ミルクの給食が始まる」といった、主に自分自身の体験が記されているものである。

## ②内容

内容のうち、まず第一章は和仁屋地区の文字通り概要である。同地区は、本土復帰の1972年当時は94戸であったが、2018年時点で318戸にまで増えており、那覇市から比較的近いせいも、この数年でも微増している。

第二章の「わな自慢」というのは、編集委員会で「誰に何を伝えたいのか」を最初に話し合った際に「次世代の和仁屋の子らに和仁屋の誇りを伝えたい」ということが共通の思いだったので、「ほかの地域と比較して良いと思う所や個性的だと感じている所をまとめた」ものである。これは、「ややもすると自慢話になりそうだが、開き直って後輩たちのためという大義名分を得てここに記すことにした」ということで（以上、58頁）、次の七項目が挙げられている。すなわち、和仁屋気質、区民がつくった公民館、エイサー、環境整備、陽豊結志、漆喰シーサー、豊富な水である。

次の第三章「暮らし」は、本書で最も記しておきたかった部分の一つであったろうと思われる。ここでは子どもの暮らし、民間療法・民俗知識、民話と伝説、生業、団体組織、自治会、人の一



生、教育、村芝居、交通、衣食住の十項目について説明されている。

例えば生業では、和仁屋は太平洋、中城湾に面した好漁場であり、地崎沿岸は漁業に恵まれた立地条件を備えているが、サトウキビづくりなどの農業が盛んであったので漁業を専業としている者はいなかった。海は、潮干狩りや海藻類を採るなどの接し方であったという。また戦後になると、人びとは米軍基地内でのいわゆる「軍作業」にも従事するようになる。中学生までの子どもたちもハウスポイとして働くことが多く、「日曜日になると、朝の八時までに鎌を持って米人の住む住宅へ行ってドアをノックし、「ハロー、ハロー」と声をかけて、中から人が出てくると「カットグラス？（草刈する？）」や「ウォッシュカー？（洗車する？）」と聞いて仕事をもらった」などという経験談も記されている（203-204頁）。

第四章「歴史遺産」とは、次のようなものである。すなわち、和仁屋の古い集落地図をもとにして字内の道、川、井戸、御嶽、クムイ（池）などを調べたら、それぞれに名前や意味があり、そこで人びとが自然とどう関わって生きてきたかをひもとくと、何を大事にしてきたかが見えてくる。それを「我がむらの「歴史遺産」」と呼んだものであるという（296頁）。ここではまず道や川について記した後、「行事に生きる歴史遺産」として種々の行事がおこなわれる実施日、行事名、実施主体と場所、お供え物、具体的な内容が一覧表になって9ページにわたった表にしてまとめられている（318-326頁）。

第五章「沖縄戦」では、20名の証言が載せられている。また、次の第六章「移民」によると、和仁屋地区では1903年の最初の人から1941年までの38年間で海外移民は113人にのぼるが、これは北中城村内では最も少ない人数であるという（470頁）。内訳は、男75人、女38人で、移民先はフィリピンが49人と最多、ついでハワイ29人、ブラジル27人となっていて、残りは中南米諸国である。とはいえ、やはり村内の他の地区よりも移民数が少ないためか、近年の沖縄県内の自治体史や他の「字誌」に比すると移民のページ数がやや少ないように思われる。北中城村全体では38年間に実に3,427人の移民があったが、このうち和仁屋地区は3.3%を占めるに過ぎないのである。

以上のように『和仁屋字誌』の内容を見てきたが、気が付くのは名簿類が少ないことである。例えば北海道などでは地区の記録としての要素が非常に強いせいも、自治会長をはじめとする多くの組織・団体の説明と歴代会長名が記されているが、本書では最末尾の1ページに「歴代自治会長」が歴代順で紹介されているだけである（513頁）。

このように、本書では制度的な名簿類よりも、地区内の歴史的経緯を物語る「わな自慢」や「沖縄戦」と、実際の「くらし」の状況が多く綴られてきたということができよう。コラム欄を多用して読み物として意識されている点も含めて、「現在について考え、より良い地域づくり、ムラづくりにあたる際の助けとなるために編まれた本」が目指されていたのである。

## ii. 沖縄市青那志

・青那志誌編集委員会編『青那志誌』青那志共栄会、2009、174頁

### ①編纂に至る経緯と構成

青那志は、旧越来村（現沖縄市）にあった地区である。ただ現在は、すべて嘉手納基地の一部になってしまっているので、1945年以降は住民はいない。したがって本書も刊行主体は地区の自治会ではなく、「青那志共栄会」である。同会の会長によれば、本書の成り立ちは次のように説明されている。

「私達は、先祖代々長い間住み慣れた故郷、青那志を去った悲惨な大戦により、家屋、田畑、その他すべてのものを失いました。戦後、生活環境が大変厳しい中を県民の英知と粘り強い精神力

で幾多の困難を克服し、復興に取り組んで参りました。……（中略）

しかし、昨今の生活様式や教育、文化、その他価値観の多様化等、社会変貌は著しく、戦前の青那志についての記憶等も次第に薄れ、これまでの青那志の美しさや、良さを是非とも後世に残すべく、会員の間から青那志誌編集の要望が数多くありましたので、早速、評議員会におきましていろいろと議論し、検討を重ねて参りました。……」（「ごあいさつ」）

こうして2004年6月に10名の委員からなる編集委員会が組織され、2009年10月に発行された。目次は以下の通りである。

第一章	屋取集落の始まり……………	1
第二章	地理的環境……………	15
第三章	王朝時代の諸制度……………	30
第四章	衣食住（暮らし）……………	35
第五章	生業（産業・職業）……………	39
第六章	年中行事……………	51
第七章	医療……………	68
第八章	娯楽と芸能……………	69
第九章	教育……………	73
第十章	海外移民……………	82
第十一章	土地制度……………	96
第十二章	戦前戦後の思い出……………	108
第十三章	第二次大戦後……………	130
第十四章	各界で活躍した人々……………	143
第十五章	青那志の高齢者の皆さん……………	149
第十六章	青那志共栄会の活動……………	155
第十七章	資料……………	168

目次から分かることは、まず、総ページ数の割りには非常に細かく章立てがなされていることである。それは、一つ一つの項目を網羅的に記述することで、失われた青那志という空間を再現しようとしているかのようでもある。

そうした項目群のなかでページ数が最も多いのは、やはり第十二章「戦前戦後の思い出」で、ここには11名の体験が綴られている。ついで第六章「年中行事」が多いのは、座談会が含まれているからで、第十章「海外移民」でも、1920年生まれでフィリピンに移住した女の人の体験談が書かれているのでやや多くなっている。反対に第七章の「医療」は、青那志には病院などの診療機関がなかったこともあり、いわゆる民間療法が列挙されているだけなので短い。また、こうした構成に関連して、青那志地区は空間的にも失われてしまっているもので資料と言えるものが非常に少ないため、沖縄県内の諸他の地域に比べてもより一層聞き取りの手法が用いられていたということも指摘できる。

なお上記の目次には入れられていないが、本書の特筆すべき点は、「昭和20年（1945）3月当時“越来村字青那志住居見取図”」が「別添折込」として附属されていることである。これは1945年に米軍が上陸してくる直前の青那志における、文字通り「住居見取図」である。手書きの地図に各家が屋号で書かれており、まさに失われた空間の再現に他ならない。現地のことを何一つ知ら

ない者が見ても十分に想像力をかき立てられるもので、往時を知る年配者が見れば感無量と思われる。「字誌」のような、小さなエリアを対象にした郷土誌ならではのものと言ってよい。

## ②内容

ところで『青那志誌』の内容であるが、各章を一つ一つ見ていくのは細かくなりすぎていささか煩雑なので、ここではまとめて見ていくことにしよう。

第一章の表題にもあるように、青那志は屋取集落であった。屋取というのは琉球王国独自のもので、「サムレー（士）が首里王府の職にあふれ、サムレーでありながら農業をしていた人達の集落のことである。」こうした地区は武士としての気位もあれば、また「呼び出しがあれば首里に帰れるように日頃の生活も」厳格であったとはいえ、「実際には本村の人達が耕さないようなヤセ地に移住してきているので、田んぼは無いし、やせた畑のみであったので」生活は厳しかった（以上、1頁）。青那志に祖先たちが首里から下ってきたのは、18世紀末から19世紀前半のことであろうといわれている（10頁）。行政字として青那志が成立したのは1940、41年頃のことであるが、1954年の戸籍整備法で行政字としては再び消滅した（13頁）。

青那志は、純農村であったので家屋敷は一般に広がったという（38頁）。甘蔗（さとうきび）、甘藷（いも）、豆類、キウム（タビオカ）、パパイヤその他の野菜が作られていた（39-45頁）。また、屋取集落で「士（サムレー）の子孫であるとのくらいの高さから、遊びの心も余裕も無く、まことに無味乾燥な集落であった」ともされている（69頁）。

教育は、1882年に越来小学校が、ついで1904年に分教場がつくられ、それが1913年に宇久田尋常小学校として分立された（75-76頁）。青那志の人たちは皆この小学校に通ったので、現在は嘉手納基地内にある「宇久田尋常小学校敷地跡」という石碑の写真とともに、同校については感慨深く綴られている。

この後、海外移民、戦前・戦後の思い出などで体験談が多く掲載されている。なかには、1930年生まれの人が「この様な話は家族、弟達にも話したことはなかった。はじめて明らかにした」という、青那志にとっても自分自身にとっても貴重な記録もある（117頁）。ここでは、そうした思い出類のなかから戦後生まれの人の投稿の一つ見てみたい。それは、青那志という地区を考える際に何らかの意義を有していると思われるからである。

この人は1949年生まれなので「もちろん昔の青那志は直接には知りません」。そして自分にとっての青那志というと、「おじーおばーと敬老会と一緒にについて行き、皆さまと楽しい時間を過ごしながら、幸せそうな顔をしているおじーおばーの思い出です」という。そして今回、この原稿を書くにあたって「あらためて青那志とは私にとって何だろうと考えてみたのですが、実際に住んでみたことも無く、昔聞いた話を思い出そうとしても、すっかり忘れていた始末でした。しかし、そんな私にも、ひとつだけありました。それは、代々受け継がれて残るものであり、私も実際に受け継いでいるもの、それは私の本籍地」だという。「この本籍地が私にとっての青那志を意識させ、おじーおばーとの思い出を思い出させてくれるものです」と書かれている（以上、126頁）。

『青那志誌』は2009年刊行なので、1949年生まれは当時60歳である。しかし、60歳の人にして既に実際の青那志を知らないという。この人は本稿執筆時点（2022）では73歳になっている計算なので、その孫世代がもう大学を卒業しても不思議ではない。ということは、実際の青那志を知らなくなつてから既に三世代が経過していることになる。三世代後の人たち、それも直接的にも間接的にも青那志を知らない人たちにとって、現実の青那志はそれだけ遙かに遠い存在になっているということである。

今後、仮に嘉手納基地から米軍が撤退し、軍用地がすべて返還されたとしても、そもそも景観が根本的に変えさせられていて、かつての青那志を髣髴とさせるものは一つも残されていない。そのことも考えてみると、2009年という時点がかつての青那志を知っている人たちがまだ健在だった時に本書が編纂されたことの意義は非常に大きかった。聞き取りの記憶が、読む人にとりわけ強く印象付けられるのも、そうしたことが大きな理由と考えることができるであろう。

## 2. 北海道の事例

### ○当別町川下

・『川郷』編集委員会編『川下開基百年記念誌「川郷」』川下開基百年記念協賛会、1982、533頁

#### ①編纂に至る経緯と構成

本書は、表題にもあるように開基百年記念事業の一環としてつくられたものであり、その意味で北海道に典型的な地域史誌といってよい。川下地区の百年記念事業は、川下神社の改築、開拓記念碑の建設、記念式典、それとこの記念誌編纂等々が企画されて、文字通り地域の総力を挙げた事業だった。

記念誌の編集作業は、同書の「川下開基百年記念協賛会役員名簿」によると、編集委員長、副委員長、書記、会計各1名の他に編集委員17名でつくられた(508-509頁)。具体的には、後掲の目次ごとに数人ずつの班をつくって分担しておこなわれている。1984年4月に第1回編集委員会が開かれて、1987年6月に出された。

この刊行年月は奥付によるが、実際に百年記念式典がおこなわれたのは前年の1986年9月だったから、刊行がやや遅れてしまった。「編集後記」ではその理由として、「全精力を傾け努力を致しましたが、文筆に疎い素人の集まりはいかんともし難く、……一同が農作業の合間の編集会議、年中を通しての資料収集、自宅での原稿執筆、昭和六一年一二月から六二年三月までは殆ど連日編集作業に専念致しましたが」と書かれており、馴れない文章書きと農繁期の多忙さで作業がなかなか進まなかったということであろう。「連日編集作業に専念」したのが「昭和六一年一二月から六二年三月まで」という点が、農閑期に一気に作業を進めるしかなかったということをよく物語っている(532-533頁)。

目次は、以下の通りである。

第一章 開拓のあゆみ	1
第二章 行政	25
第三章 産業	63
第四章 古老に聞く(座談会)	219
第五章 教育	239
第六章 社会・文化	267
第七章 地域の現況	305
第八章 開基百年記念事業の記録	491
年表	510
編集後記	532

目次からまず読み取れるのは、第三章「産業」と第七章「地域の現況」の分量が圧倒的に多いことである。前者は150頁以上、後者は190頁近くが費やされている。

このうち、第三章「産業」は、農林業/農林業団体/農業関係機関・団体/生産団体/土地改良事業の五節からなっているが、その半分以上は第一節「農林業」である。ここは入植して以降の開拓作業が文字通り記されたところで、本書の最大眼目の一つといってよい。また第七章「地域の現況」であるが、このタイトルだと分かりにくいのが、要は「我が家の家族史」である。これは各世帯ごとに書かれた「家族史」であり、北海道の地域史誌にはごく当たり前に掲載されている。本書の場合は、世帯主の名前で渡道以来の家の経歴が書かれており、それに家族写真と家系図が添えられている。北海道に入植してきた人たちは、百年史がつくられる時点でも渡道からはいたい三代か四代目なので、こうした「家族史」がほとんどの家で可能なのである。

ちなみに第七章は「我が家の家族史」「その他の団体」の二節構成で、そのうち「我が家の家族史」だけで約150頁が使われている。そう考えると、総ページの三割近くが「我が家の家族史」ということとなり、「農林業」と並ぶ最大眼目の一つといえる。この点は、『二風谷』を分析した新井(2012)でも、同誌で「最もボリュームがあるのは第四章の産業史である」(229頁)、「当書の性格をよく物語るのは第一章の「わが家の歴史」であろう」(232頁)とされており、北海道の地域史誌では共通に見られるものだと言ってよいであろう。

なお、本書が編まれていた1985年時点で、川下地区は当別川を挟んで右岸と左岸の地区に分かれていて、それぞれ68戸と77戸、合計145戸から成っていた。このうち「家族史」が掲載されているのは右岸67戸、左岸65戸の合計132戸となっている。つまり13戸は掲載されていないことになる。本稿ではその詳細を論じることができないが、前掲新井論文によれば、『二風谷』でも全138戸のうち14戸の掲載拒否世帯があったとされている。そこでは「アイヌの血を引く家庭よりも、割合としては和人の家庭が多い」ということで、「いろんな考えの人がいるから」という地元の人々の説明を載せている(新井、230頁)。『川郷』の場合も、同じように「いろんな考えの人がいるから」掲載を断わってきたということではないだろうか。

## ②内容

では、内容の検討に移ろう。

川下地区のある当別町域は、明治維新後に仙台藩主一門家の旧岩出山1万4千石、伊達邦直が1871年に家臣団とともに入ったところである。

第一章「開拓のあゆみ」によると、1887年に伊達家臣の一人だった諏訪辺庄次の長男文助が当別川流域の左岸の土地貸付けを出願し、開墾に従事したのが始まりだという。当時、この地域には名前が特になく、「川縁の高台には先住民の跡であったろうか、まだ堅穴を掘り、その上に茅などを使って屋根を葺いた、5人くらいが住める住居跡があったという」ことである(7頁)。諏訪辺家は1891年にこの土地を離れたが、開基百年記念式典には子孫が招待されて記念碑の除幕に立ち会い、また「開拓先駆者」として顕彰状が贈呈された。

川下地区は、当別川沿いの川縁に近いところは土壤地帯で肥沃であったが、その他の大部分は泥炭質低湿地帯で耕作には不適で、しかも当別川の水害を毎年受ける場所であった。そのため、第一章ではそうした地区が開拓されていく苦闘の歴史が書かれている。ただ第三章「産業」でも書かれているように、大正後期には土功組合の還元水を利用してポンプで揚水する事業が始められ、はじめて水田が開かれるようになった(14頁)。

なお、本地区では1893年に、後に衆議院議員にもなった京都府の西田作次郎が109町歩からなる西田農場を設け、小作方式で開拓に着手している。その際、支配人として親戚筋の藤木安太郎という人物が渡道して自らも開墾に従事した。藤木の子孫はそのまま同地に居つき、この記念誌

の編集委員にも名前が挙がっている。その後、1919年には西田農場は当時あった123町歩を解放して自作農創設を断行した(9頁)。

また第二次世界大戦後には極度の食糧難から緊急開拓計画が立てられ、戦後開拓として入植者が多数入ってきた。20-21頁に挙げられている名前を数えると、実に百戸近くが入植している。だが、「入植者たちが入った未知の地は、土地とは名ばかりの未開地で放置されたままの泥炭原野であったため農地造成には基本的な土地改良工事から着手せざるを得ない状況だった」(21頁)ので、転出していく人も極めて多かった。

やがて1960年代に世界銀行資金導入による篠津地域開発事業によって泥炭地を造田する工事がおこなわれた結果、「念願の本格的造田化し、ようやく営農基盤が整った」ということである(22頁)。

第二章「行政」は、文字通り行政制度の変遷が書かれている。これによると、1947年に、当別町の指導で、「当別川を境にして川下右岸と川下左岸の2部落会と」なり、以後今日に至るまで川下地区は二つの字からなることとなった。本章では、それぞれの歴代会長をはじめとしての歴史がまとめられている。

さてそこで、第三章「産業」である。ここでは川下地区でおこなわれてきた具体的な農林業が書かれている。つまり、稲作、小麦、燕麦、大豆、小豆、大麻、亜麻、とうもろこし、菜種、畜産業等で、その後で農業機械の導入過程がまとめられている。なかでもやはり稲作がどうにかこうにかおこなわれていく過程にページが多く割かれており、その後は前述のように「農林業団体」「農業関係機関・団体」「生産団体」「土地改良事業」がそれぞれまとめられている。

ついで、順序が逆になるが第五章以降を先に見ておくと、第五章「教育」では学校教育や社会教育、第六章「社会・文化」では、神社、保育所、電気、通信、水道、道路、災害、兵事について綴られている。

このように見てくると、衣食住といった日々の生活や民俗的なことについての記述があまりないのだが、それは第四章「古老に聞く」で触れられている。これは男女7人ずつの計14人による座談会であるが、目次で分かるようにページ数がそもそも多くないので、情報量としても必ずしも多くない。

この後で、第七章「地域の現況」と第八章「開基百年記念事業の記録」と続く。前にも述べたように、このうちの第七章は一戸一戸の家の来歴が書かれていて、それがかなり詳細である。その意味で、自治体史の民俗編に見られる衣食住などの出来事は、一戸一戸の生活史という形で第七章に収斂されていると考えることができるだろう。

以上から、先に新井(2012)を引用しつつ指摘したように、総じて本書はこの地区の生活の根幹であった農林業が「開基」以来どのように苦闘しながらおこなわれたのかということと、それを表す具体的な一戸一戸の生活史がメインの書であると言ってよいと思う。

ちなみに、本書は美田が開かれて泥炭地であった頃とは面目を一新したという1987年時点で書かれたものであり、その後現時点(2022年)では既に35年が経過している。これは世代が完全に移行したことを意味し、また農業を始めとして四囲を取り巻く状況が激変した年月でもある。したがって本地区の現況が気になる場所であるが、この点は別稿で改めて考えてみることにしたい。

なお、「開基」の頃に「先住民の跡であったろうか」と触れられていたアイヌの人たちについては、その後どのようなかたちで本地区に関わったかは書かれていないので、その点は分からないことを付け加えておく。

### 3. 新潟県の事例

#### ○佐渡郡金井町大字千種字大和田（現佐渡市千種大和田）

・「佐渡・大和田誌」編纂委員会編『佐渡 大和田誌』新潟県佐渡郡金井町大字千種字大和田、2001、580頁

##### ①編纂に至る経緯と構成

本書の編纂当時、大和田は85世帯であり、本書はそうした小さな地区でつくられたものである。巻末の「編集を終えて」によれば、編纂の経緯は次の通りである。

大和田では、1985年頃になると地域づくりが大きな問題となっていた。そのため、1988年に「あしたの大和田を創る運動推進協議会」がつけられた。同協議会が全戸アンケートをとったところ、「先祖から営々と築いてきた大和田の歴史や文化・伝統を今書き留めておかないと、人もかわり、資料もなくなりわからなくなるから、まとめてもらいたい」という意見があり、そこで編纂が始められた。

当初、「大和田は小集落であり、台地の開発以来、薬師様を中心にして歩んできたのだから薬師様、そして薬師十二坊の歴史と文化を中心にまとめようということになった」ということで、最初の一、二年は佐渡高校教諭だった児玉信雄氏に古文書の読解指導をしてもらった。そして児玉氏とともに資料を収集し始めると、慶長検地帳を始め膨大な量の古文書類が出てきた。それらを児玉氏の指導のもと、皆で読んで勉強し、執筆も分担し合ってまとめたのが本書である。その児玉氏によれば、大和田の人たちが「手弁当で長年の間根気よく自身に鞭打って取り組まれた」から本書が出来上がったとして、「敬意を惜しみません」としている。

なお、児玉氏は田中圭一氏によれば「佐渡の歴史研究の第一人者」であるが、その児玉氏当人は、「田中圭一先生には、困った時の御指導や御相談」に乗ってもらったと書いている。田中氏はやはり元佐渡高校教諭で、後に筑波大学教授となり、本書刊行当時は文学博士という肩書の近世佐渡史の専門家である。また、編纂委員たち自身は、「児玉先生からは古文書の読解をはじめ、文体の統一、校正、編集まで、すべて先生に頼ってしまい」とあるので、いずれにしても、この両氏の指導が大きかったことは間違いない。

目次は、次の通りである。

序章	わがふる里大和田……………	1
第一章	お薬師さんと大和田の里……………	7
第二章	古代・中世の大和田……………	75
第三章	江戸初期の大和田……………	115
第四章	江戸中期の大和田……………	165
第五章	村の組織と村の自治……………	225
第六章	江戸後期の大和田……………	247
第七章	明治・大正の大和田……………	267
第八章	昭和戦前時代の大和田……………	337
第九章	昭和戦後の大和田……………	391
第十章	大和田の教育・文化・芸能……………	471
第十一章	村の信仰……………	503
第十二章	人物伝……………	533
	佐渡大和田誌関係年表……………	546



資料……………555  
編集を終えて……………577

目次からいえることは、まず、第一章で「大和田薬師とそれを取り巻く薬師十二坊の歴史」を取り上げている点である。これについては、「大和田集落の住民の精神生活の中で、大和田薬師を見落とすことができません」と児玉氏が書いているように、特別の思いがあるので冒頭の章で取り上げられているのである。

他にはこれといった特徴を挙げることはできないが、しいて言えば、江戸時代と昭和期の記述が長い。特に江戸時代については四つの章にまたがり、150頁以上を使っている。また昭和期も、戦前と戦後を合わせると130頁以上である。

なお、これは本当は次項の内容の点で触れるべきことであるが、ここで述べておきたい。それは、本書は地域のなかで見つけられた史料を徹底的に使った記述となっており、それ以外については記述をいわば自重している。というのは、本書では史料を通じていえることのみを書いているのであって、それ以外は頑なに書くことを自ら抑制している印象を受けるからである。つまりそれだけ徹底して「地区の歴史」を描こうとしており、書かれているのは日本全体の、あるいは新潟県とか佐渡全域の歴史でもない。例えば1945年8月15日のことを記述するにしても、そこでは確かに原爆投下やソ連参戦、玉音放送とその後の皇居前広場で人びとがひれ伏し泣き崩れたということが書かれているが、それは4行に過ぎない。いわば前提となる解説であり、その後は3頁半にわたって、地区の人びとそれぞれの8月15日体験が書き綴られている。

このように、全体史の記述を徹底して自重し、地域に残る古文書を通じてひたすら大和田地区の歴史経験を書いていたのが本書であると言ってよい。そこで次に、本書の内容について見ていくことにしよう。

## ②内容

序章は3ページほどの大和田地区の紹介で、第一章は前述のように「大和田薬師とそれを取り巻く薬師十二坊の歴史」が詳細に調べられている。

そして第二章から九章が具体的な歴史で、いわゆる通史である。

まず第二章では古代・中世が扱われているが、特に重要なのは第三節「千種沖からあがった人びと」であろう。というのは、大和田の人びとは一六世紀末の文禄年間に佐渡全域が大水害に見舞われたために低地から台地上に上がってきたからである。

第三章から六章までは近世で、このうち第三章「江戸初期の大和田」は、慶長検地帳、元和三年（1617）の屋敷検地帳、寛永二年（1625）の新田検地帳、そして慶安年間（1648-52）の名寄帳と「石直し帳」を使って近世初期の大和田の状況を詳述している。特に慶長検地帳は、佐渡全村260ヶ村中で23ヶ村にしか残っていないということで、貴重である（119頁）。ついで台地上に上がった人びとが暮らしていくための開発、水利、治水が書かれている。

第四章「江戸中期の大和田」では、第一節で商品経済の浸透や年貢未払いなどで階層分裂が生じて小作化していく農民が増え、なかでも「資金力の豊富な借金しやすい相川・河原田などの有力町人に質入れる場合が多かった」ことなどが指摘されている（186頁）。ついで第二節では宝暦年間の年貢皆済状や新田検地帳、郷蔵のこと、第三節は享保の改革の影響、<sup>14)</sup> 定免制の採用、殖産興業の勧めや新田開発が書かれており、第四節では寛延一揆と明和一揆についてである。特にこの寛延一揆と明和一揆は佐渡史の中では大きな位置を占めるのでその経緯が書かれているが、

大和田地区では直接の関わりを示す史料は残っていないらしく、大和田に関しては一揆の惣代衆のなかに見られる大和田村の名主の名前が取り上げられるにとどまっている。

第五章「村の組織と村の自治」では、史料に則して大和田の名主一覧や村寄合、村掟、五人組が説明され、第六章「江戸後期の和田」は、天保の改革とそれの和田への影響を中心に説かれた後、「飢饉対策」と題された第二節で近世期の飢饉対策が書かれている。ここで注意したいのは、幕末の情勢についてはまったく書かれていない点である。具体的には「村の中では長百姓と平百姓（小前）の対立がおこり、村方騒動が目立つようになった」（266頁）という一文で本節は終わり、次ページはすぐ近代になる。これは、幕末期の史料が直接的にも間接的にも和田には無かったからだと思われる。そのため、近世期の飢饉対策の記述のすぐ後で、近代へと時代が移行していくことになったのであろう。

さてその近代は、第七章「明治・大正の和田」である。ここでは、第一節で一般的な諸改革について書かれた後、和田の明治初年の集落屋敷図が示され、ついで地租改正がやや詳しい。さらに、戸長制度などの地方制度改革、自由民権運動、徴兵制度が書かれている。そして、第二節の記述が分厚い。とりわけ、「農業改良運動の先駆者」について詳述されており、また明治末期に始められた千種沖耕地整理組合も興味深い。またその後、新保川で始められた「かいか堰」と、一ノ堰である藤五郎堰に強い水利権を持っている和田の関係が説かれているが、この点については後述する。その後の第三節は入会山の分割や共有林について、第四節は和田蓑、和田縞などの諸産業である。

第八章の「昭和戦前時代の和田」では、第一節で昭和初期の出来事について書かれるなかで、衣食住や冠婚葬祭の変遷などの民俗的記述も入っている。第二節では、戦時体制下の食糧増産などについて、個々の戦時体験が書かれている。特に勤労働員と学徒動員の経験が詳しく書かれており、女子挺身隊員は名前、屋号と何年から何年までどこへ行っていったかの表もつくられている。

第九章「昭和戦後の和田」では、第一節で近郷の山につくられた「米軍基地平キャンプ場」について触れられ、第二節では農業技術の変化に加えて水利の変化が詳しく書かれているが、この点も改めて取り上げたい。第三節は水道や道路整備、第四節では和田山口地区の構造改善事業、そして第五節はごく近年の話題で、婦人会や青年会などの他、1987年につくられた「和田壮年会」と翌年の「あしたの和田を創る運動協議会」に触れ、今後の和田を考えていく活動が成されていることが書かれている。前述のように、本書もこの活動のなかで編纂が求められたものであった。

時系列に沿った通史はここまでで、その後第十章「和田の教育・文化・芸能」では、第一節「和田の教育」、第二節「体育活動」、第三節「芸能」で、特に第三節では能と陶芸が取り上げられている。第十一章「村の信仰」は、第一節「寺院・神社」、第二節「堂・地神」、第三節「石造物と屋敷神」から成り、第十二章は「人物伝」である。この他「資料」として、慶長五年和田村検地帳、日露戦争以後の従軍者名簿、共同墓地の構成、和田集落内各世帯の概況、家紋、歴代部落長が載せられている。

### ③いわば、「水利慣行の地域史」として

さて本書のなかで、特に充実していると思われるのが水利慣行についての記述である。これは近世初期から昭和戦後まで万遍なく扱われており、それだけ農業主体の集落として水が大切だったことを意味しているといえるだろう。この間の記述をごく簡単にまとめると、以下のようなになる。

まず、前述のように一六世紀末の文禄年間、打ち続く水害のため和田の人たちは台地上に移

住してきた。そして、新保川の上流に藤五郎堰と言われる堰を設けて、そこから水を引いた。藤五郎という人物について詳しいことは分からないが、とにかくこの藤五郎堰を使って、大和田住民たちは田を切り拓いていった。

藤五郎堰は一ノ堰とも呼ばれており、つまり新保川水系のなかではいちばん上手にあった。そのため、「新保川水系の諸堰の中でもっともつよい権利をもつ」ものだった。「夏の渇水期になると一ノ堰の水の配分方法は樽の底に穴をあけ、満杯の水がなくなるまで約15分間（一堰という）本流に流し、次の一堰は藤五郎堰へ流す。これを交互に繰り返す。下流には夏渡り堰・大堰・大和田関（下江）以下多数の堰があるが、それら全体の堰が藤五郎堰と同量の用水の分配をうけることをみても、藤五郎堰がいかに大きな水利権をもっていたかを知ることができよう」（140頁）とされている。

そのため、近世にはいわゆる水論がしばしば起こった。なかでも19世紀初頭の文化年間にあった訴訟については史料に基づいて詳しく書かれている。これは、六ヶ村が連名で大和田村と今一つ、貝塚村夏渡り堰の江子を訴えたというものである。原告である村々は、藤五郎堰と夏渡り堰よりも下流にある大堰から分水しているところで、簡単にいうと「大堰より上流にある藤五郎堰と夏渡り堰（殿江）は水が十分にあって困らないのに、大堰掛かりの田地は水不足で流末では枯れ先田地（干枯れ）ができて極度に困っているから、もっと大堰へ水を落としてもらいたいという」ものであった（151-152頁）。この時、相川から地方役人が来て和解勧告をしたので一応の決着を見たが、それは当座の解決に過ぎなかったからさらにまた大和田が訴えられた。そしてこれは文化9（1812）年の水論取替せ証文でこれまた一応の決着がつけられた。

時代が明治に変わった1882年にも、また大堰江子との間で紛擾が起こった。大堰は藤五郎堰よりも下流にあるので、前述のように大和田よりも圧倒的に不利な位置に置かれている。そのため、この時に「大堰は取水口で取水したあと七つ江で分水していることは先に述べたが、干ばつになると七つ江の各江の流末、ことに大和方面の諸村（中島・舟津・馬場・横谷・吉井本郷）がもっとも早く枯先田地になり苦しむ。これを解決するために「かいか堰」という堰水落としの方法」を始めたというのである（307頁）。

このように、大和田が持っていた藤五郎堰の権限の強さに、諸他の村々が大変な思いをさせられていた。そしてこれは、戦後にダムがつくられるまで続いた。そのダムについては第九章第二節の「農業の近代化」で詳述されている。

1953、54年に水害が続き、上流に用水ダムを建設することとなり、丸つぼダムと命名された。これによって「渇水の心配も緩和され、また複雑な水利慣行もなしくずしの傾向となっていた」（403頁）という。しかし1958年に再び大洪水に見舞われたため、丸つぼダムが「そっくり腹中に入って」しまう新保川ダムがつくられることとなった。ところが測量試験の結果、「洪水時ダムの水位が藤五郎堰を超えることが判明した」。そのため、設計者は、藤五郎堰を存続させての取水の工夫という第一案と、藤五郎堰の実質的廃止という第二案を、新保川水系委員たちに提案した。この時の委員会では、全15名の委員のうち、大和田からは2名に過ぎず、「水系委員の中でも、大和田以外の委員の共通認識は、藤五郎堰の不合理性を如何にしたら打破できるか」「水利慣行権とはいえ、分水の公平を欠く藤五郎堰の仕組みをすべて改革すること」にあった。したがって、「藤五郎堰は正に悪の代名詞のような存在で」あり、大和田出身の委員は「会場の片隅に小さくなっていた」という。つまり、第二案の藤五郎堰の廃止に、委員会全体の関心が集中していたのであった。

この後、大和田地区でも集落の総会が開かれたが、席上では誰も意見を発しなかった。というのは、「丸つぼダムができてから用水も楽になり、昔の苦労はすでに忘却の彼方になっていた。さ

らにまた大型ダムができるというので全面的にダムに依存していく傾向が強かった」からだということであり、大和田の人たちにとっても、一ノ堰である藤五郎堰は既に無用の存在になっていたからであった(407-408頁)。こうして新たなダムが完成し、「慶長以来大和田台地の開発と共に開かれた藤五郎堰の水利慣行はすべて消滅した」(408頁)。

このように見てくると、藤五郎堰をめぐる一連の出来事のこうした記録は、まさに慶長から昭和戦後にいたるまでの三百数十年にいたる、新保川水系にまつわる「水利慣行の地域史」に他ならない。それだけ本書では、大和田地区の水利慣行についてダイナミックでいながら緻密な地域史が描かれているということである。その意味で本書は、大和田地区の「水利慣行の地域史」が、郷土史家たちの力を借りながら地元の人たちによって詳細に記述されたものということができるであろう。

## V. 事例から見えること

以上のように、前章では沖縄県二つ、北海道一つ、新潟県一つの事例を具体的に検討してきた。これらについては、次のようにまとめることができると思う。

まず和仁屋では、地区内の歴史的経緯を物語る「わな自慢」や「沖縄戦」、実際の「くらし」の状景が、数多くのコラム欄も交えながら描き出される地域誌としてつくられていた。ただ和仁屋では、本稿では触れなかったが拙稿(2022)で紹介したように、実は編集時にフリーランスの編集者が非常に深く関わっていた。毎月2回ずつ編集委員会を開いて各自の進捗状況を確認し合っていたのだが、その際の司会進行及びとりまとめはすべてこの編集者がおこなっていた。もちろん、実際に資料を探したり聞き取り調査をおこなうのは地元の編集委員たちであったが、それらをチェックし、また方向性を示唆するのも編集者の役割であった。実際には、和仁屋区と県内のある出版社が契約を結び、その出版社から委託されるかたちでこの編集者が関わっていたので、その意味では先に挙げた類型でいうと3の「業者へ依頼する場合」に該当するといえるだろう。

ついで同じ沖縄県の青那志では、先述のように既に集落としては存在していない地区の記録となっていた。また同地区では沖縄戦の影響もあって史料も残されていない状況で、ことさら聞き取り調査や回想から地域を再現する形を取っていた。このことは「別添折込」として附属された「昭和20年(1945)3月当時“越来村字青那志住居見取図”」も同様であろう。沖縄県では聞き取りと回想を通じて戦争で失われたかつての地区を再現する試みがしばしば見られるが、そのことが青那志でもおこなわれていたのである。

他方、北海道当別町の川下では、「編集後記」で「全精力を傾け努力を致しましたが、文筆に疎い素人の集まりはいかんともし難く」と書かれていたように、業者や郷土史家などの手助けなく、地元の人たちで作っていた。同書は「開基百年記念」としてのものであり、北海道内の周年記念誌では多くが自分たちの力で作られていると思われるので、川下でも同様であったと考えられる。また、本書では第三章「産業」と第七章「地域の現況」の分量が圧倒的に多い点が特色であるが、これは平取町の『二風谷』でも見られたことであるので、全体の構成を始め編纂にあたっては北海道内の諸他の地域史誌を参考にしたと考えられよう。

最後に見た佐渡の『大和田誌』は、前章で詳細に見たように郷土史家あるいは歴史の専門家としても著名な人たちの指導のもとで分厚い歴史記述がおこなわれていた。実はこの点に関しては、現在佐渡市になっている旧佐渡郡金井町全域が、こうした地域史誌編纂に非常に熱心だったことを指摘しておかなくてはならない。というのは、『大和田誌』よりも11年早く出された『吉井本

郷』(1990)、3年後に刊行された『佐渡 中興史』(2004)も同様に田中圭一氏や児玉信雄氏の指導のもとでまとめられており、いずれも『大和田誌』と同じく重厚でかつ緻密な地域史となっていた。その意味で、『大和田誌』もある日突然出現したものではなかった。そのため、『大和田誌』を真に評価していくためにはこれら2冊、さらに佐渡のなかでの他の地区での地域史誌の通読と比較が必要となってくるだろうと思われるが、この点は本稿では追い切れないので、今後の課題として捉えておきたい。

このように見てくると、一口に地域史誌といっても内実は多様だということが改めて実感できる。ただ留意しておきたいのは、これは筆者がセレクトした沖縄県、北海道、新潟県の違いでもある点である。かつて筆者は、沖縄県、北海道、長野県地域史誌を比較して、沖縄県を「[字誌]の世界」、北海道を「[開基]記念」、長野県を「分厚い郷土史の伝統」という枠組みで分けて考察したことがある(拙稿、2017、126-127頁)。この場合、長野県は沖縄県や北海道と違って古文書など多くの史料が存在するうえ、郷土史の伝統も非常に根強いという意味でそのように表現したものであった。しかし古文書などの史料が多く残されているという点では長野県以外の諸府県も同様であり、本稿ではそれを新潟県佐渡に求めたことになる。その意味で、沖縄県、北海道、新潟県で異なっているのはむしろ当然のことであるともいえるだろう。

とはいえ、これらの4冊だけを通読したからといってすぐに画期的な地域史誌論が展開できるかといえば、それはやはり難しい。そこで最後に、この4冊からいえることを、先に拙稿(2022)で筆者が書いた二つの点を訂正するという形を取って指摘しておきたい。

一つは、地域史誌の特徴は「肯定的な記録」である点だと論述したことである。つまり、拙稿(2022)ではその地域の種々の事物を肯定してから書いていくのがこうした地域史誌の特質であるとしたのであるが、まずこの点を若干訂正しておきたい。

拙稿(2022)では、「ウチの地区には自慢できることがどのくらいあるか」という話し合いから出発したという長野県伊那市の『羽広誌』の事例を取り上げて説明した。その際、本稿でも見た沖縄県北中城村和仁屋の「わな自慢」の概念も同じであるとして議論を補足した。だが、本稿で検討した佐渡の『大和田誌』では古文書読解を通じて歴史を記録していくというものであって、そうした自慢や自己肯定とは異なる客観的次元で歴史が書かれていたといえる。もっとも、劈頭で「大和田薬師とそれを取り巻く薬師十二坊の歴史」が書かれているように、地域での思い入れのあるものを最初に書いている。その意味では、やはり自分たちの生活世界を肯定することから出発しているといえる。ただ前掲拙稿では、肯定という言葉で地域自慢をするのが地域史誌であるかのような書き方をしていたので、そうではないことをここで訂正しておきたい。

二つめに、同じく拙稿(2022)で、地域史誌を「一定の筋立てが欠けている」「二次資料を編纂して書くことが多い」と評価した点である。この点も、やはり『大和田誌』を実際に通読してみれば、特に新保川の水利慣行に照らして文禄年間から昭和戦後に到るまでの変遷が実に緻密に筋道立って描かれていた。この意味で、地域史誌を単に「二次資料を編纂して書く」編纂物と考えたことはむしろ行き過ぎであった。同書が、田中圭一・児玉信雄両氏の徹底的な指導のもとで古文書を自分たちで読んで分析した大和田の人たちがつくった骨太な地域史となっていたことは、前章で詳しく見た通りであり、前掲拙稿において地域史誌をさまざまところから「歴史的事実」を取り出してきて組み合わせた編纂物であるかのように表現した点もまた、ここで訂正しておきたい。

以上、本稿では地域史誌を実際に4冊取り上げて通読を試みてきた。冒頭でも述べたように、これまでアカデミックな次元では地域史誌を丸々一冊通読し、その内容を検討するということが十

分におこなわれてこなかった。その意味で、地域社会で暮らしている「歴史の素人」である住民たちがどのような歴史を自ら書いてきたかということを理解するため、一つ一つを通読してそれを具体的に検討していくことには、大きな意義があると考えられる。したがって今後もこのような通読作業を地道に積み重ねていくことによって、全国の地域史誌の具体層が見えてくると筆者は考えている。そして、その先にはこの一連の研究の最終目的である地域社会の歴史意識を明らかにしていくことも可能になるだろう。改めて、本稿がそのための準備稿であると理解していただければ幸甚である。

## 注

- 1) この場合、本稿では大学などのアカデミックな機関に所属していなくても、何らかの専門的な歴史学会に所属しているなど、研究者として書籍や論文を執筆している人も含めて歴史学の専門家と考えている。
- 2) 拙稿（2015, 2016, 2017, 2022）を参照。また、筆者以外の先行研究についても、これらの拙稿で詳細に論じているので参照されたい。
- 3) 例えば、末本（2013）第6章や市川（2019）など。
- 4) ここで「素人」という表現をしているのは単に「専門家」に対する対義語として用いているだけであり、見下したようなニュアンスは一切含んでいない。「エキスパート」「スペシャリスト」に対する「アマチュア」の訳語と考えていただきたい。
- 5) 筆者が専攻する社会学でも、何らかの地域を論じる地域社会学の分野では特に地域史誌を参照する場合があると思われるが、これまで研究の俎上に載せられたことはない。
- 6) 神戸大学地域連携センターの活動や主張については、奥村（2014, 2015）、奥村・木村・村井編（2018）なども参照されたい。
- 7) 泉田（2018）、大字請戸区（2018）、西村・泉田編（2019-2021）、西村（2021）などを参照のこと。
- 8) 菅氏らの議論については、菅・北條編（2019）を参照。
- 9) この点については、板垣・野本・田中（2018）、天野・後藤編著（2022）も参照のこと。
- 10) これは、筆者の専攻が歴史学ではなく社会学であることも関係している。本文でも書いたように、本稿の研究の最終的な目的は「歴史学に何ができるか」ということではなく、あくまでも地域の住民たちがどのように地域の歴史を書いてきたか、地域社会における歴史意識とは何かを明らかにすることにある。そのための素材として、地域史誌を例に挙げているのである。
- 11) 「いわゆる旧村単位の「区誌」「町誌」編纂も盛んにおこなわれてきていて、特に中野市や須坂市では全県的に見ても数多くの区誌が編纂されていることに気づく。歴史研究が盛んなこの地域の特徴を表しているといえよう。執筆者をみると、前述した地方史雑誌に執筆している方や、博物館・史料館在職経験者などが多くを占めている」（村石, 2016, 98頁）。
- 12) 沖縄県読谷村にある読谷村史編集室には、「字誌の部屋」という部屋が設けられていて、村内で「字誌」をつくらうとする人たちに利用されてきた。また名護市は、名護市史編纂の過程で「字誌」編集を奨励したことで知られ、1991年には『字誌づくり入門』という冊子までつくられていた。
- 13) この他、沖縄本島北部の村々や、伊平屋島・伊是名島などの離島でつくられた「字誌」には、業者の方から編纂を持ちかけたところも複数あったという（2014年7月2日、かつて沖縄県北部で「字誌」編纂を多く手掛けていた業者へのインタビューから。その業者は今日では解散している）。
- 14) 第二節の宝暦年間と第三節の享保の改革では時代順が逆であるが、本書の記述としてはそうになっている。但し、両節とも長い時間を扱っていてやや錯綜しているので、このような配列なのであろう。

\* 本稿で検討した各地域史誌は、地区内に向けて主につくられたもので一般書店で流通しているものではないので、引用の際には個人名が特定・類推されないように留意した。

## 引用文献

- 天野真志・後藤真編著『地域歴史文化継承ガイドブック 付・全国史料ネット総覧』文学通信, 2022
- 新井かおり「アイヌの集落が自らの歴史を語り始めること—貝澤正が編集する『二風谷』の到達」『応用社会学研究』第54号, 2012
- 泉田邦彦「『地域の記憶』を記録する——浪江町請戸地区における大字誌編纂の取り組み——」西村慎太郎編『新しい地域文化研究の可能性を求めて Vol.5』人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「日本列島における地域社会変貌・災害からの地域文化の再構築」, 2018
- 板垣貴志・野本瑠美・田中則雄『地域とつながる人文学の挑戦』今井出版, 2018
- 市川秀之「滋賀県下の字誌にみる歴史実践」菅豊・北條勝貴『パブリック・ヒストリー入門 開かれた歴史学への挑戦』勉誠出版, 2019
- 大字請戸区『大字誌 ふるさと請戸』蕃山房, 2018
- 奥村弘『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会, 2014
- 「歴史資料の保全と活用—大規模災害と歴史学」『岩波講座日本歴史 第21巻 史料論』岩波書店, 2015
- 奥村弘・村井良介・木村修二編『地域歴史遺産と現代社会 地域づくりの基礎知識1』神戸大学出版会, 2018
- 佐藤健二「近代日本民俗学史の構築について／覚書」『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集, 2011
- 「佐渡中興史」編纂委員会編『佐渡 中興史』新潟県佐渡郡金井町大字中興区, 2004
- 末本誠『沖縄のシマ社会の社会教育的アプローチ——暮らしと学び空間のナラティブ——』福村出版, 2013
- 菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦』勉誠出版, 2019
- 拙稿「地域で地域の歴史を書く——大字誌論の試み」野上元・小林多寿子編著『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験——』ミネルヴァ書房, 2015
- 「一般の人たちが地域で歴史を書くとき——沖縄県の「字誌」編集者へのインタビュー」『東京国際大学論叢 人間科学・複合領域研究』第1号, 2016
- 「複数の「歴史」——地域史誌の編纂から考える——」『社会学年誌』第58号, 2017
- 「〔新刊案内〕和仁屋字誌編集委員会編『字誌 わなむら』」『地方史研究』第514号, 2021
- 「地域史と住民—肯定的な記録としての地域史誌—」『都市問題』第113巻第4号, 2022
- 戸邊秀明「史学史と歴史叙述—日本近現代史学史を窓として」『第4次現代歴史学の成果と課題 第3巻歴史実践の現在』續文堂出版, 2017
- 永原慶二『20世紀日本の歴史学』吉川弘文館, 2003
- 名護市史編さん室編『字誌づくり入門』名護市教育委員会, 1991
- 西村慎太郎『『大字誌浪江町権現堂』のススメ』いりの舎, 2021
- 西村慎太郎・泉田邦彦編『大字誌 両竹1～3』蕃書房, 2019-2021
- 村石正行「長野県北信地域における地方史活動」『地方史研究』第66巻第4号, 2016
- 吉井本郷史編纂委員会編（田中圭一監修）『吉井本郷史』吉井本郷区, 1990

## 付 記

本稿は、JSPS 科研費 JP19K02049 の助成を受けたものである。

## 執筆者紹介 (掲載順)

川名隆史	経済学部	教授	社会思想史
田中信市	人間社会学部	教授	臨床心理学
吉田量彦	商学部	教授	哲学, 倫理学, 思想史, 地域研究
水野厚志	言語コミュニケーション学部	准教授	中国思想・哲学, 中国語教育
瀬戸口勲	言語コミュニケーション学部	助教	中国語学
勝又章夫	経済学部	非常勤講師	社会思想史
澤田孝史	経済学部	教授	イギリス文学
高田知和	人間社会学部	教授	社会学, 社会史



## 編集後記

今月号は、学術論文6本、研究ノート2本が掲載されました。電子版ですと実感できませんが、分厚い『人文・社会学研究』第8号になりました。査読審査をしてくださった先生方には心から感謝をいたします。次号も多数の投稿をお待ちしております。

(編集担当)

---

東京国際大学論叢 人文・社会学研究 第8号 2023(令和5)年3月20日発行  
[非売品]

編集者	東京国際大学人文・社会学研究論叢編集委員
発行者	浅野善治
発行所	〒350-1197 埼玉県川越市の場北1-13-1 TEL (049) 232-1111 FAX (049) 232-4829
印刷所	株式会社 東京プレス 〒161-0033 東京都新宿区下落合3-12-18 3F

---

# THE JOURNAL OF TOKYO INTERNATIONAL UNIVERSITY

Humanities and Sociology

No. 8

---

## Articles

The Creation of a New Jewish Identity in the Jewish Bund ..... KAWANA, Takashi

The Body in Psychotherapy of Complex PTSD

— Use of Images and Words with Somatic Techniques — ..... TANAKA, Shinichi

City of the Condemned: On the Founding and

Development of Altona ..... YOSHIDA, Kazuhiko

Confucian Discourse and the Dramatic Nature of

*Zhuangzi* in the *Zhuangzi Citang Ji*. ..... MIZUNO, Atsushi

On Chinese Vocabulary

— Centering on Comparisons with Beijingsese — ..... SETOGUCHI, Isao

Karl Kautsky and the Theory of Non-historical Nations

in the Case of the Czech Question ..... KATSUMATA, Akio

---

## Research Note

Henry Fielding's Plays 1728-1731 ..... SAWADA, Takashi

Reading *Chiikishi-shi*: Concrete Images of Local History

Written by Ordinary People in the Community ..... TAKADA, Tomokazu

---

2 0 2 3